

第3編 公助

第 1 部 災害への備え

(災害予防計画)

第1章 災害に強いまちづくり

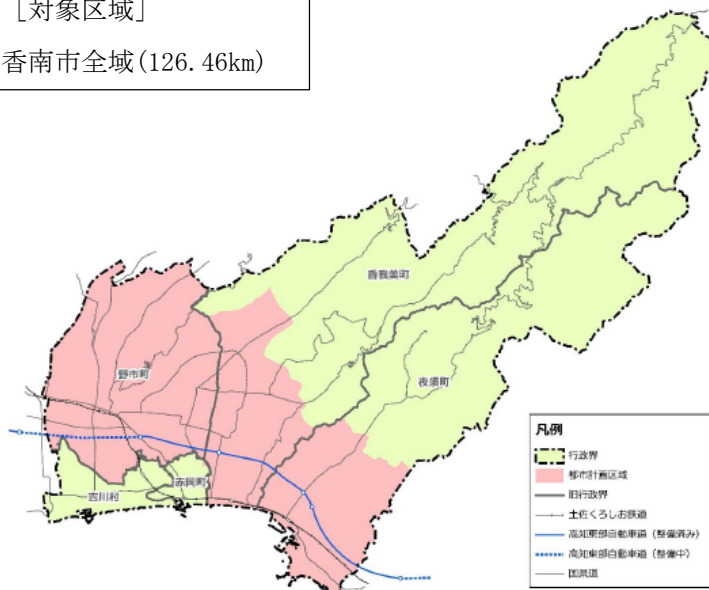
第1節 防災まちづくり

【基本的な考え方】

地震・津波に強い都市構造の形成を図るため、幹線道路、避難路、指定緊急避難場所・指定避難所、広域避難場所、緊急輸送道路等の整備、延焼遮断帯ならびに防災活動拠点ともなる都市公園、河川敷地、港湾等の骨格的な都市基盤施設および防災安全街区の整備、老朽化した住宅等が密集している地域の解消等を図るための土地地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等を行うものとする。

また、施設管理者は、商業施設および駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性に鑑み、これらの施設における安全確保対策および発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

1 都市の防災・減災構造化

施策の方向性	担当課	関係機関
都市計画の地域等の指定状況	住宅政策課	高知県
・本市における都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく地域等の指定状況は、野市町の全域（昭和 53 年 9 月 5 日指定）、香我美町の一部（昭和 53 年 9 月 5 日指定）、夜須町の一部（平成 11 年 4 月 1 日）となっている。 ・都市計画区域内については、区域区分や用途地域の指定はない。 [対象区域] 香南市全域(126.46km) 		
> 関連 - 1 香南市都市計画マスタープラン		

施策の方向性	担当課	関係機関
緊急輸送道路等の整備	建設課	高知県
・災害時においては、物資・資機材・要員の輸送および負傷者の搬送が早急に必要となる。これらの活動を円滑に行うため、以下の道路を緊急輸送道路に指定し、整備を図ることとする。 - さらに、指定された緊急輸送道路については、沿道建造物の不燃化および耐震強化を図り、電柱等の構造物の地中化を推進し、自販機の転倒防止、看板等の落下防止、ブロック塀の倒壊防止に努める等、関係機関、住民等に理解を求めていくものとする。 ○国道55号 高知東部自動車道 ○市庁舎と県庁、中央東地域本部、中央東福祉保健所、中央東土木事務所をつなぐ路線 ○市庁舎と救護病院（野市中央病院）をつなぐ路線 ○市庁舎と自衛隊をつなぐ路線 ○市庁舎と消防本部・各支所をつなぐ路線 ○市庁舎と高知龍馬空港、高知港、高速道路南国インターチェンジをつなぐ路線 ○総合防災拠点（県立青少年センター）と指定避難所をつなぐ路線 ・高知県においても緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、整備を図っている。 ・国土交通省は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物量上重要な道路輸送網を「重要物流道路」を新たに指定し、機能強化・重点支援を実施する。 ・また、集中的な大雪時においても道路ネットワーク全体として、道路機能への影響を最小限とするための道路拡幅や待避所の整備、除雪作業機材の整備および予防的な通行規制区間の設置等、幹線道路上での大規模な滞留車両を回避することを基本的な考えとして対策を行うよう努める。 ・雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛けるものとする。 ・緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。		
➤関連－1 香南市都市計画マスタープラン ➤施設－1 緊急輸送道路		

※ 総合防災拠点の高知県立青少年センターを基点とした緊急輸送道路

緊急輸送道路		防災拠点施設
一般国道自動車専用道路	高知東部自動車道	香南消防署 香南市役所 高知大学医学部附属病院 中央東土木事務所 中央東地域本部 中央東福祉保健所 JA 高知病院 南国警察署 高知龍馬空港 高知県立青少年センター 野市中央病院 特別養護老人ホーム オーベルジュ 陸上自衛隊高知駐屯地 高知職業能力開発短期大学校 のいちふれあいセンター 吉川防災コミュニティセンター 夜須こども園 夜須運動広場 野市小学校 野市幼稚園 野市保育所 野市東小学校 野市東こども園 佐古防災コミュニティセンター 佐古小学校 佐古保育所 特別養護老人ホーム三宝荘 野市中学校 香我美市民館（香我美図書館） 香我美トレーニングセンター 香我美支所 香我美中学校 香我美幼稚園 香我美おれんじ保育所 香我美町高齢者生活福祉センター 香我美変電所 城山高校 赤岡市民館 赤岡小学校体育館 特別養護老人ホーム オークの里 児童養護施設愛童園 北部クリーンセンター 大谷配水池 有岡配水 香南市立学校給食センター
一般国道	国道 55 号線 国道 195 号線	
主要地方道	春野赤岡線 龍河洞公園線 香北赤岡線 夜須物部線・安芸物部線 南国インター線	
一般県道	土佐山田野市線 山北岸本停車場線 稗地中村線 山川野市線・山北野市線 遠崎野市線 南国野市線 香北野市線 奥西川岸本線	
香南市道	坂本父養寺線 野地横井線 馬袋線 野地中ノ村線 カレッジ高知線 新宮深淵線 駅前南北線 吉川 206 号線 坂目・宮ノ首線 蔵本・西岡山線 坪井・上夜須線 行間・西谷線 野市保育所線 みどり野南北 5 号線 東小学校西線 東上野母代寺線 母代寺東佐古線 母代寺学校線 母代寺線 中学校線 刈谷線 大願寺北線 川谷刈谷線 みどり野新宮線 岩田ヤシ中ノ村線 南屋敷西澤線 須留田 1 号線 南町線 裏町線第 3 号支線 青木線 吉川 56 号線 土居山 B 線 千切備後線 入道谷線 壱町田・ハエ山線 壱町田・道バタヤシ線 壱町田・コト線 吉田・行間線	

施策の方向性	担当課	関係機関
建築物の不燃化の促進	住宅政策課、消防本部	高知県
・建築物の不燃化等を促進することにより、都市の防災性をより一層向上させるため防火地域および準防火地域を適切に配置する。 ・防火地域および準防火地域の検討に当たっては、都市の成長に伴った都市構造の変化を踏まえ、高容積地区や老朽化した密集している地域だけでなく、大規模地震の発生時の避難所となる公園や避難経路となる幹線街路の沿線や、延焼の防止の観点から十分考慮する必要がある。 ・また、被災地において、救急、医療、復旧活動等の中心となるような公共建築物のある地区やその周辺においても、防火性を高める必要がある。 (1) 防火地域・準防火地域の指定 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域、準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。 (2) 建築基準法第22条区域の指定 防火地域・準防火地域以外の市街地においても指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。 ▶関連－1 香南市都市計画マスタープラン		
施策の方向性	担当課	関係機関
市街地の再整備	住宅政策課、防災対策課	高知県
・安全・安心な暮らしを守るには災害に強いまちを形成することが重要である。そのためには、老朽化した建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において市街地再開発事業や土地区画整理事業等の手法を活用し、土地の合理化（隣地との共同建替えなど）等により、耐震・耐火性能に優れた良好な建築物への建替え促進や、公園、緑地、広場、街路などの公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に進める必要がある。 ・これらの整備にあたっては、以下の点についてあわせて留意する必要がある。 ○地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保 ○食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた防災公園の整備 ○高齢者等の要配慮者に対する安全性確保 ○幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した街路網の形成 ○防災マップ等を十分考慮した避難路および避難地のネットワークの形成 ▶関連－1 香南市都市計画マスタープラン		
施策の方向性	担当課	関係機関
道路橋梁、河川対策	建設課、農林水産課	高知県
・国道、県道、市道等の重要幹線道路の沿道の不燃化を図り、通行機能および延焼遮断機能の強化を図る。 ・県と連携して計画的な河川改修を促進し、水資源の確保や水害・地震・津波に対する防災性の向上を図る。 ・市内を流れる河川の沿道の不燃化を図るとともに、公園、学校、福祉施設、社会教育施設などの公共施設との回遊性を確保し、緊急避難通路としての役割を担わせる。 ・既設の道路、橋梁等の耐震性の診断を早急に行い、その改良や補強を行う。 ▶関連－1 香南市都市計画マスタープラン		

2 道路交通の混乱防止対策

災害の発生直後の混乱により道路交通が阻害された場合、災害対策活動に必要な人員・資機材が必要な現場に届かないという事態が発生することが懸念される。

このような事態を防止するための対策を市、消防、警察および自衛隊等が連携して以下のとおり推進する。

施策の方向性	担当課	関係機関
自動車運転者の取るべき措置の周知徹底	防災対策課、消防本部	高知県、警察、自衛隊
・災害発生時に運転者が取るべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。 ○走行中の車両運転者は、次の要領により行動する。 ①急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。 ②停止後は、カーラジオ等により災害情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動すること。 ③引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。 ④車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、ドアはロックしないこと。 ⑤駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ○津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。ただし、津波から避難をするためにやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路の障害物などに十分注意しながら運転すること。 ○災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域内等に在る運転者は次の措置をとること。 ①速やかに、車両を次の場所に移動させること。 a 道路の区間にかかる通行の禁止または制限が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 b 区域にかかる通行の禁止または制限が行われたときは、道路外の場所 ②速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ③通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動または駐車すること。 なお、警察は、運転者が警察官の指示に従わなかったり、現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。また、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官または消防職員は、自衛隊用緊急通行車両または消防用緊急車両の円滑な通行のため、警察官に代わり警察官が行う命令または措置を行うことができる。この場合において、自衛官または消防職員は当該命令または措置をとった場所を管轄する警察署長に、直ちに通知しなければならない。		
施策の方向性	担当課	関係機関
緊急通行車両確認標章等の交付	契約管財課、防災対策課	高知県、警察
・輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。		

施策の方向性	担当課	関係機関
交通安全施設の防災機能強化	防災対策課	高知県、警察、自衛隊
・緊急輸送道路として確保すべき道路を重点に、交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策および復旧対策等の防災機能の強化を図る。		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害発生時における迅速な交通広報	防災対策課、消防本部	高知県、警察
・報道機関等を通じて、一般通行車両および住民等に対し、道路の被害状況、交通規制状況、迂回路等の情報の周知徹底を図り、道路交通に支障のないよう万全を期すものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
自動車・自転車違法駐車対策	防災対策課	高知県、警察、自衛隊
・災害時に備えて、平時から以下の事業を通じ、緊急時の通行の妨害になるような自動車・自転車の違法駐車防止に向けて周知徹底を図る。 (1) 交通安全教育 高齢者、子ども、その保護者を対象に、歩行者および自転車利用者としての安全教育を実施する。 (2) 違法駐車対策 香南市違法駐車等の防止に関する条例（平成18年3月1日条例第21号）に基づき、違法駐車等を防止するため、指定した重点地域において、助言および啓発を行う。 (3) 放置自転車対策 現在、市民の手軽な交通手段として利用されている自転車を公共の場所に放置しないように、その駐輪マナーの向上を図り、また自転車等駐輪場の整備を推進する。 また、駅駐輪場においては、ごめん・なはり線駅自転車等置場の設置および管理に関する条例施行規則（平成18年9月26日規則第189号）に基づき、放置自転車については随時移動保管を実施していく。		
施策の方向性	担当課	関係機関
自動車運転者に対する広報	防災対策課	高知県、警察、自衛隊
・運転者に対して地震情報を的確に伝えるとともに、通行規制路線や幹線道路への流入を禁じる等の制限の周知を図るため、情報板の整備や公共交通機関の通信網を利用した道路上における広報機能の向上を図る。		
施策の方向性	担当課	関係機関
自動車運転者のモラルの向上	防災対策課	高知県、警察、自衛隊
・違法駐車や災害時の自家用車の利用など、個人の勝手な行動により災害対策活動が阻害される事例は通常の火災等でも多く見られ、特に大規模災害時には、このような状況が致命的な結果につながるものと考えられている。日頃から機会を捉えて運転者のマナーアップを図ることで、災害時に十分な道路交通を確保するよう、運転者への啓発を推進する。		

3 宅地災害予防対策

施策の方向性	担当課	関係機関
宅地造成等の規制対策	住宅政策課	高知県
- 宅地造成工事により、がけ崩れまたは土砂流出等の災害の生ずるおそれの著しい地域については、新規の宅地造成工事および既成の宅地についても指導、規制を行い、災害を未然に防止するものとする。なお、指導にあたっては関係機関とも協力する。 - 造成地で発生する災害の防止を図るため、都市計画法に規定されている開発許可の審査および当該工事の施工において、指導、監督を行う。 <造成地における開発許可基準> 開発区域の地盤が軟弱である場合、崖がある場合、切土・盛土を行う場合は、各々、地盤沈下、がけ崩れ等が発生しないよう、土の置き換え、水抜き、擁壁の設置その他の措置が講ぜられること。 - 市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
がけ地近接等危険住宅移転対策	住宅政策課	高知県
がけ地の崩壊、土石流、地すべり等は、そこに住む人々の生命および財産に重大な被害をもたらすことから、がけ地に近接する危険住宅の移転を促進し、住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、危険住宅の除却に要する経費および危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する経費について、その一部を国、県などにより補助するものである。 ➤要綱－10 がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱		

4 災害危険区域の指定

洪水、地すべり、がけ崩れ、高潮、津波等により、災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査および危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものとする。

施策の方向性	担当課	関係機関
災害危険区域の指定	防災対策課、建設課、住宅政策課、農林水産課	高知県
(1) 災害危険区域の現況 ○土砂災害警戒区域等指定区域 ○河川、海岸および重要水防箇所等 (2) 実施責任 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地すべり等防止法および急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域ならびに法指定以外の指定区域の行為の制限、その他災害予防上必要な設置については県と協力し、万全を期するものとする。 河川および海岸の災害危険区域の巡視および災害予防上必要な措置については、水防法の定めるところにより行うものとする。 (3) 危険区域の予防査察等 ○地すべり、崖崩れ関係 - 地すべり、崖崩れが予想される地区を巡回し、また住民からの連絡、通報とあわせて、事前に住民の避難指定等適切な措置をとるよう努めるものとする。 ○水防関係 - 水防計画（津波関係）の定めるところによるものとする。 ➤危険－1 香南市の土砂災害警戒区域（基礎調査含む）図 ➤危険－3 河川の重要水防区域一覧 ➤危険－5 海岸の重要水防区域一覧		

5 孤立防止対策

地震、風水害等の災害が発生した場合、中山間地域、沿岸地域、などの地区および集落のうち、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが、①地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積、②津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積、③地震または津波による船舶の停泊施設の被災により、人の移動・物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる。

孤立状態となった避難場所からの緊急的な救援要請に応えられる体制を整備するとともに、危機的な状況を脱した後の避難所生活への移行手順についての検討を進める。

施策の方向性	担当課	関係機関
通信手段の確保	防災対策課	高知県
・災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との情報が途絶しないように集会所などへの衛星携帯電話の設置やWiFi無線を活用したシステムの構築など多様な通信手段の確立に努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
サイン旗の配備	防災対策課	
・津波避難場所・避難所に救助を求める避難者がいないか、その中に重傷者等がいないかを防災ヘリ等救助・救援機関に知らせるため、避難者情報に関するサイン旗を孤立する可能性のある集落（救援ポイント・避難所）ごとへの配備を検討する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
道路網の災害予防対策	防災対策課、建設課、農林水産課	高知県
・孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、市道・林道・農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
ヘリコプター臨時離着陸場の確保	防災対策課、消防本部	高知県
・空経由での被災者の搬送や救援物資供給を行うために、災害時に孤立のおそれのある香我美町、夜須町において、ヘリコプター臨時離着陸場の空間を確保・維持管理するよう努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
孤立予想地域の実態把握	防災対策課、消防本部	高知県
・中山間地域、沿岸地域、などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難または不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握する。 ・平時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。 ・観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。 ・各地域においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
自主防災組織等の事前の備え	防災対策課、消防本部	高知県
・地震や津波、風水害等により孤立した場合、数日間はその場所で救援を待たなければならないことも考えられるので、必要な物資・資機材を備蓄しておくことが大切である。救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地区市民の間で準備することを指導する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
市が指定する避難所への移行	防災対策課	高知県
・住居や集落内の避難所が津波等により損壊するなどにより生活の拠点が失われた場合、地域住民を集落外の避難所に移動させて避難生活を送ってもらわなければならないことが想定される。その時の移行手順・手段を検討し、定める。		

第2節 交通ネットワークおよびライフラインの安全対策

【基本的な考え方】

地震発生時の公共施設等の被害は、物的な損害にとどまらず、地震直後の避難行動、消防活動、医療活動等に大きな影響を及ぼす。また、その中でも道路施設、上水道および下水道、電気、電話、ガス等のライフラインの被害は、市民の文化的な生活に対して大きな打撃を与える。

このような被害をできるだけ防止するため、関係各機関は、以下のような対策をとるものとする。

1 道路施設の対策

道路施設は、災害直後の避難者の避難路、消防活動、救助活動の救援路として、また、応急復旧活動期には救援物資や復旧資材の輸送路として重要である。特に、広幅員道路は火災発生時に延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、道路施設の地震対策を進めるにあたっては、防災拠点間の道路網となる重要な役割をもつ緊急輸送道路の整備等に併せ、健常者だけでなく、障がい者、高齢者等いわゆる要配慮者の歩行避難に配慮した道路環境の整備や公共施設等を総合的、かつ計画的に考え、安全性および耐震性の向上を十分検討し、道路網の整備を促進する。

施策の方向性	担当課	関係機関
道路環境の整備	建設課、住宅政策課、農林水産課、消防本部	高知県
・良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進する。特に延焼遮断帯として役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、難燃性の樹種を選定するよう配慮する。 ・歩行者が安全かつ快適に通行できる空間づくりをめざしたコミュニティ道路の整備を促進するとともに、歩道のない道路は歩道の整備を進める。 ・道路案内標識の設置にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点からデザインその他必要な配慮を行う。 ・路上駐車、放置自転車等のために災害時の避難や消防、救急救助活動に支障のある区域については、駐車場および駐輪場の整備、確保に努める。特に、不特定多数の人が集まり、災害時の避難や消防、救急救助活動に支障の大きい地域については、駐車防止等に関し、市が必要な管理、指導を行えるよう検討する。 ・法面の崩壊・落石、路面の崩壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化を図り、救援・消防活動にも有効な道路の整備を図る。 ・その他良好な道路機能の維持を図るため、道路改良等の整備に努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
橋梁の耐震性調査および点検・整備	建設課、農林水産課	高知県
(1) 橋梁の耐震性調査 市管理の幹線道路の橋梁については、耐震性調査を行い、その状況等を把握しておく。 (2) 橋梁の点検・整備 上記の調査による危険箇所については補修、補強、架替えを行うとともに、機能について点検、整備を実施し、防災対策上、十分な安全性の確保に努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
道路の水害対策	建設課	高知県
・道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。 ・道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。		

施策の方向性	担当課	関係機関
災害時優先復旧道路の指定	建設課	高知県
・地震発生後の避難、消火、輸送等の応急対策活動を迅速、的確に行うことは、市民の生命、身体、財産の安全を守るために最優先されるべき課題である。そこで、道路が被害を受けた場合、あるいは放置車両等で閉塞した場合に優先的に復旧すべき道路を指定するものとする。 (1) 路線等の指定 ○公共的施設等と連絡する路線 ○市が指定する指定避難所に連絡する路線 ○港湾、空港等の輸送拠点へ連絡する路線 ○救護病院等の医療機関周辺の路線 (2) 路線等の安全性の向上 ○予想される道路被害と路線の重要性を総合的に考慮し、かつ耐震補強を推進しながら被害の軽減に努めるとともに、代替路線についても配慮する。 ○電柱、自動販売機、看板等の落下転倒による道路の閉塞を避けるために、危険箇所の改善指示を行う。 ○地震発生時に直接的な被害を受けなくても、車両の放置等によって道路の有効幅員がせばめられ、結果的に機能を発揮できなくなるおそれがある。このため、地震発生時にドライバーがとるべき行動について周知徹底するとともに、選定路線については駐車禁止措置に配慮する。 ○市民に対して、避難場所へ至る避難道路の広報、伝達を行う。		
施策の方向性	担当課	関係機関
道路啓開計画	建設課、農林水産課	高知県
・道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路管理者及び関係機関と連携して道路啓開計画を作成する。 ・道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。		

2 上水道施設の対策

上水道は、市民生活に欠くことのできない重要な施設であり、特に貯水施設は、災害時においても最低限確保すべき飲料水を供給するための最も重要な施設である。

災害時の被害を最小限にとどめるため、年次計画等により、施設の耐震性、安全性の強化を図り、整備を推進する。

施策の方向性	担当課	関係機関
主要施設の耐震化の推進	上下水道課	高知県
・取水、送水、配水施設等の耐震性の強化を図り、平時からその機能について適切な維持管理を行うことで、防災対策上、十分な安全性の確保に努める。 ・また、施設の耐震診断に基づく、耐震補強や緊急遮断弁設置等の整備を推進する。 ・特に配水池と防災拠点および緊急公共施設（救護病院・指定避難所・市役所本庁舎・遺体安置所等）をつなぐ上水道管路や施設の更新や耐震化を進めるものとする。 ・配水池を整備する。 ・被災後、早期に復旧ができる施設を整備する。 ・被災後の給水の確保と、被害施設の早期復旧ができる体制を確立する。 ・被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。 ・災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備を図る。 ・施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。 ・災害発生時に電力確保することは重要であり、主要施設の非常用発電設備の設置等をより充実させる。		
施策の方向性	担当課	関係機関
代替水源の確保	上下水道課、防災対策課	高知県
・市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
応急給水拠点の整備	上下水道課	高知県
・災害時に各戸給水が困難な場合、給水車を利用して各避難場所や主要施設に運搬する飲料水を確保する施設を「給水拠点」とし、被災した住民が飲料水を直接取りに来る所を「給水所」とする。 ・各拠点の整備については、配水池等の機能向上を図り、災害時に必要な貯水量を確保し、応急給水器具（給水車、給水タンク、その他資機材等）を整備・備蓄する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
応急対策活動の整備	上下水道課	高知県
・水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。 - また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。		

3 下水道施設の対策

施策の方向性	担当課	関係機関
下水道の安全対策の推進	防災対策課、上下水道課	高知県
・本市の下水道は、地域ごとに、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽の各方式で整備されている。 ・市民の命と生活を守るため、下水道が有すべき機能「①命を守る、②トイレの使用の確保、③公衆衛生の保全、④浸水の防除、⑤応急対策活動の確保」対策を重点的に実施するものとする。 (1) 管路施設の整備 ○面的に広がる管路施設は、管きよの接合方法、基礎工法の現状から、地震時においては地盤の軟弱な地域、地質の急変箇所において被害が予想される。このため、幹線管きよについては、変位を吸収する措置などにより耐震性の向上を図るとともに、枝線管きよについては、震災時に補修の容易な構造とし、点検などによる危険箇所の早期発見と修理に重点をおいて対処する。 ○処理場と災害対策本部施設や防災拠点などをつなぐ管路の流下機能を確保・軌道や緊急輸送路等の埋設管路について優先的に耐震補強を実施する。 ○重要な管路については、バックアップ機能の導入を検討する。 ○災害時は、トイレが重要な問題となることから、マンホールトイレの整備を進める。 (2) 下水処理場・ポンプ場の整備 ○発生汚水量を想定し、排除するための仮設ポンプの能力、発電機の能力、消毒剤の必要量、仮設沈殿池の必要規模等を把握し、被災後、迅速に市街地から汚水を排除することで、公衆衛生を保全する。 (3) 体制面での対応 ○勤務時間外に災害が発生した場合の初動要員およびその職員が行うべき緊急措置を計画する。 ○災害復旧資機材を最小限整備するとともに、他市等への応援要請を計画する。 ○被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。 ○災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。 ○施設、設備等の管理図書の分散、保管を図る。		
➤ 関連－3 香南市下水道 BCP		

4 電力設備の対策（四国電力株式会社高知支店・高知支社）

現在の都市機能は、そのほとんどが電気に何らかの形で依存している。したがって、災害時の停電が市民に与える影響は極めて大きいものとなる。平成30年北海道胆振東部地震では、北海道エリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）が発生した。このため、電力設備に関しては、地震時においても停電になりにくい設備の実現、平時からの関係機関との連携、停電した場合の早急な復旧のための予防対策が求められる。

そこで、以下のような対策をとるものとする。

施策の方向性	担当課	関係機関
電力設備の耐震性確保	防災対策課	四国電力
電力設備（送電・変電・配電設備）については、高レベル地震動に対して、著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保等により全体としておおむねシステムの機能が確保されることとし、「電気設備の技術基準」や「電気技術指針」などにに基づき設計施工している。		
▶組織－5 防災関係機関の連絡先一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
送配電系統の対策	防災対策課	四国電力
- 送変電設備については、送電線の多回線化や変圧器の複バンク化などの多重化を行い、配電設備については、樹枝状の系統とし、事故区間を切り離したうえで、健全区間を可能な限り自動融通できる仕組みを整えている。 - また、被害の状況によっては、他電力との連系線を活用した四国外からの受電や、災害拠点病院等重要施設に対する移動用発電機車の活用などにより必要な個所から順次復旧を図る。		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害対策用資機材および復旧要員の確保	防災対策課	四国電力
- 災害に備え、平時から復旧用資材、工具、消耗品の確保に努める。 - また、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他電力会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。 - 他電力会社等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害復旧訓練	防災対策課	四国電力
- 災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。なお、訓練実施にあたっては、関係機関との連携強化を図るとともに実践的な内容とし、抽出された課題については、その改善策を検討し、次の訓練に反映させる。 - また、国および地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
電気による火災・感電（2次災害）の防止対策	防災対策課	四国電力
- 災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、留意すべき事項について広報活動を行う。 - 電気事故防止PRについては、平時からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や市ホームページを通じて行うほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。		

施策の方向性	担当課	関係機関
電気の重要施設への臨時供給計画	防災対策課	四国電力、国、高知県
(1) 重要施設リストの整備 高知県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点、香南市を含むその他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、四国電力と共有する。 (2) 電力供給要請の手順 ○四国電力は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、高知県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる高知県は、上記のリストに掲載された施設等について、電力の臨時供給の必要性を確認する。高知県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を、四国電力に対し要請する。 ○四国電力は、当該要請に基づき、重要施設に対し、系統の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。 ○高知県は、四国電力との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、国の緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。 ○国の緊急災害対策本部は、高知県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、四国電力に対して、県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。 ○国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、国の緊急災害対策本部による調整の後、経済産業省を通じて臨時供給を要請することができるものとする。 (3) 臨時供給に必要な移動用発電機車等が不足する場合の対応 ○移動用発電機車が不足する場合には、四国電力は、電力広域的運営推進機関に必要な要請を行い、広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。 ○四国電力は、移動用発電機車等の燃料が不足する可能性がある場合には、経済産業省を通じ、全国石油商業組合連合会、石油連盟等と調整を行う。		
➤関連－4 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（物資調達に係る計画）		

5 ガス施設の対策（四国ガス株式会社高知支店・高知県 LP ガス協会）

本市のガス供給は、すべて LP ガスである。ガスは、熱源としてのみならず、冷房設備などの動力源としても使用されており重要なライフライン機能である。同時に、施設の破損によってガスが流失した場合は、二次災害の防止および被害拡大防止が要求される。

このため、以下のような対策をとるものとする。

施策の方向性	担当課	関係機関
LP ガス施設の耐震性の確保	防災対策課	四国ガス、高知県LPガス協会
(1) LP ガス製造、供給施設所の耐震性確保 ガス製造、供給所施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、過去の災害例を参考としてさらに各施設の耐震化を図る。また、停電時でも機能が損なわないよう、保安電力を確保する。 (2) 供給設備の対策 ア. 容器 ○地盤面からの露出部分が低く、かつ、水平で十分な広さを有する台の上に設置する。 ○スカート底部の変形の著しい容器の使用を禁止する。 ○容器の鎖二重掛けを行う。この場合、鎖止め金具は軸組に確実に取り付ける。 ○専用固定具を用いて家屋の軸組、副木に確実に固定する。 ○集合供給設備には、ブロック製等の容器収納庫を設ける。 ○地震による大型容器の移動等による供給管の損傷防止対策を講じる。 イ. 容器周り ○落下物から容器バルブ等を保護する。また、プロテクターの導入を図る。 ○高圧ホース、低圧ホースを使用し、たるみをなくす。 ○集合管（ヘッダ）の補強と逆流防止機構を導入する。 ウ. バルク供給 ○平坦なコンクリート盤等により不同沈下の起こらない構造としアンカーボルト等で固定する。 ○地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する。 エ. 供給管・配管 ○適切な間隔で供給管・配管の支持を強化する。 ○供給管・配管は不必要な埋設は避け、やむを得ず埋設を行う場合はPE管等可とう性のある材料を導入する。 オ. 燃焼器具 ○燃焼器具は、水平な場所に安定した状態で取り付ける。 ○移動式ガストーブは、転倒遮断機能を有するものを使用する。 ○固定式燃焼器具の落下・転倒防災策を講じる。 カ. 安全機器の設置 ○感震器内蔵のマイコンメータまたは対震自動ガス遮断器を設置する。 ○大量ガス漏れ防止策として、ガス放出防止器またはガス放出防止型高圧ホースを設置する。 ○1,000Kg以上の容器置場については、容器収納庫内に対震自動ガス遮断器を設置する。		
➤組織－5 防災関係機関の連絡先一覧 ➤関連－30 高知県 LP ガス協会 災害対策マニュアル		
施策の方向性	担当課	関係機関
ガス施設の機能の確保	防災対策課	四国ガス、高知県LPガス協会
(1) 災害予防措置 災害発生時のガス施設の被害を最小限にするため、関係法令・諸規定等の定めに従い、次のとおり、常時からガス施設の点検および整備に努めるものとする。 ○ガス製造、供給所施設等は、大規模地震に耐えるように設計するとともに、厳しい施工管理と密度の高い設備管理により十分な耐震性を維持する。 ○供給設備等に対しても高知県 LP ガス協会の指導基準に基づいて敷設する。 ➤関連－30 高知県 LP ガス協会 災害対策マニュアル		

施策の方向性	担当課	関係機関
非常体制の整備	防災対策課	四国ガス、高知県LPガス協会
(1) 体制整備 ○大規模地震等の災害発生時に、非常体制が有効に機能するように動員基準、組織、業務分担および通報連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図るものとする。 ○また、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員および関連会社社員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票および巡回表、緊急対応要領、応急点検要領、復旧措置要領、応急復旧用資機材、容器回収用資機材、消費者リスト、住宅地図、配管図面等を整備する需要家リスト等所要の設備・資料を設置するものとする。		
(2) 緊急用資機材、人員の確保 ○災害時に備え緊急用資機材を確保しておくとともに、これらの資機材が不足する場合を考慮して、平時から外部団体および民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。 ○また、復旧要員についても、社員および関連会社社員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票や巡回表、緊急対応要領、応急点検要領、復旧措置要領、応急復旧用資機材、容器回収用資機材、消費者リスト、住宅地図、配管図面等を整備する。		
➤関連－30 高知県 LP ガス協会 災害対策マニュアル		
施策の方向性	担当課	関係機関
防災教育および防災訓練	防災対策課	四国ガス、高知県LPガス協会
・防災意識高揚を図り、災害の予防および災害発生時の被害の拡大を防止するための防災に関する専門知識、関係法令、各種規定、基準および要領について、社員等関係者に対する教育を実施するものとする。 ・防災活動を迅速に推進するため、年1回以上の防災訓練を実施するとともに、地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。		
➤関連－30 高知県 LP ガス協会 災害対策マニュアル		
施策の方向性	担当課	関係機関
防災用資機材の確保および整備等	防災対策課	四国ガス、高知県LPガス協会
・災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置および早期復旧に必要な資機材について、平時からその確保に努めるとともに、定期的にその保管状況を点検整備するものとする。 ・災害発生時における迅速な緊急出動を可能とするため車両を常時稼働可能な状態に整備しておくものとする。 ・実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。		
➤関連－30 高知県 LP ガス協会 災害対策マニュアル		
施策の方向性	担当課	関係機関
関連会社との協力体制の整備	防災対策課	四国ガス、高知県LPガス協会
・災害発生時に関連会社からの人員および資機材の提供が迅速に行えるように、あらかじめ協力体制を整備しておくものとする。		
➤関連－30 高知県 LP ガス協会 災害対策マニュアル		
施策の方向性	担当課	関係機関
広報活動	防災対策課	四国ガス、高知県LPガス協会
・平時から需要家に対して、チラシ、テレビ、検針票等を利用して、ガスに関する安全知識の周知に努めるものとする。 ・また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確認しておくものとする。		
➤関連－30 高知県 LP ガス協会 災害対策マニュアル		

施策の方向性	担当課	関係機関
ガスの重要施設への臨時供給計画	防災対策課	四国ガス、高知県LPガス協会、 国、高知県
(1) 重要施設リストの整備 四国ガス、高知県LPガス協会（以下「ガス導管事業者」という）は、高知県の協力を得て、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる重要施設（災害拠点病院、救急指定病院等）のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、県と共有する。 (2) ガス供給要請の手順 ○ガス導管事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、また、上記のリストに掲載されている施設等のガスの供給状況について、高知県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる高知県は、上記のリストに掲載された施設等について、直接またはガス導管事業者を通じて、ガスの臨時供給の必要性を確認する。高知県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給を、ガス導管事業者に対し要請する。 ○ガス導管事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。 ○高知県は、ガス導管事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、国の緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。 ○国の緊急災害対策本部は、高知県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、ガス導管事業者に対して、県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。 (3) 資機材および人材の確保 ○移動式ガス発生設備が不足する場合には、ガス導管事業者は、一般社団法人日本ガス協会を中心とした広域支援体制による支援によって資機材、人員の融通を図ることとする。 ○燃料となる液化石油ガスが不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は、ガス事業者間での液化石油ガスの融通について必要な調整を行う。当該調整によってもなお液化石油ガスが不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は経済産業省に依頼し、経済産業省は必要な調整を行うものとする。 ➤ 関連－4 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（物資調達に係る計画）		

6 通信施設の対策（NTTグループ）

現代は情報の時代であり、その情報流通の大きな部分を受け持っているのが通信設備である。現代の通信は単に人と人との会話を伝えるだけでなく、各種データ端末やコンピューター間で多数の情報が交流しており、通信の不通は社会生活や経済に与える影響が多大である。このため、大規模地震・津波発生時において途絶しない設備の実現、被災地に殺到する通信への対処方法等の対策の推進を図ることとする。

このため、以下のような予防対策をとるものとする。

施策の方向性	担当課	関係機関
電気通信施設の耐震性強化	防災対策課	西日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ四国
・営業所、交換所等の施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、既往災害例を参考としてさらに施設の耐震強化を図るものとする。		
▶組織－5 防災関係機関の連絡先一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
通信回線施設の機能の確保	防災対策課	西日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ四国
・屋外通信回線は、主に電柱および電話線等からなるが、大規模地震発生時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のために通信ケーブルの地中化を促進するものとする。		
・また、携帯、自動車電話および衛星通信等の移動無線回線を活用して緊急情報連絡用の回線の設定に努めるとともに、これらの無線回線を活用したバックアップ対策の推進を図るものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
通信路多ルート化の促進	防災対策課	西日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ四国
・災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、回線系統の二重化を進め、1系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって迂回通信が確保できるよう対策を実施するものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害時優先回線の設定	防災対策課	西日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ四国
・大規模地震発生時には、各地から多数の電話が殺到することが予想される。このような状況下でも防災関係機関等への非常・緊急通報については優先的に電話回線が使用できるよう防災関係機関等が災害発生時に使用する電話回線については、災害時優先電話とする。		
▶施設－16 災害時優先電話の設置状況		
施策の方向性	担当課	関係機関
緊急用機材、人員の確保	防災対策課	西日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ四国
・災害時に備え災害対策機器等の緊急用資機材を確保しておくほか、復旧要員についても香南市周辺部で大規模震災等が発生した場合、広域応援体制を発動し全国からレスキュー隊等の復旧要員を迅速に被災地へ派遣できる体制を整えておく。		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害復旧訓練	防災対策課	西日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ四国
・大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や通信施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。		

7 放送施設の対策（日本放送協会・香南ケーブルテレビ）

放送は、地震や風水害等の災害発生時において、気象庁が発表する防災気象情報や香南市が発表する避難情報、被害状況、応急対策の実施状況および災害時に住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保、放送施設の防護復旧のため、防災対策の推進と防災体制の確立を図るものとする。

施策の方向性	担当課	関係機関
放送施設の耐震性の確保	防災対策課	日本放送協会、 香南ケーブルテレビ
・演奏所、送信所、中継局の建物は、そのほとんどが耐震設計されているが、過去の災害例を参考としてさらに各施設の耐震化を図る。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。		
➤組織－5 防災関係機関の連絡先一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
放送施設の機能の確保	防災対策課	日本放送協会、 香南ケーブルテレビ
・災害発生時に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保する。また、災害対策体制を確立して平時から対策の円滑な実施を図れるよう心がけ、放送局としての使命を果たすように努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
非常体制の整備	防災対策課	日本放送協会、 香南ケーブルテレビ
・災害発生時における放送確保が可能となるよう、非常体制が有効に機能するように動員基準、組織、業務分担および通報連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図るものとする。 ・また、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員および関連会社社員に周知徹底する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
防災教育および防災訓練	防災対策課	日本放送協会、 香南ケーブルテレビ
・防災意識高揚を図り、災害の予防および災害発生時の被害の拡大を防止するための防災に関する専門知識、関係法令、各種規定、基準および要領について、社員等関係者に対する教育を実施するものとする。 ・防災活動を迅速に推進するため、年1回以上の防災訓練を実施するとともに、地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
防災用資機材の確保および整備等	防災対策課	日本放送協会、 香南ケーブルテレビ
・災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置および早期復旧に必要な資機材について、平時からその確保に努めるとともに、定期的にその保管状況を点検整備するものとする。 ・災害発生時における迅速な緊急出動を可能とするため車両を常時稼働可能な状態に整備しておくものとする。		

8 鉄道施設災害予防計画（土佐くろしお鉄道）

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力および環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

施策の方向性	担当課	関係機関
鉄道施設、設備の耐震化の確保	防災対策課、地域支援課	土佐くろしお鉄道
・建造物の設計は、土木関係構造物設計標準仕様書（JR 四国）に則した設計を行い、耐震性を確保するものとする。		
➤組織－5 防災関係機関の連絡先一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
防災教育および防災訓練	防災対策課・消防本部	土佐くろしお鉄道
・大規模地震発生時に適切な処置がとれるよう防災教育および防災訓練を次のとおり実施するものとする。 （１）防災教育 ○南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識 ○地震および津波に関する一般的な知識 ○地震等の災害が発生した場合に具体的に取るべき行動 ○社員が果たすべき役割 ○地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 ○今後地震対策として取組む必要のある課題 （２）防災訓練 ○社員の非常呼集訓練 ○情報収集伝達訓練 ○避難誘導訓練 ○消火訓練 ○列車脱線訓練 ○各訓練を統合した総合防災訓練		
施策の方向性	担当課	関係機関
防災関係資機材の点検整備	防災対策課	土佐くろしお鉄道
・救援車、車両台車、緊締用品、照明用品、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態にしておくものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
避難誘導体制の周知	防災対策課	土佐くろしお鉄道
・大規模地震発生時、駅においてはコンコース、改札口等の旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図るものとする。 ・また、列車乗客においては、速やかに普通の状況、その列車の運行状況、接続状況について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努めるものとする。		

第3節 防災施設等の整備

【基本的な考え方】

本計画は、災害発生 of 未然防止または被害の拡大防止のための水防、消防および救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または推進、ならびに防災業務施設の被害の予防を図るものである。

また、大規模災害が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防をはじめとする、応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、確保を図るものである。

1 防災拠点施設の整備

施策の方向性	担当課	関係機関
防災拠点施設の整備	防災対策課	高知県
・災害が発生した場合、被害を未然に防ぎ、あるいは被害を最小に止めるための防災活動拠点として、物資の集積や情報の収集伝達が可能な施設を、市内各所に配置しておく必要がある。 ・防災拠点施設は、混乱防止のため避難者の収容施設とは別に設ける必要があるため、市の施設をあらかじめ指定しておき、必要な資機材を配置するとともに、職員の定期訓練を実施し防災体制の強化を図る。 ・防災拠点施設では、大規模地震・津波発生時の機能の確保を図るため、耐震性・耐火性等の確保およびバックアップ機能の強化に努めるとともに、庁舎および設備等の管理者は、地震発生直後の点検および応急復旧について平時から体制等を整備しておくものとする。 ・防災拠点施設のうち非常電源の容量不足の施設に対し、施設の防災体制における位置づけに応じて太陽光など再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置を推進し、災害時に安定した電力の供給を確保する。 ・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとし、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 ・国、公共機関、地方公共団体および災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるものとする。		
<防災生活圏の設定>		
防災生活圏の設定	日常的なコミュニティの単位である小学校区を防災生活圏として設定する。	
防災拠点の設定	防災拠点を次の方針により具体的な設定、整備を進めていく。	
<防災拠点施設>		
防災拠点	設定場所	設置設備等
広域防災拠点	県立青少年センター	非常用電源設備、通信機器設備、備蓄倉庫等整備、バイク配備
防災中枢拠点	市役所・消防本部・消防屯所	防災情報・通信設備、炊事、給水設備 災害に強いライフラインシステム、自家給油取扱所
地域防災拠点	各小学校 指定避難所	耐震性飲料・消火兼用貯水槽 防災用資機材・備蓄物資倉庫 防災情報・通信設備 地下水利用給水システム 自家発電設備
地区防災拠点	地区公民館・公園など	防火水槽 防災用資機材倉庫 防災情報・通信設備 給水設備

施策の方向性	担当課	関係機関
災害対策本部機能移転	防災対策課	高知県

・災害発生時に市役所本庁舎に被害が生じた場合は、本部長（市長）の判断により災害対策本部機能を次のいずれかの施設に本部機能を移転させる。

名称	代替施設 (第1順位)	代替施設 (第2順位)
災害対策本部設置場所 (香南市役所)	のいちふれあいセンター	香南市消防本部

施策の方向性	担当課	関係機関
医療救護施設の確保・設置	防災対策課、健康対策課	高知県

(1) 災害時の災害拠点病院および救護病院の確保

災害時の医療救護体制を確保するため、県はJA高知病院を災害拠点病院として、市は野市中央病院を救護病院として指定している。

災害拠点病院	JA 高知病院
救護病院	野市中央病院

(2) 医療救護所と救護病院の設置

前方展開型医療救護体制を確立するため、初動時においては、救護病院である野市中央病院前に人的物的資源を集約して医療救護所を設置し、救護病院である野市中央病院と連携して傷病者のトリアージと応急処置、後方搬送等の機能を確保することとする。

大規模災害時には、野市中央病院およびその病院前医療救護所だけでは対応困難であることから、医師会等と医療救護体制について検討協議し、「香南市医療救護計画」に記載するものとする。

さらに指定避難場所（小・中学校等）にも、必要に応じ、県医療支部と連携して受援した医療救護チーム等の協力を得て医療救護所（避難者等の診療および健康維持活動を行う）を設置する。

医療救護所	野市中央病院駐車場およびオーベルジュ

➤関連－28 高知県災害時医療救護計画

➤関連－24 高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン

施策の方向性	担当課	関係機関
消防本部・消防団施設の整備	防災対策課、消防本部	高知県

(1) 消防本部の整備

消防本部は、活動用資機材や燃料貯蔵設備、非常用自家発電設備等の維持管理を行い、防災拠点としての機能を整備していく。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

また、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(2) 消防団屯所の地区防災拠点化

消防団は、消防団屯所および活動資機材等、積載車等の維持管理を行い、防災拠点として整備していく。

➤施設－18 消防力の現状・消防水利の現状

施策の方向性	担当課	関係機関
県による総合防災拠点の確保	防災対策課	高知県
・ 県は、大規模災害発生時における迅速かつ確な災害応急活動に資するため、県外からの消防や警察、自衛隊などの応急救助機関や医療救護チーム、支援物資等を円滑に受入、速やかな被災地支援を行うため「総合防災拠点」の整備を進めるものとする。		
名称	運営	施設名等
総合防災拠点	中央東地域本部	高知県立青少年センター
航空搬送拠点	中央東医療支部	高知大学医学部附属病院
航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）		
➤ 関連－28 高知県災害時医療救護計画 ➤ 関連－16 高知県応急救助機関受援計画		
施策の方向性	担当課	関係機関
資機材の調達	防災対策課、消防本部	高知県
・ 災害時における必要な資機材等の円滑な調達・支援要請等を図るため、平素から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。 ・ 市および県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。		
➤ 資機材－1 災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況		
施策の方向性	担当課	関係機関
コミュニティ防災資機材、防災倉庫および備蓄倉庫の整備	防災対策課、消防本部	高知県
・ 地域における防災活動の支援のため、住民が手軽に使用できる資機材を各地域に整備する。また、公園の整備に併せ防災倉庫を建設するとともに、可搬式動力消防ポンプや防災資機材を整備し、さらに小中学校等に備蓄倉庫を備え、生活必需品等を分散備蓄する。		

2 防災通信網の整備

施策の方向性	担当課	関係機関
防災通信網の整備	防災対策課、情報政策課	NTT 西日本
市、県および防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る防災通信網の重要性を認識し、情報通信施設等資機材および運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と専門的な知見・技術を基に、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。 - 国等では、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（S O B O - W E B）や新物資システム（B - P L o）に集約できるよう努めている。市では、「香南市防災情報通信・管理システム」を整備し、国のシステムとの連携を図っている。市は継続してシステムの更新、利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。 - また、様々な環境下にある住民等および職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディアやワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。 - 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 - 通信が途絶している地域で、応急対策活動を行う場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用を努める。 - 本市では、携帯電話会社と連携しながら、緊急地震速報などの気象情報や地域の被害情報を即時配信する「香南市配信メール」、緊急速報メール等を実施しており、その機能充実や利用促進を図っていく。 - 指定緊急避難場所および指定避難所にアクセスポイントを設置し、インターネット環境を整備することで、災害発生時にも住民等が広く情報収集できる環境を確保する。また、平時（軽微な水害・土砂災害等を含む。）においても、住民向け公衆無線 Wi-Fi として利用するだけでなく、行政担当者や消防団員等が郊外で収集した防災情報の収集・共有に公衆無線 Wi-Fi のインフラを活用することで、本システムを継続的に利用する。 - 市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 市、県、国および放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報および被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制および施設・設備の整備を図る。		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害時情報伝達手段の多重化	防災対策課	高知県
- 外部機関との情報連絡・調整が必要となる各支所や指定避難所等においては、災害時優先電話回線数の確保や、リエゾン（現地情報連絡員）の派遣体制の検討、さらには、災害時でも電源が確保できれば比較的回線確保が行いやすいインターネット、電子メール等を用いた連絡方法、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等を検討する。 - 非常通信協議会を通じ、他機関の通信システムを活用した非常通信が活用可能である。統括部本部班は、四国総合通信局に無償貸与できる災害対策用移動通信機器の貸出を要請し通信手段を確保する。		

施策の方向性	担当課	関係機関														
有線系（電話系）通信網の整備	防災対策課、情報政策課	NTT 西日本														
・NTTの電話回線を使用する通信系であり、使用法の簡易さ、維持の容易さ・排他性・情報量の多さ・多様な使用形態という特徴から防災通信用には最適であるため、本通信網が利用できる場合は、他の通信網に優先して利用する。ただし、本市の固定電話は、光ケーブル回線となっており、電力を必要とするため、停電の場合には、機能しない可能性がある。また、回線の切断や交換機の破損等によっても使用不可能となる。使用可能な場合でも通話の集中等により利用できないおそれがある。これらのことを考慮したうえで運用体制を整備する。 ・回線は、アナログ回線や受信、送信専用（FAXも同様に）の回線を確保する。 (1) 災害時優先電話 外部との連絡に必要な電話回線を確保するため、特定の回線をNTTの回線規制を受けない優先回線に設定しておく。なお、本回線は発信時のみ優先となるため、担当課にはその旨を周知し、優先回線を受信用途に使用しないために必要な注意事項を徹底しておく。 外部機関との情報連絡・調整が必要となる各支所や指定避難所等においては、災害時優先電話回線数の確保を図る。 (2) 特設公衆電話 NTTは特設公衆電話を事前設置しており、災害発生時に無料で利用できるようにしている。ただし、平時は利用できない。特設公衆電話の設置場所は、予防ー70 特設公衆電話一覧表に示す。 (3) 携帯電話 一般回線と比べて被災時の立ち上がりが比較的速い携帯電話を必要数確保し、情報収集伝達に利用する。 (4) 専用回線 一般回線と異なり使用上の規制を受けない専用回線を、災害発生時の情報収集伝達に利用できるよう方策を検討する。 (5) FAX回線およびISDNデータ回線 一般回線と比較して接続に規制がかかりにくいこれらの回線を情報収集伝達に利用できるよう、必要な機材を整備し運用計画を準備する。																
➢施設－16 災害時優先電話の設置状況 ➢施設－17 特設公衆電話一覧表																
施策の方向性	担当課	関係機関														
衛星携帯電話通信網の整備	防災対策課、消防本部、各支所	NTT 西日本														
・有線系が利用できない場合、また携帯電話が利用できない状況でも確実な情報の伝達等を行うため、衛星携帯電話を利用する。ただし、バッテリーの稼働時間が短いこと、屋外または窓際で使用するなどの利用上の制限もあるため、取り扱いについて熟知し、使い慣れておくことが肝心である。 ・衛星携帯電話を所有台数の増加を検討するとともに衛星携帯電話に変わる機能を有する携帯電話のポケット通信網を利用したトランシーバーの導入についても検討する。また、災害時の衛星インターネットの利用についても検討する。 <衛星携帯電話の所有状況><table><tr><th>所有場所</th><th>台数</th></tr><tr><td>香南市役所本庁舎</td><td>1</td></tr><tr><td>消防本部</td><td>1</td></tr><tr><td>赤岡支所</td><td>1</td></tr><tr><td>吉川支所</td><td>1</td></tr><tr><td>夜須支所</td><td>1</td></tr><tr><td>香我美支所</td><td>1</td></tr></table>			所有場所	台数	香南市役所本庁舎	1	消防本部	1	赤岡支所	1	吉川支所	1	夜須支所	1	香我美支所	1
所有場所	台数															
香南市役所本庁舎	1															
消防本部	1															
赤岡支所	1															
吉川支所	1															
夜須支所	1															
香我美支所	1															
➢関連－41 衛星携帯電話取り扱い要領																

施策の方向性	担当課	関係機関										
市防災行政無線の整備	防災対策課、消防本部、各支所											
・災害により電話等の有線通信網が被害を受けて使用が困難な場合、主として行政機関間の情報収集と、市民に対する情報伝達のための無線通信網として防災行政無線網を整備・運用する。 (1) 固定系 ○市防災行政無線は、のいちふれあいセンターに親局設備（基地局）を設置し（固定系 60MHz）、市内全域に屋外拡声子局を 141 カ所設置している。また、戸別受信機を市内のすべての避難所に設置するとともに難聴地区対策として屋外拡声子局での放送が聞こえにくいエリアの民家に対して設置している。 ※屋外拡声子局：すべてアンサーバック機能があり、親局と相互通信が可能。 ○市防災行政無線は、緊急地震速報（震度 4 以上の揺れが予想される場合）や津波警報等の発令時は、J－A L E R Tにより自動放送される。 (2) 移動系 アナログ無線を運用する。 ①基地局：香我美支所無線放送室 ②車載型無線機：28 台設置 ③携帯型無線機：57 台設置												
施策の方向性	担当課	関係機関										
消防通信網の整備	消防本部	高知県										
・災害時における情報管理機能の充実強化を図るため、時代のニーズに応じた新技術を導入し、段階的な整備拡充を図る。 (1) 消防指令管制システムの効率的運用 消防指令管制システムを構成する有線系、多重無線系等を効率的に活用して、迅速かつ的確に災害情報収集・伝達を行う。 <防災相互通信用無線> 災害現場で、消防、警察、海上保安庁等の各防災機関の間で通信を確保するための無線である。単信方式の無線通信で、通信距離は数 km から数十 km と近距離に限られる。 (2) 非常通信体制の強化 有線・無線通信システムの一体的な運用等の、災害時における重要通信の確保に関する対策の推進を図る。 <消防無線の整備状況><table><tr><th>無線装置</th><th>台数</th></tr><tr><td>基地局</td><td>4 台設置</td></tr><tr><td>車載型無線機</td><td>10 台設置</td></tr><tr><td>携帯無線機</td><td>15 台設置</td></tr><tr><td>可搬型親局装置</td><td>1 台設置</td></tr></table>			無線装置	台数	基地局	4 台設置	車載型無線機	10 台設置	携帯無線機	15 台設置	可搬型親局装置	1 台設置
無線装置	台数											
基地局	4 台設置											
車載型無線機	10 台設置											
携帯無線機	15 台設置											
可搬型親局装置	1 台設置											

施策の方向性	担当課	関係機関															
県防災行政無線の整備	防災対策課、消防本部、各支所	高知県															
(1) 衛星系 衛星系は衛星を通じて通信を行うため、災害による被害が甚大な場合に地上系の回線が使用不可となっても、総務省、消防庁、他都道府県等との通信手段として利用可能である。 衛星系の移動局は、県庁に配備された衛星車両（可搬型）のみとなっている。 (2) 地上系 地上系の固定局（県内の各拠点に配備されている局）と移動局（携帯型）の防災行政無線の回線は、固定局線機が配備されており、県庁、市町村、消防本部、県出先機関および防災関係機関の間で利用可能である。 地上系の移動局は、県内の各土木事務所および福祉保健所等に配備しており、すべての通信機がハンディ型となっている。土木事務所では、当該管内の市町村分を配備しており、大規模な災害が発生し市町村と連絡が取れなくなった場合に土木事務所の職員が市町村の情報を直接収集するために被災地へ赴くことを想定した配備となっている。 <県防災行政無線の通信媒体> <table> <tr> <td rowspan="2">電話</td><td>防災対策課</td><td>1台設置（平時も使用可）</td></tr> <tr> <td>消防本部</td><td>1台設置（平時も使用可）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">FAX</td><td>防災対策課</td><td>1台設置（平時も使用可）</td></tr> <tr> <td>消防本部</td><td>1台設置（平時も使用可）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">県一斉受令専用端末機</td><td>防災対策課</td><td>1台設置（平時も使用可）</td></tr> <tr> <td>消防本部</td><td>1台設置（平時も使用可）</td></tr> </table>			電話	防災対策課	1台設置（平時も使用可）	消防本部	1台設置（平時も使用可）	FAX	防災対策課	1台設置（平時も使用可）	消防本部	1台設置（平時も使用可）	県一斉受令専用端末機	防災対策課	1台設置（平時も使用可）	消防本部	1台設置（平時も使用可）
電話	防災対策課	1台設置（平時も使用可）															
	消防本部	1台設置（平時も使用可）															
FAX	防災対策課	1台設置（平時も使用可）															
	消防本部	1台設置（平時も使用可）															
県一斉受令専用端末機	防災対策課	1台設置（平時も使用可）															
	消防本部	1台設置（平時も使用可）															

第4節 危険物施設等の災害予防対策

【基本的な考え方】

大規模地震・津波発生時、危険物または高圧ガスから出火した場合は、速燃性であることから急速に火災が拡大するおそれがあり、劇物・毒物・放射性物質については、漏洩、飛散、流出等の被害が予想される。

また、災害防ぎょ活動は困難であることから、人命、建築物等、地域に及ぼす影響および被害は大規模化する可能性がある。

このようなことから、被害を最小限にすることを目的として、以下の対策をとるものとする。

1 危険物対策

市および消防機関は、消防法および関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行うものとする。また、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。

施策の方向性	担当課	関係機関
貯蔵取扱施設に対する安全指導	消防本部	高知県
・ 消防法に基づく貯蔵取扱施設の許認可および各種届出等の審査・検査では、地震・津波対策を指導する。		
➤施設－20 危険物貯蔵取り扱い施設一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
危険物の管理・保管の徹底	消防本部	高知県
・ 関係者による危険物の貯蔵取扱いが適正に行われるよう消防法令の基準に基づく管理、保管を徹底させる。		
施策の方向性	担当課	関係機関
危険物の流失防災対策	消防本部	高知県
・ 危険物流出防止に関する防油堤、配管等設備の耐震構造を強化するよう指導し、危険物の流出による出火危険を防止する。		
➤関連－13 香南市消防計画		
施策の方向性	担当課	関係機関
自主保安体制の確立	消防本部	高知県
・ 地震・津波に際し、的確に対応できる自衛消防隊を育成し、自主応急体制の確立および想定訓練の実施を図るよう指導する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
危険物取扱者等に対する保安教育の実施	消防本部	高知県
・ 危険物取扱者等の危険物業務に従事する者に対し、危険物保安講習の受講を徹底させるとともに、事業所においては社員教育等を通じて防災対策に関する研修を行うよう指導する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
立入検査時の指導	消防本部	高知県
・ 地震・津波時の出火防止および出火時の通報要領・初期消火・避難誘導について指導する。		

2 高圧ガス対策

県は、大規模地震・津波に対して高圧ガス設備および液化石油ガス消費設備等の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。

また、高圧ガスの所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

施策の方向性	担当課	関係機関
高圧ガス施設に対する安全指導	消防本部	高知県
・高圧ガス施設等の届出受理に際しては、地震時を考慮した構造設備の強化を指導し、漏洩防止・出火防止を図る。		
➤施設－20 危険物貯蔵取り扱い施設一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
自主保安管理体制の充実	消防本部	高知県
・関係法令等に基づき、事業者の自主保安活動を促すとともに、自主点検および保安教育の充実を図る。		
施策の方向性	担当課	関係機関
立入検査時の指導	消防本部	高知県
・立入検査を実施し、地震・津波時の出火防止・延焼防止について指導する。		

3 火薬類対策

市および県は、大規模地震・津波に対して火薬類製造事業所、販売所および貯蔵所（製造事業所等）の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。

また、製造事業所等の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

施策の方向性	担当課	関係機関
貯蔵取扱等施設に対する安全指導	消防本部	高知県
・火薬類取締法に基づく貯蔵取扱等施設の許認可および各種届出等の審査・検査時では、地震・津波対策について指導を図る。		
➤施設－20 危険物貯蔵取り扱い施設一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
火薬類の管理・保管	消防本部	高知県
・関係者による火薬類の貯蔵取扱いが適正に行われるよう、火薬類取締法令に基づく管理、保管を徹底させる。		
施策の方向性	担当課	関係機関
自主保安管理体制の充実	消防本部	高知県
・火薬類取締法に基づき、事業者の自主保安活動を促すとともに、保安管理体制の強化および保安教育の実施を徹底させる。また、地震・津波時の応急体制の確立と訓練について指導する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
立入検査時の指導	消防本部	高知県
・立入検査を実施し、出火防止、出火時の通報、初期消火および避難について指導する。		

4 毒物・劇物対策

施策の方向性	担当課	関係機関
貯蔵取扱等施設に対する安全性の指導	消防本部	高知県
・事業者等に対して、地震・津波を考慮した貯蔵取扱いが適正に行われるよう徹底させる。		
➤施設－20 危険物貯蔵取り扱い施設一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
自主保安管理体制の充実	消防本部	高知県
・事業所等は、各種法令を遵守するとともに、自己の責任において防災体制を整備し、保安管理体制の強化および保安教育の実施を徹底させる。		
施策の方向性	担当課	関係機関
立入検査時の指導	消防本部	高知県
・関係法令等による届出等により毒物・劇物を確実に掌握することに努め、事業所等には、地震・津波時の出火防止を指導し徹底させる。		

5 有毒物質等による環境汚染対策

市は、大規模地震・津波による有害物質等保管・使用事業所等からの有害物質等の飛散・流出を防止し、または安全性を確保するため、以下の対策をとるものとする。

- ・ 事業所等で保管・使用されている有害化学物質の種類や排出量等を定期的に把握する。
- ・ 事業所に対し、有害物質等の飛散・流出時の体制の整備を行うよう周知する。

第5節 地震・津波に強いまちづくり

【基本的な考え方】

地震および津波による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策や津波から逃げるための対策が重要であることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、津波の危険性についての啓発や津波の発生を伝える情報伝達手段の整備、避難経路や避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進める。

また、発生頻度の高い一定程度の津波については「防ぎよ」、最大クラスの津波に対しては「避難時間を稼ぐ」ための対策を進める。

津波避難対策は、到達時間、津波浸水深、浸水予想範囲、避難対象地区等、地域の特性を踏まえた計画的な取り組みが必要であるため、地域ごとの津波避難計画を基に住民と行政が協力し、地域をあげての津波避難対策を推進する。

1 建築物等の安全性確保対策

施策の方向性	担当課	関係機関
既存住宅の耐震化	防災対策課	高知県
・東日本大震災の発生を受け、平成25年(2013年)11月に耐震診断および耐震改修を促進することを目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)の一部改正が行われ、一定規模以上の不特定多数の者が利用する建築物や避難弱者が利用する建築物に、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられ、地震に対する安全性が明らかでない建築物も耐震診断の努力義務が課せられた。こういった状況を踏まえ、平成28年(2016年)4月に改訂した「香南市建築物耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震診断や耐震改修のさらなる促進を図る。 ・特に災害時における避難所としての活用も視野に入れる施設については、効果的・効率的な復旧・耐震化等を行うものとする。 ・住宅の倒壊等による人的被害を軽減するため、地震による倒壊等の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた住宅の耐震化(診断・設計・改修工事)と、増加傾向である空き家の地震対策(再生・活用)を進める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進	防災対策課、健康対策課、高齢者介護課	高知県、医療機関、社会福祉法人
・病院や社会福祉施設(高齢者施設・障害者施設・児童関係施設)等の耐震化を進めることで、患者や施設利用者等の安全を確保するとともに、医療や介護等を継続して提供する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
事業者施設等の安全性確保	防災対策課	高知県、事業者
・事業者の従業員の安全を確保し、早期の事業再開につなげるため、工場・事業所等の耐震化等の地震対策を促進するとともに、不特定多数の方が利用する店舗や旅館等の大規模な建築物等についても耐震化を促進する。 ・市の防災拠点等の施設、また避難路等の沿道にある建築物の耐震化を支援する。		

施策の方向性	担当課	関係機関
公共建築物の耐震化	住宅政策課、契約管財課、生涯学習課	高知県
・地震発生時に公共施設が被災すると、災害応急活動および市民生活に大きく影響し、さらに避難、救護、救援、復旧活動に支障をもたらすことになる。そこで、市有建築物において、耐震性が不明な建築物については、用途や規模、機能等による重要性を考慮し、早期に耐震診断を実施し、耐震性が不十分なことが明らかとなった建築物については、耐震化の方針を定め、計画的に耐震化を進めていく。 ・特に災害時における避難所としての活用も視野に入れる施設については、効果的・効率的な復旧・耐震化等を行うものとする。 (1) 市施設の耐震性、不燃化 市施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。その中でも、防災行政の中核部である市庁舎は、災害時に対策本部を設置し、また、正確な災害情報等の収集伝達や的確な避難指示等、市民の生命・身体・財産等を守るため、充実した情報通信施設を有し、防災拠点として対応できるものでなければならない。このような視点に立ち、耐震性、不燃化に優れた市施設の整備を検討していく。 (2) 民間重要建造物の耐震、不燃化 不特定多数の人が集まる施設等については都市計画法、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づき、所有者等に対して、広報、啓発に努め、耐震診断、補強等を実施し、不燃化についても指導していく。		
施策の方向性	担当課	関係機関
文化財の耐震化の促進	生涯学習課	高知県、該当建築物所有者
・文化財の保全を図るため、文化財建造物の耐震基礎調査に基づき、耐震化等の地震津波対策を進める。 ・文化財に対する防災意識向上に努めるとともに、文化財津波現状調査に基づいた津波対策や耐震対策を進める。		
➤施設－21 香南市指定文化財一覧表		
施策の方向性	担当課	関係機関
一般建築物等の災害予防に関する啓発等	防災対策課、消防本部、地域支援課、各支所	高知県、該当建築物所有者
(1) 防災知識の普及 市および県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。 (2) 落下物による危険防止 地震時に、建築物の窓ガラスや看板などの落下による危険を防止するため、落下物の危険がある建築物について、その所有者や管理者に対し改修を指導する。また、平時から落下物の危険性に対し啓発を行うことも重要である。 (3) ブロック塀等の転倒防止 市および県は、ブロック塀、広告板その他の工作物または自動販売機等の転倒防止のための指導および啓発を行う。 (4) 家具等の転倒防止対策 市および県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器等の転倒または棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。 (5) その他安全対策に関する制度化 既存住宅の部分的な耐震対策や耐震ベッド等について、研究の動向を注視し、安全性が確保された場合は制度化を検討する。		
➤要綱－11 香南市家具転倒防止器具等購入費補助金交付要綱		
施策の方向性	担当課	関係機関
学校等における室内の安全対策の促進	防災対策課、学校教育課、こども課	高知県、該当建築物所有者
・地震によって子どもたちや施設利用者が負傷しないよう、保育所・幼稚園・こども園、小中学校の室内安全確保対策を進める。		

2 地盤の液状化対策

液状化現象は、砂質地盤特有の現象で、地下水を含んだ砂層が液体状になってしまう現象で、地下水面が10mより浅く、あまり締め固まっておらず、水がどうにか動ける程度の粒径の場合にその可能性が高いことが判っている。

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成や住民への液状化リスク情報の提供、宅地の耐震化の推進に努める。

施策の方向性	担当課	関係機関
土木施設構造物の対策	防災対策課、建設課、農林水産課	高知県
・土木施設構造物（道路、港湾、河川、ため池、橋梁等）の液状化対策は、大別すると地盤改良による工法と構造物で対処する工法がある。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴を考慮して採用する。		
➤危険－7 高知県液状化可能性予測図		
施策の方向性	担当課	関係機関
建築物の対策	防災対策課、各建築物所管課	高知県
・建築物の液状化対策の工法は、敷地地盤の液状化の発生があっても被害を起こさず、これを最小限に抑えるために建築物に施す対策工法と、敷地地盤の液状化の発生を抑制し、流動の範囲を制限するためにその敷地内に施す対策工法に大別できる。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴や限界を勘案し効果的に組み合わせることが望まれる。		
➤危険－7 高知県液状化可能性予測図		
施策の方向性	担当課	関係機関
地下埋設物の対策	防災対策課、建設課、上下水道課	高知県、NTT 西日本、四国電力
・地下埋設物（上下水道、ガス、電気、電話）の液状化対策工法は、地下埋設管路の対策工法と、地盤改良工法の2つに大別される。地下埋設物は、都市のライフライン施設であり、相互に深く依存するネットワークであるので、施設の耐震化等の事前対策から応急復旧に至るまでの各対策について総合的な対策を講ずることが望まれる。		
➤危険－7 高知県液状化可能性予測図		

3 津波からの避難対策

施策の方向性	担当課	関係機関
津波からの避難対策の促進	防災対策課、商工観光課 農林水産課、建設課	高知県
・作成した各地域の津波避難計画について、適宜見直しを行う。 ・津波に対する地域の危険性や避難場所に不案内である観光客（外国人観光客を含む）やイベント参加者の安全を確保するために、関係者（旅館・ホテル事業者など）によるマニュアル等に基づく実践的な訓練の実施や多言語観光案内板等への避難場所の表示（避難誘導看板）を促進する。 ・津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。 ・漁業関係者への防災意識の向上を図るために、研修会の開催や訓練の実施を促進する。また、操業船に対して24時間本県の全海域をカバーする地震津波災害時の緊急通報体制を構築する。 ・港湾で働く人々や利用者を対象とした津波避難計画の策定や定期的な避難訓練を支援する。 ・土地に不案内な通行中のドライバーなど道路利用者が地震に遭った場合に、安全を確保できる対策を検討する。		
➤関連－31 地震・津波防災マニュアル		
施策の方向性	担当課	関係機関
津波避難空間、避難道の整備	防災対策課	高知県
・「最大クラスの地震・津波」（L2）の場合、県の被害想定では地震後10～30分で津波が陸上に到達すると予想されている。 ・このため、沿岸部の随所に避難タワーや避難道などの高台を整備していくとともに、民間施設を含む中層建築物の緊急避難場所としての活用を進める。 ・農村地域において避難タワーの整備を行う。		
➤施設－3 香南市避難道一覧表 ➤施設－9 香南市津波避難タワー一覧表		
施策の方向性	担当課	関係機関
津波避難路・避難場所の整備	防災対策課	高知県
・市は、津波避難計画の現地点検結果を記載した「地域版ハザードマップ」の作成に努め、市民は、これを基に災害発生時の安全な避難路を選定し、地域版ハザードマップに記入するものとする。 ・避難路の閉塞によって津波や火災からの避難に支障が出ることがないように、避難路・避難場所そのものの安全性の確認や再整備、ブロック塀の倒壊防止や老朽住宅等の事前撤去などの安全対策などを進めるとともに、避難場所への資機材整備を進める。 ・安全な避難路・避難場所となっているか現地点検を行う。 ・緊急輸送道路や避難路に面している倒壊の危険性の高い老朽住宅等の除却の支援を行う。 ・山地災害危険地に近接する避難路や避難場所の安全確保を行う。 ・避難場所への通信機器、防災倉庫、備蓄品等の資機材整備を行う。		
➤要綱－12 香南市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付要綱 ➤要綱－13 香南市老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱		

4 津波・浸水被害対策

施策の方向性	担当課	関係機関
海岸保全対策の推進	農林水産課、建設課	高知河川国道事務所、高知県
・土佐湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、高潮津波波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図るとともに、現在防護を必要とする海岸の保全区域内の施設について整備を促進する。 ・本市の海岸堤防の水面からの高さは、吉川町から香我美町岸本にかけて約10m、夜須町で約5mとなっている。これらの堤防は、本市の災害対策の命綱であり、東日本大震災をふまえ、かさ上げや強靱化、さらには離岸堤や潜堤、人工リーフなどの複数の施設を組み合わせた津波・高潮対策の推進を、国や県に要望しつつ、推進する。		
➤施設－2 土佐湾沿岸海岸保全基本計画 海岸保全施設配置図		
施策の方向性	担当課	関係機関
海岸保全施設の整備促進	農林水産課、建設課	高知河川国道事務所、高知県
・市域内の海岸保全施設において災害発生の危険性が予想されるものについて、高潮や津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、整備促進に努めるよう国や県に要望する。		
➤施設－2 土佐湾沿岸海岸保全基本計画 海岸保全施設配置図		
施策の方向性	担当課	関係機関
港湾・漁港管理施設対策の推進	建設課、農林水産課	高知県
・港湾においては、防災面を考慮した港湾整備を進める。漁港は、施設の老朽化状況を調査し、施設の改良・更新による長寿命化を図る。また、沿岸における定置網等の漁具および養殖施設を台風、高潮、波浪等から防除するため、施設、定置網等の漁具等の撤去や養殖施設の避難または養殖物の移動といった措置を指導する。 ・港湾・漁港部分については、いずれも、津波が容易に浸入できる構造となっている。このため、港湾・漁港を囲む防潮堤の整備について、国・県や地域住民、関係団体とともに検討・推進していく。		
➤施設－2 土佐湾沿岸海岸保全基本計画 海岸保全施設配置図		
施策の方向性	担当課	関係機関
河川等における津波浸水対策の推進	建設課	高知河川国道事務所、高知県
・河川堤防の機能を維持し、津波による被害を軽減するとともに、すみやかに内水を排除できるよう、堤防の耐震化と水門・排水機場の整備を進める。 ・市内には、香宗川放水路河口部に高さ5mの防潮水門があるが、これ以外の河川の河口部には防潮水門はない。東日本大震災では、津波の河川遡上により、内陸地に大きな被害が生じた一方、河口部の防潮水門が津波の遡上を食い止めた事例もみられた。 ・このため、香宗川本流、岸本川、夜須川の河口への、遠隔地からの自動開閉が可能な防潮水門の整備を国や県に要望しつつ、推進する。 ・また、既存の多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行えるよう、平時から点検、操作方法の習熟などに努めるとともに、自動化・遠隔操作化、補強等を県に要望していく。		
➤施設－4 水門・樋門・陸こう等一覧表		
施策の方向性	担当課	関係機関
陸こう等の常時閉鎖	農林水産課、建設課	高知県
・津波の浸水による被害軽減や避難時間の確保のため、海岸などの陸こう等(陸こう、管渠等の開口部)の常時閉鎖を継続する。		
➤施設－4 水門・樋門・陸こう等一覧表		

施策の方向性	担当課	関係機関
津波による漂流物対策の推進	農林水産課、建設課	国、高知県、高知海上保安部
・津波による漂流物がもたらす被害を軽減し、港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化させるために漂流物対策を進める。 ・津波の際に漂流物となる、港内を航行中または在泊中の船舶に流出防止対策への協力と情報提供を行うとともに、港湾や海岸に放置された沈没船等の処分を実施する。 ・津波の際に漂流物となる、河川区域内に放置された沈没船等の処分を実施する。 ・津波の際に漂流物となる、放置船（沈没船等）の処分に向け、撤去指導および代執行を行う。 ・市管理漁港（吉川・住吉）において津波の際に漂流物となる、放置船（沈没船等）の処分を促進するため、処理経費への補助を行う。 ・港湾および海岸の漂流物を防止する津波バリア等の検討を継続するとともに、コンテナ、木材等の野外蔵置貨物の流出防止対策の検討を行う。		
施策の方向性	担当課	関係機関
高台移転に向けた取組み	防災対策課、学校教育課、こども課、生涯学習課、建設課、住宅政策課、福祉事務所、地域支援課、各支所、高齢者介護課	高知県
・事前復興の観点から、津波浸水想定区域内からの産業基盤や公共施設および公用施設の高台等へ移転を進め、津波による人命などの被害を軽減する取組みを推進する。 ・保育所、小中学校等の高台移転の検討や、高台移転に伴う施設整備を推進する。 ・高台への集団移転について理解を深めるため、地域での勉強会を開催する。 ・社会福祉施設等の高台移転の検討や、高台移転に伴う施設整備に対して支援する。 ・私有建築物の高台移転を検討する。		
▶関連－1 香南市都市計画マスタープラン ▶関連－7 第2次香南市振興計画 ▶関連－8 香南市グランドデザイン		

5 津波災害警戒区域内の住民への災害対策

施策の方向性	担当課	関係機関
津波災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設対策	防災対策課、学校教育課、こども課	高知県
・津波防災地域づくりに関する法律第54条に基づき、津波災害警戒区域内にある下記の要配慮者利用施設について、管理者等による避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促し、利用者の確実な避難確保を図るものとする。		
津波災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設	施設名	所在地
	香南市立夜須小学校	香南市夜須町西山 13-2
	香南市立赤岡小学校	香南市赤岡町 816
	香南市立吉川小学校	香南市吉川町吉原 65
	香南市立夜須中学校	香南市夜須町西山 5-1
	香南市立赤岡中学校	香南市赤岡町 1611
	若杉児童クラブ	香南市赤岡町 1327-1(赤岡保健センター)
	夜須はーと児童くらぶ	香南市夜須町西山 13-2
	赤岡保育所	香南市赤岡町 534-3
	吉川みどり保育所	香南市吉川町吉原 49-1
	のいち幼稚園	香南市野市町上岡 2602-4
	えみの保育園 ※R8.4 移転予定	香南市野市町上岡 2592-1
	社会福祉法人 香南会 事業所内保育所やまも	香南市赤岡町 1160-1

	もえぎクリニック	赤岡町 2066－3
	寺田内科	夜須町坪井 23 番地 1
	夜須診療所	夜須町手結 298－30
	赤岡医院	香南市赤岡町 569
	今井歯科医院	香南市赤岡町 574
	恒石歯科	赤岡町 980－4
	かがみ診療所	香我美町岸本ルノ丸 328-174
	GH サルビア	夜須町坪井 67－4
	いきいき	香南市赤岡町 1160 番地 1
	有料老人ホームかがみ	香我美町岸本字トノ丸 205-1 他
	きとうせや	野市町中ノ村 1425 番地 13
	グループホームやす	夜須町坪井 8 0 4－1 9
	老人保健施設 しお風	赤岡町 1 1 8 6－1
	デイサービスセンター陽だまり	赤岡町 1 1 6 0－1
	特別養護老人ホーム香南赤岡苑	赤岡町 1 1 6 0－1
	ケアハウスぬくもり	赤岡町 1 1 6 1－2
	グループホーム きんもくせいの里	香我美町字マガリ 1 1 4 3
	グループホームかがみ	香我美町岸本ルノ丸 3 2 8－3 9
	介護老人保健施設 あいの里	香我美町岸本ルノ丸 3 2 8－1 7 4
	デイサービスセンターかがみ	香我美町岸本トノ丸 205 番地 1
	吉川市民館	香南市吉川町吉原 287-1
	赤岡市民館	香南市赤岡町 325-1
施策の方向性		担当課
物部川洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における避難対策、伝達要領等		高知県
・土砂災害警戒区域等からの避難においては、第3編第1部第3章第2節「避難体制」に基づく対策を確実に行うとともに必要な場合、その管理者等に対し個別に対応するのとする。 ・避難情報等の伝達においては、第3編第2部第2節「情報通信」により複数の手段を用いて的確に行う。		

6 南海トラフ地震臨時情報対策

気象庁による南海トラフ地震臨時情報発表時の対策を「第3編、第5部、第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等」に示す。

第6節 風水害に強いまちづくり

【基本的な考え方】

市域の気候変動の影響等外部環境の変化や、特性に十分配慮しつつ、交通、通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等の社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的、計画的な推進を図ることにより、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できる風水害に強いまちづくりを推進する。

1 洪水・浸水被害対策

施策の方向性	担当課	関係機関
河川改修の促進（物部川）	建設課	高知河川国道事務所、高知県
・物部川河口付近の左岸側の平野は、扇状地性低地であり、氾濫が拡散する地形の特徴を有しており、一度氾濫が起こればその被害は甚大である。また、下流域の左岸側には河岸段丘が形成され、物部川の計画高水位よりは高いものの南東に離れるにしたがって徐々に低くなる傾向にある。 ・想定しうる最大規模の降雨に伴う浸水想定は、これまでの実績洪水より、さらに浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、その被害はより甚大なものになることが予想される。このため、物部川水系河川整備計画に基づき、国が実施する堤防の引堤、堤防拡幅、浸透対策などの河川改修事業に協力する。 ・国、県および市等で組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することを目的とした「物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」や「物部川水系流域治水協議会」を活用し、河川管理者、県、市等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。		
▶関連－11 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく物部川の減災に係る取組方針（案） ▶関連－12 物部川水系河川整備計画 ▶危険－4 物部川の重要水防直轄区域危険箇所 ▶危険－8 物部川浸水想定区域図		
施策の方向性	担当課	関係機関
河川改修の促進（香宗川・夜須川）	建設課	高知県
・香宗川水系河川整備基本方針に基づき、県が実施する堤防拡幅、河床掘削、河道拡幅、護岸工等の河川改修事業に協力する。 ・夜須川水系河川整備基本方針に基づき、県が実施する堤防整備や河川横断工作物等に対する適切な対処等により、計画規模の洪水を安全に流下させるための対策に協力する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
内水滞留の防止	建設課、農林水産課	高知県
・本市では、河川の氾濫以外にも、内水滞留による家屋・農地等の浸水が懸念される。このため、農業用排水路等の老朽設備の更新等の農地防災対策および農地保全対策を順次進めるとともに、市民と連携しながら、適切な維持管理に努める。 ・止水・排水対策のための資機材の備蓄・調達を推進する。 ・排水機場、樋門、排水路等の情報共有を踏まえた、排水計画を検討する。		
▶施設－5 排水機場一覧表		
施策の方向性	担当課	関係機関
ため池の適切な管理の促進	農林水産課	高知県
・ため池については、地震などによる決壊を防ぐため、改修等を進めるほか、豪雨時に調整池として機能を果たすよう、普段から、余裕量を考えた貯水について、協力を呼び掛ける。 ・ため池下流域の住民の安全を確保するため、ため池の耐震化整備工事を進める。		
▶危険－9 ため池ハザードマップ		

施策の方向性	担当課	関係機関
タイムラインの更新	防災対策課、各課	関係機関
市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成している。災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。		
➤情報－8 台風の接近・上陸に伴う事前行動計画（タイムライン）		

2 土砂災害防止対策

施策の方向性	担当課	関係機関
砂防対策の推進	建設課	高知県
- 土砂の流出による被害を防止するため、県が実施する砂防設備の整備等に協力する。 - 土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、防災ハザードマップ等で危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。 - 土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置および透過型砂防堰堤や流木補足式治山ダムの設置等の流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
急傾斜地崩壊防止対策	建設課	高知県
- 最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が各地で多発し、公共建物、医療機関、人家密集地等に重大な被害を及ぼしている。 - 本市における急傾斜地のうち、特に公共建物、医療機関、人家密集地等に重大な被害が予想される危険区域については、擁壁を設置し、または法切工を行う等措置を実施する必要があるが、この対策は昭和44年度から始まった事業で、法律により急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、県が逐次防災工事を実施している。 - 土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、防災ハザードマップ等で危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。 - 土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置および透過型砂防堰堤や流木補足式治山ダムの設置等の流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進する。		
➤危険－1 土砂災害防止法に関する基礎調査箇所（指定前）		
施策の方向性	担当課	関係機関
地すべり防止対策	建設課	高知県
- 地すべりは、脆弱な地質地帯で、雨水、地下水等が作用して引き起こされるが、その対策として、危険が予想される地域に、擁壁工事等を施工し、地すべりによる土砂を阻害することにより付近一帯の道路、港湾、農地、各種施設および家屋等を保護するとともに、これらの被害を軽減し、特に関係住民に対しては移転を指導し、その安全を図るものとする。 - 県が実施する地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害警戒危険箇所図の住民への閲覧および住民への周知に協力する。 - 県が実施する「地すべり災害を未然に防止するための土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心とした、地すべり防止区域の点検指導、防災思想の周知徹底および防災体制の整備推進に協力する。 - 土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、防災ハザードマップ等で危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。 - 土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置および透過型砂防堰堤や流木補足式治山ダムの設置等の流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進する。		
➤危険－1 土砂災害防止法に関する基礎調査箇所（指定前）		

施策の方向性	担当課	関係機関
土石流防止対策の推進	建設課	高知県
・砂防法に基づき、県に対して荒廃の著しい溪流等に関して順次防災工事の促進を図るように要望する。 ・土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、防災ハザードマップ等で危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。 ・土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置および透過型砂防堰堤や流木補足式治山ダムの設置等の流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進する。		
➤危険－1 土砂災害防止法に関する基礎調査箇所（指定前）		
施策の方向性	担当課	関係機関
土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域における対策	建設課	高知県
・土砂災害防止法に基づき、県が区域指定および土砂災害防止対策に必要な調査を実施する。土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定された場合は、県による一定の開発行為の制限および建築物の構造の規制、ハザードマップ作成による地域住民に対する危険性の周知徹底と集中豪雨等に対する警戒避難体制の確立を図る。 ・土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置および透過型砂防堰堤や流木補足式治山ダムの設置等の流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進する。		
➤危険－2 土砂災害警戒区域基礎調査結果一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
山地災害防止対策	農林水産課	高知県
・集落に接近した山地の災害防止、荒廃山地の修復促進等の実施を積極的に要望する。 ・土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、防災ハザードマップ等で危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。 ・土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置および透過型砂防堰堤や流木補足式治山ダムの設置等の流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進する。		
➤危険－2 土砂災害警戒区域基礎調査結果一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
盛土による災害防止対策	建設課、住宅政策課	高知県
・県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に市地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要な場合、市は県から助言等を受けて計画等の見直しを行う。		

3 洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域内の住民への災害対策

施策の方向性	担当課	関係機関
物部川水系洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者施設対策	防災対策課、学校教育課、こども課	高知県
・水防法第15条に基づき、物部川浸水想定区域内にある下記の要配慮者利用施設について、管理者等による避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促し、利用者の確実な避難確保を図るものとする。		
物部川水系洪水浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設	施設名	所在地
	吉川小学校	香南市吉川町吉原 70
	吉川みどり保育所	香南市吉川町吉原 49
施策の方向性	担当課	関係機関
香宗川水系洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設対策	防災対策課、学校教育課、こども課、健康対策課	高知県
・水防法第15条に基づき、香宗川浸水想定区域内にある下記の要配慮者利用施設について、管理者等による避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促し、利用者の確実な避難確保を図るものとする。		
香宗川水系洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設	施設名	所在地
	香南市立赤岡中学校	香南市赤岡町 1611
	香南市立野市小学校	香南市野市町西野 618
	香南市立香我美中学校	香南市香我美町山北 41 番地 1
	野市小学校第一児童クラブ	香南市野市町西野 613(1 階)
	野市小学校第二児童クラブ	香南市野市町西野 612-2
	野市小学校第三児童クラブ	香南市野市町西野 617-1
	野市小学校第四児童クラブ	香南市野市町西野 613(2 階)
	若杉児童クラブ	香南市赤岡町 1327-1(赤岡保健センター)
	野市幼稚園	香南市野市町西野 630
	野市保育所	香南市野市町西野 645
	佐古保育所	香南市野市町母代寺 180-1
	野市東こども園	香南市野市町東野 449-6
	赤岡保育所	香南市赤岡町 534-3
	のいち幼稚学園	香南市野市町上岡 2602-4
	えみの保育園 ※R8.4 移転予定	香南市野市町上岡 2592-1
	社会福祉法人 香南会 事業所内保育所やまもも	香南市赤岡町 1160-1
	香南市総合子育て支援センター	香南市野市町西野 2072-4
	三谷医院	野市町西野 555-2
	北村産婦人科	野市町西野 551-3
	さとう循環器消化器科	野市町西野 587-15
	おひさまこどもクリニック	野市町西野 651-1
	のいち眼科	野市町西野 1945
	疋田内科	野市町西野 2636-6
	野市整形外科医院	野市町西野 2235
	のいち耳鼻咽喉科医院	野市町西野
	もえぎクリニック	赤岡町 2066-3
	大島歯科医院	野市町西野
	小松歯科診療所	野市町西野
	長岡歯科医院	野市町西野
	どんぐり歯科	野市町西野 227-1
	乾歯科	野市町西野 2706 番地 20

	黒岩歯科医院	野市町西野
	池田歯科クリニック	野市町土居
	助産院ゆいまーる	野市町西野 1733
	放課後等デイサービス coco color	香我美町下分 419-3
	あやばにハウス	野市町中ノ村 624-2
	いきいき	香南市赤岡町 1160 番地 1
	デイサービスセンター三宝通所介護事業所	野市町母代寺 1 8 8
	特別養護老人ホーム三宝荘	野市町母代寺 1 8 8
	グループホーム せんだんの里	野市町中ノ村 7 7 0-1
	きとうせや	野市町中ノ村 1425 番地 13
	愛の家グループホーム野市	野市町西野 6 5 1-6
	三谷介護医療院	野市町西野 555 番地 2
	菜園 よりみち	野市町西野 2 5 5 3 番地
	デイサービスセンター ふじかわ	野市町西野 1888 番地 4
	グループホームはなみずき	野市町西野 1886-3
	老人保健施設 しお風	赤岡町 1 1 8 6-1
	デイサービスセンター陽だまり	赤岡町 1 1 6 0-1
	特別養護老人ホーム香南赤岡苑	赤岡町 1 1 6 0-1
	ケアハウスぬくもり	赤岡町 1 1 6 1-2
	グループホーム きんもくせい	香我美町字マガリ 1 1 4 3
施策の方向性		担当課
夜須川水系洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設対策		防災対策課、学校教育課、こども課、健康対策課
		高知県
・水防法第15条に基づき、夜須川浸水想定区域内にある下記の要配慮者利用施設について、管理者等による避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促し、利用者の確実な避難確保を図るものとする。		
夜須川水系洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設	夜須はーと児童くらぶ	香南市夜須町西山 13-2
	寺田内科	夜須町坪井 23 番地 1
	夜須診療所	夜須町手結 298-30
	ながの歯科	夜須町坪井
	GH サルビア	夜須町坪井 67-4
施策の方向性		担当課
土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設対策		防災対策課、学校教育課、健康対策課、福祉事務所
		高知県
・土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内にある下記の要配慮者利用施設について、管理者等による避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促し、利用者の確実な避難確保を図るものとする。		
土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設	施設名	所在地
	佐古小学校	香南市野市町母代寺 104
	(福)高知県社会福祉事業団愛童園	香南市夜須町西山 1319-1
	デイサービス木苺 PLUS	野市町母代寺 62-1
施策の方向性		担当課
物部川洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における避難対策、伝達要領等		防災対策課
		高知県
・土砂災害警戒区域等からの避難においては、第3編第1部第3章第2節「避難体制」に基づく対策を確実に行うとともに必要な場合、その管理者等に対し個別に対応するものとする。		
・避難情報等の伝達においては、第3編第2部第2節「情報通信」により複数の手段を用いて的確に行う。		

第7節 火災に強いまちづくり

【基本的な考え方】

地震発生時には、火気設備器具、危険物などを要因とする多くの潜在的な出火危険がある。火気設備器具自体の転倒、落下、また、建築物の倒壊や家具等の収容物の転倒、落下により、可燃物が火気設備器具に接触する等、二次的な火災が発生し多大の被害が予想されるため、以下のような対策をとるものとする。

1 出火防止対策

地震に伴う火災は、同時に多数の地点で出火する特徴から、消防力は分散され、また、道路の損壊や倒壊物による道路閉塞で消火活動が阻害され、大火災になりやすく、特に木造家屋密集地域では延焼速度が早く広範囲への延焼が予想される。

このようなことから、一般家庭や事業所等において、出火の危険性につながる要因を検討し、その対応策について、技術的あるいは日常的な管理上の安全対策を推進するとともに、防災意識の高揚と地震発生時の行動力の向上を図ることによって、震災時における出火の防止を目標とする。

施策の方向性	担当課	関係機関
火気設備器具の安全対策	消防本部	高知県
- 火気設備器具の転倒防止などの安全措置および耐震安全装置等の設置促進を図るとともに、火気使用場所および周辺の不燃化等による安全環境の整備指導を推進する。 - また、平成16年改正の消防法第9条の2および香南市火災予防条例第29条の2に基づき、住宅の用途に供される建築物には、住宅用防災機器を設置しなければならない。 - 東日本大震災における本震による火災のうち原因が特定されたものの過半数が電気関係の出火であったことから、電気火災に効果的な感震ブレーカー設置の普及に努める。		
➤関連－10 香南市地震火災対策計画 ➤関連－13 香南市消防計画		
施策の方向性	担当課	関係機関
電気・ガス設備の安全対策	消防本部	高知県
建築物または電柱の倒壊等により、電線の切断や電気・ガス設備器具の損傷、あるいはガス配管の折損等が出火または延焼拡大の要因につながることから、一般家庭、事業所における地震時の電気およびガスの遮断操作の指導を推進する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
自主管理による出火防止対策	消防本部	高知県
- 建築物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政および消防活動を補完する防火管理者および防災管理者（以下「防火管理者等」という）の役割の重要性が増加している。そこで、大規模地震にあっても防火管理および防火管理業務を有効に遂行できるよう防火管理者等に対する講習会を実施する等、防火管理者等の資質の向上を図り、自主チェック体制を強化することにより、地震時の出火危険の排除を促進する。 - また、各家庭にあつては、地震に対する知識の高揚に努め、地域ぐるみの出火防止対策を推進する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
防災製品の普及指導	消防本部	高知県
防災製品は、出火および延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。特に高齢者等の要配慮者が居住する家庭に対しては、防災製品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図るものとする。		

施策の方向性	担当課	関係機関
消防同意制度の活用	消防本部	高知県
・火災を未然に防止し、また万一出火した場合、その火災の拡大および延焼を防止するため、建築物の新築、増築、改築等を行う際、計画の段階において火災予防上の観点から、専門的立場で審査し、防火区画等構造上の安全性、消防用設備等の設置を促進し、建築確認を行う建築主事および指定確認検査機関と連絡調整を図り、建築物の一層の安全確保に努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
防火意識の普及対策	消防本部	高知県
(1) 危険物安全週間 毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として全国的に危険物の規制に関する政令等にかかる位置、構造および設備の基準の維持や取扱い、移送や運搬について、危険物事業所等に対するポスターの配布等により危険物の取扱い等に係る意識の啓発向上を図る。 (2) 文化財防火デー 昭和24年(1949年)1月26日、国宝法隆寺金堂焼失により文化遺産保護のため、消防庁は文化庁と共唱して昭和30年(1955年)から1月26日を「文化財防火デー」と定めている。 歴史と伝統のなかで先人が残した貴重な文化財を、火災・震災等の災害から守り、後世に継承していくため、文化財関係者の訓練の実施と市民の文化財愛護意識の普及に努める。 (3) 火災予防運動 春(3月1日～3月7日)・秋(11月9日～11月15日)の年2回全国的に火災予防運動を実施している。市民および事業所関係者の防火意識の高揚を図るため、各種行事を積極的に展開する。 (4) 救急の日 毎年9月9日。市民一人ひとりの理解と認識を深め、救命率を向上させるため、有事に備えた応急処置等の救急技術の普及に努める。 (5) 119番の日 毎年11月9日。市民の防火・防災意識の一層の高揚を図り、正しい通報要領等の普及に努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
立入検査の実施	消防本部	高知県
・事業所に対し、火災発生のおそれのある箇所に立ち入り、出火危険、人命危険を排除するため、火災予防上必要な処置を指導するとともに、その実態を把握することにより出火時の被害を最小限にとどめることを目的とする。 ・特に、不特定多数の者が出入りし、また、勤務する事業所にあつては、一旦火災が発生すると人的、物的に多大な損害が予想される。 ・このことから、有効な立入検査の実施および防火教育を実施し、災害時において的確に対処するとともに、自衛消防隊の確立を図り、さらに、地域と一体化した自主防火管理体制の向上に努めるものとする。		

施策の方向性	担当課	関係機関
特別検査の実施	消防本部	高知県
(1) 大型店舗・飲食店舗ビル等の特別検査 大型店舗、飲食店舗ビル等は、不特定多数の者が出入りするため、一旦火災が発生すれば大惨事に発展するおそれがある。 このため、特別検査を実施することにより防火管理者はもとより従業員に対し防火意識の高揚を図り、消防用設備等の維持管理を徹底させ、防火管理体制を構築し、出火防止と火災による人命損傷事故の防止を図るものとする。 (2) 高層建築物の特別検査 高層建築物から出火した場合、被害が立体的に及ぶため消火活動、人命救助が困難になり大災害になるおそれがある。 このため、火災の未然防止と避難設備の整備強化を図る必要があるため、特別検査を実施して火災予防の万全を期すものとする。 (3) 警防活動困難区域の特別検査 木造建築物が密集している地域または消防自動車の進入困難な区域等においては、一旦火災が発生すれば延焼拡大の可能性が大きいため、日常における防火意識の高揚を図るため適宜特別検査を実施する。 (4) 危険物施設の特別立入検査 危険物施設において、ひとたび火災が発生すれば、大惨事に発展するおそれがある。このため、特別立入検査を実施し、施設の維持管理を徹底させるとともに、危険物取扱者および従業員に対し、防災意識の高揚を図り、災害発生時の未然防止と環境保全を確保する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
火災気象通報	消防本部	高知県、高知地方気象台
・県から火災気象通報の伝達を受けたときまたは火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。 ・防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、市条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
市街地における火災対策 (地震火災対策)	防災対策課、消防本部	高知県
・市街地で火災が発生した場合を想定した対応を検討するとともに、大規模な火災の可能性のある重点密集市街地において、その環境改善や安全性の確保に取り組む。 ・避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。 ・必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設、その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。 ・土地区画整理事業を推進する。 ・住宅市街地総合整備事業を推進する。(ポケットパーク) ポケットパーク：空き地などわずかの土地を利用した小さな公園。災害時に地域の活動拠点となったり、火災の延焼速度を低減させる。		
➤関連－1 香南市都市計画マスタープラン ➤関連－9 高知県地震火災対策指針 ➤関連－10 香南市地震火災対策計画 ➤施設－18 消防力の現状・消防水利の現状		

施策の方向性	担当課	関係機関
燃料タンク等の安全対策の推進(津波火災対策)	防災対策課、消防本部、 農林水産課	高知県、JA、漁業協同組合
・地震や津波による燃料タンク・高圧ガス施設等の転倒・流出による、火災の発生などの二次被害を防止するため、事前の安全対策を進める。 ・2 kℓ未満の農業用燃料タンク対策として、重油流出防止装置付きタンクや重油代替暖房機の導入を支援する。 ・港湾内に設置された燃油タンクについて、施設設置者等と転倒・流出防止対策を検討する。 ・車両火災対策について、消防研究センターの研究結果や国の動向などについて情報収集を行う。		
▶関連－9 高知県地震火災対策指針 ▶関連－10 香南市地震火災対策計画 ▶施設－18 消防力の現状・消防水利の現状		

2 初期消火対策

地震時には、多くの出火要因が考えられることから、出火防止対策の徹底によっても、なお、相当数の火災の発生が予想される。

さらに、震災時には消防活動がさまざまな障害によって、現行の消防体制のみでは対応できない事態が予想されることから、延焼火災を防止するため、市民一人ひとりの防災行動力の向上を図り、家庭や事業所を含めた地域一体となった自衛消火体制を確立することを目標とする。

施策の方向性	担当課	関係機関
市民の防災行動力の向上	消防本部、防災対策課	高知県
・市民一人ひとりの初期消火など防災行動力の向上を図るため、町内自治会や事業所等を単位とした防災研修、訓練を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力のある市民の育成に努める。 ▶関連－10 香南市地震火災対策計画 ▶関連－13 香南市消防計画		
施策の方向性	担当課	関係機関
初期消火資器材の普及促進	消防本部、防災対策課	高知県
・消火器、水バケツなど初期消火資器材の普及促進を図り、震災時の初期消火体制の充実を推進する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
事業所における自衛消防隊の防災行動力の向上	消防本部、防災対策課	高知県
・消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、事業所等の建物に設置された消防用設備等が震災時に有効に機能するよう日常的かつ定期的な維持管理の徹底を推進する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
消防用設備等の適正化	消防本部、防災対策課	高知県
・消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、事業所等の建物に設置された消防用設備等が震災時に有効に機能するよう日常的かつ定期的な維持管理の徹底を推進する。		

3 火災に備える

施策の方向性	担当課	関係機関
消防水利の整備	上下水道課、消防本部	高知県
・二次災害的に発生する火災から住民を守るため、消火栓の整備を図るとともに、消火栓使用不能に備え、防火水槽の設置を進める。 ・また、自然水利を有効に活用するため、水利部署が可能な場所の把握を行う。災害対策用貯水施設を補完するものとして、取水井を活用する。また、企業等の取水井の災害時利活用についても協定を締結し、水の確保に努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
防火水槽の整備	上下水道課、防災対策課、消防本部	高知県
・防火水槽は、原則として水利不便地区等に設置するものとする。		
➤施設－18 消防力の現状・消防水利の現状		
施策の方向性	担当課	関係機関
自然水利の活用	消防本部	高知県
・地震発生時には、消火栓が使用不能になることが十分予想され、消防水利の確保が重要な問題になる。このため、市街地を流れる河川等からの消火用水の確保策を講じておくものとする。		
➤施設－18 消防力の現状・消防水利の現状		
施策の方向性	担当課	関係機関
プール等の活用	消防本部	高知県
・学校プールおよび事業所等の消防用水を、緊急水利として災害時に有効活用するため、関係機関と連携をとりながら確保策を講じておくものとする。		
➤施設－18 消防力の現状・消防水利の現状		

第2章 災害に強い人・地域づくり

第1節 防災知識の普及啓発計画

【基本的な考え方】

災害を最小限に食い止めるためには、市および防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、市および防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員および市民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれの普及を要する事項について単独または共同して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や男女双方の視点、家庭動物の飼養等に配慮するものとする。

また、市は、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを、教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

さらに、市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講習会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

施策の方向性	担当課	関係機関
職員に対する防災知識の普及	防災対策課、消防本部	全課
・災害発生時に本計画の実行上の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。 このため、市は、防災業務に従事する職員に対して以下の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得および判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。 ・また、日頃、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。 ・被災者支援では、災害対策基本法第90条の2で、市長は災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面（罹災証明書等）の交付を行う必要があるため、即時に被害調査に従事できるよう家屋被害認定士の育成に努める。 (1) 方法 ○各対策部等の防災従事職員のスキル向上の訓練および研修会の実施およびアクションカード、各部班災害時行動マニュアル、避難所開設・運営マニュアル等に基づく訓練の実施 ○市、県、国が主催する防災講演会および防災訓練等への参加 (2) 内容 ○各種災害に関する一般的な知識 ○気象に関する一般知識、各種災害および地域特性による被害状況 ○収集した情報から必要な情報を選別・整理・評価・伝達・共有する一元的な体制の確立について（災害情報トリアージの運用） ○地域防災計画の内容の周知 ○災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得 ○防災に関する職場研修の実施および防災講演会等への参加 ○災害対応訓練の実施および事後検証の実施		

施策の方向性	担当課	関係機関
児童生徒等に対する防災知識の普及	防災対策課、 教育委員会事務局、 地域支援課、各支所、 消防本部	高知県
・これから社会を担うこどもたちを中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。 ・学校現場での取組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を進めることにより、市全体の防災力の向上を図る。 ・教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」等に基づく、発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進し、自らの安全を確保するための行動および他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。 (1) 方法 ○防災パンフレット等の配布 ○防災映画、防災ビデオ等の上映 ○防災教育講座の実施 ○避難訓練の実施 ○地域性や児童の発達段階を考慮した防災指導 (2) 内容 ○災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等） ○災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割 ○災害発生のしくみ ○防災対策の現状 ○登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法 ・なお、災害が発生した場合において、自らの命を守るために主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。 ・また、災害時の保護者への児童の引き渡しは、大津波警報が解除されるまでは行わないことを原則として、方法についてあらかじめ検討し、周知するものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
人材の育成	防災対策課、 教育委員会事務局、 消防本部	高知県
・幼少年期から消防に対する関心を深めながら、防火防災思想の普及啓発を図り、防災・減災による明るいまちづくりの基礎となる人材の育成を行う。 ○市内小学校高学年を主体に編成する少年消防クラブを対象に、少年期のうちから消防の仕事（火災予防、応急手当等）や役割に興味を持たせ、活動を通じて市民の関心を高めるもので、少年たちが防火・防災・救急についての諸問題を身近な生活の中から見出し、お互いに研究することで、防火・防災思想を高めるなどクラブの活動を通して、その育成を図るものとする。 ○保育所・幼稚園・こども園等の幼児で編成する幼年消防クラブを対象に、幼児期から消防に関心を持たせ身近な防火・防災を保護者とともに学び、その大切さを身につけるため積極的なクラブ活動を行い、幼児および保護者の防火・防災思想を高めるため育成に努めるものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
教職員等に対する防災知識	防災対策課、 教育委員会事務局、 消防本部	高知県
・研修会等を通じて、教職員等の資質向上を図るものとする。		

施策の方向性	担当課	関係機関
市民等に対する防災知識の普及	防災対策課、消防本部、 地域支援課、各支所	高知県、南国警察
・住民等の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。 ・災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や警戒レベル、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。 ・地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努める。 ・南海トラフ地震に備える県民の自助を支援するための情報提供を行い、市民自身による地震防災対策を促進する。 ・被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。 ・南海トラフ地震防災対策推進地域において、東南海地震と南海地震が同時に発生する場合のほか、両地震が数時間から数日の時間差において連続して発生した場合に生じる危険等の知識の普及に努める。 ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切に行動する。 (1) 普及方法 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用にも努めるものとする。 また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への対応や男女双方の視点、家庭動物の飼養等にも十分配慮するものとする。 ○新聞、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ等報道機関の利用 ○広報誌、ホームページ等への防災情報の掲載 ○地域版ハザードマップ作成、ワークショップの開催 ○広報車による巡回広報 ○防災啓発冊子の配布・普及 ○各地域における防災講習の開催 ○自主防災組織等のリーダー研修の開催 ○総合防災訓練および地域における防災訓練の実施 ○防災出前講座の実施 ○外国人に対する防災研修の開催 (2) 普及内容 ○災害に関する一般的知識 ・地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等 ・津波の特性（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性等） ○過去の主な被害事例 ○災害対策の現状 ○災害による被害想定調査結果 ○平時の心得（日頃の準備） ①住宅の点検（住宅の耐震診断・耐震化・不燃化、ブロック塀補強等） ②屋内の整理点検（家具転倒防止等） ③火災の防止（感震ブレーカーの設置等） ④救急手当（心肺蘇生法等） ⑤発災後の3日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄のほか、電気等のエネルギーの自給促進 ⑥寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等） ⑦香南市メール配信サービスへの登録 ⑧指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認 ⑨緊急連絡先の確認 ⑩家族間等による安否の確認方法 ⑪非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳等）の準備 ⑫家庭動物との同行避難および避難所での飼養の準備 ⑬自主防災組織への参加 ⑭防災訓練への参加 ⑮発災後のごみ出しルール		

○災害発生時の心得 ①緊急地震速報を覚知した時の対応行動 ②場所別、状況別の心得 ③出火防止および初期消火 ④避難の心得 ⑤自動車運転者のとるべき措置		
➤関連-14 啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」「災害時ごみ処理ハンドブック」		
施策の方向性	担当課	関係機関
愛玩動物に対する防災知識の普及	防災対策課	高知県
・市民生活の生活様式や価値観が変化するなか、犬や猫などの愛玩動物を家族の一員としてともに暮らす方が増えている。 ・被災のおそれのある場合または災害発生直後には、愛玩動物同伴で避難することが想定される。避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等が必要である。そこで、愛玩動物の飼い主に対し被災時の備えについて普及啓発を行う。 (1) 方法 ○パンフレットの配布 ○啓発教育講座の実施 (2) 内容 ○災害に対する日頃の備えと心構え ○愛玩動物のしつけと健康管理、飼い主の明示の必要性等の基礎知識の周知 ○預け先の確保		
施策の方向性	担当課	関係機関
防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及	防災対策課、消防本部	高知県
・市は、危険物を使用する施設、病院および社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館、ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者等に対して次の内容を中心に災害発生時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等の防災対策研修等を実施し、その資質向上を図るものとする。 ○避難誘導等防災体制の整備 ○災害の特性および過去の主な被害事例 ○危険物施設等の位置、構造および設備の保安管理 ○出火防止、初期消火等の任務分担 ○防災業務従事者の安全確保		
施策の方向性	担当課	関係機関
外国人に対する防災知識の普及	防災対策課	高知県
・市は、日本語を母国語としない外国人のために、外国語による表記やふりがなを付記するなど分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど防災知識の普及に努めるものとする。		
➤関連-49 外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル		

施策の方向性	担当課	関係機関
防災知識の普及の時期	防災対策課	高知県
・市および防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、市民に対し熊本地震の被害状況などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。 (1) 防災の日 毎年9月1日の「防災の日」、毎年8月30日から9月5日までの一週間の「防災週間」において、災害についての認識を深め、災害の未然防止と被害の軽減に資するための展示等を実施する。 (2) 津波防災の日 平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災による津波被害を受け、1854年の安政南海地震の「稲むらの火」の故事にならい、平成23年6月に中央防災会議が「11月5日」を「津波防災の日」と制定した。このことから、「津波」に対する認識を深めるとともに、津波に関する被害の軽減を目的とした広報等を実施する。 (3) 防災とボランティアの日 平成7年（1995年）1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、各種のボランティア活動が大きな役割を果たした。これを契機に毎年1月17日を「防災とボランティアの日」（毎年1月15日～21日防災ボランティア週間）と定め、防災関係機関をはじめ、多くの住民が災害時におけるボランティア活動や、自主的な防災活動について認識を深めるとともに、災害への備えを図ることを目的に各種の催しを行う。		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害教訓の伝承	防災対策課、消防本部	高知県
・過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を後世に伝えていくよう努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民による災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。		
➤危険－6 古文書カルテ		

第2節 実践的な防災訓練計画

【基本的な考え方】

各種災害に対して、地域の災害特性を考慮し、実状に即した実践的な防災訓練を定期的実施する。特に南海トラフ地震に対しては、最大クラスの地震の震度分布や津波浸水予測等をもとに、地域特性や発生時間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟など、一人でも多くの被災者を救助・救出し、命をつなぐ支援を円滑に行えるよう、消防や警察、自衛隊、ライフライン機関、企業、NPO、ボランティアおよび住民と協力して実施する。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方向の視点、家庭動物の飼養等にも配慮するよう努めるものとする。

訓練後には、地域防災計画や津波避難計画などの対策計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行う。

施策の方向性	担当課	関係機関
市総合防災訓練の実施	防災対策課、各課	高知県、関係機関
・大規模地震・津波発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ等からの救出・救護、二次的に発生する火災や津波からの避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。このような、地震・津波災害の特性から、市総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互および防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。 ・訓練にあたっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて災害の規模や・被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行う。また、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域からの応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
情報収集・伝達等に関する訓練の実施	防災対策課	高知県、関係機関
・「南海トラフ地震に関連する情報」が発せられた場合および避難指示等を発令した場合の地区市民、事業所等に的確な情報を迅速に伝達、広報できるようにするための訓練を目標とし、県防災行政無線を利用した情報の受理と、関係機関への伝達訓練、防災行政用無線および音声告知放送の緊急告知による市民等への伝達訓練を実施する。 ・無線通信の統制や重要通信の確保等非常通信を取り入れた通信訓練を実施するとともに、通信手段が途絶えたときを想定した訓練を実施する。		
➤関連－51 香南市防災情報通信・管理システム		

施策の方向性	担当課	関係機関
非常参集訓練および本部の設置運営訓練の実施	防災対策課、各課	高知県
・災害時における職員の非常参集および災害対策本部の設置の迅速化および円滑化のため、災害対策本部等の初動対応および防災関係機関（ライフライン）と連携した応急対策、また、迅速な伝達網の確立と情報伝達の確実性向上を目的とした災害時の職員安否確認および参集訓練をブラインド方式で実施する。 ・様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
水防訓練の実施	防災対策課、消防本部	高知県、関係機関
・水防管理者および県は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、または共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。		
施策の方向性	担当課	関係機関
小中学校等の防災訓練の実施	防災対策課、消防本部、教育委員会	高知県
・学校教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、大規模災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。 ・訓練にあたっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。 ・学校においては、教育委員会の指導のもと、次の点に留意して定期的に訓練を行うものとする。 ○地震に際して、落ち着いて、しかも素早く行動できるよう、その意味・必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作と方法を習得させる。 ○避難訓練を通じて、防災意識を高めるとともに、より安全な体制づくりのための参考資料とする。 ○集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。		
施策の方向性	担当課	関係機関
広域防災訓練の実施	防災対策課、消防本部	高知県、関係機関
・市および県は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
複合災害想定訓練の実施	防災対策課、消防本部	高知県、関係機関
・市、県、防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。 ・地域特性に応じて複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
地域での防災訓練の実施	防災対策課、消防本部、地域支援課、各支所	高知県、関係機関
・大規模地震・津波発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃から訓練の積み重ねが必要である。 ・市・消防機関および関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言および指導を行うものとする。 ・市民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。 ・家庭では、あらかじめ非常持ち出し品、安全点検箇所、役割分担、避難先等について話し合っておく「家庭防災会議」の実施を呼び掛ける。 ・事業所では、警戒・避難の方針等をあらかじめ、周知、徹底しておくことなどについて広報を行う。 ・「南海トラフ地震に関連する情報」の発令時、発災時におけるドライバーの心得についても周知を図る。 ・感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。		

<訓練の概要>

実施時期	・「防災週間」、「津波防災の日」および「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選び、積極的かつ継続的に実施するものとする。
実施場所	・訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。
内容	・防災訓練を昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 ・防災訓練の実施にあたり、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るように努めるものとする。 ・防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。
訓練の検証	・防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第3節 自主防災組織の育成強化計画

【基本的な考え方】

市民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚ならびに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、災害に備える。

自主防災組織の育成にあたっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、防災士、企業、団体等社会の多様な主体が市民運動として防災・減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。

【必要性】

大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な活動ができないことが予想される。

このような場合には、「地域住民が話し合い」、「初期消火を行う」、「近隣の負傷者、高齢者等の要配慮者を助ける」、「指定緊急避難場所等で組織的に防災活動を行う」こと等が、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成を促進する必要がある。災害時に自主防災活動をより効果的に行うためには、日頃から地域住民への啓発活動や訓練などを積み重ねておく必要がある。

また、多数の者が利用、従事する施設または危険物取扱事業所等で一定規模以上のものにおいては、大規模災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、法令により義務付けられていない事業所であっても、自主的な防災組織の設置は、被害軽減のために有効である。

これらのことから、本市は、自主防災組織（自主防災クラブ）の結成および育成・指導、防災資機材の助成、出前講座、地域版ハザードマップの作成、リーダー研修等の活動全般を支援するものとする。

1 地域住民等の自主防災組織

施策の方向性	担当課	関係機関
自主防災組織の結成・育成	防災対策課、消防本部、 地域支援課、各支所	高知県・市民
・既存の町内自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。 ・男女共同参画の観点から、女性の参画の拡大に努めるものとする。 ○町内自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。 ○地域版ハザードマップ作成への取組み等の充実強化を通して推進していくものとする。 ○リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。 ※ 本市の自主防災組織は、102 団体結成されており、組織率 90.2%（令和 6 年 4 月現在）である。 ＜組織の編成単位＞ ・地域住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること ・地域住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること ➤ 関連－15 自主防災組織活動事例集（高知県） ➤ 関連－32 自主防災組織の手引－コミュニティと安心・安全なまちづくり－ ➤ 要綱－17 香南市みんなで備える防災総合補助金交付要綱 ➤ 要綱－18 香南市地域活性化総合補助金交付要綱 ➤ 組織－8 自主防災組織一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
組織の育成指導および活動促進	防災対策課、消防本部、 地域支援課	高知県、市民、 日本防災士会高知
・地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言および指導等を行うものとする。具体的には、災害に対する地域の連帯および地域防災活動の推進を図るため、町内自治会等の住民組織等を中心とした出前講座や地域での訓練支援および総合防災訓練への参加等を推進している。 ・県は、自主防災組織率を上昇させるため、市と密接に連携しつつ、必要な施策を講じるものとする。具体的には、新たに設立される自主防災組織に対する資機材および訓練経費の助成、県内各所での自主防災組織リーダー研修会の開催、優良自主防災組織に対する表彰、自主防災組織に対する啓発活動、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布を実施する。特に、自主防災組織リーダー研修会で育成した防災リーダーは、自らが居住する地域の自主防災組織の結成・活動の核となるよう、また、居住地以外における防災教育・訓練等の地域防災活動の活性化に資するよう・地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施する。 ・協定を締結している日本防災士会高知と連携し、地域における防災活動を担う人材に対しての研修会を開催し、防災士の資格取得を促進する。 ➤ 関連－15 自主防災組織活動事例集（高知県） ➤ 関連－32 自主防災組織の手引－コミュニティと安心・安全なまちづくり－ ➤ 要綱－17 香南市みんなで備える防災総合補助金交付要綱 ➤ 要綱－18 香南市地域活性化総合補助金交付要綱 ➤ 組織－8 自主防災組織一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
活動計画の制定	防災対策課、消防本部、 地域支援課、各支所	高知県、市民
・組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。 ➤ 関連－15 自主防災組織活動事例集（高知県） ➤ 関連－32 自主防災組織の手引－コミュニティと安心・安全なまちづくり－		

施策の方向性	担当課	関係機関
自主防災組織の防災活動	防災対策課、消防本部、地域支援課、各支所	高知県、市民
(1) 平時の活動 ○自主防災クラブ（未結成の町内自治会等を含む。）において、防災知識の普及を図る。 ○地域版ハザードマップを作成する。 ○防災訓練、防災点検、防災用資機材の整備・保守、緊急連絡網の作成を実施し、この活動により区域内の住民の防災意識の向上を図る。 ○災害時における「自助」「共助」力の強化を図る。 ○要配慮者への支援体制の整備や避難体制の整備、女性参画の促進に留意する。 (2) 災害時の活動 ○地域ぐるみの平時の活動を生かし、情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、給食、救援物資の配布等の活動により、被害の最小化に努める。 ➤関連－15 自主防災組織活動事例集（高知県） ➤関連－32 自主防災組織の手引－コミュニティと安心・安全なまちづくり－		

2 地域住民および事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）

施策の方向性	担当課	関係機関
地区防災計画策定の推進	防災対策課、消防本部	高知県、地域、各企業
・市内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する企業は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動支援者の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。 ・必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。 ・市は地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する企業から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。 (1) 地区 防災活動を行う主体に応じ設定することとする。 (2) 対象 地区の地区居住者等を対象とする。 （例：地域住民、自主防災組織、企業、地域の協議会、学校、病院、社会福祉法人等） (3) 内容 地区の特性、活動主体のレベルや経験等に応じて、自由に決めることができる。 (4) 計画提案 計画提案にあたっては、当該地区の地区居住者等であることを証明するために住民票、法人登記事項証明書等を沿え、防災会議に提出する。 (5) 地域防災計画への規定 提案された地区防災計画は、地域防災計画に規定する必要があるか否かを市防災会議にて判断し、提案者へ結果を通知する。 ➤関連－37 地区防災計画ガイドライン～地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化に向けて～		

第4節 企業等防災対策の促進計画

【基本的な考え方】

東日本大震災等のような大規模地震や洪水等が世界各地で甚大な被害をもたらし、多くの企業・組織が操業停止に追い込まれている例が続いている。この場合、仮に廃業を免れても、復旧に時間がかかり、顧客を失うとその後に顧客を取り戻すことは容易ではないことが実例からも示されている。

さらに、近年、企業等は生産効率の向上等を目指して分業化および外注化を進めてきたことから、原材料の供給、部品の生産、組立、輸送、販売などに携わる企業等のどれかが被災すると、サプライチェーン全体が止まり、国内はもちろん世界的にも影響を及ぼしかねない状況となっている。

このような中で、企業等は、自らの生き残りと顧客や社会への供給責任等を果たすため、どのような事態が発生しても重要な事業が継続・復旧できるよう、事業継続マネジメント（BCM）を導入する必要性が一層高まっている。

また、事業継続マネジメント（BCM）は、社会や地域における企業等の責任の観点からも必要と認識されるべきである。災害対策基本法に基づく国の「防災基本計画」においても、「災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める」ことが、企業の果たす役割の一つとして記載されている。

施策の方向性	担当課	関係機関
企業等の事業継続マネジメント（BCM）の取り組み	防災対策課、消防本部	高知県、各企業
- 大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、消防法の規定、または同法の規定を準用し、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。 - 災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献度等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。 - 防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。 - 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市、県が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。 - 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。特に、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称・所在地が定められている要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれのある場合における避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。		
➤ 関連－33 南海トラフ地震に備える企業のBCP事業継続計画策定のための手引き【改訂版】		

施策の方向性	担当課	関係機関
事業者の自衛防災組織の防災活動	防災対策課、消防本部	高知県、各企業
・企業等は、「消防団協力事業所表示制度」を活用して消防団との協力、連携強化を進める等、次の防災活動に努める。 ○災害時の顧客や従業員の安全確保、二次災害等の防止を図るため、自主的な自衛消防隊等を編成し、次の活動を行う。 ア. 平時の活動 ①情報収集伝達体制の確立 ②避難対策 ③防災訓練の実施、地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力 ④施設および設備等の点検整備 ⑤従業員等の防災教育の推進 ⑥企業内備蓄の推進 ⑦防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成 ⑧飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄） ⑨燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策 イ. 災害時の活動 ①情報の収集伝達 ②出火防止、初期消火の実施 ③避難誘導 ④救出救護 ⑤地域の防災活動への協力 ⑥大規模災害時の帰宅困難者対策 ⑦地域の防災活動および防災関係機関の行う応急活動への協力 ○地域コミュニティの一員として、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。特に、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルは、多様な応急対策活動が可能であるほか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難対策の施設の提供、食料や飲料水および生活必需品の提供など）も行える特徴があり、地域防災力向上の鍵といえるものである。 ○企業等の自主的判断による地域貢献だけでなく、市や防災関係機関が行う災害対策の一部を企業等が、その得意な業務において協力することについて、あらかじめ協定を締結するなど、平時から市や防災関係機関との連携に努める。 ○災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、企業等は災害による被害を最小化し、自らの存続を図っていかなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより、災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。		
➤関連－33 南海トラフ地震に備える企業のBCP事業継続計画策定のための手引き【改訂版】		

施策の方向性	担当課	関係機関
事業所との消防団活動協力体制の構築	防災対策課、消防本部	高知県、各企業
・市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を定め、地域の実情に適した消防団協力事業所の推進を定める。 ※消防団協力事業所表示制度 消防団員の多くが被雇用者という状況の中、消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要である。消防団協力事業所制度は、事業所の協力を通じて事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度である。また、事業所が、市の定める協力を行っている場合には「消防団協力事業所表示制度」表示マークを事業所に掲示したり、広報紙等で協力事業所であることを地域住民に紹介したりしている。		
▶関連－33 南海トラフ地震に備える企業のBCP事業継続計画策定のための手引き【改訂版】 ▶要綱－5 香南市消防団協力事業所に関する要綱		
施策の方向性	担当課	関係機関
企業防災の促進	防災対策課、消防本部	高知県、各企業
・市は、事業者が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進める。 ・市は、優良企業表彰など、企業の防災に係る積極的評価等により、企業従業員の防災意識の高揚、企業の防災力向上の促進を図るものとする。 ・市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。		
▶関連－33 南海トラフ地震に備える企業のBCP事業継続計画策定のための手引き【改訂版】		
施策の方向性	担当課	関係機関
事業者に対する指導	防災対策課、消防本部	高知県、各事業所
・事業所の自衛消防組織等の設置について、指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。 ・市・県・消防機関および関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。		
▶関連－33 南海トラフ地震に備える企業のBCP事業継続計画策定のための手引き【改訂版】		
▶施設－19 消防法 対象施設		
施策の方向性	担当課	関係機関
金融的支援	防災対策課	高知県、各企業
・被災した中小企業に対する資金対策としては、金融機関の融資、高知県信用融資保証等により、事業所の復旧に必要な資金の融資が円滑に行われ、早期安定が得られるよう努める。		

第5節 災害ボランティア計画

【基本的な考え方】

災害時のボランティア活動は、被災者の自立や被災地の一日も早い復興を支援するものであり、救援活動に携わるボランティア（個人・団体）は、自主性、主体性を持ちながらも、被災地での救援活動を行うにあたっての基本的なルールを順守し、地域の関係機関等と相互に協力しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の助け合いが不可欠であることから、平時から地域住民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合うような仕組みづくりを進めていくことが重要である。そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、市、県、香南市社会福祉協議会（以下「市社協」という）、高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という）、日本赤十字社高知県支部（以下「日赤県支部」という）、高知県共同募金会の連携のもと、平時から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。

施策の方向性	担当課	関係機関
地域福祉の推進	防災対策課、福祉事務所	高知県、市社会福祉協議会
- 市や市社協は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また、円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平時からその地域における住民やボランティア、自主防災組織、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮らせるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。 - また、いきいきクラブ、民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ、まちづくり協議会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。		
➤組織－6 市町村・消防本部危機管理連絡先一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
関係機関との協働体制の構築	防災対策課、福祉事務所	高知県、関係機関
- 災害時には、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施する。このような団体等が発災直後から被災者支援の担い手として、その能力を発揮できるよう、官民連携体制の強化のため、令和7年の災害対策基本法の改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等を国が「被災者援護協力団体」として登録する制度を創設した。市は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。 - 市や市社協等は、町内自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、各種事業をとおして顔の見える関係を築いておくものとする。 - 災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを策定し、大規模災害を想定した災害ボランティアセンター設置及び運営、避難所運営等に関する研修や訓練等を実施するなど、各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努めるものとする。 - 災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。 - 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（市社協等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。		
➤組織－6 市町村・消防本部危機管理連絡先一覧		

施策の方向性	担当課	関係機関
ボランティアの育成、登録、体制整備	防災対策課、福祉事務所	高知県、関係機関
・災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録システムを整備する。 (1) 県ボランティアセンターおよび市ボランティアセンター ○災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。 ○災害時に被災住民が、ボランティアの支援を円滑に受け入れることができるよう、平時からボランティアの役割や活動内容について理解促進を図るものとする。 (2) 市によるボランティアの登録および育成 市ボランティアセンターは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県ボランティアセンターに登録情報を提供する。 ア. 香南市災害ボランティア ○市社協ボランティアセンターを窓口とし、災害ボランティアに登録する。 イ. 災害救護・福祉ボランティア ○大規模災害に備え、行政が対処できる限界の隙間を埋めるためにも応急手当・応急救護および介護福祉の知識・技能を持った災害救護・福祉ボランティアを育成し、自分の持っている資格および特技等を活かして被災地の住民に対し活動できる体制を整える。 (3) 市の災害ボランティアセンターの設置拠点 災害ボランティアセンターの設置拠点は、災害ボランティアセンター本部を香我美支所に設置し、現地災害ボランティアセンターについては、必要に応じて災害対策本部と市社協が協議し、設置する。 (4) 日赤県支部 災害ボランティアの養成に努め、その効果的な活用を図るため、市ボランティアセンターへの登録を促進するとともに、本人の了解のもと、市ボランティアセンターおよび県ボランティアセンターに、日赤県支部が養成した災害ボランティアの情報を提供する。 (5) 県による専門ボランティア登録制度 県において、養成または登録を行っている専門ボランティアは次のとおり。		
登録種別	高知県被災建築物 応急危険度判定制度	高知県被災宅地 危険度判定制度
登録資格	1級・2級・木造建築士の資格がある方、および県内の地方公共団体の建築技術職員で建築行政や営繕等の実務経験が3年以上の方。	・宅地造成等規制法または都市計画法に規定する設計資格を有する方。 ・国または地方公共団体等の職員で、土木・建築等に関し一定期間以上の実務経験がある方。
登録者数	870名 コーディネーター：74名	500名
研修の内容	年3回の講習	随時講習会実施
活動内容	地震による被災建築物の応急危険度の判定	地震等により被災した宅地の危険度判定
➤ 関連－43 2018年度版 被災建築物応急危険度判定必携		

施策の方向性	担当課	関係機関
ボランティアの受入体制の整備	防災対策課、福祉事務所	高知県、関係機関
県ボランティアセンターは、大規模な災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から県内外のボランティアセンターや特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等と連携を図るなど、受入体制の整備を行うものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成	防災対策課、福祉事務所	高知県、社会福祉協議会、関係機関
- 災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するにあたって重要な役目を担っている。 - 県ボランティアセンターや市ボランティアセンターは、研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。 - 市社協や県社協は、市や県と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。本市では、災害時に市社協職員がボランティアコーディネーターとして、災害対策本部との連絡調整を行うものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	防災対策課、福祉事務所	高知県、関係機関
- 市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。 - 市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。 - 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。		

第3章 防災組織の災害対応力の強化

第1節 災害応急活動体制の整備

【基本的な考え方】

災害発生時において、市民の安全と安心を確保するためには、事前に防災体制や組織の強化・各種対策を着実に進め、迅速かつ円滑に応急対策を実施することが重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害発生時における活動体制の整備を図るものとする。また、災害時に防災関係機関や民間団体との連携を迅速に行うことができるよう、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有するとともに、各種団体等との協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。

1 初動体制（職員の動員配備指令）

勤務時間外に災害が発生し、本部長および副本部長が発災後直ちに参集できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、災害対策本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間、緊急本部員の指揮の下に初動体制を確立する。

施策の方向性	担当課	関係機関
初動要員	防災対策課、消防本部	高知県

・初動体制の確立に当たっては、要員の早期確保が重要な課題であるため、次の基準により初動要員として指名する。

初動要員	該当する居住地域
第1初動要員 (30分体制)	30分以内出勤可能地域 自宅から通勤先までの距離が2km圏内の職員（津波浸水想定区域内の職員除く）
第2初動要員 (1時間体制)	60分以内出勤可能地域 自宅から通勤先までの距離が4km圏内の職員（津波浸水想定区域内の職員除く）

施策の方向性	担当課	関係機関
防災指令	防災対策課、消防本部	

<防災指令の種類と基準>に準ずる。

施策の方向性	担当課	関係機関
配備体制	防災対策課、消防本部	

勤務時間内に災害が発生した場合	各部は通常の業務を一時停止、または縮小し、定められた配備につく。
勤務時間外に災害が発生した場合	防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。なお、突発性重大事故等の発生を知った場合等については、職員は自主参集するものとする。
災害発生直後に第1号または第2号配備体制とした場合	被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断された場合は、各対策部長は各部毎に配備体制を強化するとともに、ただちに本部長に報告する。
本部長が、各対策部長から配備体制強化の報告を受けた場合	災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められた場合は、防災指令を強化発令し、応急活動に万全を期する。

施策の方向性	担当課	関係機関														
職員の動員	防災対策課、消防本部															
(1)勤務時間内の動員方法 防災対策課長が、庁内放送、電話等により、各部長に伝達する。 各部長は、電話、FAX 等により、防災指令とこれに基づく動員指示を伝達する。 各部内の伝達方法は、各部内において定める。 (2)勤務時間外の動員方法 ➤風水害発生時 各部の部長への電話は、統括部長から連絡する。 ➤地震発生時 勤務時間外に地震が発生した場合は、通信の混乱が予想されるため、職員は、自らテレビ、ラジオ、香南市メール配信サービス、緊急速報メール等によって地震情報等を収集し、震度に応じて自主的に参集する。電話連絡が可能な場合は、各課長から課内連絡網により連絡することもある。 次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。 ＜動員対象から除外する職員＞ <table><tr><td>1</td><td>自宅が、津波による避難の対象地域になっている場合</td></tr><tr><td>2</td><td>自宅または親族の居住する住宅が浸水もしくは半壊相当以上の被害を受け、当該職員が保護・保全しなければ居住者および財産の安全が確保できない場合</td></tr><tr><td>3</td><td>職員自身が、災害発生時に療養中または災害の発生により傷病の程度が重症である場合</td></tr><tr><td>4</td><td>親族に死亡者または重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合</td></tr><tr><td>5</td><td>自宅から火災が発生し、または周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合</td></tr><tr><td>6</td><td>同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合</td></tr><tr><td>7</td><td>自宅付近において、救出救助要請があった場合</td></tr></table>			1	自宅が、津波による避難の対象地域になっている場合	2	自宅または親族の居住する住宅が浸水もしくは半壊相当以上の被害を受け、当該職員が保護・保全しなければ居住者および財産の安全が確保できない場合	3	職員自身が、災害発生時に療養中または災害の発生により傷病の程度が重症である場合	4	親族に死亡者または重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合	5	自宅から火災が発生し、または周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合	6	同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合	7	自宅付近において、救出救助要請があった場合
1	自宅が、津波による避難の対象地域になっている場合															
2	自宅または親族の居住する住宅が浸水もしくは半壊相当以上の被害を受け、当該職員が保護・保全しなければ居住者および財産の安全が確保できない場合															
3	職員自身が、災害発生時に療養中または災害の発生により傷病の程度が重症である場合															
4	親族に死亡者または重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合															
5	自宅から火災が発生し、または周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合															
6	同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合															
7	自宅付近において、救出救助要請があった場合															

＜防災指令の種類と基準＞

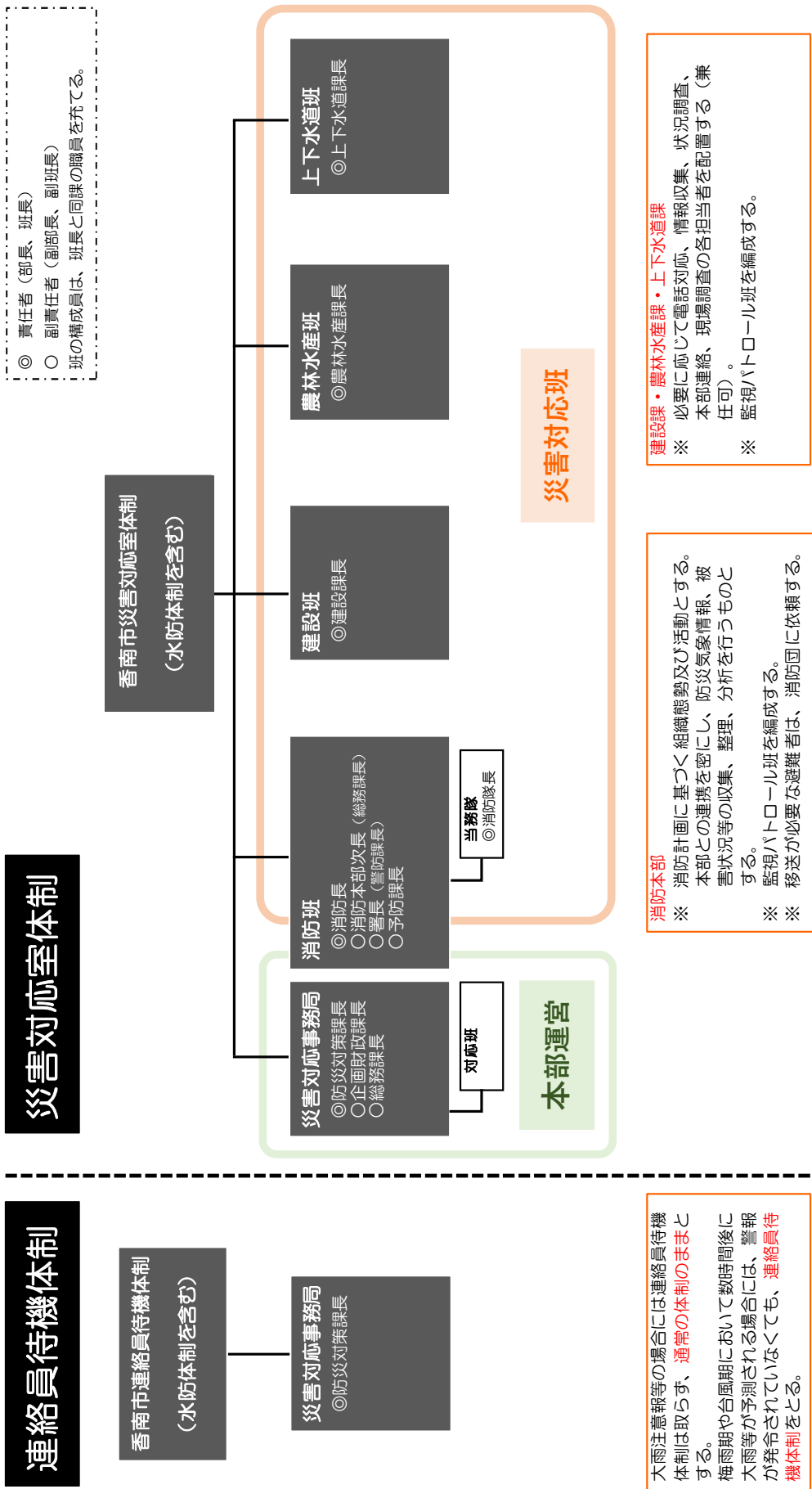
本部	長	災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各部(班)長に防災指令を発令する。
統括	長	
消防	長	次の基準に従って本部長に防災指令の発令について進言する。

【防災指令の種類と基準】

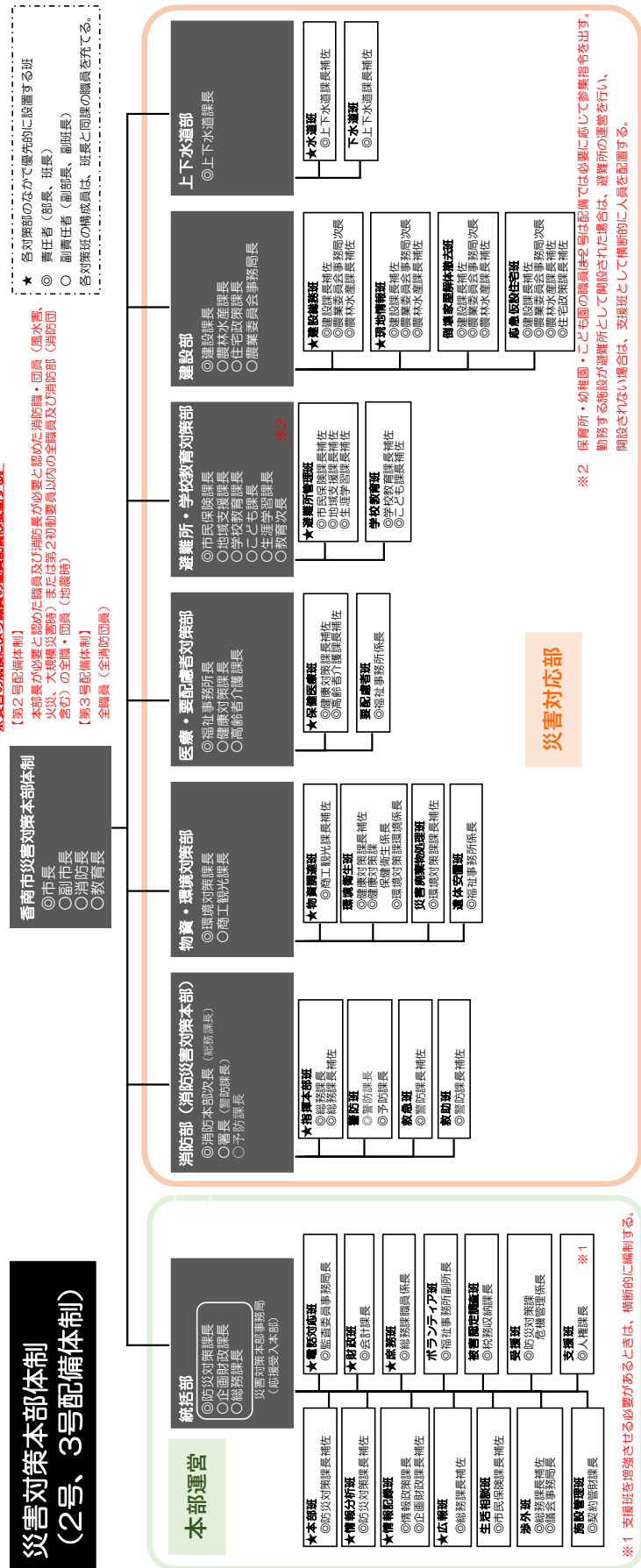
防災指令の発令基準			
防災指令の種類	地 震	風水害等	火 災
		大規模事故等	
第1号 防災指令	- 気象庁が発表する「香南市」における震度が⁴又は⁵弱のとき - 津波予報区高知県に津波注意報が発表され、香南市に被害の発生が見込まれるとき - 気象庁から香南市（特別強化地域）に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき	- 水防指令第3号が発表されたとき - 各種警報により、市域に影響が予想されるとき - 台風情報が発表され、市域に影響が予想されるとき - 集中豪雨等により、小規模かつ局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき - 市内河川（物部川・香宗川・夜須川・烏川）が氾濫注意水位に達し、更に上昇のおそれのあるとき - 高潮警報が発表され、更に潮位上昇のおそれがあるとき	- 火災が発生し、最大風速 10m/s を超える見込みの気象状況で延焼が予想される場合 - 事故等により小規模かつ局地的な災害が発生したとき及び市長が必要と認めた場合
第2号 防災指令	- 気象庁が発表する「香南市」における震度が⁵強のとき - 津波予報区高知県に津波警報が発表されたとき - 気象庁から香南市（特別強化地域）に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき	- 水防指令第4号が発表されたとき - 各種警報により、市域に甚大な影響が予想されるとき - 台風情報が発表され、市域に甚大な影響が予想されるとき - 集中豪雨等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき - 市内河川（物部川・香宗川・夜須川・烏川）が避難判断水位に達し、更に上昇のおそれのあるとき - 異常潮位あるいは高潮により、局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき	- 火災が延焼拡大し、被害が相当範囲に及んだ場合または最大風速 12m/s を超える風が1時間以上連続する見込みノ気象状況等で延焼を予測された場合 - 事故等により、市内全域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき及び市長が必要と認めた場合
第3号 防災指令	- 気象庁が発表する「香南市」における震度が⁶弱以上のとき - 気象庁から香南市（特別強化地域）に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき	- 水防指令第5号が発表されたとき - 台風又は集中豪雨等により、市内広域にわたる大規模な災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき - 市内河川（物部川・香宗川・夜須川・烏川）が氾濫危険水位に達し、更に上昇のおそれのあるとき - 異常潮位あるいは高潮により、市内全域にわたる災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき	市域に大火災が発生し甚大な被害を被った場合、大火災の様相を呈し、又は大火災が予測される場合

※ 大規模災害等：道路災害・航空災害・海上災害・危険物災害・原子力災害・突発重大事故等

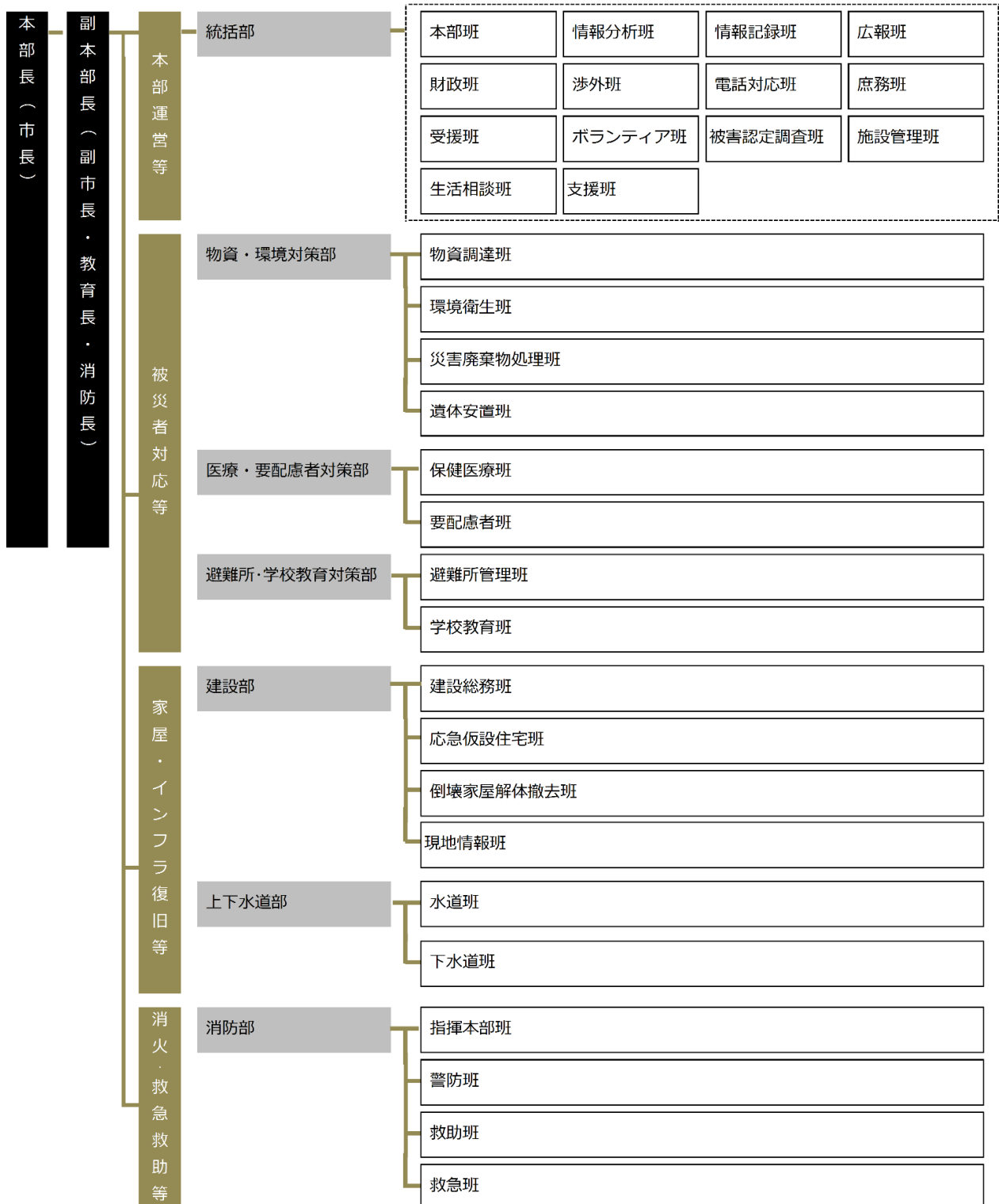
＜災害対策本部等の体制（連絡員待機・災害対応室）＞



<災害対策本部等の体制（災害警戒・災害対策本部）>



<香南市災害対策本部組織表>



2 水防本部体制および災害対策本部体制

施策の方向性		担当課		関係機関
災害応急活動体制		防災対策課、消防本部		
➤風水害（水防体制） ・水防本部は、水災に関する情報連絡および防除活動を迅速かつ的確に行うため、香南市災害対策本部の設置前に設置する。 ・水防本部体制は、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時や避難判断水位に達し、さらに上昇のおそれのあるときは、本部長の判断により、水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行する。 ・水防本部の配備体制における設置・指揮および責任者は次のとおりとする。				
体制	配備体制	本部長	副本部長	責任者
注意体制	連絡員待機	市長	副市長	市　：防災対策課長 消防：消防長
	災害対応室	市長	副市長	市　：統括部長（防災対策課長） 消防：消防長
警戒体制	水防警戒本部	市長	副市長	市　：統括部長（防災対策課長） 消防：消防長
➤地震・火災・大規模災害等 ・地震・火災・大規模災害等の配備体制における設置・指揮および責任者は次のとおりとする。				
配備体制	本部長	副本部長		責任者
連絡員待機	—	—		市　：防災対策課長 消防：消防長
災害対応室	—	—		市　：統括部長（防災対策課長） 消防：消防長
災害警戒本部	副市長	市　：統括部長（防災対策課長） 消防：消防長		各対策課長
災害対策本部	市長	副市長、教育長、消防長		統括責任者：統括部長（防災対策課長）

施策の方向性	担当課	関係機関
連絡員待機(水防本部体制を含む)	防災対策課、消防本部	
(1) 設置基準 連絡員待機の設置基準は、「第1部 第3章 第1節 <災害対策本部体制等の設置基準一覧>」に準じる。 ➤風水害（水防体制） 香南市に暴風・波浪・大雨・洪水・高潮のいずれかの警報の発表が予想されるとき等においては、連絡員は庁内に待機する。 ➤地震・火災・大規模災害等 香南市に震度3の地震が発生したときにおいては、連絡員は庁内に待機する。 (2) 組織編制 連絡員は、防災対策課および消防本部をもって構成する。 (3) 各部の活動 「事務分掌」は「第1部 第3章 第1節 連絡員待機・災害対応室・水防警戒本部の事務分掌」に準じる。		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害対応室(水防本部体制を含む)	防災対策課、消防本部	
(1) 設置基準 地震・風水害等により災害の発生のおそれがあるとき、または災害が発生したときに防災指令の発令を進言するため、災害対応室を設置する。 災害対応室の設置基準は、「第1部 第3章 第1節 <災害対策本部体制等の設置基準一覧>」に準じる。 (2) 組織編制 統括部長（防災対策課長）、総務課長、企画財政課長、消防長、建設課長、商工観光課長、農林水産課長、上下水道課長ならびに当該各課長が必要と認めた職員連絡員（防災対策課）および消防本部をもって構成する。 (3) 各部の活動 「事務分掌」は「第1部 第3章 第1節 連絡員待機・災害対応室・水防警戒本部の事務分掌」に準じる。		

施策の方向性	担当課	関係機関
災害警戒本部(水防警戒本部を含む)	防災対策課、消防本部	高知県、報道機関

(1) 設置基準

災害警戒本部または水防警戒本部の設置基準は、「第1部 第3章 第1節 <災害対策本部体制等の設置基準一覧>」に準じる。

市域において地震・津波等の災害が発生したまたは発生するおそれがある場合において、その災害の程度が香南市災害対策本部を設置するに至らない場合、本部長が必要に応じて設置する。

災害警戒本部は、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整あるいは軽微な災害に対する応急措置を行うとともに、災害の状況に応じて、速やかに災害対策本部に移行できる体制を整えておくことを目的にする。

なお、地震発生時の基準以下(震度4未満等)の場合においては、防災対策課員は、消防本部と連携をとり被害発生等があれば災害警戒本部を設置することとする。

(2) 手続き

①災害警戒本部の設置については、本部長は災害警戒本部を招集し、その議を経てこれを決する。

②勤務時間外等の事情により、①の手続を経るいとまがないと認められる場合は、本部長または緊急本部員が専決し、その結果を災害警戒本部に報告する。

(3) 設置の通知

本部長は、災害警戒本部または水防警戒本部を設置したときは、県、報道機関等にこれを通知する。

(4) 設置場所

本庁舎3階303会議室～306会議室とする。

(5) 組織編制

➤風水害(水防体制)・火災・大規模災害等

本部長が必要と認めた職員及び消防長が必要と認めた消防職・団員

➤地震

管理職(庁議メンバー)の職員、防災対策課全職員、第1初動の全職員及び消防部(消防団含む)全職・団員

(6) 各部の活動

水防警戒本部の事務分掌は「第1部 第3章 第1節 連絡員待機・災害対応室・水防警戒本部の事務分掌」に準じる。

災害警戒本部の事務分掌は次のとおりとする。

対策部	事務分掌
災害警戒本部室	○初期応急対策および配備体制の検討に関する事 ○県および防災関係機関との連絡調整に関する事 ○災害対策本部の設置の助言に関する事 ○地震・津波情報等の収集・伝達に関する事 ○被害情報の収集、分析および伝達に関する事 ○職員参集状況の確認および報告に関する事
災害対応班	○初期応急対策および配備体制の検討に関する事 ○所管施設等の監視および調査に関する事 ○所管施設等における被害情報の収集、分析および伝達に関する事 ○職員参集状況の確認および報告に関する事

施策の方向性	担当課	関係機関							
災害警戒本部会議（水防警戒本部会議）	防災対策課、消防本部	高知県							
・災害警戒本部会議（水防警戒本部会議）は、災害警戒本部の活動に関する基本方針や、災害発生時の対応方法に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。 ・ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害警戒本部会議（水防警戒本部会議）を招集するいとまがない場合は、副本部長または関係部長との協議をもってこれに代えることができる。 (1) 災害対策本部会議員（水防警戒本部会議員） 本部長、副本部長、各対策部長 (2) 協議・決定事項 <table><tr><th>協議・決定事項</th></tr><tr><td>ア 災害の被害予測に関すること</td></tr><tr><td>イ 災害発生時の基本方針に関すること</td></tr><tr><td>ウ 災害発生時の対処方法に関すること</td></tr><tr><td>エ 動員配備体制に関すること</td></tr><tr><td>オ 各部間調整事項に関すること</td></tr><tr><td>カ その他</td></tr></table>			協議・決定事項	ア 災害の被害予測に関すること	イ 災害発生時の基本方針に関すること	ウ 災害発生時の対処方法に関すること	エ 動員配備体制に関すること	オ 各部間調整事項に関すること	カ その他
協議・決定事項									
ア 災害の被害予測に関すること									
イ 災害発生時の基本方針に関すること									
ウ 災害発生時の対処方法に関すること									
エ 動員配備体制に関すること									
オ 各部間調整事項に関すること									
カ その他									
施策の方向性	担当課	関係機関							
災害警戒本部または水防本部移行およびの縮小・閉鎖等	防災対策課、消防本部	高知県、報道機関							
(1) 災害対策本部への移行 ➤風水害（水防体制） 集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害が発生し、またはそのおそれのあるときや河川の氾濫注意水位に達し、さらに上昇のおそれのあるときは、本部長の判断により水防警戒本部へ移行する。 さらに、集中豪雨等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるときや避難判断水位に達し、さらに上昇のおそれのあるときは、本部長の判断により災害対策本部へ移行する。 ➤地震・火災・大規模災害等 災害の被害が拡大、または災害への対策または防災の推進を図る必要が認められた場合、本部長は市長に災害対策本部への移行を進言する。 (2) 災害警戒本部または水防本部の縮小・閉鎖 ①本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、災害警戒本部または水防本部を縮小・閉鎖する。 ②防災活動の収束に伴い、本部長は平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、災害警戒本部を閉鎖するまでの間は、必要な部の要員を指定し、本部員として残務整理をさせる。 (3) 災害警戒本部の閉鎖の通知 本部長は、災害警戒本部または水防本部を閉鎖したときは、県、報道機関等にこれを通知する。									

施策の方向性		担当課	関係機関
連絡員待機・災害対応室・ 水防警戒本部の事務分掌		防災対策課、消防本部	
・水防本部における連絡員待機体制、災害対応室体制、水防警戒本部体制時の主な事務分掌は次のとおりとする。			
班名	事務分掌	活動場所	
責任者	○体制における全ての権限を担う。 ○現在の状況を把握し、必要に応じ新たな体制への変更を協議する。 （水防指令・防災指令の発令および解除） ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○避難指示等の発令を判断する。 ○自主避難所の設置を判断する。 ○副責任者においては、責任者を補佐するとともに、責任者が不在の場合は、責任者の権限を持つ。	水防本部	
災害対応事務局			
本部 ・情報分析班	○情報処理カードを責任者より受け取り、重要度ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。 ○災害の進捗状況および被災地のニーズ等の予測および分析を行う。 ○避難命令、指示その他市民に対する必要な事項を伝達する。 ○情報トリアージ区分（高）の場合は、必要に応じて、監視パトロール班を編成している各課に情報を提供する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 ○避難場所における情報を整理・分析する。 ○物資搬送、避難者移送等必要に応じて車両を確保する。 ○出務（参集）職員を把握する。	水防本部	
電話対応班	○電話を受け、情報処理カードに基づき確認する。 ○情報処理カードを整理のうえ、情報内容により重要度分け区分付けを行い、コピーをとり、責任者および本部・情報分析係に報告、指示後に災害対応各課（消防本部・建設課等）へFAX等にて情報を送信し、情報記録係へ情報（原本）を伝達する。	水防本部	
情報記録班	○電話対応班より渡された情報処理カードに基づき香南市防災情報通信・管理システムに入力する。また、入力後は香南市防災情報通信・管理システムの受付番号を情報処理カードの「受信情報」の受付番号に記入する。責任者に入力完了を報告し、情報処理カードを対応済み、未対応に整理し、保管する。 ○情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。 ○気象および被害状況の情報収集を行う。 ○水防本部災害対応班からの情報を整理する。 ○降雨・水位状況を正確に把握し、被害が集中している箇所がある場合は、責任者および情報分析班に報告する。	水防本部	
災害対応班			
消防班 建設班 農林水産班 上下水道班	○消防長および各課長は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、本部との連絡および情報の収集、現地の対応にあたる。（兼務可） ○情報処理カードについては、災害対応事務局と同様に対応する。 ○消防長および各課長は、担当部署で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、現場監視を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、消防長および各課長に報告し指示を得る。	水防本部	

施策の方向性	担当課	関係機関
災害対策本部	防災対策課、消防本部	高知県、報道機関

・市域において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害予防および災害応急対策等を迅速かつ的確に行えるよう「香南市災害対策本部」を設置し、市の全組織をあげて災害対策に取り組む。

<災害対策本部の役割>

1	災害の被害予測を検討する
2	災害発生時における基本方針を決定する
3	災害発生時における対処方法を決定する
4	動員配備体制を決定する
5	各対策部間の調整を実施する

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準は「第1部 第3章 第1節 <災害対策本部体制等の設置基準一覧>」に準じる。

(2) 手続き

- ①災害対策本部の設置については、本部長は災害対策本部を招集する。
- ②勤務時間外等の事情により、①の手続を経るとまがないと認められる場合は、本部長または緊急本部員が専決し、その結果を災害対策本部に報告する。

(3) 設置の通知

本部長は、災害対策本部を設置したときは、県、報道機関等にこれを通知する。

通知、公表機関	通知、公表の手段	担当班
各 部	庁内放送、災害対策本部会議、本部連絡員	統括部本部班
県 知 事	高知県総合防災情報システム、防災行政無線、電話	統括部本部班
中 央 東 土 木 事 務 所	防災行政無線、電話	統括部本部班
中 央 東 福 祉 保 健 所	防災行政無線、電話	統括部本部班
報 道 機 関	高知県総合防災情報システム、FAX、口頭または文書（記者クラブを通じて）	統括部広報班

(4) 設置場所

災害対策本部設置場所は「災害対策本部配置計画図」 参照

➤風水害（水防体制）

統括部施設管理班は、直ちに各室の安全を点検し、必要な機器等を配置

➤地震・火災・大規模災害等

- 勤務時間内
統括部施設管理班は、直ちに各室の安全を点検し、必要な機器等を配置
- 勤務時間外
初動要員によってアクションカードに基づき行動

(5) 組織編制

➤2号配備（風水害（水防体制）・火災・大規模災害等

本部長が必要と認めた職員及び消防長が必要と認めた消防職・団員

➤2号配備（地震）

第2初動要員以内の全職員及び消防部（消防団含む）の全職・団員

➤3号配備

全職員

＜本部長＞

市長を本部長とする。なお、本部長の主な権限事項は、以下のとおりである。

1	配備体制の決定に関する事
2	災害（警戒）対策本部設置の決定に関する事
3	災害対策本部閉鎖の決定に関する事
4	広域応援要請の指示に関する事
5	自衛隊派遣要請に関する事
6	災害救助法適用要請の指示に関する事
7	警察署への消防活動協力要請に関する事
8	県および香美郡医師会等に対する救護班・歯科救護班出動要請に関する事
9	避難指示等の発令に関する事
10	警戒区域の設定に関する事
11	避難所開設の決定に関する事
12	義援金・義援物資受入の判断、指示に関する事
13	ボランティア受入の指示に関する事

＜緊急本部員＞

勤務時間外に災害が発生し、本部長および副本部長が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、災害対策本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間、緊急本部員が必要な指揮および判断を行う。

緊急本部員	緊急本部員の業務
緊急本部員は、次の者の内、第1初動要員、または第2初動要員に属する者とする。 ・統括部長 ・物資・環境対策部長 ・避難所・学校教育対策部長 ・医療・要配慮者対策部長 ・建設部長 ・上下水道部長 ・消防部長	①動員配備指令の確認、徹底 ②概括的情報等の収集の指揮 ③初動活動方針の決定 ④救護班・歯科救護班の派遣に関する判断 ⑤避難所の開設に関する判断 ⑥避難指示等に関する判断 ⑦災害対策本部の設置に関する判断 ⑧広域応援の要請に関する判断 ⑨自衛隊派遣の要請に関する判断 ⑩その他緊急を要する判断および組織の指揮

(6) 各部の活動

各部が実施すべき事項は以下のとおりであり、発災状況に応じて実施内容を検討する。また、発災状況を勘案し、優先度の高い項目から実施する。

対策部 共通事務	(1) 所管業務に関する災害情報の情報調整室への報告に関する事。 (2) 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の総務局対策部への報告に関する事。 (3) 対策部内の連絡調整に関する事。 (4) 対策部内の庶務に関する事。 (5) 対策部内の職員の配置運用に関する事。
班共通 事務	(1) 所管業務に関する災害情報の収集と集計および対策部への報告に関する事。 (2) 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保および応急復旧対策の実施に関する事。 (3) 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関する事。 (4) 所属職員の参集および被災状況（安否確認、被害）等の対策部への報告に関する事。 (5) 所管業務に関わる関係機関・団体（災害時協定含む）との連絡調整に関する事。 (6) 所管業務に関わる要配慮者対策に関する事。 (7) 所管業務に関する各班相互の連携協力および連絡調整に関する事。 (8) 所管業務に関わる被災者支援対策に関する事。

- 法令-2 香南市災害対策本部条例
- 組織-2 災害対策本部配置計画図
- 組織-3 災害対策本部要員人員表

施策の方向性	担当課	関係機関																																						
災害対策本部会議	防災対策課	高知県																																						
・災害対策本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要と認める都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長または関係部長との協議をもってこれに代えることができる。 (1) 災害対策本部会議員 本部長、副本部長、各部長 (2) 協議・決定事項 なお、第1回災害対策本部会議では、次項の項目を参考に本市における緊急の防災措置を決定する。 <table><tr><th>協議・決定項目</th></tr><tr><td>ア 被害状況の把握に関すること</td></tr><tr><td>☐ 災害（地震等）の概要確認</td></tr><tr><td>☐ 被害状況の確認</td></tr><tr><td>☐ 被害予測結果（県内震度4以上の地震）の確認</td></tr><tr><td>イ 災害応急対策の基本方針に関すること</td></tr><tr><td>☐ 人命救助対策（救助要員の必要推計／消防・警察・自衛隊への応援要請等）</td></tr><tr><td>☐ 火災消火対策（消火隊の必要推計／他市町消防への出動要請・応援依頼等）</td></tr><tr><td>☐ 負傷者応急救護対策</td></tr><tr><td>（医療スタッフおよび救護班の必要推計／医薬品の必要推計／救急隊の必要推計／関係機関への要請等）</td></tr><tr><td>☐ 被災者支援対策（非常食、弁当、飲料水、毛布等の必要推計／給食・救援物資等のあつせん手配等）</td></tr><tr><td>☐ 死者対策（棺およびドライアイスの数量の推計／火葬場の確保等）</td></tr><tr><td>☐ 二次災害防止対策（余震対策も含めた危険個所のチェック／建物応急危険度判定士の必要推計等）</td></tr><tr><td>☐ 輸送対策（道路等の被害状況確認／緊急交通路の設定状況の確認／緊急輸送ルートの確保／関係機関への協力要請等）</td></tr><tr><td>☐ ライフライン対策</td></tr><tr><td>（ライフライン被害状況の把握／対象施設の優先復旧／代替器具等の配布協力要請）</td></tr><tr><td>ウ 動員配備体制に関すること</td></tr><tr><td>☐ 職員参集状況の確認</td></tr><tr><td>エ 各部間調整事項に関すること</td></tr><tr><td>☐ 各部・各班による協議・決定についての指示</td></tr><tr><td>オ 避難指示等および警戒区域の設定に関すること</td></tr><tr><td>☐ 記者会見および市民向けの原稿作成および緊急放送の実施（防災行政無線等の活用）</td></tr><tr><td>カ 自衛隊災害派遣要請に関すること</td></tr><tr><td>☐ 自衛隊への派遣（準備）要請</td></tr><tr><td>キ 他市町への応援要請に関すること</td></tr><tr><td>☐ 県、近隣市町、関係機関等からの要請内容の確認</td></tr><tr><td>ク 県および関係機関との連絡調整に関すること</td></tr><tr><td>☐ 関係機関への連絡についての指示</td></tr><tr><td>☐ 県災害対策本部の設置状況の確認</td></tr><tr><td>☐ 県災害対策本部への地震発生および災害対策本部設置の報告についての指示</td></tr><tr><td>☐ 緊急消防援助隊の派遣要請</td></tr><tr><td>ケ 災害救助法適用要請に関すること</td></tr><tr><td>☐ 災害救助法の適用について</td></tr><tr><td>コ 激甚災害の指定の要請に関すること</td></tr><tr><td>☐ 適用措置にあわせた被害額の調査に関すること</td></tr><tr><td>サ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること</td></tr><tr><td>☐ 第2回災害対策本部会議までの対応についての指示</td></tr><tr><td>☐ 第2回災害対策本部会議の開催予定</td></tr></table>			協議・決定項目	ア 被害状況の把握に関すること	☐ 災害（地震等）の概要確認	☐ 被害状況の確認	☐ 被害予測結果（県内震度4以上の地震）の確認	イ 災害応急対策の基本方針に関すること	☐ 人命救助対策（救助要員の必要推計／消防・警察・自衛隊への応援要請等）	☐ 火災消火対策（消火隊の必要推計／他市町消防への出動要請・応援依頼等）	☐ 負傷者応急救護対策	（医療スタッフおよび救護班の必要推計／医薬品の必要推計／救急隊の必要推計／関係機関への要請等）	☐ 被災者支援対策（非常食、弁当、飲料水、毛布等の必要推計／給食・救援物資等のあつせん手配等）	☐ 死者対策（棺およびドライアイスの数量の推計／火葬場の確保等）	☐ 二次災害防止対策（余震対策も含めた危険個所のチェック／建物応急危険度判定士の必要推計等）	☐ 輸送対策（道路等の被害状況確認／緊急交通路の設定状況の確認／緊急輸送ルートの確保／関係機関への協力要請等）	☐ ライフライン対策	（ライフライン被害状況の把握／対象施設の優先復旧／代替器具等の配布協力要請）	ウ 動員配備体制に関すること	☐ 職員参集状況の確認	エ 各部間調整事項に関すること	☐ 各部・各班による協議・決定についての指示	オ 避難指示等および警戒区域の設定に関すること	☐ 記者会見および市民向けの原稿作成および緊急放送の実施（防災行政無線等の活用）	カ 自衛隊災害派遣要請に関すること	☐ 自衛隊への派遣（準備）要請	キ 他市町への応援要請に関すること	☐ 県、近隣市町、関係機関等からの要請内容の確認	ク 県および関係機関との連絡調整に関すること	☐ 関係機関への連絡についての指示	☐ 県災害対策本部の設置状況の確認	☐ 県災害対策本部への地震発生および災害対策本部設置の報告についての指示	☐ 緊急消防援助隊の派遣要請	ケ 災害救助法適用要請に関すること	☐ 災害救助法の適用について	コ 激甚災害の指定の要請に関すること	☐ 適用措置にあわせた被害額の調査に関すること	サ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること	☐ 第2回災害対策本部会議までの対応についての指示	☐ 第2回災害対策本部会議の開催予定
協議・決定項目																																								
ア 被害状況の把握に関すること																																								
☐ 災害（地震等）の概要確認																																								
☐ 被害状況の確認																																								
☐ 被害予測結果（県内震度4以上の地震）の確認																																								
イ 災害応急対策の基本方針に関すること																																								
☐ 人命救助対策（救助要員の必要推計／消防・警察・自衛隊への応援要請等）																																								
☐ 火災消火対策（消火隊の必要推計／他市町消防への出動要請・応援依頼等）																																								
☐ 負傷者応急救護対策																																								
（医療スタッフおよび救護班の必要推計／医薬品の必要推計／救急隊の必要推計／関係機関への要請等）																																								
☐ 被災者支援対策（非常食、弁当、飲料水、毛布等の必要推計／給食・救援物資等のあつせん手配等）																																								
☐ 死者対策（棺およびドライアイスの数量の推計／火葬場の確保等）																																								
☐ 二次災害防止対策（余震対策も含めた危険個所のチェック／建物応急危険度判定士の必要推計等）																																								
☐ 輸送対策（道路等の被害状況確認／緊急交通路の設定状況の確認／緊急輸送ルートの確保／関係機関への協力要請等）																																								
☐ ライフライン対策																																								
（ライフライン被害状況の把握／対象施設の優先復旧／代替器具等の配布協力要請）																																								
ウ 動員配備体制に関すること																																								
☐ 職員参集状況の確認																																								
エ 各部間調整事項に関すること																																								
☐ 各部・各班による協議・決定についての指示																																								
オ 避難指示等および警戒区域の設定に関すること																																								
☐ 記者会見および市民向けの原稿作成および緊急放送の実施（防災行政無線等の活用）																																								
カ 自衛隊災害派遣要請に関すること																																								
☐ 自衛隊への派遣（準備）要請																																								
キ 他市町への応援要請に関すること																																								
☐ 県、近隣市町、関係機関等からの要請内容の確認																																								
ク 県および関係機関との連絡調整に関すること																																								
☐ 関係機関への連絡についての指示																																								
☐ 県災害対策本部の設置状況の確認																																								
☐ 県災害対策本部への地震発生および災害対策本部設置の報告についての指示																																								
☐ 緊急消防援助隊の派遣要請																																								
ケ 災害救助法適用要請に関すること																																								
☐ 災害救助法の適用について																																								
コ 激甚災害の指定の要請に関すること																																								
☐ 適用措置にあわせた被害額の調査に関すること																																								
サ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること																																								
☐ 第2回災害対策本部会議までの対応についての指示																																								
☐ 第2回災害対策本部会議の開催予定																																								

施策の方向性	担当課	関係機関
災害対策本部の縮小・閉鎖等	防災対策課	高知県、報道機関
(1) 災害対策本部の縮小・閉鎖、災害警戒本部への移行 ①本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、災害対策本部を縮小、閉鎖、あるいは災害警戒本部へ移行、閉鎖する。 ②防災活動の収束に伴い、本部長は平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、災害対策本部を閉鎖するまでの間は、必要な部の要員を指定し、本部員として残務整理をさせる。 (2) 災害対策本部の閉鎖の通知 本部長は、災害対策本部を閉鎖したときは、県、報道機関等にこれを通知する。		

対策部	対策部 責任者	対策班	対策班 責任者	事務分掌／実施内容
統括部	防災対策課長 (副)企画財政課長 (副)総務課長	本部班	防災対策課長	(1) 対策部共通事務および班共通事務に関すること。
				(2) 本部の設置および解散に関すること。 ・連絡員待機 ・災害対応室の設置 ・災害警戒本部の設置 ・災害対策本部の設置
				(3) 防災指令の発令および解除に関すること。 ・情報等の収集・連絡 ・気象予警報等の収集・連絡 ・職員の動員配備指令
				(4) 災害対策本部会議の招集および記録に関すること。 ・災害対策本部会議 ・災害対策本部事務局
				(5) 災害対策全般の総括および総合調整に関すること。 ・災害対策本部事務局
				(6) 各部に対する事務の緊急割当てに関すること。 ・情報の伝達・処理 ・災害対策本部事務局
				(7) 県および関係機関との連絡調整および応援要請に関すること。 ・県への応援の要求(要請) ・指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請 ・ヘリコプター支援要請手続 ・海上災害に対する応援 ・医療ボランティアの要請 ・ヘリコプターの支援要請 ・避難指示等の連絡 ・他市町等への避難 ・救援物資の要請 ・被災建築物応急危険度判定士の要請 ・被災宅地危険度判定士の要請
				(8) 自衛隊への連絡および応援要請に関すること。 ・災害派遣要請 ・自衛隊の受入 ・撤収要請 ・ヘリコプターの支援要請
				(9) 災害放送の要請に関すること。 ・災害時における放送要請 ・緊急警報放送の要請
				(10) 本部長および副本部長命令の連絡その他各部活動の調整に関すること。
		情報分析班	防災対策課長補佐	(1) 対策部共通事務および班共通事務に関すること。 (2) 災害の進捗状況および被災地のニーズ等の予測および分析に関すること。 ・中長期的な需給予測 ・復旧目標の設定 ・業務の優先順位の設定
		情報記録班	情報政策課長 企画財政課長補佐	(1) 対策部共通事務および班共通事務に関すること。 (2) 気象および被害状況の情報収集に関すること。 ・情報等の収集・連絡 ・気象予警報等の収集・連絡 (3) 各部の対策実施状況の把握に関すること。 (4) 被害状況および対策実施状況の記録ならびに参考資料の収集に関すること。 ・災害情報の収集・整理 ・ライフライン情報の収集・提供

対策部	対策部 責任者	対策班	対策班 責任者	事務分掌／実施内容
統括部 (続き)	防災対策課長 (副)企画財政課長 (副)総務課長	広報班	情報政策課長補佐	(1) 対策部共通事務および班共通事務に関すること。
				(2) 災害対策本部の通信機器等の確保に関すること。
				(3) 災害情報および避難指示等の広報宣伝に関すること。 ・市民に対する広報方法 ・広報する情報 ・緊急輸送道路指定情報の広報 ・一般広報の実施 ・一時市外避難者への広報 ・避難行動要支援者への広報 ・総合的な相談窓口情報の提供 ・視聴覚障がい者に対する情報提供 ・救援物資の要請 ・広報（発災直後の応急給水・水道施設の応急復旧計画） ・市民への広報（飲料水の供給・廃棄物の処理等（生活ごみと災害廃棄物の出し方）・二次災害に関する情報） ・社会秩序維持のための対策 ・ライフライン情報の収集・提供
				(4) 各種報道機関その他対外発表に関すること。 ・報道機関への対応
				(5) 各種報道機関との連絡に関すること。 ・災害時における放送要請 ・緊急警報放送要請
				(6) 災害情報の提供に関すること。
				(7) 各部の対策実施状況、復旧実施状況の市民への情報提供に関すること。 (外国人支援対策) ・避難行動要支援者への介助（外国人支援対策） ・相談窓口の開設・広報紙の配布 ・情報伝達
		財政班	会計課長 企画財政課長補佐 福祉事務所副所長	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 災害対策に係る予算の編成および執行管理に関すること。 ・予算の確保 ・調達手続 ・支払手続
				(3) 災害対策の財源措置に関すること。 ・清算手続
				(4) 資金計画に関すること。
				(5) 防災に関する資金前渡金ならびに義援金および見舞金の保管に関すること。
				(6) 見舞金、弔慰金、災害援護資金等の支給および貸付けに関すること。
				(7) 義援金品の配分に関すること。 ・災害義援金の配分
		渉外班	総務課長補佐 議会事務局長	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 本部長および副本部長の秘書および特命に関すること。
				(3) 見舞者等の応接ならびに義援金および見舞金品の受付に関すること。 ・災害義援金の募集
				(4) 災害地視察に関すること。
				(5) 議会との連絡その他渉外連絡に関すること。
				(6) 業務支援、義援金および見舞金品の受領に伴う礼状の送付に関すること。
	電話対	監査委員事務局長		(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 電話の応対および交換に関すること。 ・緊急問い合わせへの対応

対策部	対策部 責任者	対策班	対策班 責任者	事務分掌／実施内容
統括部 (続き)	防災対策課長 (副)企画財政課長 (副)総務課長			(3) FAX で受理した情報（気象情報等）の関係部への送信に関すること。 ・緊急問い合わせへの対応
		庶務班	総務課職員係長	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 職員の給食、医療等厚生に関すること。
				(3) 職員の出勤状況の把握、各部間の職員の応援体制に関すること。 ・災害対策要員動員計画
				(4) その他他の部の所管に属さないこと。
		受援班	防災対策課 危機管理係長	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 国、地方公共団体、企業等との応援の受付および配置に関する総合窓口 に関すること。 ・応援自治体の受入 ・受援状況の記録・管理 ・応援調整会議の運営
				(3) 応援自治体・機関の「現地支援本部（現地連絡所）」との連絡調整に 関すること。
				(4) 応援に係る関係部との調整（各部受援担当者との調整）に関すること。
				(5) 他の地方公共団体の職員の派遣要請に関すること。 ・他市町への応援要求(要請) ・職員の派遣要請 ・市町村広域災害ネットワーク協定締結市町村との調整
				(6) 応援および派遣職員の執務環境および健康管理に関すること。
		ボランティア班	福祉事務所社会福祉係長	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) ボランティア団体の受入および配置に関すること。 ・ボランティア団体の受入 ・ボランティア団体の活動への支援
				(3) ボランティアセンターの設置要請、指導および連絡調整に関すること。 ・災害ボランティアセンターの開設に関すること。
		被害認定調査班	税務収納課長	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 罹災証明に係る調査および発行に関すること。
				(3) 被災家屋の被害認定に関すること。
				(4) 家屋被害認定士の受入に関すること。
		施設管理班	契約管財課長	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 市公共建物等の損壊の応急措置に関すること。
				(3) 市公共建物の被害状況の調査に関すること。
				(4) 本部警備および公有財産の管理の統括に関すること。
				(5) 災害対策用車両等の調達および配備に関すること。
		生活相談班	市民保険課長補佐	(1) 災害相談に関すること。
				(2) 被災者の生活援護に関すること。
		支援班	人権課長	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 部内各班への応援に関すること。
				(3) 他部への応援に関すること。
				(4) 被災者の救出および搬送に関すること。
				(5) 被災者の捜索および収容活動の支援に関すること。
				(6) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関すること。

対策部	対策部 責任者	対策班	対策班 責任者	事務分掌／実施内容
物資・環境対策部	環境対策課長 (副)商工観光課長	物資調達班	商工観光課長補佐	(1) 各対策部共通事務および班共通事務に関すること。
				(2) 救援に必要な生活必需品その他応急物資の調達および配送に関すること。
				(3) 備蓄品および調達品の管理に関すること（主に物資関連）。 ・応急物資等の調達 ・救援物資の要請 ・物資集積拠点の運営 ・食料供給の方針
				(4) 備蓄品および調達品の管理に関すること（主に食料関連）。 ・備蓄食料の供給 ・食料の調達・搬送 ・社会秩序維持のための対策
				(5) 支援に関する窓口に関すること。 ・支援に関する状況把握（人的・物的資源のニーズや受入状況） ・統括部支援班への報告 ・調整会議への参加 ・応援職員への支援
		環境衛生班	健康対策課保健衛生係長 環境対策課環境係長	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 感染症に関すること。 ・感染症対策活動
				(3) し尿の応急収集および処理に関すること（避難所含む）。
				(4) 仮設トイレの設置および管理に関すること。 ・仮設トイレの配置計画・管理計画
				(5) 入浴施設の設置の支援に関すること。
				(6) 支援に関する窓口に関すること。 ・支援に関する状況把握（人的・物的資源のニーズや受入状況） ・統括部支援班への報告 ・調整会議への参加 ・応援職員への支援
		災害廃棄物処理班	環境対策課長補佐	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 災害廃棄物の受入および処理に関すること。 ・仮置場の配置 ・仮置場の運営計画 ・排出ルール（ごみの分別等） ・ごみ発生量の推計 ・処理計画 ・応援の要請
				(3) じんかい等の応急処理に関すること。
				(4) 災害廃棄物に関する総合調整業務に関すること。
				(5) 支援に関する窓口に関すること。 ・支援に関する状況把握（人的・物的資源のニーズや受入状況） ・統括部支援班への報告 ・調整会議への参加 ・応援職員への支援
		遺体安置班	福祉事務所副所長	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 遺体安置所への収容および安置に関すること。 ・遺体の収容 ・遺体の処理 ・遺体の埋葬
				(3) 他市町での死亡者の遺体引取りに関すること。
				(4) 火葬に関すること。
				(5) 支援に関する窓口に関すること。 ・支援に関する状況把握（人的・物的資源のニーズや受入状況） ・統括部支援班への報告 ・調整会議への参加 ・応援職員への支援

対策部	対策部 責任者	対策班	対策班 責任者	事務分掌／実施内容
医療・要配慮者対策部	福祉事務所長 (副)健康対策課長 (副)高齢者介護課長	保健医療班	健康対策課長補佐 高齢者介護課長補佐	(1) 各対策部共通事務および班共通事務に関すること。
				(2) 被災者の医療に関すること。 ・医療ボランティアの活動調整 ・医療・保健体制 ・健康相談等 ・メンタルヘルスケア（精神保健医療対策） ・感染症対策 ・食中毒の防止
				(3) 香美郡医師会等との連絡および出動要請に関すること。
				(4) 支援に関する窓口に関すること。 ・支援に関する状況把握（人的・物的資源のニーズや受入状況） ・統括部支援班への報告 ・調整会議への参加 ・応援職員への支援
		要配慮者班	福祉事務所副所長 高齢者介護課長補佐	(1) 各対策部共通事務および班共通事務に関すること。
				(2) 避難行動要支援者の安全確保および援助に関すること。 ・在宅避難行動要支援者の安否確認 ・在宅避難行動要支援者の避難所等への収容 ・避難行動要支援者への支援 ・福祉避難所の開設
				(3) 日赤等社会福祉団体への連絡に関すること。
				(4) 高齢者の生活支援に関すること。
				(5) 避難誘導に関すること。
				(6) 支援に関する窓口に関すること ・支援に関する状況把握（人的・物的資源のニーズや受入状況） ・統括部支援班への報告 ・調整会議への参加 ・応援職員への支援
避難所・学校教育対策部	市民保険課長 (副)地域支援課長 (副)学校教育課長 (副)子ども課長 (副)生涯学習課長 (副)教育次長	避難所管理班	市民保険課長補佐 地域支援課長補佐 生涯学習課長補佐 各支所長	(1) 各対策部共通事務および班共通事務に関すること。
				(2) 避難所の開設および撤収に関すること。 ・避難所の開設
				(3) 収容避難者への対応および調査に関すること。 ・避難者情報の管理 ・避難生活の長期化への対応とプライバシー保護 ・高齢者、障がい者等への対応 ・愛玩動物の収容対策 ・食料の配給 ・耐震性飲料・消火兼用貯水槽の利用による応急給水 ・物資の配給 ・食中毒の防止
				(4) 支援に関する窓口に関すること。 ・支援に関する状況把握（人的・物的資源のニーズや受入状況） ・統括部支援班への報告 ・調整会議への参加 ・応援職員への支援 ・在宅者への配慮
		学校教育班	学校教育課長補佐 子ども課長補佐	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 教育委員会との連絡調整に関すること。
				(3) 児童・生徒の安全対策の総括に関すること。
				(4) 児童・生徒の安否情報および保護者との連絡調整に関すること。
				(5) 学校教職員の安否確認および支援等に関すること。
				(6) 被災児童および生徒への学用品の調達支給に関すること。
				(7) 避難所およびその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。
				(8) 学校施設の被害調査に関すること。
				(9) 教育機関等の再開計画に関すること。
				(10) 学校の保健衛生に関すること。
				(11) 教育施設の避難所開設および管理運営に関すること。

対策部	対策部 責任者	対策班	対策班 責任者	事務分掌／実施内容
建設部	建設課長 (副)農業委員会事務局次長 (副)農林水産課長 (副)住宅政策課長	建設総務班	建設課長補佐 農業委員会事務局次長 農林水産課長補佐	(1) 各対策部共通事務および班共通事務に関すること。
				(2) 部内各班活動の調整および消防部との連絡調整に関すること。
				(3) 緊急車両および緊急輸送路の指定に関すること。
				(4) 受援に関する窓口に関すること。 ・受援に関する状況把握（人的・物的資源のニーズや受入状況） ・統括部受援班への報告 ・調整会議への参加 ・応援職員への支援
		応急仮設住宅班	建設課長補佐 農業委員会事務局次長 農林水産課長補佐 住宅政策課長補佐	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 応急仮設住宅の建設計画（用地交渉を含む。）および維持管理に関すること。 ・応急仮設住宅の供与
				(3) 応急仮設住宅の入居および退去に関すること。 ・応急仮設住宅の供与 ・空家住宅の確保
				(4) 応急仮設住宅入居者の相談等に関すること。
				(5) 応急仮設住宅入居者に係る他部署との連絡調整に関すること。
		倒壊家屋解体撤去班	建設課長補佐 農業委員会事務局次長 農林水産課長補佐	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 倒壊家屋等の解体撤去に係る申請受付および相談に関すること。 ・障害物の除去 ・被災家屋の処理 ・解体現場における指導
				(3) 申請内容の審査および調査に関すること。
				(4) 家屋解体撤去業務に係る連絡調整に関すること（業者契約含む）。
				(5) 家屋解体撤去に係る支払に関すること。
		現地情報班	建設課長補佐 住宅政策課長補佐 農業委員会事務局次長 農林水産課長補佐	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 道路・公園の被害調査に関すること。 ・被災情報および交通情報の収集 ・点検調査および応急工事等の実施
				(3) 道路・公園の応急措置に関すること。 ・道路の応急復旧等 ・ライフライン復旧の調整
				(4) 家屋損壊に伴う建築物の応急危険度判定に関すること。 ・被災建築物応急危険度判定の実施 ・建築物等の倒壊対策
				(5) 被災建築物応急危険度判定士の受入に関すること。
				(6) 被災を受けた擁壁・法面等を含む建築物の敷地等の危険度判定に関すること。 ・被災宅地危険度判定の実施 ・被災住宅の応急措置
				(7) 被災宅地危険度判定士の受入に関すること。
				(8) 土砂災害警戒区域および特別警戒区域の調査に関すること。
上下水道部	上下水道課長	水道班	上下水道課長補佐	(1) 各対策部共通事務および班共通事務に関すること。 ・発災直後の情報の収集
				(2) 応急措置用資機材の調達、配備に関すること。 ・応急復旧用資機材の備蓄・調達
				(3) 他機関の応援要請に関すること。 ・給水応援計画 ・応援要請
				(4) 水道施設の防護および応急復旧に関すること。 ・家庭用水の供給等 ・応急復旧の基本方針
				(5) 応急給水に関すること。 ・発災直後の情報の収集 ・給水拠点の確保 ・応急給水用資機材の備蓄・調達

対策部	対策部 責任者	対策班	対策班 責任者	事務分掌／実施内容
上下水道部 (続き)	上下水道課長	水道班	上下水道課長補佐	(6) 応急作業の業者委託に関すること。 ・応援要請
				(7) 受援に関する窓口に関すること。 ・受援に関する状況把握（人的・物的資源のニーズや受入状況） ・統括部受援班への報告 ・調整会議への参加 ・応援職員への支援
		下水道班	上下水道課長補佐	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 下水道の被害調査に関すること。 ・初動体制
				(3) 下水道の応急措置に関すること。 ・応急対策 ・関係機関への応援要請
				(4) 下水処理場の管理運営および修理工事に関すること。 ・応急対策
消防部	消防本部次長 (副) 署長	指揮本部班	総務課長 総務課長補佐 予防課長補佐	(5) ポンプ場の管理運営および修理工事に関すること。 ・応急対策
				(1) 各対策部共通事務および班共通事務に関すること。
				(2) 部内の災害対策会議全般の総合調整に関すること。
				(3) 消防職員の参集、労務管理、配置、衛生対策、非常食等に関すること。
				(4) 県および関係機関との連絡調整に関すること。
				(5) 職員、庁舎等の緊急を要する資金の調達、調整等に関すること。
				(6) 車両資機材の燃料調達配分および消防資機材の応急修理に関すること。
				(7) 災害状況の集計および記録の作成に関すること。
				(8) 防災用資機材の備蓄、保管および貸出に関すること。
				(9) 災害状況の集計および記録の作成に関すること。
				(10) 防災用資機材の備蓄、保管および貸出に関すること。
				(11) 災害情報の収集に関すること。
				(12) 危険物災害状況の把握およびその対策に関すること。
				(13) 市災害対策本部との連絡調整に関すること。
				(14) 受援に関する窓口に関すること。 ・受援に関する状況把握（人的・物的資源のニーズや受入状況） ・統括部受援班への報告 ・調整会議への参加 ・応援職員への支援
		警防班	警防課長 予防課長	(1) 班共通事務に関すること。
				(2) 消防隊の総括運用に関すること。
				(3) 災害情報の受理および出動指令に関すること。
				(4) 通信および災害の記録に関すること。
				(5) 気象状況の収集、記録に関すること。
		救急班	警防課長補佐	(6) 現場本部との連絡（連絡要員の派遣）に関すること。
				(7) 災害の警戒および防ぎならびに警戒区域の設定に関すること。
				(8) 警防用車両、資器材に関すること。
				(9) 消防団の現場活動指揮に関すること。
				(1) 班共通事務に関すること。
		救助班	警防課長補佐	(2) 救急隊の総括運用に関すること。
				(3) 救急用車両、資器材に関すること。
				(4) 関係機関（DMAT等）への出動要請および連絡調整に関すること。
				(5) 避難者の誘導に関すること。
				(1) 救助隊の総括運用に関すること。
		救助班	警防課長補佐	(2) 救助用車両、資器材に関すること。
				(3) 行方不明者の捜索に関すること。
				(4) 被害状況の調査および報告に関すること。
				(5) 緊急消防援助隊等の応援部隊の現地運用に関すること。
				(6) 救助隊の総括運用に関すること。
				(7) 救助用車両、資器材に関すること。

3 災害対策本部の運営

施策の方向性	担当課	関係機関						
災害対策本部事務局	防災対策課、企画財政課、総務課	高知県						
・災害対策本部事務局は、統括部本部班と情報記録班、広報班の3班体制で、発災直後の情報収集や広報、災害対策本部会議の準備などを行う。 (1) 災害対策本部の運営事務 統括部本部班と情報記録班、広報班が連携し一体的に活動する。なお、統括部以外の者を必要とする場合は、本部連絡員を充てる。 (2) 事務局の活動内容 <table><tr><td>本部班</td><td>①災害対策本部会議の運営に関すること ②収集した情報に基づく各部への指示に関すること</td></tr><tr><td>情報記録班</td><td>①災害対策本部会議等で収集した情報の整理に関すること ②写真や映像等の記録に関すること ③各部の対応結果の取りまとめに関すること</td></tr><tr><td>広報班</td><td>①緊急広報の実施に関すること ②プレス対応に関すること</td></tr></table> (3) 事務局内の情報処理方法			本部班	①災害対策本部会議の運営に関すること ②収集した情報に基づく各部への指示に関すること	情報記録班	①災害対策本部会議等で収集した情報の整理に関すること ②写真や映像等の記録に関すること ③各部の対応結果の取りまとめに関すること	広報班	①緊急広報の実施に関すること ②プレス対応に関すること
本部班	①災害対策本部会議の運営に関すること ②収集した情報に基づく各部への指示に関すること							
情報記録班	①災害対策本部会議等で収集した情報の整理に関すること ②写真や映像等の記録に関すること ③各部の対応結果の取りまとめに関すること							
広報班	①緊急広報の実施に関すること ②プレス対応に関すること							
施策の方向性	担当課	関係機関						
災害対策本部連絡員	防災対策課	高知県						
・災害対策本部会議または災害対策本部事務局と各部の連絡役として、本部連絡員を置く。 (1) 構成 本部連絡員は、各部においてあらかじめ指名しておくものとする。 (2) 事務分掌 ①災害対策本部会議等での決定事項を各部署へ伝達する。 ②各部の活動状況等を本部班および災害対策本部会議に出席中の部長へ報告する。 ③必要に応じて災害対策本部事務局の構成員として本部事務を担当する。								

施策の方向性	担当課	関係機関
統括部情報分析班	防災対策課	高知県

・発災時においては、災害の全体像、災害が本市に及ぼす危険度、災害の進捗状況予測および被災地のニーズの予測・分析が非常に重要である。しかし、過去の災害においては、初動期における情報が多く、適切に対処できない課題も散見された。また、実効性の高い情報分析が行えていない状況でもある。

そこで、必要とする各部から数名ずつ選抜し、各班から独立した情報分析班を設置する。

情報分析班は、被害予測・被災地のニーズにより全体方針や、中長期的な需給予測および復旧目標を設定し、業務の優先順位を検討する等の役割を担うものとする。

(1) 構成

災害の規模により、防災対策課を中心として統括部の中に位置づけるものとし、その要員にあっては、災害の種類により災害対策各部から専任要員（元防災対策課を中心に）を派遣するものとする。

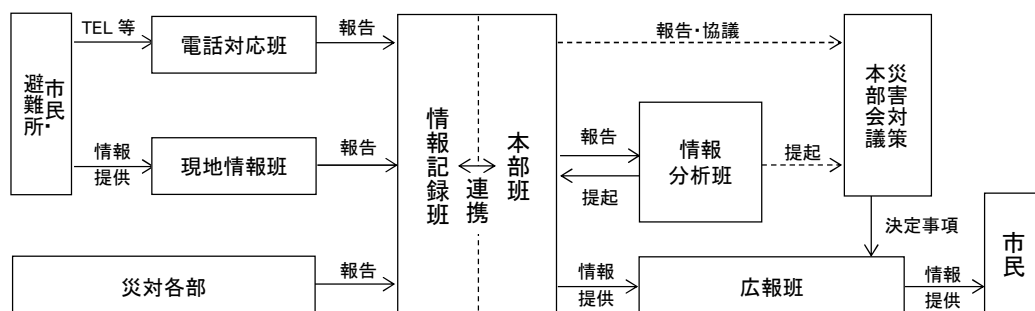
(2) 情報の入手

各部からの情報もしくは統括部情報記録班に集約された情報については、本部班に報告すると同時に、情報分析班についても報告するものとする。また、分析の過程において必要と思われる情報については、各部に提出を求めるものとする。

(3) 業務の内容

被害予測の把握	発災時における気象庁発表等の地震、風水害等の被害の状況から、各防災関係機関が事前予測した被害想定値を基に、本市の被害の想定の進言を行い、市全体の対応についての助言を行う。また、直後から入手した市の被害状況から予測値の修正を重ね、最新の被害状況の把握に努める。
中長期的な需給予測の把握	人的および建物被害等の状況から、想定される避難者数等を勘案し、必要とされる物資等の需給予測値を算定し、災害対策本部に提言を行う。
復旧目標の進捗管理	市全体としての災害目標と、各部が行う災害対応との調整を図る。
業務の優先順位の検討	各部（班）は、事前に定めた「応急対策の実施時期」に基づき応急対策の実施を行うものとするが、災害の規模等によりその目標時期が異なってくることから、災害対策本部会議で定めた市の方針と目標完了時期を勘案し、全体の調整機能を担うものとする。
重要情報への対応	災害対策本部もしくは統括部情報記録班に集約された情報に対して、本部班は具体的対応を担うものであるが、情報分析班においては、そのうち重要度と緊急度を検討し、優先すべき情報のトリアージを行い、重要情報への対応の漏れを防ぐ。以下に優先すべき情報の例を記す。 ①人命に関わること ②入手した内容の変化が早いと思われる情報 ③時間的制約に迫られた重要な内容 ④被害規模や範囲が大きな情報等
事業継続体制への移行の準備	大規模災害における初動時においては、一時的には通常業務を中断せざるを得ない状況下に陥るが、災害対応の全体像から稼働率を落としてでも再開すべき業務等についての検討を行う。

<情報の流れ>



施策の方向性		担当課	関係機関
災害対策本部の財務		会計課、企画財政課	高知県
予算の確保	①財政班 統括部長と協議し、速やかに予算措置に関する基本方針を災害対策本部に付議し関係部長に必要な指示をする。 ②各部長 分掌事務の遂行に必要な予算に不足を生じるとき、または予算措置が講じられていないときは、直ちに財政班の指示を受ける。		
調達手続	①緊急を要する災害用物資・資機材・要員等の調達は、随意契約によることができる。 ②契約の手続をとるとまがない場合は、統括部長が災害対策本部に付議して臨機適切な措置を施し、関係部長に指示する。		
支払手続	①財政班 統括部長と協議し、速やかに支払い方法に関する基本方針を本部に付議し、関係部長に必要な指示をしなければならない。 ②物資の調達に関する支払いは、原則として一般の支払手続により処理する。ただし、即時支払いを必要とするものについては、資金前渡を受け、支払い事務を処理する。		
清算手続	①財政班 香南市が繰替支弁した災害救助費を、「災害救助費の国庫負担について」（昭和40年5月厚生省社第163号厚生省事務次官通達）に準じて、災害救助費繰替支弁金の概算または清算交付を当該繰替支弁を求めた県知事に請求する。		
施策の方向性		担当課	関係機関
職員等の活動環境		防災対策課、総務課	高知県
安全の確保	①庁内の安全確保 ○本部長は、地震発生時に職員等が負傷することがないように、書棚やOA機器等の固定や、ガラスの飛散防止等に努める。 ○本部長は、職員等が応急活動に従事するに当たって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。（ヘルメット、長靴の着用等） ②自宅の安全確保 ○職員は、自宅において負傷することがないように、自宅の耐震化、家具等の固定等により、災害に対する安全性の向上に努める。 ③安否および被害の確認 ○職員は、勤務時間中の災害発生時に、家族の安否確認等を行う方法（遠隔地の連絡中継場所の設定等）を事前に確保し、応急活動に全力を傾注する。 ○各部の庶務を担当する班は、必要に応じて、各職員に代わり家族の安否確認等を行う。		
24時間体制の対応	【大地震の発生直後】 24時間体制での対応をとらざるを得ないため、各部長は12時間を目途としたローテーションが可能な適切な班の編成の他、仮眠場所の確保、食料および飲料水の確保等に努める。		
健康管理対策	【大地震が発生した場合】 交通機関の途絶等による通勤困難、ライフライン被害等による衛生状態の悪化、過重な執務体制等、様々な健康阻害要因が重なるため、統括部庶務班は、職員等の健康管理に万全を期する。		
勤務管理等	班長は、班員の出退庁時間等の確認を徹底する。		

施策の方向性	担当課	関係機関
災害対策要員動員計画	防災対策課	高知県
・災害応急対策実施のため、必要な人員、労力等の確保は本計画の定めるところによるものとする。 (1) 作業員動員計画 ア. 実施機関 災害応急対策実施のため、必要な要員の確保は、事業継続計画における業務の優先順位や、各部の要請により統括部庶務班が行う。 ただし、災害の程度、規模等により市災害対策本部（本部長）において要員の確保ができないときは、要請に基づき県（知事）が要員の確保、調整を行う。 イ. 従事する作業の種類 作業員の作業内容は、土木作業、清掃作業、物資の整理配分等とする。 ウ. 供給方法 ①ハローワーク香美出張所に対し電話連絡または求人票により作業員の供給を依頼する。 連絡事項は、以下のとおり。 ○求人事業所名 ○就労場所 ○作業内容 ○賃金 ○就労時間 ○所要人員等 ②賃金の基準は、平時の民間雇用賃金に災害時の事情を考慮して決定する。 ③作業員は、市輸送車両によって輸送する。 ④賃金は、作業現場の近い所で、当日作業員に対し、直接支払うものとする。 ⑤その他必要とする事項 上に掲げる作業員でなお不足するときは、厚生労働省高知労働局を通じて隣接職業安定所より労務の供給を依頼する。 出面表兼賃金台帳を備えなければならない。 (2) 技術者その他の動員計画 災害応急対策を実施するための技術者等が不足または緊急の必要がある場合は、本部長は市民に対し公用負担を命じ、または県知事の委任を受け、医療、土木建築または運輸関係者に対し従事命令を執行し、災害対策要員の確保を図る。 技術者その他の動員実施計画は、下記のとおりである。		
➤組織－4 災害対策要員の動員実施計画表		
施策の方向性	担当課	関係機関
応援受援計画の作成	防災対策課	高知県
・市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 ・地方公共団体は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
復興事前準備の実施	防災対策課	高知県
・市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。		

災害救助法の実施基準

・「災害救助法が適用された場合の賃金職員雇上費」の実施基準は、下記のとおりである。

➤法令-3 災害救助法の概要

第2節 避難体制

【基本的な考え方】

風水害・地震・津波等の災害から市民等の生命・身体等の安全を守るとともに、二次災害の回避および住居等が被災した場合の一時的および一定期間の生活空間を確保するため、地域の特性に応じた避難場所や避難所の選定や整備等について定めるものとする。

計画にあたっては、過去の大規模災害における課題等を踏まえ、女性や高齢者、障がい者、妊産婦、こども、外国人等、多様な被災者の視点に立ち、避難所の指定の在り方や運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応に配慮するものとする。

1 避難指示等の発令の判断基準の整理

施策の方向性	担当課	関係機関
避難指示等の発令の判断基準	防災対策課	高知県
・市は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。 ・また、平時から津波発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。 ・なお、県は、避難指示等の発令基準等の策定状況を調査し、全市町村の策定に向け、指導・助言を行うものとする。 ・さらに、市は、避難指示等を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、ホットラインの構築や連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 ・市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定する。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や国との連携に努める。なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。		
➤関連－52 香南市避難情報に関するマニュアル（発令基準・防災体制編）		
➤関連－53 香南市避難情報に関するマニュアル（避難行動・情報伝達編）		

2 指定緊急避難場所および指定避難所の指定と機能整備

指定緊急避難場所および指定避難所については、下記の事項に留意し施設の整備および機能等の向上を図るものとする。

施策の方向性	担当課	関係機関
指定避難場所および避難所の定義	防災対策課、市民保険課、 地域支援課、各支所、 学校教育課、こども課、 生涯学習課、福祉事務所、 建設課、住宅政策課	高知県
・市民等の安全を確保するための指定緊急避難場所（一時避難場所）および指定避難所等の定義および指定にあたっての選定基準について、下記のとおり定める。 (1) 指定緊急避難場所 風水害・地震・津波等の災害の発生またはおそれがある場合に、危険を回避するため、一時的に身を守るため市が指定した避難場所であり、市公民館、市立の学校施設、市（近隣）公園および県立高校等のグラウンド等を指定している。 (2) 指定避難所 風水害・地震・津波等の災害により住宅等が全半壊・焼失等の被害を受け、生活の場が失われた場合などに、一定期間（応急的）の生活拠点として宿泊滞在する施設であり、主として市立の保・幼・こ・小・中学校や県立高等学校および公共施設等を指定している。 (3) 福祉避難所 市指定避難所での共同生活が困難な高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者、およびその家族のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努める。市では、施設のバリアフリー化に加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設として協定を締結し指定している。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。		
➤施設－10 指定避難所等一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
指定緊急避難場所および指定避難所の指定基準	防災対策課、福祉事務所	高知県
・避難場所の拡充・補完については、下記の基準と地域的特性を総合的に考慮し、指定の可否を判断する。 ○土砂災害などの二次災害のおそれがないこと。 ○安全な避難経路が確保できること。 ○一定期間の宿泊滞在が可能な建物等が確保できること。 ○救援物資等の輸送経路が確保できること。 ○水道、トイレ、電話等の施設が整っていること。 ○夜間休日等を含め利用できること。 ○耐災害性（耐震・耐火・耐水害等）が確保されていること。		
➤施設－10 指定避難所等一覧		
施策の方向性	担当課	関係機関
福祉避難所の拡充等	防災対策課、福祉事務所	高知県
・高齢者や障がい者、妊産婦、こども等、避難所等で生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮（障がい者等にあつては障害者差別解消法に基づく合理的配慮）をするとともに、福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組むものとする。 ・また、協定施設と相互の課題を洗い出し、必要な改善策を講じるほか、開設訓練への参加施設数の増加に努めるなどにより、福祉避難所の充実にも努めるものとする。		
➤関連－36 香南市 福祉避難所開設・運営マニュアル		
➤要綱－6 香南市福祉避難所指定促進等事業費補助金要綱		

施策の方向性	担当課	関係機関
指定緊急避難場所の整備	防災対策課、情報政策課	高知県
(1) 通信手段の確保 災害時優先電話、無線通信機器等の整備を行い、災害対策本部との通信手段の確保および多様化に努める。 (2) 設備等の整備 非常用照明施設、非常用電源、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
指定避難所の整備	防災対策課	高知県
(1) 安全性の確保 指定避難所の安全性を確保するため、施設の耐震化・補強工事の推進・非構造部材の耐震化を計画的に実施する。 (2) 要配慮者に配慮した施設整備 避難場所の段差解消のためのスロープ・手摺りの設置などのバリアフリー化を推進する。 (3) 通信手段の確保 災害時優先電話、無線通信機器、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の整備を行い、災害時の通信手段の確保に努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。 (4) 非常用電源・照明器具の確保 停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた発動発電機等の非常用電源および投光器等の照明器具の確保に努める。 (5) 備蓄等の確保 地震・津波等の災害による避難者の支援を円滑に行うため、「香南市物資供給計画」に基づいた備蓄倉庫等の設置により、初期の避難生活に必要な食料・物資等を備蓄する。また、各指定避難所への貯水槽や給水タンク等の整備に努めるものとする。 (6) 生活環境の確保 新設および改修される際は、避難生活に必要なトイレ・シャワー・空調等の増設・設置など避難所生活生活環境の向上に努める。また、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。 (7) 感染症対策 指定避難所のレイアウトや動線等を定めたマニュアル等を整備し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、パーティション等、感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。		
➤要綱－7 香南市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱 ➤要綱－8 高知県避難所運営体制整備加速化事業費補助金交付要綱 ➤関連－17 高知県物資配送計画（県立青少年センター） ➤関連－35 避難所運営マニュアル（汎用版）		

3 避難所等の開設・運営体制

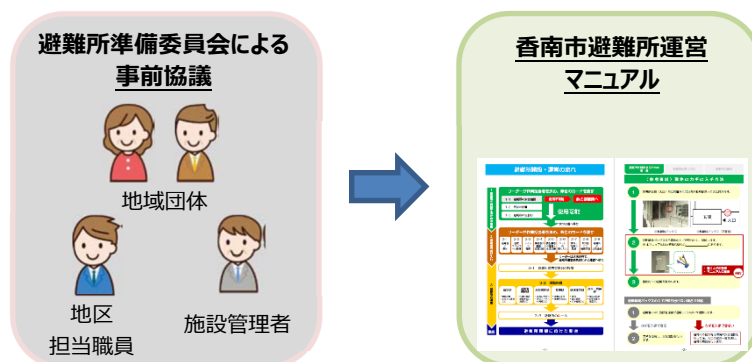
施策の方向性	担当課	関係機関
突発的かつ大規模な災害が発生した場合	防災対策課、全職員、教職員	高知県
・東日本大震災や熊本地震のように「突発的かつ大規模な災害」が発生した場合は、指定緊急避難場所および指定避難所の迅速かつ円滑な開設・運営が行えるよう、次の方針により体制の整備に努めるものとする。 <突発的かつ大規模な災害> ○震度5弱以上の地震が発生した場合 ○災害対策本部長（市長）が指示する場合 (1) 避難所開設・運営の基本方針 ア. 避難所準備委員会 避難所ごとに、「自主防災組織」や「まちづくり協議会」などの「地域団体」、市が派遣する「地区担当職員」、「施設管理者」等からなる「避難所準備委員会」を設立し、地域の実情に合わせて、あらかじめ「避難所運営委員会」の人選をするなど「避難所運営マニュアル」を作成するものとする。 イ. 避難所運営委員会 「避難所運営委員会」は、「地域団体」と市が状況に合わせて派遣する「避難所担当職員」、「施設管理者」および「避難者」で構成し、避難所開設・運営を行うものとする。 「避難所運営委員会」は、近隣の地区避難所や屋外（車中）避難者、在宅避難者等の情報収集、物資供給に努めるものとする。 (2) 避難所運営に関わる組織・ひとの役割 避難所運営における「地域団体(自主防災組織等)」、「避難者」、「避難所担当職員」、「施設管理者・職員」の定義と基本的な役割は次頁のとおりとする。 避難所では、そこにいる全員が世代や性別に関係なく、それぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施するものとする。		

組織	組織の定義	基本的な役割
地域団体 (自主防災組織等) 	○避難所が設置される地域で組織されている自主防災組織など避難所開設・運営に携わる団体 ○避難所によって、町内自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ等の地域団体や、学校、企業、行政機関等、消防団、地域の様々な団体など	○地域団体が中心となって避難所運営、指定避難所以外の避難場所等の情報収集・物資配布等の各種活動を行う。
避難者 	○指定避難所の避難者 ※避難者は、おおむね地域の住民であるが、それ以外の方が避難される場合もあり得る。	○避難者も居住組として地域団体等の指示のもと、避難所の各種運営を積極的に行う。 ○代表者を選出し、避難所運営委員会に参加する。 ○避難所運営委員会は、時間の経過とともに地域団体中心から避難者中心へと移行し、避難者による自主的な運営を行っていく。
地区担当職員 	○避難所準備委員会の構成員となる市の職員（状況による）	○避難所準備委員会の活動全般に携わる。
避難所担当職員 	○指定避難所に派遣される市の職員 ○市が避難指示等を発令した場合や災害対策本部長（市長）が指示する場合に、指定避難所へ派遣	○避難所運営委員会の活動全般に携わるとともに、主に市との連絡調整を行い、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行う。
施設管理者・職員 	○避難所となる施設の管理者や職員	○避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際に調整や助言を行うなど、施設利用に関することを中心に避難所運営の支援を行う。 ○市立小中・県立高等学校においては、避難者の名簿作成、避難所の組織の立上げ、避難所運営備蓄品や救援物資の管理と仕分けなどの避難所運営の協力を行う。

(3) 避難所運営マニュアルの作成

避難所準備委員会は、設立後に事前協議を行い、指定避難所ごとに「避難所運営マニュアル」の作成を行う。マニュアル作成にあたっては、運営班ごとの役割や、避難所スペースの割り振り、要配慮者への対応や男女双方の視点、家庭動物の飼養等の避難所生活のルール等について取りまとめ、円滑な避難所開設・運営を目指すこととする。

また、マニュアルは防災訓練等を通じて定期的に開催し訂正・補遺等を行っていくものとする。



➤ 関連 – 35 避難所運営マニュアル（汎用版）

施策の方向性	担当課	関係機関
被災者支援	防災対策課	高知県
- 市は、平時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 - 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。 - 市は、指定避難所だけでなく、協定・地区避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 - 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
風水害・地震等の災害が発生するおそれのある場合、または発生した場合	防災対策課、全職員、教職員	高知県
- 突発的かつ大規模な災害にまで至らない風水害や地震等の災害が発生するおそれのある場合、または発生した場合の避難所の開設・運営は、次の方針により体制の整備に努めるものとする。 (1) 開設の指示 避難所の開設は、災害の規模・状況等を踏まえ、災害対策本部長（市長）が判断するものとする。 災害対策本部長（市長）は、避難指示等の避難情報の発令等により、開設する避難所の施設管理者のほか、市災害対策本部統括部本部班に避難所開設・運営の指示を行うものとする。 (2) 責任者の役割 避難所の開設および運営・管理は、施設管理者等と市災害対策本部が連携して業務を行うため、事前に調整を行い、各自の役割を明確にするものとする。 ア. 開設・運営責任者 ①避難所の施設を運営・管理する者を「開設・運営責任者」とする。 ②開設・運営責任者は、防災対策課と連携し、災害時に迅速に避難所が開設できるよう避難所の開錠、区画割り、避難者の受入要領等を定めた「避難所運営マニュアル」をあらかじめ熟知しておくものとする。 ③開設・運営責任者は、避難所の運営・管理を総括する責任者として、自主防災組織等の地域団体、避難者、地域住民、ボランティア等と連携し、円滑な避難所の運営を行うものとする。 イ. 避難所開設・運営訓練 ①市は、全職員を対象に避難所の開設・運営訓練を実施する。この際、プライバシーの確保、男女共同参画の視点への配慮、障害者差別解消法に基づく合理的配慮、感染症予防・まん延防止および食中毒発生予防等への対応、体調・栄養管理ができる医療関係者の配置や巡回基準等を定めた「避難所運営マニュアル」に基づき訓練を実施するものとする。また、地域住民と連携した訓練についても実施に努めるものとする。 ➤関連－35 避難所運営マニュアル（汎用版） ➤情報－8 台風の接近・上陸に伴う事前行動計画（タイムライン）		
施策の方向性	担当課	関係機関
地域版ハザードマップの作成	防災対策課、全職員	高知県
- 市は、地域住民が円滑に避難できるよう、施設管理者と連携し、自主防災組織、町内自治会、消防団等による避難誘導體制の整備に努めるものとする。 - このため、市は地域住民とワークショップを通じた「地域版ハザードマップ」の作成に取組み、自主的な避難意識の啓発と普及および避難訓練等の促進を図る。 ➤関連－37 地区防災計画ガイドライン～地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化に向けて～		

施策の方向性	担当課	関係機関
避難行動要支援者の避難支援	防災対策課、福祉事務所、 高齢者介護課、健康対策課	高知県
・市は、「香南市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等の推進に努めるものとする。 ・避難行動要支援者への避難行動の支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努める。 ・個別避難計画は、高知地方気象台や県等からの事例や留意点の提示、要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、取組を進めるものとする。		
➤関連－37 地区防災計画ガイドライン～地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化に向けて～		
施策の方向性	担当課	関係機関
児童・生徒等の対策	防災対策課、学校教育課 こども課	高知県
・市および県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。 ・また、市は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・幼稚園・こども園等の施設と市相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
被災した飼養動物の保護収容に関する対策	防災対策課、環境対策課	高知県
・市および県は、被災地に残された動物の収容および餌の確保、特定動物の逸走防止および捕獲等の措置が、地域住民、獣医師会、動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。		
➤関連－34 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害発生時に安全な避難路の選定	防災対策課	高知県、市民
・市は、指定緊急避難場所等を記載した地域版ハザードマップの作成に努め、市民はこれを基に災害発生時の安全な避難路を選定し、地域版ハザードマップに記入するものとする。 ・また、市民は津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる避難路について検討するものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
避難路・避難道の整備計画	防災対策課	高知県、市民
・市および県は、市民が避難路を選定・記入した地域版ハザードマップ等を基に、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地または緑道の整備および案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
施設管理者対策	防災対策課	高知県
・病院、工場、事業所、デパート、駅等多数の者が出入りする施設の設置者または管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市、消防機関、警察等との綿密な連絡を取り、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。		

施策の方向性	担当課	関係機関
指定緊急避難場所等の周知徹底	防災対策課	高知県
(1) 市の取組み 市は、市民が災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底を図るものとする。 ○洪水・高潮・津波浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域 ○指定緊急避難場所、指定避難所等の名称および場所 ○指定緊急避難場所、指定避難所への経路 ○避難指示等の伝達方法 ○避難後の心構え なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参加のもと、上述の内容等を記載した、具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、次の事項について取組むものとする。 ○避難場所案内標識（多言語）等の設置 ○「わが家の防災マニュアル」の配布 ○「地域版ハザードマップ」の作成・配布 ○市ホームページへの掲載 ○防災訓練・出前講座の実施による啓発 ○出前講座・防災教育での啓発 また、津波避難計画には、消防機関および水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。 ○津波警報等の情報の的確な収集および伝達 ○津波からの避難誘導等 ○自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援 ○津波到達予想時間等を考慮した退避ルール これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。 (2) 住民の取組み 住民は次に示す事項の内容、家族との連絡方法等を平時から確認しておき、大規模災害の発生、津波が発生した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。 ○洪水・高潮・津波浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域 ○指定緊急避難場所、指定避難所等の名称および場所 ○指定緊急避難場所、指定避難所への経路 ○避難指示等の伝達方法 ○避難後の心構え		
施策の方向性	担当課	関係機関
広域避難および被災者の搬送	防災対策課	高知県
・市および県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の搬送が円滑に実施されるよう搬送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。		
➤協定－1 県・市町村との協定		
施策の方向性	担当課	関係機関
避難所におけるボランティア等の受入	防災対策課、福祉事務所	高知県、社会福祉協議会
・市および県は、避難所でのボランティア等の活用が図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。		

第3節 要配慮者支援対策

【基本的な考え方】

大規模災害発生の際に最も憂慮するのは、高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な人、あるいは観光客や在留外国人のように、危険地域や避難情報などが分かりにくい人である。

要配慮者と言われる人は、高齢化や国際化が進むなかで、本市の防災対策上その重要性は増す一方である。これら要配慮者が被害を受けることのないよう次のような対策をとるものとする。

1 要配慮者の分類と定義

(1) 要配慮者

要配慮者とは、「災害時において特に配慮を要する人」と定義し、高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を言う。

☐ 高齢者	☐ 知的障がい者	☐ 妊産婦
☐ 視覚障がい者	☐ 発達障がい者	☐ 外国人等
☐ 聴覚・言語障がい者	☐ 精神障がい者	☐ 災害時負傷者
☐ 肢体不自由者	☐ 難病患者等	☐ 災害孤児等
☐ 内部障がい者	☐ 乳幼児	☐ 地理に不案内な旅行者等

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、「要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、避難確保において特に支援を要する人」と定義し、香南市において対象要件を定め、該当者の名簿を作成するものとする。この名簿に記載する対象者は在宅の者であり、施設入所者および長期入院者はこれに該当しない。

- ☐ 要介護認定3～5を受けている者
- ☐ 身体障害者手帳1、2級を所持している者（心臓・腎臓機能障害のみで該当する方を除く）
- ☐ 療育手帳Aを所持している者
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者
- ☐ 指定難病医療受給者（上記のいずれかに該当する者に限る）

参考資料

- 関連－18 香南市災害時要援護者避難支援プラン全体計画
- 関連－19 香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画
- 関連－20 香南市障害福祉計画・障害児福祉計画
- 関連－39 高知県 災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン

施策の方向性	担当課	関係機関
在宅の要配慮者対策	防災対策課、福祉事務所、 高齢者介護課、健康対策課	高知県
・在宅の要配慮者については、日頃から防災意識の啓発や地域ぐるみの支援体制づくりなど、地域での取り組みが重要である。 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり 災害時において、即時に動いて頼りになるのは、近隣の住民の助け合いである。このためには、日頃から地域の交流を活発にし、連帯感を深めるとともに、社協、民生委員、町内自治会、婦人会、消防団、自主防災組織等の地域内諸団体による災害時の支援体制づくりを呼び掛ける。 また、社会福祉施設、民間福祉団体、社協等の相互の連携を呼び掛け、日頃から地域への支援体制を強化しておく。 (2) 情報・連絡手段の確保 視覚・聴覚等障がい者や、情報の取得が困難な要配慮者に対する連絡手段の確保に努めるとともに、近隣住民同士の声がけ等による情報伝達を啓発する。 (3) 要配慮者およびその家族に対する防災意識の啓発 要配慮者およびその家族への日常的な防災に対する理解と日頃からの対策の必要性の啓発に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に積極的な参加を呼び掛ける。 また、災害発生時に近隣の協力が得られるよう、普段から交流に努めることを呼び掛ける。 (4) 安全な居住環境の確保 災害に備えた安全な居住環境を確保するため、関係行政機関および関係各種団体と連携しながら、防火・防災に関する指導や相談活動を行い、防災意識の啓発に努める。		

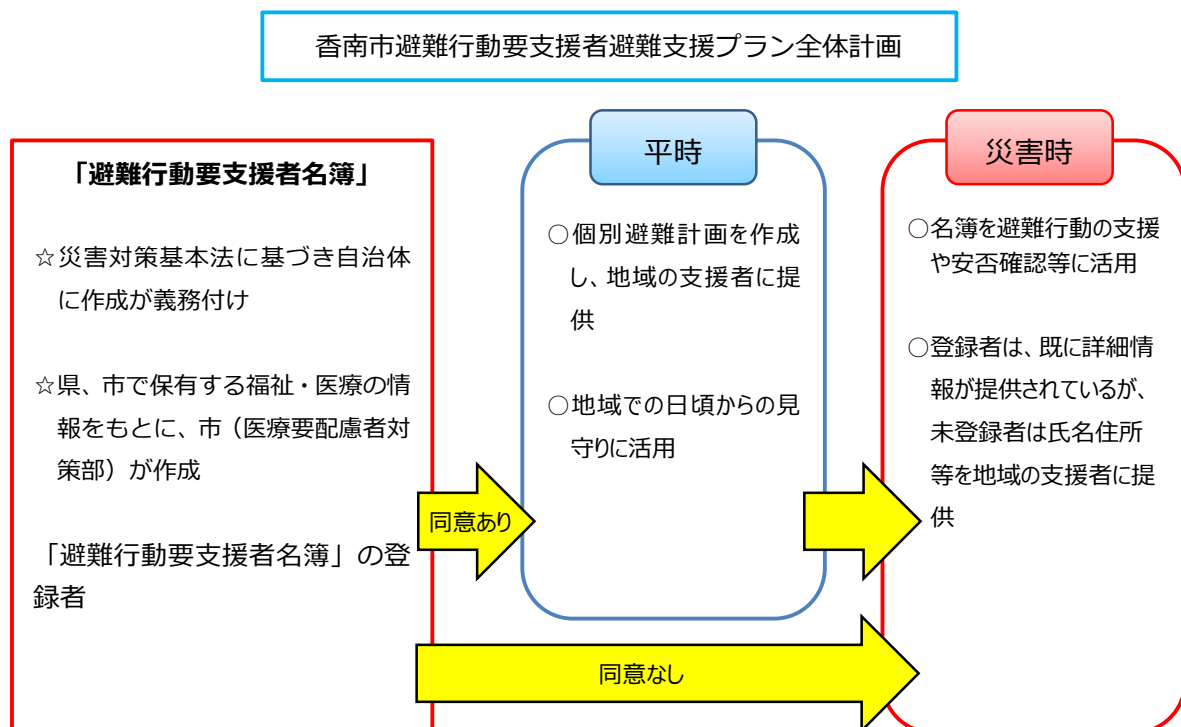
施策の方向性	担当課	関係機関
外国人に対する対策	防災対策課、市民保険課	高知県
・外国人は、言葉や文化・生活習慣の違いが原因となり、防災に関する情報や災害時における緊急情報、避難指示等が理解できず的確な避難行動が取れない可能性があり、被害を受けることが考えられる。このため、日頃から十分な防災対策を行う必要がある。 (1) 外国人への情報提供 高知県国際交流協会では、日頃から多言語での相談窓口を設置するなど外国人への情報提供に努めている。 市の窓口においても、手続き・相談を円滑に行うため、通訳等の支援に努めるものとする。 高知県国際交流協会では、健康に関する情報や外国人が生活する上で必要となる情報を英語・中国語・韓国語に翻訳し、独自のホームページに掲載している。 ①南海地震に備えるための6ヶ国語版パンフレットの発行・HPの作成 ②やさしい日本語版の南海地震啓発パンフレットの発行 ③6ヶ国語版の応急手当マニュアルの発行 市は、警報以上の災害情報が出された場合には、外国人へ災害情報を配信するなど情報提供手段について検討する。また、防災カードを多言語で作成し、外国人への配布に努めるものとする。 (2) 関係各所との連携 災害時に備えて、国際交流協会、県・市町村、各大学、民間団体、在香の外国人コミュニティおよび自治会等との連携を図り、防災意識の啓発や、外国人が防災訓練等の地域活動へ積極的に参加できる環境づくりに努めるものとする。 (3) 大規模災害時の対応 大規模災害発生時においては、外国人避難対応施設としての避難所の開設を検討するものとする。 発災後は、高知県国際交流協会や関係機関等と連携し、速やかに情報収集や多言語翻訳を行い、市のホームページやSNS等を通して、外国人への情報提供を行うものとする。 また、市等から発信される災害情報を円滑に提供できるように、災害多言語支援センターの設置に努めるものとする。あわせて、外国人避難者を把握するために、各避難所での登録状況の把握や関係機関等への情報収集を行い、野外等の避難者に対してはSNS等を活用した状況把握に努めるものとする。 ➤関連-21 高知家の家族を守る会話集 ➤関連-39 高知県 災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン ➤関連-49 外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル		

2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

<本市の避難行動要支援者等支援の取組み>

本市では、「香南市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、災害時に避難支援を必要とする方の登録と個々の具体的な避難に関する個別避難計画の作成を開始した。避難行動要支援者の情報は、「要配慮者避難支援システム」で管理し、本人の同意を得た上で、地域の登録者名簿を民生委員、町内自治会、社会福祉協議会および自主防災組織、消防団等の関係団体に提供し、個別避難計画の内容や避難経路の確認とあわせて、日常的な見守り活動にも活用するものとする。

今後も、従来から推進している避難行動要支援者の避難支援を地域の協力で行えるよう、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、支援体制などを明確に定め、避難行動要支援者等支援の取組みを促進するものとする。また市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

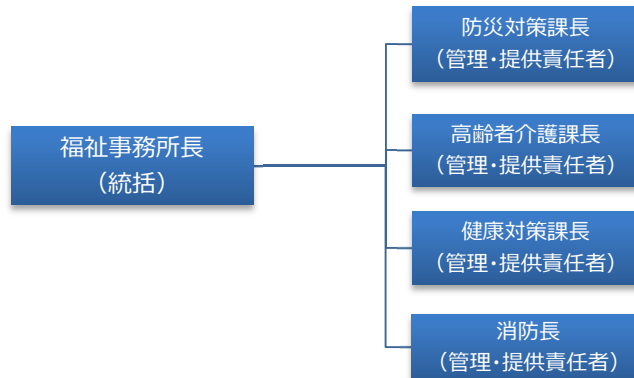


施策の方向性	担当課	関係機関
避難行動要支援者名簿の作成	防災対策課、情報政策課、福祉事務所、高齢者介護課、健康対策課、消防本部	高知県
(1) 名簿の作成および共有 市は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、名簿を作成し、防災対策課、福祉事務所、高齢者介護課、健康対策課、消防本部で名簿情報を保管する。 (2) 名簿に掲載する者の範囲 名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。 ☐ 要介護認定3～5を受けている者 ☐ 身体障害者手帳1、2級を所持している者（心臓・腎臓機能障害のみで該当する方を除く） ☐ 療育手帳Aを所持している者 ☐ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者 ☐ 指定難病医療受給者（上記のいずれかに該当する者に限る） (3) 名簿の作成方法 名簿は、市が保有する前項に掲げる要件に該当する者に係る個人情報（災害対策基本法第49条の10第2項に規定されている事項に限る）に基づき作成する。 (4) 名簿の記載事項 災害対策基本法第49条の10第2項の規定により、名簿に記載する事項は、次のとおりとする。 ☐ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☐ 住所または居所 ☐ 電話番号その他の連絡先 ☐ 避難支援等を必要とする事由 ☐ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項		
施策の方向性	担当課	関係機関
名簿情報の提供	防災対策課、福祉事務所、高齢者介護課、健康対策課	高知県
(1) 名簿情報の提供 市は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定により、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という）に名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られない場合は、この限りではない。 (2) 名簿情報の提供時期 市は、避難行動要支援者名簿の対象者に対して、災害の発生に備え、地域の避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援に役立てることについての同意を得るための措置を講ずるものとする。 (3) 避難支援等関係者 避難支援等関係者は次のとおりとする。 ☐ 消防機関 ☐ 都道府県警察 ☐ 民生委員法および児童福祉法に定める民生委員児童委員 ☐ 社会福祉協議会法第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会 ☐ 自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者 なお、名簿情報は、「香南市避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書」を取り交した団体等に限り提供するものとする。 (4) 災害発生時の名簿情報の提供 市は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の条件を目安として、地域の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。この場合においては、名簿情報を提供することについて、本人同意の有無は問わない。 ☐ 香南市域に震度5強以上の地震が発生し、市が、支援活動の必要があると判断した場合 ☐ 緊急情報提供者からの情報により、市が災害発生のおそれがあると判断した場合 ☐ 気象状況等により、市が名簿の提供について特に必要があると判断した場合		

施策の方向性	担当課	関係機関
名簿情報の適正管理	防災対策課、福祉事務所、 高齢者介護課、健康対策課、 消防本部	高知県

(1) 市の名簿情報管理体制

名簿情報は、秘匿性の高いものであることから、適正な管理に努めるものとする。
平時および非常時の名簿提供体制を以下のとおりとする。



(2) 市の名簿情報の保管

管理責任者は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも名簿情報を準備し、施錠可能なボックス等に施錠の上保管するものとする。

保管・管理	名簿情報の形態
福祉事務所	電子・紙
防災対策課	電子※・紙
高齢者介護課	電子※・紙
健康対策課	電子※・紙
消防本部	電子※・紙

※：福祉事務所より提供される電子媒体による保管

(3) 個人情報の保護管理

名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 避難支援等関係団体が指名する者のみで活用すること。
- 破損または紛失することがないように、適切な管理に努めること。
- 複写や複製（パソコンその他の情報機器への入力・保存を含む）の禁止。
- 万一、名簿情報を破損または紛失したり、名簿情報の内容が他に漏れたりした場合には、直ちに香南市に報告し、事後処理にあたること。

(4) 利用および提供の制限

名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外に、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、または当該避難支援等関係者以外の者に提供してはならない。名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 避難支援等関係団体が指名する者のみで活用すること。
- 破損または紛失することがないように、適切な管理に努めること。
- 複写や複製（パソコンその他の情報機器への入力・保存を含む）の禁止。
- 万一、名簿情報を破損または紛失したり、名簿情報の内容が他に漏れたりした場合には、直ちに香南市に報告し、事後処理にあたること。

(5) 守秘義務

名簿情報の内容は、他に漏らさないこと。これは、覚書の期間が終了、または避難行動要支援者の避難支援等対策に携わらなくなった後も同様とする。（災害対策基本法第49条の13）

(6) 個人情報の取り扱いに関する留意事項の周知徹底

福祉事務所、防災対策課、高齢者介護課、健康対策課、消防本部は、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者が、適正に名簿情報を管理できるよう、個人情報の取扱いに関する留意事項の周知徹底を図るものとする。

施策の方向性	担当課	関係機関
避難支援等の活動	防災対策課、福祉事務所、 高齢者介護課、健康対策課	高知県

(1) 支援活動の種類

避難行動要支援者は、災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握して、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることが難しく、避難等の支援活動を必要とする。

本計画における、支援活動は、安否確認、避難誘導等、情報伝達、の3つの類型に大きく分類する。

安否確認	電話やメール、戸別訪問または避難場所での避難行動要支援者の状況確認
避難誘導等	指定避難所等の安全な場所への誘導・移動支援
情報伝達	「高齢者等避難」等の情報提供および避難支援活動において得られた情報の市への報告

(2) 地域による支援体制の構築

大規模な災害が発生した場合には、行政のみによる避難支援等は困難となる。そのため、市は、共助の考え方を基本として、家族、近隣の者、地域組織、福祉サービス提供者等の職員など、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは支援活動に当たるよう、日頃から啓発を行い、地域による避難行動要支援者支援体制構築の取組みを推進する。

自助の考え方から、市は、避難行動要支援者本人が基本的な備えをするよう、周知啓発を行う。

市職員は、地域の支援活動を支援するとともに、被害が甚大であるまたは地域の避難支援等関係者だけでは対応できない場合は、南国警察、市社協等と連携して支援活動にあたる。

(3) 安全確保

避難支援等関係者は、災害発生時に名簿情報の提供を受けた場合は、支援活動に従事する者、その家族の身の安全を十分に確保した上で、可能な範囲で支援活動を実施する。

なお、災害時等における避難支援については、地域活動として可能な範囲で行うもので、法的な責任や義務を負うものではない。

施策の方向性	担当課	関係機関
避難行動要支援者への配慮	福祉事務所、 高齢者介護課、健康対策課	高知県

(1) 近隣住民の助け合い

自主防災組織、自治会、老人会、婦人会等の地域の住民組織は、平時から災害に関する各種の情報や地域の特性を把握して、発災時の防災活動指針を計画しておくよう努める。

災害発生直後は、公的な救援活動には制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安否を確認することを基本とする。

(2) 行政と地域組織との連携

避難行動要支援者への配慮は、行政、民生委員、自主防災組織、自治会、市社協、地域の介護事業者、NPO等と連携し、実施する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

施策の方向性	担当課	関係機関
社会福祉施設における対策	防災対策課、福祉事務所、 高齢者介護課、こども課	高知県
・社会福祉施設には、自力では歩行できない高齢者や身体障がい者、精神に障がいのある人や児童が入所あるいは通所している。これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり、介助が欠かせない。 ・災害発生時にこれらの人々の安全を確保するため、日頃から十分な防災対策をとっておく必要がある。 (1) 防災設備等の整備 施設入所者や通所者は、大規模地震や津波発生の際に、とっさの自己防ぎょがとれない可能性が高いことから、各施設の管理者は、施設の耐震性を確保するとともに、施設の設備点検を常に行い、その安全性を高める必要がある。 また、ライフライン等の機能停止の際にも、施設入所者の生活を維持できるよう非常用発電や非常用給水タンクなどの設備の整備や非常用食料、医薬品等の備蓄に努めなければならない。介助支援の必要な市民を対象とした連絡手段の確保に努めるとともに、視覚、聴覚等障がい者への情報連絡手段についても検討する。 (2) 防災計画の策定 大規模地震や津波発生時には、施設職員の迅速で的確な行動が重要であるため、各施設管理者は職員の任務分担、動員計画、避難方法等を詳細に定めた実効ある防災計画を策定しておくものとする。策定にあたっては、施設に入所している人々の障がい程度は様々であるため、それぞれの施設の実情に見合った綿密な防災計画を策定するものとする。 特に、夜間は職員が手薄になることと、入所者が就寝中のため避難行動が昼間にもまして困難になることを考慮した計画とする。 また、災害発生時に保護者、家族等と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。 (3) 情報伝達手段の整備 大規模地震や津波発生時の関係機関への迅速な連絡が行えるよう、緊急時の情報伝達の手段、方法を定めておくとともに、災害時においても使用可能な通信手段の整備に努めるものとする。 (4) 地域社会との連携 社会福祉施設の入所、通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分であり、地域住民のボランティア活動が望まれる。日頃から、地域との交流に努め、災害時には地域住民の協力が得られるよう必要な体制づくりに努めるものとする。		

第4節 帰宅困難者・観光客対策

【基本的な考え方】

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、一時滞在施設の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

施策の方向性	担当課	関係機関
市民への啓発	防災対策課	高知県
市および県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。		
▶ 関連－38 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン		
施策の方向性	担当課	関係機関
事業所等への啓発	防災対策課	高知県
- 市および県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。 - また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。		
▶ 関連－38 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン		
施策の方向性	担当課	関係機関
避難所等の提供	防災対策課	高知県
市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に主要駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。		
▶ 関連－38 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン		
施策の方向性	担当課	関係機関
情報提供等の整備	防災対策課	高知県
市および県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報をインターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。		
▶ 関連－38 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン		
施策の方向性	担当課	関係機関
安全確認支援	防災対策課	高知県
市および県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発に努めるものとする。		
▶ 関連－380 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン		

施策の方向性	担当課	関係機関
徒歩帰宅者に対する支援	防災対策課	高知県
市および県は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。		
➤ 関連－38 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン		
施策の方向性	担当課	関係機関
観光客に対する対策	防災対策課、商工観光課	高知県
- 大規模災害発生時、ホテル、旅館等の宿泊施設やホール設備等を有する施設においては、利用者は施設に不慣れなため、緊急時の避難誘導に混乱が生じる可能性が高い。 - 災害が発生した際、迅速・的確な情報の伝達と被害を未然に防止するため、十分な防災対策を講じることが必要である。 (1) 緊急連絡体制の整備 各施設は、大規模災害発生時に関係機関へ迅速な連絡が行えるよう、情報の収集と伝達の手段、方法を定めておく。 また、災害時において使用可能な通信手段の整備に努める。 (2) 避難誘導に対する対策 観光客は地理的に詳しくないため、観光地周辺の避難所の周知を行うものとする。		
➤ 関連－21 高知家の家族を守る会話集 ➤ 関連－22 観光客の安全確保のための津波防災対策マニュアルの作成に向けて ～旅館・ホテル編～ ➤ 関連－49 外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル		

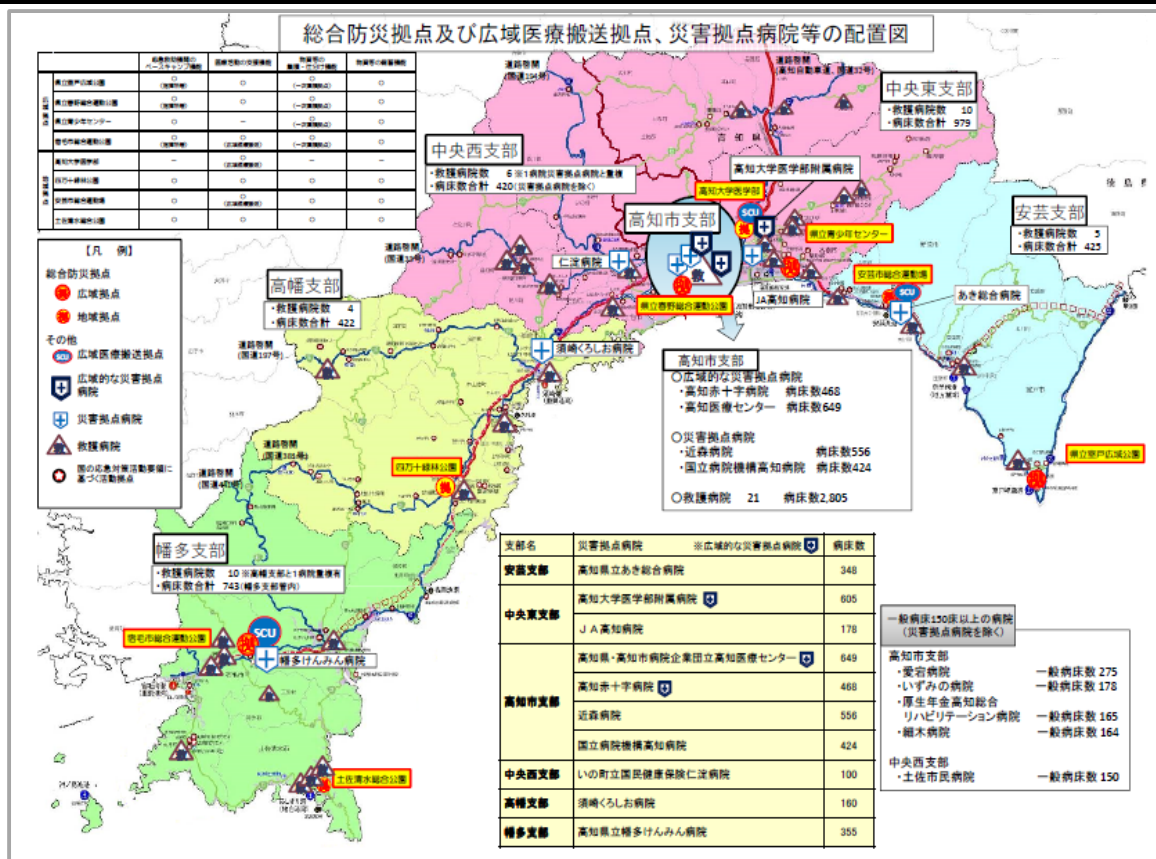
第5節 医療救護活動対策

【基本的な考え方】

南海トラフ地震発生時は大量の負傷者が発生するなどして、後方搬送が事実上困難となる状況が想定される中、前方となる、より負傷者に近い場所で、地域の医療施設や医療従事者、さらには住民も参画した総力戦による医療救護活動を行うこととし、そのために必要な体制づくりと必要な資機材の整備を進める。

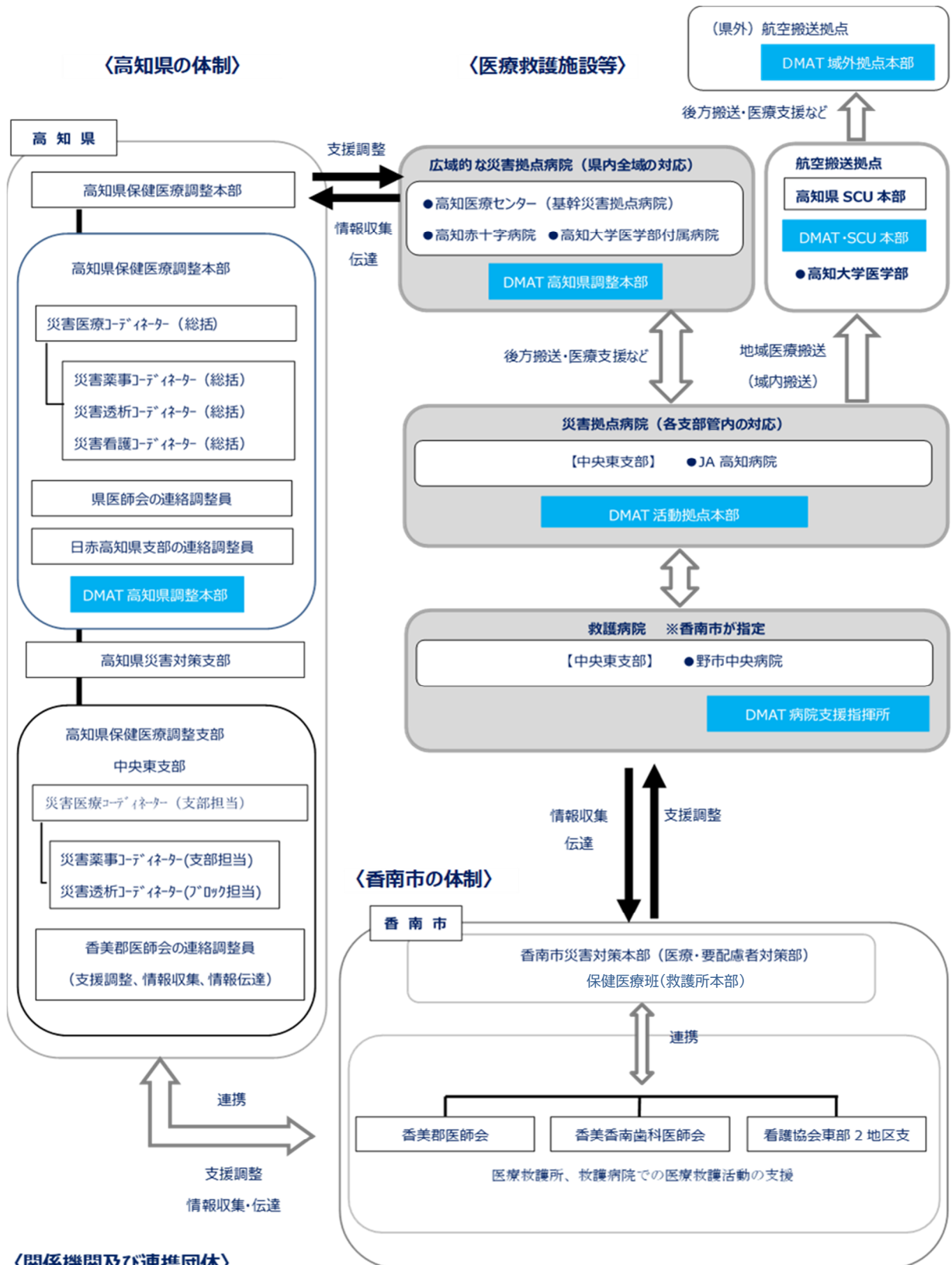
施策の方向性	担当課	関係機関
医療施設の安全性確保	防災対策課、健康対策課	高知県
・市および県は、医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する次の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行う。 ○医療施設における耐震性その他安全性を確保すること。 ○医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。 ○医療施設の職員および入院患者に対し、避難訓練を実施すること。 ○医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。 ・県は、医療機関の管理者に対し、医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全および電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導を行う。 ・県は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取り扱う医療機関の管理者に対しては、災害の発生時におけるこれらの物の取扱いについて指導を行う。		
➤関連－23 高知県医療機関災害対策指針 ➤関連－28 高知県災害時医療救護計画		

施策の方向性	担当課	関係機関
医療救護体制整備の考え方	防災対策課、健康対策課	高知県
- 市および県は、あらかじめ災害による被害の規模に応じ、2次保健医療圏の中央東福祉保健所管内における災害時医療体制の整備に努める。 - 県は、被災地域内の医療救護所や救護病院で対応できない重症者等に対応するため、広域災害拠点病院、災害拠点病院等を整備するなど、重症患者の受入や広域搬送等の後方支援体制を整備する。		
機能	拠点名	設置場所
県保健医療調整本部・ 県保健医療調整支部	県医療本部	高知県庁本庁舎3階 高知市丸ノ内1丁目2番20号
	中央東支部 (中央東福祉保健所)	香美市土佐山田町山田1128番1号
広域的な災害拠点病院 航空機搬送拠点臨時医療施設 (SCU)	高知大学医学部 附属病院	南国市岡豊町小蓮
災害拠点病院	J A高知病院	南国市明見字中野526番1号
救護病院	野市中央病院	香南市野市町東野555番地18号
- 市および県は、高知県救急医療・広域災害システム（こうち医療ネット）と連動する広域災害医療情報システム（以下「EMIS」（イーミス）という）を拡充強化し、災害時における情報の収集および連絡体制の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。 - 市および県は、日頃から災害時の医療に係る諸機関・団体等の連携強化に努める。 - 市は、「香南市南海トラフ地震時公衆衛生活動マニュアル」を策定し、医療・要配慮者対策部と各避難所が連携した救護体制の整備を図る。		
▶関連－24 高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン ▶関連－28 高知県災害時医療救護計画 ▶関連－29 高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル		



施策の方向性	担当課	関係機関						
医療救護体制の整備	防災対策課、健康対策課	高知県						
・市および県は、各医療関係団体間における県内および県外との災害時の相互支援に関する協定等の締結状況を把握する。 ・県医師会は、指定地方公共機関として医療救護体制を整備する。 ・日赤高知県支部は、指定公共機関として医療救護体制を整備する。 ・市はあらかじめ、香美郡医師会、香美香南歯科医師会、薬剤師会香長土支部、看護協会東部2地区支部等の医療関係団体の意見を聞いて「香南市医療救護計画」策定する。 ・救護病院である野市中央病院は、あらかじめ職員による医療救護班を編成する。 ・救護病院である野市中央病院は、傷病者の受入体制や医療用資器材を整備する。また、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等に努めるものとする。 ・市および県は、医療機関と協力し、災害時におけるDMAT等の派遣および受入体制の整備を進める。 ・県医療支部は、市と連携して、主に急性期の活動を担うDMATから中長期的な活動を担う医療救護チームへの円滑な引継ぎを図るため、医療支部への災害医療コーディネーターの配置等により、派遣調整を行う体制の整備に努める。 ・県医療支部は、配置した災害医療コーディネーターのもとに災害薬事コーディネーターを配置し、薬剤師活動および県内外から医薬品供給に関する市からの要請に基づく調達と受入の調整を行う。 ・各機関、団体は災害に備え医療救護訓練を行うとともに、震災時に発生する負傷者の応急処置に係る研修に参加する。								
▶関連－23 高知県医療機関災害対策指針 ▶関連－28 高知県災害時医療救護計画								
施策の方向性	担当課	関係機関						
前方展開型医療救護体制の確立	防災対策課、消防本部、福祉事務所、健康対策課、高齢者介護課	高知県						
・南海トラフ地震発生時は大量の負傷者が発生するなどして、後方搬送が事実上困難となる状況が想定される中、前方となる、より負傷者に近い場所で、地域の医療施設や医療従事者、さらには住民も参画した総力戦による医療救護活動を行うこととし、そのために必要な体制づくりと必要な資機材の整備を進める。								
施策の方向性	担当課	関係機関						
災害時における救急患者等の搬送体制の確保	防災対策課、健康対策課	高知県						
・市および県は、災害時における救急患者および医療救護活動従事者を搬送するため、平時から陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。 ・市および県は、前項の搬送を円滑に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等緊急輸送に係る機関と搬送に関する実動訓練等を実施するなど連携を図る。 ・県は、広域医療搬送に備えて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な空港、大規模な空き地等をあらかじめ抽出し、当該施設の管理者と災害時における施設の使用等について調整を図るものとする。なお、これらの広域医療搬送拠点には、関係機関（厚生労働省、日本赤十字社、消防機関、DMAT指定医療機関等）と協力しつつ、傷病者の広域医療搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく搬送順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備（航空搬送拠点臨時医療施設（SCU））を確保するものとする。また、当該施設の運用計画の策定に努めるものとする。								
<table border="1"> <tr> <th>航空輸送拠点（所在地）</th><th>SCU 管理協力病院</th><th>医療支部名</th></tr> <tr> <td>高知大学医学部（南国市岡豊町小蓮）</td><td>高知大学医学部附属病院</td><td>中央東支部</td></tr> </table>			航空輸送拠点（所在地）	SCU 管理協力病院	医療支部名	高知大学医学部（南国市岡豊町小蓮）	高知大学医学部附属病院	中央東支部
航空輸送拠点（所在地）	SCU 管理協力病院	医療支部名						
高知大学医学部（南国市岡豊町小蓮）	高知大学医学部附属病院	中央東支部						
▶関連－16 高知県応急救助機関受援計画 ▶関連－23 高知県医療機関災害対策指針 ▶関連－25 高知県道路啓開計画（Ver.2） ▶関連－28 高知県災害時医療救護計画								

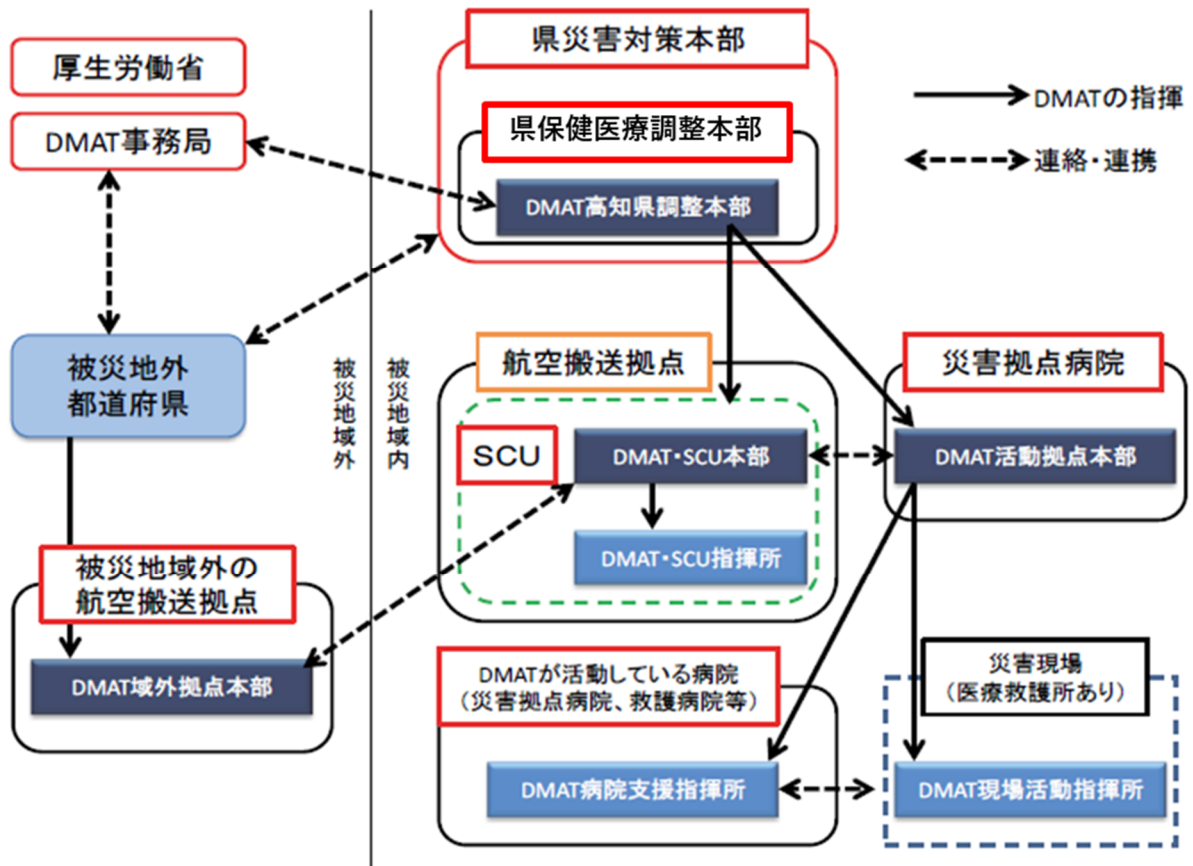
＜災害時の医療救護体制＞



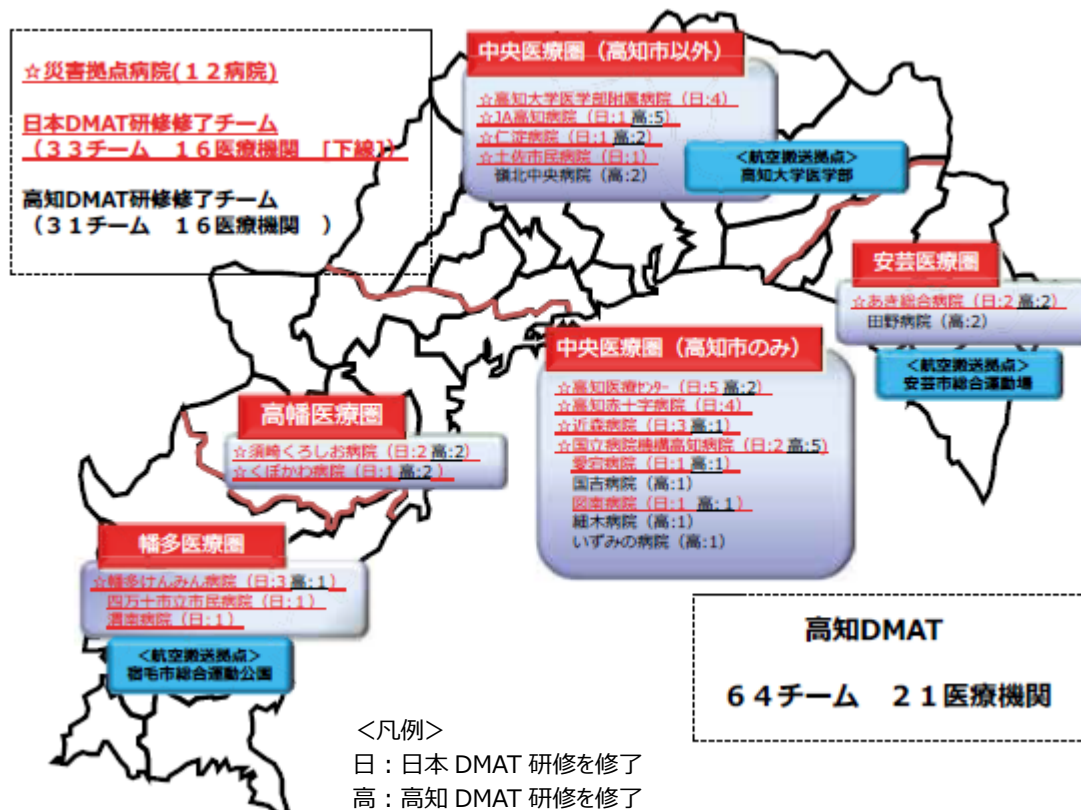
＜関係機関及び連携団体＞

消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁、日本赤十字社、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、医薬品卸行協会、衛生材料協会、日本産業・医療ガス協会、AMDA、医療救護チーム、医療ボランティア 等

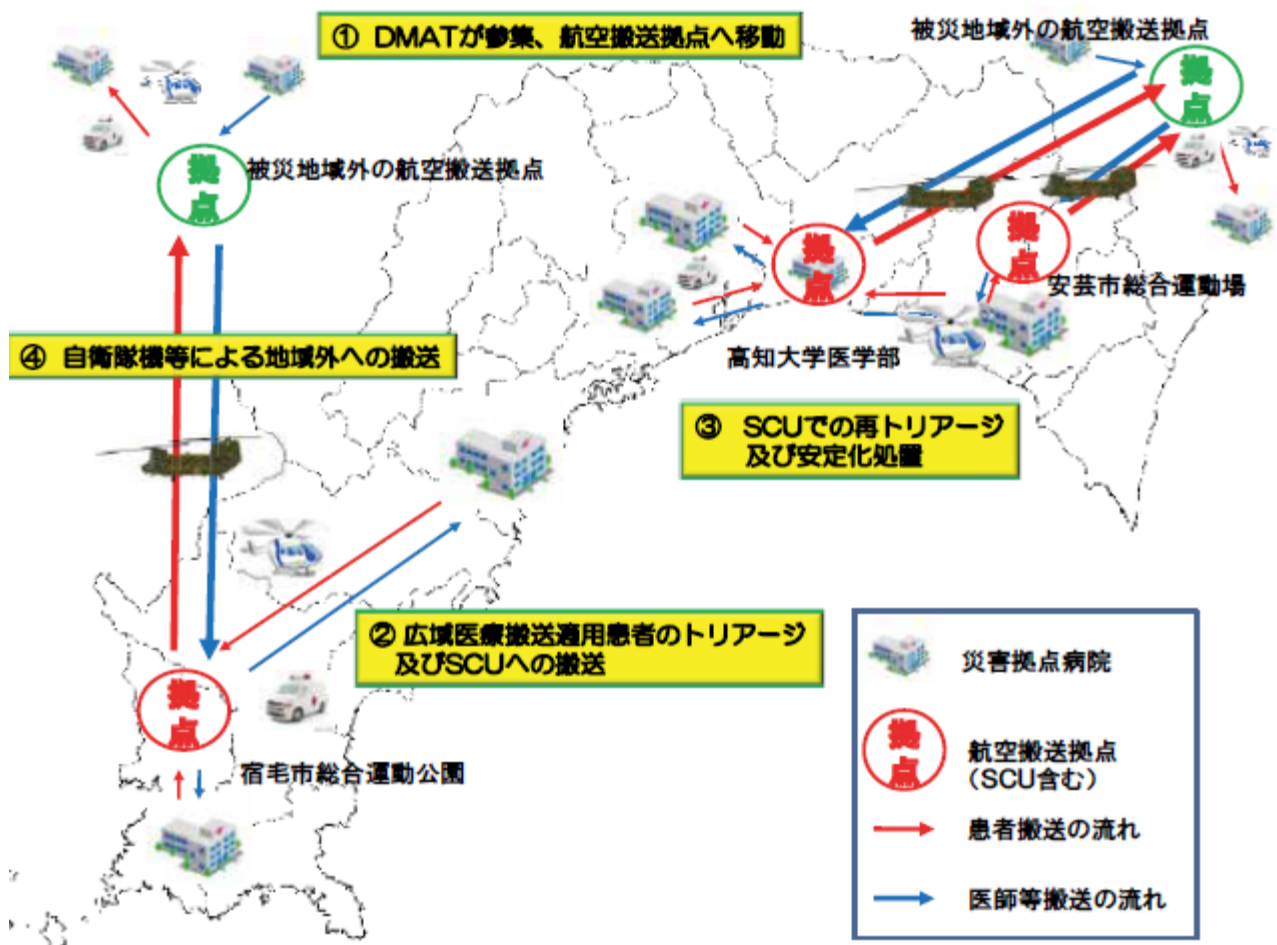
<DMAT 体制のイメージ図>



<高知 DMAT の整備状況>



<大型回転翼機を使用した広域医療搬送活動の概要>



施策の方向性	担当課	関係機関
災害時における医療救護チーム等の医療従事者の確保	防災対策課、健康対策課、福祉事務所、高齢者介護課	高知県
・県医療支部は、市の要請を受けて医療救護チームの県医療本部への派遣要請および、市と連携してその受入と配置に係る調整を行う。 ・市は、あらかじめ香美郡医師会等の意見を聞いて、平時から市内に在住する医療従事者等の把握と災害時における協力要請を行うなどして医療従事者の確保に努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害時における医療品等の安定供給	防災対策課、健康対策課	高知県
・市および県は、災害時における医療救護活動に必要な医薬品、歯科用医薬品、衛生材料、医療機器および医療材料等の供給に関する情報収集および伝達のため、各種団体と緊急連絡網を整備するものとする。 ・市および県は、災害時における医療救護活動に必要な医薬品、歯科用医薬品、衛生材料、医療機器および医療材料の数量を、通常の診察に必要な医薬品等の数量に上乗せして在庫する、いわゆる「流通備蓄」の方法により医療機関（野市中央病院）に備蓄するものとする。この備蓄品目の一覧を県医療本部および県医療支部に備えておき、随時更新する。また、医薬品等を備蓄する医療機関とあらかじめ協議し、災害発生時の供給体制を整備しておくものとする。 ・血液の確保については、高知県赤十字血液センターが供給体制の整備をしており、血液不足時の対応や搬送手段も含めて体制を整備する。 ・市および県は、災害時の医療品等確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体および医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努めるものとする。 ・市および県は、医療施設の医療機器の修理、交換等に関する関係者間の連絡体制等の整備を図るとともに、技術者の有効な交通手段の確保を図るものとする。 ・市および県は、災害時における医薬品等の搬送の際の緊急車両としての通行許可について考慮するとともに、陸上交通遮断等を想定し、船舶の確保あるいは消防防災ヘリコプターおよび自衛隊のヘリコプター等の活用も含めて、医薬品等の搬送体制の確保を図るものとする。 ・他県からの医薬品等応援物資の受入、他県への支援の際には、専門知識を有する者が不可欠であるため、県薬剤師会等の連携を密にし、マンパワーの確保を図るものとする。 ・市および県は、医薬品等の供給確保を図る上で必要な事項について、医薬品等供給関係団体との間で協定を締結し、適宜、協定内容の充実・強化に努めるものとする。		
▶関連－16 高知県応急救助機関受援計画 ▶関連－28 高知県災害時医療救護計画		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害時の後方支援体制の整備	防災対策課、健康対策課	高知県
(1) 市外からの後方支援の確保 県は、県医療本部および県医療支部を設置し、県内外の医療関係団体等と連携して、被災市町村の要請に基づき、被災市町村内の医療救護活動を後方支援するとともに、重症患者の受入調整と広域搬送を行うなど、市町村では対応できない広域的な医療救護活動を行う。		
(2) 「中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定」等の運用 県は、県単独で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における医療を確保するため、「中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定」等に基づき、他県との災害時の相互協力体制の確立に努めるものとする。		
▶関連－16 高知県応急救助機関受援計画 ▶関連－28 高知県災害時医療救護計画		

施策の方向性	担当課	関係機関
個別疾患等に対する医療の確保	防災対策課、健康対策課、 高齢者介護課、福祉事務所	高知県
(1) 難病患者、重点継続要医療者等 市および県は、あらかじめ在宅人工呼吸器装着患者、在宅酸素療法患者、人工透析患者、特殊な薬剤を必要とする患者の受療状況および治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。 市および県は、あらかじめ関係団体との連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。 (2) 妊産婦、新生児 市および県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊産婦、新生児について、医療機関の受入状況の把握に努めるものとする。 ➤関連－28 高知県災害時医療救護計画 ➤関連－29 高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル ➤関連－40 妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン		
施策の方向性	担当課	関係機関
職員の安全確保	防災対策課、健康対策課、 高齢者介護課、福祉事務所	高知県
・医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。 ➤関連－23 高知県医療機関災害対策指針		

第6節 食料、飲料水および生活必需品の備蓄、調達、供給活動

【基本的な考え方】

市は、避難所のほか、自宅での避難生活を選択する市民も念頭に、食料、飲料水および生活必需品の備蓄や確保、生活水の確保に努めるとともに、不足した際の迅速な供給体制を構築する。

1 物資供給計画

施策の方向性	担当課	関係機関
物資の備蓄	防災対策課	高知県
・災害協定による流通備蓄、家庭・地域内での備蓄促進等を踏まえ、行政で備蓄すべき数量を避難者想定者数1万2,000人の1日分とする。 ・備蓄する品目は、非常食、飲料水、生活必需品、資機材等とし、要配慮者、女性、こどもにも配慮した品目とする。 ・あらゆる機会を捉え、啓発・周知に努め、家庭、地域、企業内の備蓄促進を図る。 ・市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
物資供給計画	防災対策課、商工観光課、環境対策課、会計課	高知県 物資・物流事業所
・南海トラフ地震等の大規模災害の発生直後から1週間は、市内にあるスーパー、コンビニ等の流通備蓄を活用し、地域の力だけで乗り越えるための仕組みを構築する。 ・大規模災害時における避難者数を1万2,000人と想定し、指定避難所への避難者やそれ以外の被災者等への物資供給について、備蓄対策と受入・配送対策を検討し、ニーズ把握、受入、配送等を事前に盛り込んだ「物資供給計画」を策定する。 ・また、日頃から市民・地域・企業等や各対策部と情報を共有し、災害発生時に備えるものとする。 ・市内のトラック事業所等に物資の輸送・保管・仕分け・ピッキング（商品などを運び出す）など物資集積拠点の作業を委託するなどラストワンマイルの配送を確実にを行うための対策を検討する。 ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。		
(1) 基本的方針 ○物資供給、輸送等に関する災害協定や自治体間の相互応援協定を活かした物資受入配送対策とする。 ○各家庭、地域、企業等に災害発生から最低3日間以上の備蓄促進を強化する。 ○県総合防災拠点から配送された物資を市の物資集積拠点（県立青少年センター）で受入・仕分け・保管・避難場所へ配送する。なお、拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整備できるよう、民間事業者との災害時連携協定締結を検討する。 ○各避難所運営委員会および避難所管理班は、指定避難所等の避難・被災者の情報把握に努め、物資ニーズをタブレット等により発注し、物資調整班、物資配送班と連携し物資供給を行う体制を整備する。 ○避難者想定数および上記を踏まえ、女性、こども、高齢者、障がい者等の要配慮者の視点を考慮し、災害初動時に必要となる非常食、生活物資、資機材等の備蓄対策を検討する。		
(2) 物資供給体制 ○地域が把握した指定外の避難所や在宅被災者へは、指定避難所での配給も可能とする。 ○大規模災害時に物資受入配送機能（フォークリフト、パレット使用可能）を持つ「防災備蓄センター」として既存市有施設を活用し整備する。 ○大規模災害時は、災害対策本部に各課職員で組織する物資調達班を設置し、迅速な物資供給体制を整備する。 ○災害協定に基づき、物資受入、荷捌き、管理、配送業務などは、できるだけ団体、民間企業に要請する。 ○大規模災害時に物資受入配送拠点となる県立青少年センター、野市防災備蓄倉庫、香南給食センターには、物資受入配送機能（フォークリフト、パレット使用可能）を整備する。 ○交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。		

施策の方向性	担当課	関係機関
国・県による物資供給計画	防災対策課	国、高知県 物資・物流事業所
・国は、被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、発災から4日目までには被災地に物資を緊急輸送としている。（プッシュ型支援：4日目から7日目までに必要となる量） ・県は、国からのプッシュ型支援が到着するまで、県が備蓄している物資を各市町村に供給することとしている。 ＜国の支援物資品目＞ ○食料 ○毛布 ○育児用調製粉乳 ○乳児・小児用おむつ ○大人用おむつ ○携帯トイレ・簡易トイレ ○トイレットペーパー ○生理用品 ➤関連－4 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（物資調達に係る計画）		

2 飲料水の確保

施策の方向性	担当課	関係機関
飲料水の確保	上下水道課、防災対策課、 消防本部	高知県
・水道は、市民生活を営む上で最も身近でかつ重要なものである。また、市民の生命と財産を守るため、飲料水および生活用水を確保することは、水道事業の最重要課題であり、今後、次のような取組みを推進する。 ➤施設－7 上下水道施設一覧表		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害対策用貯水施設の整備	上下水道課、防災対策課、 消防本部	高知県
・行政庁舎や公設公民館、小中学校等について、貯水機能付給水管等への段階的更新を図るものとする。また、主要な配水池や調整池に緊急遮断弁を設置し、緊急時の飲料水を確保するとともに、給水取出口の設置や給水車等の活動のさらなる円滑化を図るための整備を行う。		
施策の方向性	担当課	関係機関
家庭での飲料水等の備蓄の啓発	上下水道課、防災対策課、 消防本部	高知県
・「1人1日3リットルの飲料水を、3～5日分ポリタンクの容器に備えておくこと」、「風呂の残り湯をとっておくこと」、「洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておくこと」などを啓発する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
取水井の活用	上下水道課、防災対策課、 消防本部	高知県
・災害対策用貯水施設を補完するものとして、取水井を活用する。また、企業等の取水井の災害時利活用についても協定を締結し、水の確保に努める。		

3 燃料の確保

施策の方向性	担当課	関係機関
燃料の臨時供給計画	防災対策課	国、高知県

(1) 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」

ア. 重点継続供給

① 緊急災害対策本部は、災害応急対策活動用の車両や航空機への燃料供給体制の確保のため、発災後、次に掲げる給油施設の中から、重点的かつ継続的な燃料補給（以下「重点継続供給」という）を行い、給油活動を維持すべき施設を指定し、資源エネルギー庁に対して、当該指定施設に対する重点継続供給を行う体制を構築するよう要請する。

(ア)	緊急輸送ルート上に位置する給油施設を有する広域進出拠点または進出拠点に存する中核給油所
(イ)	救助活動拠点（候補地）の最寄りの中核給油所
(ウ)	航空機用救助活動拠点（候補地）に存する給油施設
(エ)	上記(ア)、(イ)、(ウ)のほか、被災地に所在する中核給油所のうち、緊急災害対策本部が災害応急対策の円滑な実施のために重点継続供給を行うべきと判断するもの

② 資源エネルギー庁は、当該要請を受け、「系列BCP」、「災害時石油供給連携計画」および「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく石油供給体制の下で、石油精製業者等が、緊急災害対策本部からの都度個別の要請を受けずとも、民間取引ベースで当該施設に対して燃料補給を継続する体制を構築する。

③ 重点継続供給を行う中核給油所（上記（ア）、（イ）、（エ））においては、緊急自動車、緊急通行車両確認標章を掲示する車両および自衛隊車両（以下「緊急車両」という）に対して優先的に給油を行う。このほか、緊急車両以外の道路啓開車両等優先的な給油の対象となる車両の追加の必要性の有無、必要な場合の車両の判定方法等については、今後、関係省庁において検討を進めることとする。

④ 緊急災害対策本部は、重点継続供給の必要性がなくなった施設については、その旨を資源エネルギー庁に伝達する。

イ. 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有

① 資源エネルギー庁は、中核給油所の油種等を取りまとめ、あらかじめ内閣府に共有しておくものとする。

② 緊急災害対策本部は、発災後、重点継続供給を行うべき給油施設を資源エネルギー庁に伝達するとともに、当該給油施設に関する情報（給油所の場所、油種）について、緊急輸送ルートの確保、救助・消火活動、医療、物資輸送等を担当する省庁に対して速やかに共有するものとする。

(2) 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」

ア. 重要施設への優先供給体制

① 災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下「優先供給施設」という）については、当該地方公共団体において、対象施設をあらかじめ把握するとともに、当該施設が保有する自衛的備蓄が枯渇する前に、業務継続のための燃料を確保する。

② 被災地域の災害応急対策の実施責任者である県は、当該施設管理者と石油販売業者との間の通常取引や、被災地方公共団体の調整では、優先供給施設の燃料確保が困難であると認めるときは、県の区域内の燃料需要をとりまとめ、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。

③ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、上記に準じて、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請することができるものとする。

④ 資源エネルギー庁は、優先供給の実施のために必要に応じ、石油連盟および日本LPガス協会に対して、小口燃料配送拠点およびLPガス中核充填所への燃料補給体制を構築するよう要請する。

イ. 優先供給要請の手順

- ① 上記ア. により県または関係省庁が緊急災害対策本部に要請を行う場合には、優先供給施設を指定し、その管理者との間で費用負担者について合意した上で行うものとする。要請に際して、燃料在庫が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。
- ② 緊急災害対策本部は、資源エネルギー庁を通じて、石油連盟、全国石油商業組合連合会および日本LPガス協会に対して、県または関係省庁から示された納入施設に燃料を輸送、供給するよう要請する。
- ③ 資源エネルギー庁は、県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討する。

ウ. 費用の国庫負担

優先供給を要請した燃料のうち、災害救助法に基づき県が行う応急救助に必要な燃料については、同法の規定により、その一部を国が負担する。

(3) 臨時の給油施設に対する供給手順

県は、運動公園など部隊の救助活動拠点として活用する施設に常設の給油施設がない場合または地域内の給油施設の損壊、不足が著しい場合には、臨時の給油取り扱い設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する。

県は、上記にあたっては、区域内のSS等との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築する。(その安全対策については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策および手続きに係るガイドライン(平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号)」を活用し、発災前に事前計画を作成して消防本部と相談しておくべきものである。)

➤ 関連－4 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(物資調達に係る計画)

第7節 保健衛生、廃棄処理等対策

【基本的な考え方】

市の防災業務担当者は、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

災害により一時的に大量に発生した生活ごみおよび大型ごみ（以下「ごみ」という）を迅速かつ適正に処理する体制の整備に努める。

1 保健衛生等対策

施策の方向性	担当課	関係機関
防疫体制の整備	防災対策課、健康対策課	高知県
(1) 講習会、研修会等の実施 市および県は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。		
(2) 防疫班等の整備 市および県は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための環境衛生班を編成するものとし、本市では物資・環境対策部「環境衛生班」を編成している。 市および県は、災害時の防疫活動に必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、日頃より各関係団体等から医薬品等の需給状況について情報収集を行うものとする。また、県は、緊急時における消毒等の防疫活動のための薬剤、機器、機材を各保健所に備蓄するものとする。 市は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周知な防疫計画を立ておくものとする。		
(3) 検疫体制の整備 市および県は、あらかじめ災害時における検病調査班を編成するものとする。 市では、物資・環境対策部の環境衛生班に検疫調査班を編成するものとする。		
(4) 近隣県との応援体制 県は、あらかじめ災害時における近隣県との防疫体制に関する応援体制の整備を図るものとする。		
➤ 関連－24 高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン		

2 ごみ処理体制の整備

施策の方向性	担当課	関係機関
ごみ処理要領への習熟と体制の整備	防災対策課、環境対策課	高知県
・市は、ごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
ごみの仮置場の確保	防災対策課、環境対策課	高知県
・災害時におけるごみの仮置場の選定について、以下の選定基準を設け、仮置場の確保に努める。 ○他の応急対策活動に支障のないこと。 ○環境衛生に支障がないこと。 ○搬入に便利なこと。 ○分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。		
施策の方向性	担当課	関係機関
廃棄物処理施設の整備	防災対策課、環境対策課	高知県
・廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。		

3 し尿処理体制の整備

災害により発生した、し尿を適正に処理する体制の整備に努める。

施策の方向性	担当課	関係機関
し尿処理要領への習熟と体制の整備	防災対策課、環境対策課、 上下水道課	高知県
・市は、し尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害用仮設トイレの設置	防災対策課、環境対策課、 上下水道課	高知県
・市は、発災時に避難所など多くの人が集まる場所に仮設トイレが必要数配備できるよう、災害支援に関する協定等により、レンタル業者やし尿処理業者等と連携体制の強化を図り、仮設トイレの優先的な確保に努める。また、下水道本管に接続するマンホールトイレの導入を推進する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
携帯用トイレ等の普及啓発	防災対策課、上下水道課	高知県
・市は、災害用仮設トイレの整備と並行して、緊急時に使用する携帯用トイレ等の普及促進のため、家庭等における災害必需品としての意識向上が図られるよう啓発に努める。		

4 災害廃棄物処理体制の整備

災害による建物の消失、倒壊および解体により発生する廃木材およびコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という）を迅速、かつ適正に処理する体制の整備に努める。

施策の方向性	担当課	関係機関
災害廃棄物処理要領への習熟と体制の整備	防災対策課、環境対策課	高知県
・市は、災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害廃棄物の仮置場の選定	防災対策課、環境対策課	高知県
・短期間での災害廃棄物のリサイクル、焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。 ○他の応急対策活動に支障のないこと。 ○環境衛生に支障がないこと。 ○搬入に便利なこと。 ○分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。 ・市は、災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。		
➤関連－26 高知県災害廃棄物処理計画 Ver.1、香南市災害廃棄物処理計画 Ver.2		
施策の方向性	担当課	関係機関
応援協力体制の整備	防災対策課、環境対策課	高知県
・市は、応援協力体制を整備するにあたり、廃棄物処理業者等の各種団体ならびに他自治体と応援協定書の締結を行うなど、事前に応援体制の整備を図るものとする。 ・また、災害発生時に災害廃棄物の処理の対応を、市が単独で行うことが困難な場合は、県と連携し他自治体との応援協力体制を迅速に構築する。 ・県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。また、国は、地方公共団体による災害廃棄物対策が強化されるよう、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等による人的支援・人材育成に努める。 ・市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 ・市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。		
➤関連－26 香南市災害廃棄物処理計画 Ver.2		

第8節 応急教育対策

【基本的な考え方】

大規模地震による文教施設の被害を最小限にとどめるためまたは保育所・幼稚園・こども園および小・中・高校ならびに各種学校（以下「学校等」という）の児童・生徒および教職員の安全を確保するため、以下のような対策をとるものとする。

施策の方向性	担当課	関係機関
学校施設の安全性の確保	防災対策課、学校教育課、こども課	高知県
・校舎等の安全性の確保のため、耐震、耐火建造物の建設に努め、また、既存施設については、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強・改築を行う。 ・学校等は、大規模震災に備え、教育施設および通学路の危険箇所の調査を実施し、危険箇所があった場合は、教育委員会へ報告する。 ・学校等は、常設消火器、防火扉、非常警報装置、非常口、非常階段等を定期的に点検する。 ・学校等は、電気器具、ガス器具、暖房器具、灯油およびプロパンガスの保管等について定期的に点検する。 ・学校等は、地震による火災の発生に備え、プール貯水槽に常時貯水しておく。		
▶ 関連－35 避難所運営マニュアル（汎用版）		
施策の方向性	担当課	関係機関
児童・生徒等の安全確保と防災教育の実施	防災対策課、学校教育課、こども課	高知県
・学校等は、児童・生徒等に対し、災害に対する正しい知識と対応行動等の防災教育を継続的に実施する。なお、大規模地震・津波が発生した場合において、適切な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震・津波災害を想定した避難訓練等を実施する。 ・災害時の保護者への児童・生徒等の引渡し方法について、あらかじめ検討を行う。 ・学校等は、あらかじめPTAや地域諸団体と協議し、緊急時の保護者や地域諸団体との連絡方法、下校の安全確保などについて確立しておく。 ・学校等は、緊急時の職員の行動計画、組織、緊急連絡体制を確立しておく。		
▶ 関連－35 避難所運営マニュアル（汎用版）		
施策の方向性	担当課	関係機関
備品等の安全確保	防災対策課、学校教育課、こども課	高知県
・学校等は、落下および転倒するおそれのある備品等について、点検と転倒防止措置を講じる。 ・学校等は、実験用危険薬品類の安全保管および重要書類の非常持ち出しについて、あらかじめ定めておく。		
▶ 関連－35 避難所運営マニュアル（汎用版）		
施策の方向性	担当課	関係機関
給食設備等の安全確保	防災対策課、学校教育課、こども課	高知県
・学校等は、大規模地震が発生した場合に被害を受けやすい給食設備等を調査し、被害を受けないよう適切な措置を講じる。 ・学校等は、給食設備が火災の原因とならないよう消火体制、設備を整備しておく。		
▶ 関連－35 避難所運営マニュアル（汎用版）		

施策の方向性	担当課	関係機関
学校の衛生管理	防災対策課、学校教育課、こども課	高知県
・学校等は、校長を中心とした救急班、防疫班を編成し、緊急時の衛生管理体制を確立する。 ・学校等は、緊急医薬品を常備し、定期的に点検する。		
▶関連－35 避難所運営マニュアル（汎用版）		
施策の方向性	担当課	関係機関
連携体制の整備	防災対策課、学校教育課、こども課	高知県
・教育委員会は、有線通信の機能を喪失した場合に備え、連絡手段を検討しておく。 ・教育委員会および学校等は、災害時の連絡網を整備し、参集体制を確立しておく。		
▶関連－35 避難所運営マニュアル（汎用版）		
施策の方向性	担当課	関係機関
緊急時に地域住民に対応できる体制づくり（学校施設の緊急使用）	防災対策課、学校教育課、こども課	
・保育所、幼稚園、こども園、学校施設は、災害時において、当該施設が指定緊急避難場所および指定避難所に指定されている場合は、「第2部 第2章 第1節 3 避難所の開設・運営」によるが、保育所、幼稚園、こども園、学校施設管理者としては、次の点に留意する。 ①地震時には校門および体育館のスペアキーを自主防災組織、自治会、PTA などにも使用できるように防災カギボックス等を設置し、取り出せるようにしておく。 ②大規模災害において、交通手段が困難なときに備え、全教職員の出勤方法・出勤時間を確認しておく。 ③地域住民に避難所として開放できる使用施設については、「避難所運営マニュアル」に従い、全職員が確認しておく。 ④保育所、幼稚園、こども園、学校内で避難所開設に向けての職員の体制を組織しておく。 ⑤緊急避難生活物資の所在を全職員が確認しておく。 ⑥緊急物資を保管するスペースを確保する。 ・PTA は、各保育所、幼稚園、こども園、学校の防災活動に関わる組織を確立しておく。		
＜避難所の開設と運営に関する基本的事項＞		
1	緊急避難が生じた場合は、校長の判断で、避難者の受入を第一に考え、学校の施設を状況に応じて順次開放する。	
2	各避難所の責任者は、施設管理者（保育所・幼稚園・こども園・学校等）および地域の自主防災組織、自治会、PTA のリーダーが務め、避難者に関わることおよび市災害対策本部との連絡調整にあたる。 ○勤務時間内：施設管理者（保育所・幼稚園・こども園・学校等）が、避難所の開設・運営の初動時（1週間）までの責任者を務める。 ○勤務時間外：地域の自主防災組織、自治会、PTA のリーダーが責任者を務める。 市災害対策本部は、災害対応の状況により配置が可能となったら避難所・学校教育対策部が担当者を派遣する。	
3	すべての避難所に「避難所運営マニュアル」を整備し、避難所運営については、避難者による自主運営が図れることを推進する。	
4	避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設初期1週間をめやすとして、避難所の運営に協力し、支援業務を行う。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護ならびに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で協力するものとする。	
▶関連－35 避難所運営マニュアル（汎用版）		
施策の方向性	担当課	関係機関
文化財の防災体制の整備	防災対策課、生涯学習課	高知県
・文化財は郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な歴史的財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。このため、災害時における被害を未然に防止する観点から実状に即した対策を講じ文化財を保護するとともに、文化財防災ウィール（文化庁のマニュアル）および各施設の消防計画等に基づき、災害時の対応を定める。 ・特に、入館者および施設利用者の安全かつ迅速な避難のため、避難経路の表示と避難路・避難場所の安全確保を行い、避難訓練を定期的に実施する等の対策の推進に努める。教育委員会は、有線通信の機能を喪失した場合に備え、連絡手段を検討しておく。		
▶関連－50 文化財防災ウィール		

第9節 香南市業務継続計画（BCP）の策定および推進

【基本的な考え方】

BCP（Business Continuity Plan）とは、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

1 優先度の高い通常業務を行う

施策の方向性	担当課	関係機関
BCP の役割	防災対策課、各課	高知県
・業務継続の取組みは、以下の特徴を持っている。 ○行政運営に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。 ○災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。 ○各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。 ○重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。 ○重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。 ○指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。		
施策の方向性	担当課	関係機関
香南市 BCP の推進	防災対策課、各課	高知県
・市は、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（災害時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるため、香南市業務継続計画（BCP）を策定した。 - 今後も、訓練の実施や必要資源の点検等によりPDCAサイクルを回し、BCPの実効性を高めていき、課題や改善点を計画に反映し、適宜計画を改訂していくこととする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
事業者の BCP 策定の推進	防災対策課、各課	高知県
（1）社会福祉施設等の BCP 策定および対応力の強化 社会福祉施設や福祉サービス事業者は、避難行動要支援者が入所者・利用者であるため、災害時の安全確保やサービスの早期再開が求められることから、県や関連団体と連携し、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。 （2）事業者の BCP 策定の推進 事業者がBCPを策定することにより、震災発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつながることから、県と連携し、事業者のBCP策定を促進する。		

2 優先的継続業務

緊急事象の発生時においても、市民生活や地域経済活動に重大な影響を与える行政サービスの継続を行い、市の組織機能を維持する上で不可欠な業務も含めて、災害対策業務として、65 業務（優先的継続業務のうち、★および発災直後から開始する業務）を選定した。次頁以降に優先的継続業務を記載する。

南海トラフ地震が発生した際は、職員の安全を確保しつつ、市民の生命・身体および財産を保護し、被害を最小限にとどめることを最優先とし、災害対策業務を中心とした災害時優先業務の遂行に全力をあげる。このため、災害時優先業務以外の業務については、積極的に縮小・休止する。（その後、災害時優先業務に影響を与えない範囲で順次復旧をはかるものとする。）

災害時優先業務	災害対策業務	地域防災計画で定めている応急対策業務、および優先度の高い復旧・復興業務を「災害対策業務」とする。
	優先的継続業務	通常業務のうち、地震・津波による被害を受けた状況にあっても、住民の生命・身体・財産・経済活動等を守るための観点から継続が必要な行政サービスを「優先的継続業務」とする。

＜優先的継続業務＞ ★＝災害対策業務と重複する業務

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
防災対策課	防災交通安全係	1. 防災対策施設の整備に関する事										
		2. 防災行政無線の管理運営に関する事	★									
		3. 交通安全対策基本計画の策定に関する事										
		4. 交通災害共済事業に関する事										
		5. 防犯行政に関する事										
		6. 交通安全施設の整備改良に関する事										
	危機管理係	1. 地域防災計画及び水防計画に関する事										
		2. 応急期機能配置計画及びBCPIに関する事										
		3. 国民保護計画に関する事										
		4. 防災会議に関する事										
		5. 災害対策本部に関する事	★									
		6. 災害用備蓄に関する事	★									
		7. 自主防災組織に関する事										
		8. 自衛隊に関する事	★									
企画財政課	企画統計係	1. 市の総合的な計画等の策定および重要施策の企画調整に関する事										
		2. 国勢調査他、他課の所管に属さない統計調査に関する事										
		3. 統計書等の編集発行および統計事務の総括に関する事										
		4. 市土地開発公社との連絡調整に関する事										
	財政係	1. 財政計画に関する事										
		2. 予算の編成に関する事										
		3. 予算の配当ならびに執行の調査および調整に関する事										
		4. 市債に関する事										
		5. 地方交付税に関する事										
		6. 基金に関する事										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
総務課	総務係	1. 公印の保管に関する事										
		2. 市議会の招集および提出議案の作成に関する事										
		3. 文書の收受、配布および発送に関する事	★									
		4. 文書(図書資料を含む)の管理に関する事										
		5. 総合賠償保険に関する事										
		6. 庁内会議に関する事										
		7. 市の組織および権限の配分に関する事										
		8. 社会保障・税番号制度に関する事										
		9. 行政相談委員に関する事										
		10. 総合教育会議に関する事										
		11. 宿日直に関する事	★									
	職員係	1. 職員の任免、配置、分限および賞罰その他身分に関する事										
		2. 職員の昇給、昇格および給与の決定に関する事										
		3. 職員の給与、旅費等の支給に関する事										
		4. 職員の福利厚生および健康管理に関する事	★									
		5. 職員の公務災害に関する事										
		6. 退職手当組合および共済組合に関する事										
	人材育成係	1. 人事政策に関する事										
		2. 職員の能力開発及び育成に関する事										
	秘書広報係	1. 市長および副市長の秘書に関する事	★									
		2. 市長会に関する事										
		3. 広報活動(SNSを含む)の企画および総合調整に関する事	★									
		4. 市広報、市勢要覧その他広報刊行物の編集および発行に関する事	★									
		5. 事務報告および市長の事務の引継ぎに関する事	★									
		6. 陳情、請願および苦情の受付ならびにその処理に関する事										
		7. 報道機関との連絡調整に関する事	★									
情報政策課	情報政策係	1. デジタル田園都市国家構想に関する事										
		2. 地域社会のデジタル化の推進に関する事										
	情報推進係	1. 情報セキュリティ対策に関する事	★									
		2. 市ホームページの管理および運営に関する事										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
健康 対 策 課	保健衛生係	1. 保健(福祉)センターの管理運営に関すること										
		2. 食品衛生に関すること	★									
		3. 栄養指導および調査に関すること										
		4. 特定健診および特定保健指導に関すること										
		5. 各種健診に関すること										
		6. 感染症の予防および防疫に関すること	★									
		7. 救急医療・災害医療救護に関すること	★									
	保健指導係	1. 市民の健康づくりに関すること										
		2. 母子保健事業に関すること										
		3. 難病対策に関すること										
		4. 予防接種に関すること										
		5. 精神保健に関する訪問指導、相談等に関すること	★									
市民 保 険 課	市民係	1. 戸籍に係る各種届書の受付、記載、削除および通知に関すること	★									
		2. 戸籍に係る各種届書に基づく戸籍附票の記載および削除に関すること										
		3. 埋火葬許可証の交付に関すること	★									
		4. 人口動態調査その他所管業務に係る統計資料の作成に関すること										
		5. 戸籍の再製および補充に関すること										
		6. 諸帳簿および届書の整備保管に関すること										
		7. 民事刑事事務に関すること										
		8. 住民基本台帳関係各種届書の受付、記載、削除および通知に関すること										
		9. 住民基本台帳関係各種届書に基づく戸籍附票の記載および削除に関すること										
		10. 住民票および戸籍附票の写し等の申請受付および交付に関すること										
		11. 戸籍謄抄本の申請受付および交付に関すること										
		12. 印鑑の登録および証明に関すること										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
市民保険課	国保・高齢者医療係	1. 国民健康保険事業の運営に関する事										
		2. 国民健康保険療養費および診療報酬の請求の審査に関する事										
		3. 国民健康保険の給付および記録に関する事										
		4. 出産育児一時金および葬祭費に関する事										
		5. 後期高齢者医療事業の運営に関する事										
		6. 後期高齢者医療療養費および診療報酬の請求の審査に関する事										
		7. 後期高齢者医療の記録に関する事										
		8. 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事										
		9. 特定健診および特定保健指導に関する事										
	年金・乳幼児医療係	1. 国民年金に関する事(老齢福祉年金等含む)										
		2. 児童手当に関する事										
		3. 福祉医療(ひとり親、乳幼児)に関する事										
高齢者介護課	介護保険係	1. 介護保険事業の運営に関する事										
		2. 介護保険の資格管理に関する事										
		3. 介護保険の給付に関する事										
		4. 介護保険の納付管理に関する事										
		5. 介護保険に関する相談・援助・苦情処理に関する事										
		6. 介護保険料賦課徴収に関する事										
	高齢者福祉係	1. 在宅福祉事業の推進に関する事										
		2. 家族介護支援対策に関する事										
		3. 老人ホーム等の入所措置に関する事										
		4. 高齢者福祉施設の運営に関する事										
		5. 地域支援事業(介護予防)に関する事										
		6. 高齢者の相談および援助に関する事										
		7. シルバー人材センターに関する事										
		8. 福祉電話に関する事										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
高齢者介護課	地域包括支援センター	1. 地域包括支援センター運営に関する事										
		2. 介護予防事業に関する事										
		3. 総合相談、支援事業に関する事										
		4. 権利擁護事業に関する事										
		5. 地域包括ケアシステムに関する事										
		6. 家族支援事業に関する事										
		7. 高齢者の保健福祉サービスに係る総合調整に関する事										
		8. 高齢者の後見に関する事										
福祉事務所	保護係	1. 生活保護に関する事										
		2. 行旅病人および行旅死亡人の取扱いに関する事	★									
	社会福祉係	1. 民生委員・児童委員に関する事										
		2. 社会福祉法人（社会福祉協議会等）に関する事その他社会福祉法（昭和26年法律第45号）に関する事	★									
		3. 日本赤十字事業に関する事										
		4. 社会福祉統計に関する事										
		5. 災害弔慰金の支給に関する事	★									
		6. 地域福祉に関する事										
		7. 難病・身体障害者(児)および知的障害者(児)福祉（支援費制度含む）に関する事										
		8. 精神保健福祉に関する事										
		9. 特別児童扶養手当および特別障害者手当に関する事										
		10. 障害児福祉手当および療育手当に関する事										
		11. 福祉医療(障害)に関する事										
		12. 母子および父子ならびに寡婦等の福祉施策の企画および推進に関する事										
		13. 助産施設への入所措置に関する事										
		14. 母子生活支援施設への措置に関する事										
		15. 母子・父子自立支援に関する事										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
福祉事務所	社会福祉係（続き）	16. 母子家庭および父子家庭ならびに寡婦の福祉に関し必要な実情の把握、調査、指導、相談およびこれらに付随する業務に関する事										
		17. 障害児者の後見に関する事										
	子ども家庭相談係	1. 児童福祉・児童相談業務に関する事										
		2. 子育て短期支援事業に関する事										
		3. 子どもの貧困対策に関する事										
建設課	建設総務係	1. 公共土木施設整備事業の施行手続に関する事										
		2. 市道および準用河川の台帳の整備に関する事										
		3. 市道および準用河川の占用に関する事										
		4. 道路および河川の管理、調査等に関する事	★									
		5. 嘱託登記(市有財産登記を含む)に関する事										
		6. 国、県等の土木事業推進に伴う連絡調整に関する事										
		7. 国道整備の推進に関する事										
		8. 県道整備の推進に関する事										
		9. 高規格道路の建設推進に関する事										
		10. 海岸保全に関する事	★									
		11. 港湾に関する事	★									
	土木係	1. 公共土木施設の改良計画および調査に関する事										
		2. 公共土木施設の設計、施工に関する事										
		3. 治山、治水および災害対策に関する事	★									
		4. 地すべり対策事業に関する事										
		5. 水防対策に関する事										
		6. 道路、橋りょう等の維持補修に関する事	★									
		7. 道路等直営工事および工事用資材の保管に関する事	★									
		8. 用地取得および補償事務に関する事										
		9. 用地買収に係る地上物件の補償に関する事										
		10. その他公共土木に関する事	★									

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
建設課	国土調査係	1. 国土調査法に基づく地籍調査に関すること										
		2. 国土調査関係団体との連絡調整に関すること										
住宅政策課	住宅政策係	1. 住宅耐震化事業に関すること										
		2. 老朽住宅及びブロック塀除去事業に関すること										
		3. 住宅行政に関すること										
	市営住宅係	1. 市営住宅の管理および入居者の選定に関すること										
		2. 市営住宅の建築および維持管理に関すること	★									
		3. 市営住宅使用料の徴収に関すること										
	都市計画係	1. 都市計画法に基づく地域および地区に関すること										
		2. 都市計画に係る各種調査に関すること(他の所管に属するものを除く)										
		3. 都市計画の決定および変さらに関すること										
		4. 都市計画法に基づく建築の制限および意見に関すること										
		5. 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に関すること										
		6. 大規模開発および取引事前指導要綱に関すること										
		7. 土地保全に関すること										
		8. 開発行為等の指導に関すること										
		9. 国土利用計画法に規定する届出に関すること										
		10. 優良宅地、住宅の認定事務に関すること										
		11. 建築確認申請に関すること										
		12. 公園、緑地に係る各種調査に関すること										
		13. 公園、緑地の整備に関すること										
		14. 公園、緑地等の維持管理および作業に関すること										
		15. 県立公園との連絡調整に関すること										
		16. 都市計画道路整備に関すること										
		17. 都市計画マスタープランに関すること										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
契約管財課	入札契約係	1. 工事等の入札及び契約制度に関すること										
	管財係	1. 物品の購入、管理及び処分に関すること	★									
		2. 公用車の購入、管理及び事故の処理に関すること	★									
		3. 普通財産の管理、活用及び処分に関すること										
		4. 庁用電話の管理に関すること	★									
		5. 本庁舎の周辺整備に関すること										
環境対策課	環境係	1. 一般廃棄物処理計画の策定に関すること	★									
		2. 廃棄物の手数料に関すること	★									
		3. 廃棄物の減量および資源化に関すること										
		4. 産業廃棄物に関すること										
		5. 廃棄物の不法投棄に関すること										
		6. 環境調査に関すること										
		7. 環境の保全に関する協定の締結および実施確認に関すること										
		8. 生活環境の苦情相談および連絡調整に関すること										
		9. 環境基本法に基づく施策に関すること										
		10. 公害等環境汚染に係る苦情相談および紛争の処理に関すること										
		11. 墓地に関すること										
		12. 畜犬登録および狂犬病予防に関すること										
上下水道課	上下水道総務係	1. 上水道事業及び簡易水道事業のうち予算決算に関すること										
		2. 上水道事業及び簡易水道事業のうち出納その他の会計事務に関すること										
		3. 上水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の使用料の検針、調定および徴収に関すること										
		4. 簡易専用水道及び飲用井戸等の衛生管理に関すること										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
上下水道課	上水道係	1. 新設分担金、工事分担金および使用料に関する事										
		2. 上水道事業に関する事										
		3. 簡易水道事業に関する事										
		4. 簡易専用水道に関する事										
		5. 共同灌水施設に関する事										
		6. 水道施設の維持管理に関する事	★									
	下水道係	1. 受益者分担金および使用料に関する事										
		2. 浄化槽に関する事	★									
		3. 下水道施設の維持管理に関する事	★									
		4. 下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の使用料の徴収に関する事										
		5. 排水設備の工事にに関する事	★									
		6. 農業集落排水事業の事務に関する事										
		7. 農業集落排水事業の工事にに関する事										
		8. 漁業集落排水事業の事務に関する事										
		9. 漁業集落排水事業の工事にに関する事										
農林水産課	農林係	1. 農用地利用集積に関する事										
		2. 環境保全型農業に関する事										
		3. 病害虫に関する事										
		4. 制度資金の事務に関する事										
		5. 農林畜産物の生産指導および家畜の奨励に関する事										
		6. 融資制度に関する事										
		7. 家畜の防疫および衛生に関する事										
		8. 病害虫の駆除に関する事										
		9. 保安林に係る事務に関する事										
		10. 農林業関係団体の指導および連絡に関する事										
		11. 農業共済組合との連絡調整に関する事										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
農 林 水 産 課	農村整備係	1. 土地改良法の手続きに関すること										
		2. 土地改良事業に伴う融資に関すること										
		3. 土地改良事業関係団体に関すること										
		4. 土地改良事業に係る嘱託登記に関すること										
		5. 土地改良事業の実施及び調整に関すること										
		6. 農道、農業用水路、井堰、ため池等に関すること	★									
		7. 県営土地改良事業に関すること										
		8. 農地・農業用施設の災害復旧事業に関すること										
		9. 排水機場の管理に関すること	★									
	水産・港湾係	1. 水産施設の設置および管理に関すること	★									
		2. 漁港に関すること	★									
		3. 漁港の災害復旧に関すること										
		4. ポートマリーナの管理運営に関すること										
農 業 委 員 会 事 務 局		1. 農業委員会および会長に対する報告、通知、陳情、各種申請書および願届の受理、発行に関する事項										
		2. 農業委員会に属する予算および経理に関する事項										
		3. 農業委員会の招集に関する事項および会議に関する事項										
		4. 農業委員会に属する物品の保管、出納に関する事項										
		5. 農業委員会と市との連絡に関する事項										
商 工 観 光 課	商工振興係	1. 商工業の振興に関すること										
		2. 工業団体に関すること										
		3. 中小企業の経営指導に関すること										
		4. 消費者行政に関すること										
		5. 商工会に関すること										
		6. 工業用水道事業に関すること										
	観光振興係	1. 道の駅に関すること										
		2. サイクリングターミナルに関すること										
		3. 羽尾大釜荘に関すること										
		4. 絵金蔵に関すること										
		5. 弁天座に関すること										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
商 工 観 光 課	観光振興係（続き）	6. 地場産品直売所に関する事										
		7. 天然色劇場に関する事										
		8. 桜づつみ公園に関する事										
		9. 手結港海岸緑地公園に関する事										
		10. 舞川キャンプ場に関する事										
		11. ボートピア土佐に関する事										
		12. 産業振興計画に関する事										
学 校 教 育 課	教育総務係	1. 公印の管守に関する事										
		2. 教育委員会の会議に関する事										
		3. 教育委員会の公告に関する事										
		4. 文書の收受および発送に関する事										
		5. 他の公的機関との連絡、協議および事務局各課との連絡調整に関する事	★									
		6. 陳情、請願、苦情等の受理に関する事										
		7. 事務局の職員および教育機関の職員(校長、教員を除く。)の任免、給与、分限、懲戒、服務ならびに福利厚生に関する事										
		8. 教育委員会臨時職員等に関する事										
		9. 学校その他教育施設(生涯学習施設を除く。)の管理営繕に関する事	★									
		10. 教育財産の取得管理および処分に関する事										
		11. 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算に関する事										
		12. 教育目的のための基本財産および積立金の管理に関する事										
		13. 教育広報の発行に関する事										
		14. 教育行政に関する相談に関する事										
学 校 教 育 課	学校教育係	1. 学校および教育研究所に関する事	★									
		2. 児童生徒の就学および就学援助に関する事										
		3. 校長、教職員の給料その他手当に関する事										
		4. 通学区域の設定、変更および学級編成に関する事										
		5. 無償配布教科書に関する事	★									
		6. 校長、教員の県外出張の認可に関する事										
		7. 学校安全保健衛生に関する事	★									

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
学校教育課	学校教育係（続き）	8. 児童生徒の校内外の生活指導に関する事										
		9. 進路指導に関する事										
		10. 奨学金に関する事										
		11. スクールバスの運行に関する事										
	給食係	1. 学校給食に関する事	★									
		2. 給食費の徴収に関する事										
		3. 給食施設の管理営繕に関する事	★									
		4. 給食運営委員会に関する事										
こども課	こども係	1. 家庭および子育て支援に関する事										
		2. 学童保育に関する事										
	幼保支援係	1. 特定教育・保育施設の入退所に関する事										
		2. 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する事										
		3. 特別支援保育に関する事										
		4. 保育所給食に関する事										
		5. 保育料および幼稚園保育料の徴収に関する事										
		6. 保育所および幼稚園の苦情解決に関する事										
		7. 一時預かり事業に関する事										
		8. 認定こども園および地域型保育事業に関する事										
生涯学習課	生涯学習係	1. 社会教育委員に関する事										
		2. 青少年団体、文化団体、女性団体、PTAその他社会教育関係団体の指導援助に関する事										
	香南市中央公民館	1. 香南市中央公民館の管理運営に関する事										
		2. 公民館運営審議委員会に関する事										
		3. 野市地区公民館及びコミュニティセンターに関する事										
	香我美市民館	1. 香我美市民館の管理運営に関する事										
		2. 香我美地区公民館及びコミュニティセンターに関する事										
	夜須公民館	1. 夜須公民館(図書室含む)の管理運営に関する事										
		2. 夜須地区公民館に関する事										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
生涯学習課	野市図書館	1. 図書館協議会に関する事										
		2. 野市図書館及び香我美図書館の管理運営に関する事										
		3. 他の施設の図書室との連絡調整に関する事										
	人権教育係	1. 人権教育の推進に関する事										
		2. 人権教育に関する講座の開設及び討論会、その他集会の開催並びにその奨励に関する事										
	文化振興保護係	1. 文化財保護に関する事	★									
		2. 文化財保護審議委員会に関する事	★									
	スポーツ振興係	1. スポーツ推進委員に関する事										
		2. 社会体育施設の管理運営に関する事										
	青少年育成係	1. 青少年健全育成に関する事										
		2. 青少年相談に関する事										
		3. 青少年問題に関する関係機関の連絡調整に関する事										
税務収納課	市民税係	1. 市民税(個人県民税を含む)の調定および県民税の送付に関する事										
		2. 窓口事務および各種証明書の発行に関する事										
		3. 市民税(個人県民税を含む)の調査および賦課徴収に関する事										
		4. 軽自動車税および国民健康保険税の調査ならびに賦課徴収に関する事										
		5. 自動車臨時運行許可に関する事										
	資産税係	1. 固定資産税の賦課徴収に関する事										
		2. 固定資産の調査および評価に関する事										
		3. 固定資産の価格等の決定、修正および登録ならびに概要調書の作成に関する事										
		4. 固定資産課税台帳の縦覧に関する事										
		5. 土地家屋の台帳および名寄帳ならびに償却資産台帳の整理に関する事										
		6. 特別土地保有税の申告および賦課に関する事										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
税 務 収 納 係	収納係	1. 市税および国民健康保険税の納期後の収納整理ならびに納付督促に関する事										
		2. 市税および国民健康保険税の徴収ならびに滞納処分に関する事										
		3. 市税および国民健康保険税の徴収猶予、滞納処分による財産の換価猶予ならびに滞納処分の執行停止に関する事										
		4. 市税の収入整理、不能欠損処理に関する事										
		5. 市税の徴収に関する異議申立ての処理に関する事										
		6. 市税の徴収嘱託および受託金の徴収に関する事										
		7. 介護保険料の徴収に関する事										
		8. 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事										
		9. 住宅新築資金等に関する事										
		10. 市営住宅使用料の徴収に関する事										
		11. 給食費の徴収に関する事										
		12. 保育料の徴収に関する事										
		13. 幼稚園授業料の徴収に関する事										
		14. 放課後児童クラブ保護者負担金の徴収に関する事										
		15. 上水道使用料の徴収に関する事										
		16. 簡易水道使用料の徴収に関する事										
		17. 下水道使用料の徴収に関する事										
		18. 農業集落排水処理施設使用料の徴収に関する事										
		19. 漁業集落排水処理施設使用料の徴収に関する事										
		20. 徴収簿の整理に関する事										
		21. 納税奨励、納税相談および納税指導に関する事										
人 権 課	人権係	一（人権係は、第5フェーズまでに優先的継続業務の選定はない）										
	赤岡市民館	1. 隣保館の管理(営繕)、運営に関する事										
		2. 児童館の管理に関する事										
	吉川市民館	1. 隣保館の管理、営繕および運営に関する事										
		2. 児童館の管理に関する事										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
会計課	会計係	1. 決算の調整に関する事										
		2. 現金(現金に代えて納付される証券および基金に属する現金を含む。)の出納および保管に関する事										
		3. 小切手を振り出す事										
		4. 有価証券(公有財産または基金に属するものを含む。)の出納および保管に関する事										
		5. 物品(基金に属する動産を含む。)の出納および保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関する事										
		6. 支出負担行為に関する確認を行う事										
		7. 市税、国民健康保険税、水道使用料等の収納および消込みに関する電算処理に関する事										
		8. 財産の記録に関する事										
		9. 支出命令の審査に関する事										
		10. 指定金融機関に関する事										
		11. 証拠書類の管理保管に関する事										
		12. 一時借入金に関する事										
		13. その他出納および会計事務に関する事										
議会事務局		1. 議長および副議長の秘書に関する事										
		2. 議員の身分および福利厚生に関する事										
		3. 文書の収発、編さんおよび保存に関する事										
		4. 公印の管理に関する事										
		5. 本議会に関する事										
		6. 議員全員協議会、議会運営委員会および委員会協議会に関する事										
		7. 議場その他会議室の管理および取締りに関する事										
		8. 会議録および委員会記録に関する事										
		9. 議案、請願および陳情に関する事										
		10. 会議の結果の報告に関する事										
		11. 議会の刊行物に関する事										
		12. 議会資料に関する事										

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
事 監 務 査 局 委 員		一（監査委員事務局として第5フェーズまでに優先的継続業務の選定はない）										
地 域 支 援 課	地域応援係	1. コミュニティ活動の推進に関する事										
		2. 自治会等の組織に関する事										
		3. 集落公民館の整備助成に関する事										
		4. 公聴事務の企画調整に関する事										
		5. 公共交通機関との調整に関する事										
		6. 地域公共交通に関する事										
		7. ごめん・なはり線に関する事										
	定住応援係	一（定住応援係として第5フェーズまでに優先的継続業務の選定はない）										
各 支 所		一（赤岡支所、香我美支所、夜須支所、吉川支所では、第5フェーズまでに業務を開始しない）										
消 防 本 部 総 務 課	総務係	1. 消防予算および経理に関する事										
		2. 物品の調達および保管管理に関する事										
		3. 消防施設の営繕管理に関する事										
		4. 公印の保管、文書の収発および保存に関する事										
		5. 職員の人事および管理に関する事										
		6. 職員の給与および手当に関する事										
		7. 職員の福利厚生に関する事										
	消防団係	1. 消防団員の手当および報酬等に関する事										
		2. 消防団員の公務災害等補償に関する事										
		3. 消防団員の共済事務に関する事										
		4. 消防団員の台帳管理に関する事										
		5. 消防団施設の営繕管理に関する事										
		6. 水火災の予防鎮圧ならびにその他災害の警戒および防ぎよに関する事	★									
		7. 消防関係団体および防災機関に関する事	★									

課名	係名	事務分掌	第1			第2		第3		第4		第5
			1 h	3 h	6 h	1 2 h	2 4 h	4 8 h	7 2 h	1 w	2 w	1 m
消防本部 予防課	予防係	1. 予防査察に関すること										
		2. 火災予防対策および火災予防広報に関すること										
		3. 消防用設備等の指導および取締りに関すること										
		4. 建築確認申請の同意事務に関すること										
		5. 不法建築物の指導取締りに関すること										
	危険物係	1. 危険物の貯蔵、取扱いの指導および取締りに関すること										
		2. 少量危険物、指定可燃物等に関すること										
		3. 危険物取扱者および保安監督者の指導に関すること										
		4. 火災、その他災害の原因調査および損害に関すること										
		5. 被災証明に関すること										
		6. 火災概況報告等に関すること										
		7. 予防、火災統計に関すること										
消防本部 警防課	警防係	1. 消防職団員の安全管理に関すること	★									
		2. 消防相互応援協定および緊急消防援助隊に関すること	★									
		3. 消防関係団体および機関に関すること	★									
		4. 開発行為の事前協議に関すること										
		5. 消防通信施設の運用管理に関すること	★									
		6. 警報の発令および解除、その他消防に係るある気象に関すること	★									
		7. 警防統計に関すること										
	消防係	1. 各種災害の警戒防ぎよに関すること	★									
		2. 消防、救急および救助業務に関すること	★									
		3. 消防隊、救急隊、救助隊および消防団の運用に関すること	★									
		4. 救急医療体制に関すること	★									
		5. 応急手当の普及啓発に関すること										
		6. 搬送証明に関すること										
		7. 消防用車両、機械器具および資機材の維持管理に関すること										
		8. 救急救助統計に関すること										

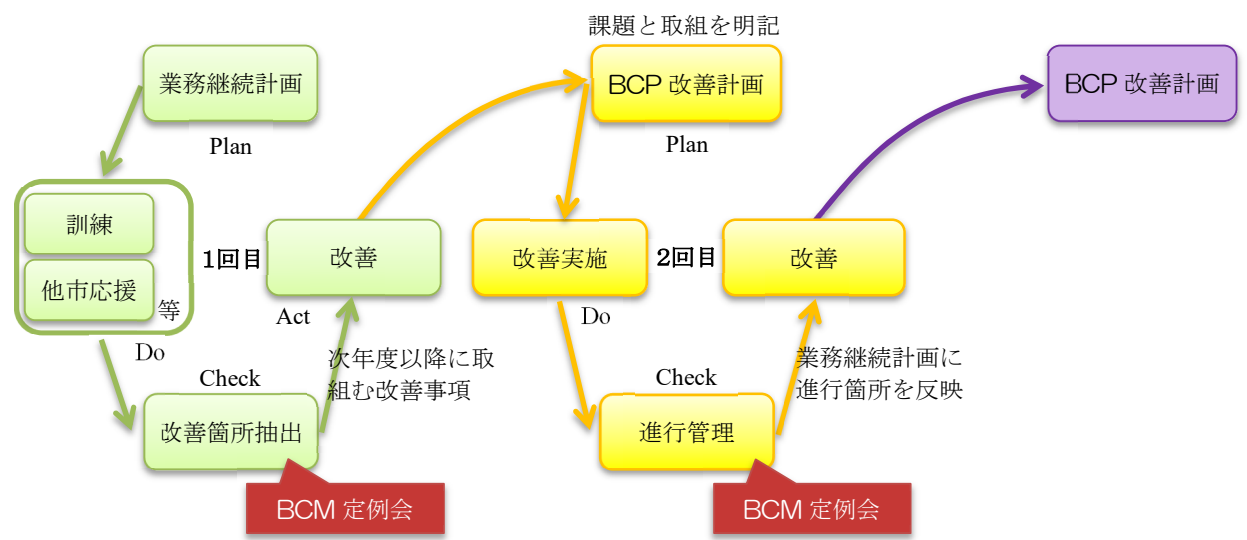
第10節 香南市業務継続マネジメント（BCM）

【基本的な考え方】

平成28年3月に策定した業務継続計画（BCP）は、香南市域において大規模地震が発生し、行政機能が低下した状況下においても、迅速・的確な業務執行ができるように、災害対策業務および業務継続の優先度が高い通常業務（以下「災害時優先業務」という）の特定と必要な資源の確保・配分等を効率的な投入策などについて定めたものである。これに対して、業務継続マネジメント（BCM）は、「組織への潜在的な脅威、およびそれが顕在化した場合に引き起こされる可能性がある事業活動への影響を特定し、ステークホルダーの利益、組織の評判、ブランド、および価値創造の活動を保護する効果的な対応のための能力を備え、組織のレジリエンスを構築するための枠組みを提供する包括的なマネジメントプロセスである。

今後は、下図に示すマネジメント・サイクルに従い、香南市の業務継続体制・対応力を改善、管理するものとする。

<香南市における業務継続マネジメント・サイクル>



施策の方向性	担当課	関係機関
BCM 定例会の実施	防災対策課	全庁
・BCM定例会では、香南市の現状と業務継続のために必要な対策の実施状況とを比較確認し、進行管理を行うものとする。 ・職員や組織の能力向上のための研修・訓練についても、防災対策課が行うもののほか、各課で行うものもあわせて進行管理を行い、災害時の業務継続に資する対策を総合的に管理するものとするものとする。 ・必要な取組みについて、前年度下期～当該年度上期の取組みを踏まえ、当該年度下期に実施すべき取組みおよび次年度に必要な取組み、予算化が必要な取組みを、全庁BCM定例会において検討・決定し本会議の決定を踏まえ、各課はそれぞれに必要な予算化を行うものとする。		

第11節 自然災害および地震防災に関する研究等の推進

【基本的な考え方】

被害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因および被害想定の調査研究の実施や、防災まちづくりに関する研究を推進する。

施策の方向性	担当課	関係機関
調査研究体制の整備	防災対策課	気象庁、高知県、研究機関
・災害は地域的特性を有し、自然的・社会的条件が相まって広範な分野にわたって複雑、多様な現象を示す。市および防災関係機関は、この災害現象を科学的に分析、検討しうる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努めることとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
防災に関する資料の収集および分析	防災対策課	気象庁、高知県、研究機関
・本市の過去の災害による被害を調査研究するとともに、近年全国各地で発生する大規模な地震や風水害による被害や、東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨等の教訓と課題を国、県、研究機関等と連携し、調査研究し、今後の防災対策に活用する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
調査研究の推進	防災対策課	気象庁、高知県、研究機関
・市および防災関係機関は、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえて、次の項目等について調査研究を進め、今後の防災対策に生かす。		
1	地盤構造等の把握に関すること	
2	被害想定に関すること	
3	地域防災計画の周知徹底に関すること	
4	防災緑地軸・核の整備に関すること	
5	防災生活圏・防災拠点の整備に関すること	
6	都市防災構造化対策に関すること	
7	災害危険地区の実態把握と対策に関すること	
8	安全なライフライン整備に関すること	
9	総合的な情報・通信システムに関すること	
10	総合的な避難システムに関すること	
11	オープンスペースの利用計画に関すること	
12	地盤の液状化対策に関すること	
13	災害時の消火活動に関すること	
14	災害時の救急医療に関すること	
15	避難行動要支援者対策に関すること	
16	食料、生活必需品等の確保に関すること	
17	雑用水の確保対策に関すること	
18	遺体の安置および火葬に関すること	
19	感染症対策に関すること	
20	災害時のトイレ対策に関すること	
21	被災者のこころのケアに関すること	
22	自主防災組織の育成に関すること	
23	ボランティア活動の支援に関すること	
24	災害救助法の解釈に関すること	
25	罹災証明の発行に関すること	
26	各種データの管理と活用の方策に関すること	

施策の方向性	担当課	関係機関
地震観測体制の整備	防災対策課	気象庁、高知県
・本市域には、本庁および各支所に計測震度計が設置されている。これにより、市内の地震動が迅速かつ正確に把握することができる。この計測結果に基づき、地震発生後直ちに初動体制がとれるよう、情報伝達体制および組織体制を整備するシステムを確立する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
風水害等観測体制の整備	防災対策課、消防本部	気象庁、高知県
・本市域には、量水標、水位計および雨量計が設置されている。風水害等に関する研究の推進と、災害発生を未然に防止または被害の軽減を図るため、気象観測、雨量、水蒸気、水位の観測体制の整備に努める。		
➤施設－6 雨量計設置箇所一覧表		

第12節 被災者の生活再建のための事前対策

【基本的な考え方】

市は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理にあたって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体または民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、被災者の速やかな生活再建・住宅再建に資するよう、家屋等の被害調査・罹災証明書の発行・各種支援制度の申請受付を迅速かつ効率的に行えるシステムの整備を進める。

あわせて、県等が実施する住家等被害認定の研修会等に参加し、災害時に迅速に被害認定を行うことができるよう職員の技術向上に努める。

また、大規模災害時には、調査に必要な傾斜器等の資機材の不足が予想されることから、あらかじめ資機材等を備蓄しておく。

施策の方向性	担当課	関係機関
被災者生活支援制度の整備	防災対策課、税務収納課	高知県
・市は、大規模災害が発生し多数の被災者が生じた際、一日も早く安心して自律的な生活を取り戻すため、以下のような生活再建に向けた総合的な支援ができるよう被災者生活支援のための制度整備を推進する。 ○各種支援金や貸付制度等の経済的支援、関係機関と連携した就労支援等の支援制度の情報提供や相談対応を行うため、ワンストップの総合相談窓口を設置する体制を整備する。 ○被災住宅の応急修理や液状化などによる宅地被害の復旧支援のほか、被災者が恒久的な住まいへ移行できるよう、コミュニティの維持・形成にも配慮しながら、災害公営住宅の提供や借上型仮設住宅の確保などの支援制度を整備する。 ○学校にスクールカウンセラーを配置する等相談支援体制を強化し、心のケアを充実させる。妊産婦・乳幼児においても、心身の健康等に関する相談支援体制を確保する。また、建設型仮設住宅を建設した際、入居者等に対する見守りや生活・健康相談を実施し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援体制を整備する。 ▶関連－42 大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン（新潟県「被災者台帳の導入検討ワーキング」報告書）		
施策の方向性	担当課	関係機関
応援体制の整備	防災対策課、税務収納課	高知県
・市は、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
被災者支援業務の迅速化・効率化	防災対策課、税務収納課	高知県
・市は、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
地震保険の加入促進	防災対策課	高知県
・地震や津波により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行う。		

施策の方向性	担当課	関係機関										
建設型仮設住宅建設予定場所の選定	防災対策課、住宅政策課	高知県										
・市は、周辺の医療機関、学校、商店および交通機関などの場所を総合的に配慮して、公園等の公有地を第一の予定地とし、建設型仮設住宅建設予定地の確保を行っておくものとする。 ・県は、建設型仮設住宅建設予定地の確保を行うよう市に助言するものとし、県全体の確保状況の把握・調整を行うものとする。 ・また、市および県は、学校の敷地を建設型仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。												
施策の方向性	担当課	関係機関										
家屋被害認定士制度	防災対策課、住宅政策課	高知県										
・災害時における多くの被災者支援制度において市長が発行する罹災証明が用いられることに鑑み、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる「家屋被害認定士」を養成することにより、今後、発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資することを目的とする。												
施策の方向性	担当課	関係機関										
家屋被害認定士制度の位置づけ	防災対策課、住宅政策課	高知県										
(1) 災害時 ○「家屋被害認定士」は、市長より調査員として命ぜられ、即戦力として迅速かつ公平・均一な被害調査を行う。 ○「家屋被害認定士」は、被害調査に関する調査方法やその考え方を被災者等へ説明する。 (2) 平時 ○養成研修の修了者を「家屋被害認定士」として登録・管理を行い、相互の連携を図る。 ○「家屋被害認定士」は、常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対して、必要な教育・訓練を行う。 ○登録された「家屋被害認定士」に対しては、適時事後研修を実施する。												
施策の方向性	担当課	関係機関										
家屋被害認定士の養成等	防災対策課、住宅政策課	高知県										
・職員が高知県家屋被害認定士養成講習会を受講し、家屋被害認定士を養成する。 <養成研修の概要> <table><tr><td>1</td><td>被災者支援制度</td></tr><tr><td>2</td><td>被害調査および罹災証明発行に係る業務</td></tr><tr><td>3</td><td>被害調査の調査方法・判定方法</td></tr><tr><td>4</td><td>内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」</td></tr><tr><td>5</td><td>その他家屋の被害調査に関して必要な事項</td></tr></table>			1	被災者支援制度	2	被害調査および罹災証明発行に係る業務	3	被害調査の調査方法・判定方法	4	内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」	5	その他家屋の被害調査に関して必要な事項
1	被災者支援制度											
2	被害調査および罹災証明発行に係る業務											
3	被害調査の調査方法・判定方法											
4	内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」											
5	その他家屋の被害調査に関して必要な事項											

第2部 いのちを守る・つなぐ (災害応急対策計画)



「いのちを守る・つなぐ（応急活動）」にあたっての留意点

～ ゼロ・アワー と リードタイム ～
(災害の発生時点) (災害発生までの余裕時間)

風水害や土砂災害は、突発的な地震災害と異なり、被害（特に人的・物的被害）が発生する（ゼロ・アワー）までにリードタイムがある。風水害や土砂災害の被害を最小限に抑えるには、リードタイムを活用した災害応急活動が重要である。

「第2部 いのちを守る・つなぐ」では活動の開始・終了局面を示すが、風水害や土砂災害の場合には、リードタイムとゼロ・アワーを考慮し「台風の接近・上陸に伴うタイムライン（事前行動計画）」に基づいて応急活動を実施する。

第1章 災害応急活動体制の立ち上げ

第1節 災害応急活動体制

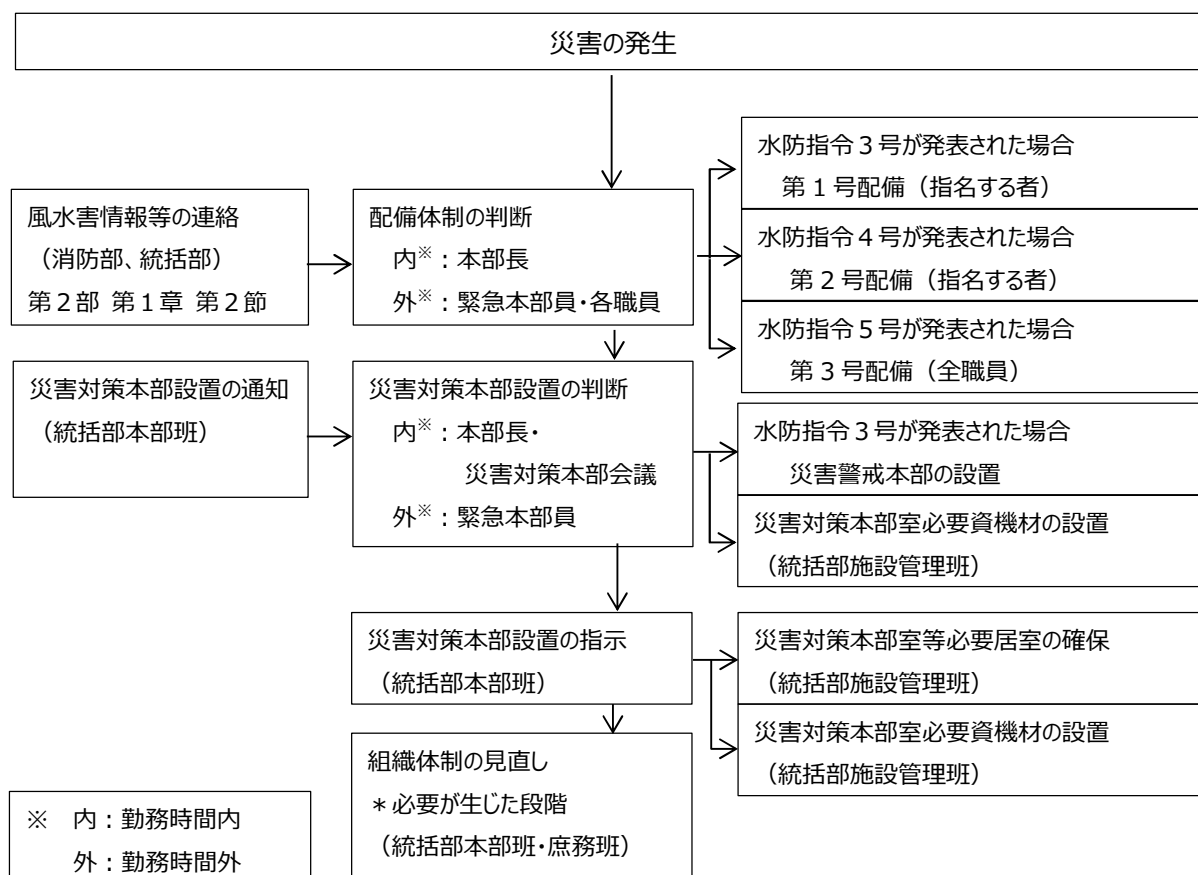
【基本的な考え方】

災害により被害の発生がほぼ確実であるとき、または市長が必要と認めた場合、市長は、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

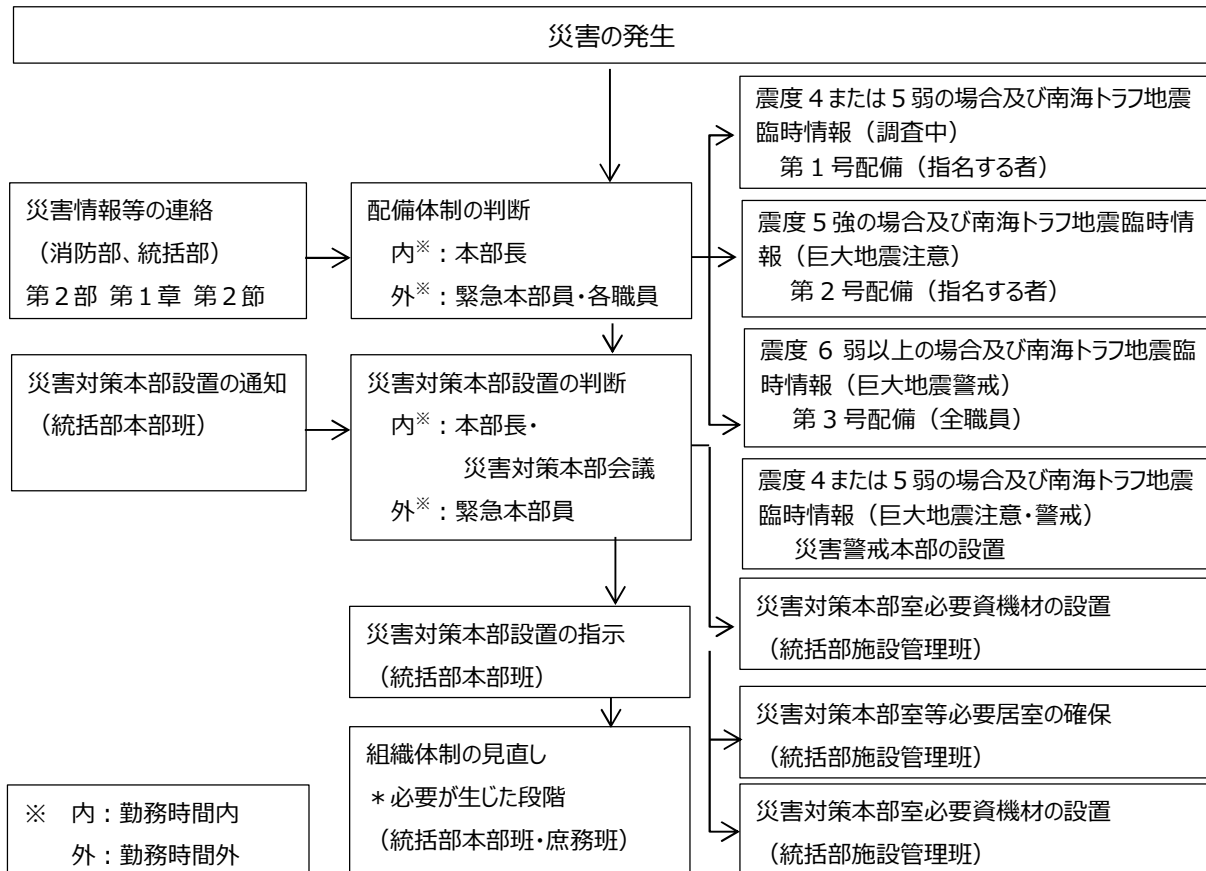
災害発生時や発生のおそれがあるとき、職員は参集・配備の基準に基づき速やかに参集し、応急活動を実施する。

地震・津波および風水害等の災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるには、防災活動のための要員の確保と、被害の発生を迅速に把握し必要な対策を実施できるような指揮体制を、発災後できるかぎり早く確立する必要がある。

本部体制設置の流れ（風水害）



本部体制設置の流れ（地震・南海トラフ地震臨時情報）



役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	本部長	(1) 配備体制の決定 (2) 災害対策本部設置の決定 (3) 災害対策本部閉鎖の決定
	対策本部事務局	(1) 非常参集指令の各部への連絡 (2) 災害対策本部または災害警戒本部設置に関すること (3) 災害対策本部の設置または閉鎖の通知に関すること (4) 災害対策本部会議に関すること (5) 災害対策本部室等必要居室の確保に関すること (6) 臨時電話設置等の災害対策本部室必要機材の設置に関すること (7) 応急対策に従事する職員等の福利厚生に関すること
	各部	発災時に担当者が不在の場合においても、各部内において所掌事務を的確に実施できるよう、各部班災害時行動マニュアルを作成する。

業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
発災直後の行動		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当											
・発災直後に自分や来庁者の安全が確保できた後に、アクションカードに基づき、災害対策本部活動ができるよう設営を行う。											
業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
災害対策本部等の設置 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班									
・災害に規模に応じて、本部長が災害対策本部等を設置する。 ・設置については、「第1部 第3章 1節 災害応急活動体制の整備」を参照。											
業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
職員の動員 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班									
・本部長が体制に応じた職員の動員を決定する。本部長が不在かつ連絡不能の場合は代理者が実施する。 ・職員は定められた活動場所に参集する。職員の動員については、「第1部 第3章 1節 災害応急活動体制の整備」を参照。											
業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
業務継続に必要な活動資源の確保		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		各班									
・災害対策業務を実施していくために必要となる活動資源は以下のとおりである。											
分類	資源項目		内容								
物的資源	庁舎		活動場所								
	設備		専用システム、専用端末								
	ライフライン		電気、ガス、上水道、下水道								
	通信網		電話、インターネット								
	備品・消耗品		専用品もしくは大量に必要な備品・消耗品								
人的資源	職員										
	応援の人材		国・県・他自治体等の派遣職員								

(1) 物的資源（活動場所）の確保

ア. 活動場所の確保

火災等の被害により本庁舎が利用できなくなることを想定し、下記の施設を代替施設として災害対策本部を設置することとする。

施設名	所有者	耐震性能
のいちふれあいセンター（第1順位）	市	有
香南市消防本部（第2順位）	市	有

イ. 執務スペースの確保

本庁舎の「アクションカード」の他に、上記の想定を考慮して、第1順位の代替施設においても「アクションカード」を準備する。

ウ. 物的資源の確保

災害対策業務における必要な物的資源の設備、ライフライン、通信網、備品・消耗品について、「香南市業務継続計画」に示す。

必要な物的資源の確保については、災害予防計画における備えの一環として対応策を講じていくものとする。

(2) 人的資源の確保

災害対策業務の実施体制を確立するため、事前に災害対策業務に最低限必要な人員数を把握し、配置すべき人材を特定する。

ここでは災害時優先的継続業務に必要とする人員数のみを記載するものとし、今後作成する「災害対策業務実施マニュアル」に具体的に配置を予定する人員を記載していくものとする。

➤関連－5 香南市業務継続計画

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
外部調達による活動資源	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	各班									

分類	資源項目	準備すべき項目
物的資源	民間事業者との協定を活用	協定済みの民間事業者リスト
	民間事業者の納入実績による信頼関係を活用	納入実績のある民間事業者リスト
人的資源	他市町村等からの応援による受援の人員	他市町村との応援協定リスト
	OB、OGの活用	OB、OGによる支援の仕組みづくり
	委託先事業者の活用	契約内容の見直し 委託先の事業継続計画の確認
	登録被災者援護協力団体	データベース化、顔の見える関係づくり

(1) 物的資源の外部調達

物的資源に関しては、民間事業者との支援協定を活用して調達を図るほか、協定を締結していなくても、通常業務において納入実績のある民間事業者との信頼関係を活用して調達を行う。

また、緊急事象の発生時には、通常の決裁や発注ができない場合も想定されるため、通常業務時の信頼関係と行政の与信を活用して、柔軟な対応による調達ができるように権限委任も含めた代替的な手段を事前に検討しておく。

(2) 人的資源の外部調達

人的資源に関しては、他市町村等からの応援による受援の人員や市の職員であったOB、OGの活用、登録被災者援護協力団体なども視野に入れて事前に準備を進める。また、災害対策業務として選定した中に、通常時から外部への委託を行っている業務については、委託先との契約の見直しや委託先の事業継続計画を確認するなど緊急事業が発生時においても外部調達が可能な環境づくりに努める。また、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとし、その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
活動資金	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	財政班									

(1) 活動資金の方針

緊急事象に対応するためには、災害時優先業務を実施するための資金（予算）について財政的な根拠を与える必要がある。

緊急事象の発生時には、通常の契約行為による対応ができず、現金による取引が求められる場合も生じるため、緊急事象に対応した代替手段による活動資金（会計処理）を行える体制を整える。また、現場での判断が求められる課長以上の職員については、激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律や災害救助法など災害関連の法律を理解し、国等から資金的な支援が得られる項目を踏まえ、指揮命令を行う。

(2) 会計処理の対応

緊急事象に対して現場が円滑に対応できるように、活動資金に現金が必要な場合は、地方自治法施行令第 161 条の資金前渡、対応する部署が直接実施することが適当な場合は、地方自治法第 171 条第 4 項による会計の事務委任、支払事務の委託を行う必要がある場合は、地方自治法施行令第 165 条の 3 などを活用し、適切な措置を講じる。

対応	対応すべき場合	活用する法令
資金前渡	活動資金に現金が必要な場合	地方自治法施行令第161条
会計の事務委任	対応する部署が直接実施することが適当な場合	地方自治法第171条第4項
支払事務委託	支払事務の委託を行う必要がある場合	地方自治法施行令第 165 条の 3

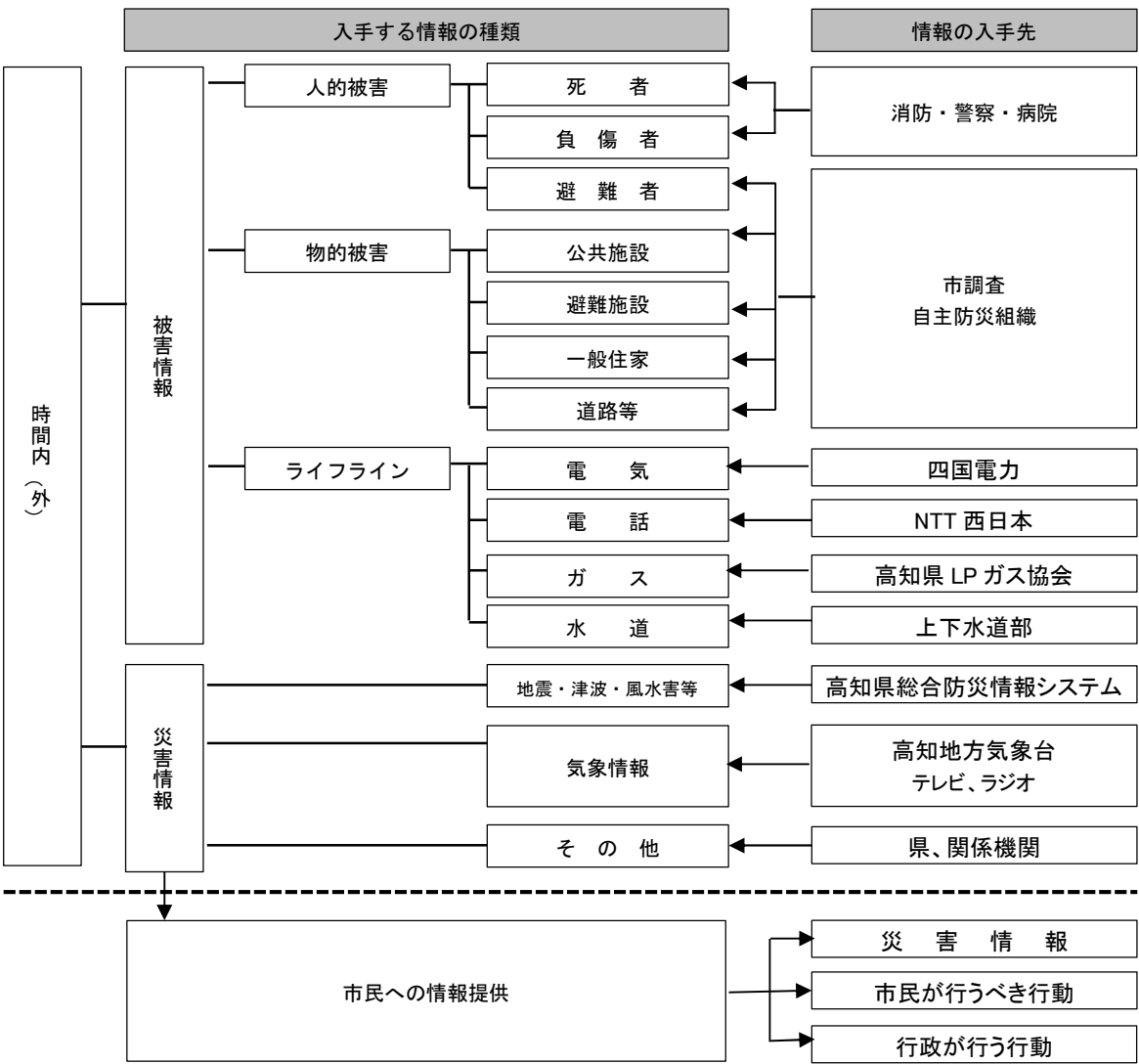
第2節 情報通信

【基本的な考え方】

応急対策の適切な実施、市民の混乱の回避に向け、被災状況の収集、本部内や関係機関との情報共有、市民へ情報を伝達するための情報通信体制の整備が必要である。ここでは、発災後の情報通信の確保に向け、関係機関等の相互の通信、市民への情報提供についての対策を示す。

1 情報入手体制の確立

発災後において、市が入手する情報とその入手先は次のとおりである。なお、入手した情報については、迅速に市民に提供するように努める。



実施責任

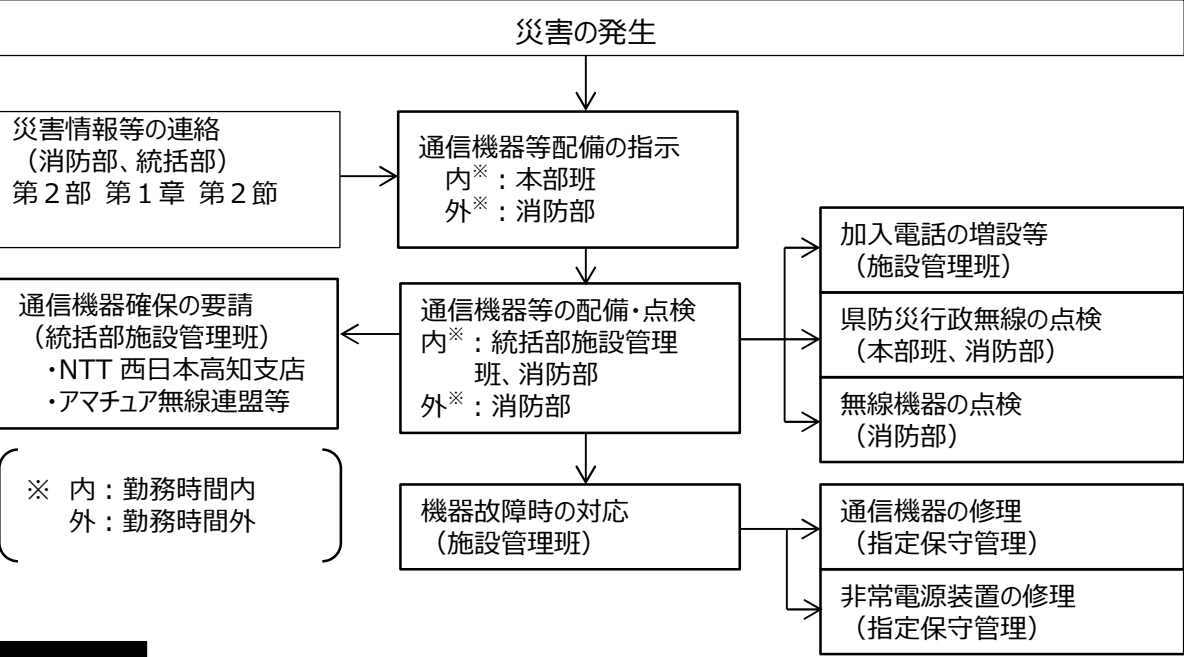
実施主体	実施内容
市	・市長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報または報告を行うものとする。 ・県への報告にあたっては、原則として、県災害対策本部に報告するものとする。ただし、通信の途絶等により、市長が県災害対策本部に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。 この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとし、情報の一元的処理および情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、あらかじめ被害報告責任者を定めておくものとする。 ・「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の一部が改正され、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、市が直接消防庁に対して報告するものとする。（平成12年11月22日付け消防災第98号・消防情第125号消防庁長官による）
県	・県知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、その概要を県防災会議の委員の属する機関に通報し、速やかに国等関係機関に報告するものとする。 <国への報告の基準> 災害対策基本法第53条第2項に基づき、内閣総理大臣に報告すべき災害の基準は次のとおりとする。 (1) 県において災害対策本部を設置した災害 (2) 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害 (3) (1)または(2)に定める災害になるおそれのある災害 上記の報告は、消防庁を窓口として行うものとし、消防組織法第4条第2項第7号に基づく災害報告取扱要領および火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。
防災関係機関	・県内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（防災関係機関）は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、県その他の関係機関に通報または報告を行うものとする。

2 通信手段の確保

災害に伴う気象予警報の連絡、被害状況および応急対策実施状況の収集、災害情報の連絡等、災害時における通信連絡手段を確保する。

災害時における災害通信連絡については、一般加入電話によるほか、各機関は、それぞれ同機関に設置されている有線、無線通信施設により速やかに行う。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当	実施内容
統括部	(1) 通信機器等配備の指示 (2) 災害対策本部室への通信機器等の配備 (3) 通信機器、非常電源装置等の故障時の修理依頼 (4) 加入電話の増設依頼 (5) 他機関等に対する通信機器等確保のための要請 (6) 優先電話の確保
消防部	(1) 無線機器等の点検・確保 (2) 県防災行政無線の点検・確保
各部	非常電話等による通信の確保
市民、事業所	不要不急電話の抑制
防災関係機関	無線機等による通信確保の協力
ボランティア	アマチュア無線機による通信確保の協力

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
通信手段の確保	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	本部班、広報班、消防部									

(1) 無線等通信の開局責任者

統括部本部班長および消防部指揮本部班長は、災害発生後直ちに無線等通信手段を開局する。各班長は、勤務時間外の災害発生時にも初動要員が対応できるよう、各班員に操作を習熟させる。

統括部本部班は本庁内の、また消防部指揮本部班は消防庁舎内の無線通信機器を次のとおり設置する。

<無線通信機器等の配置>

通信機器	設置場所
衛星通信電話・FAX、 防災行政無線 高知県総合防災情報システム	本庁3階 防災対策課、消防本部、赤岡・吉川・香我美支所 本庁3階 本庁3階 防災対策課、消防本部

<防災行政無線等の利用>

防災中枢拠点（市役所、消防）と地域防災拠点（小学校等）および地区防災拠点（集会所等）へ災害発生時に電話回線が使用できない場合でも把握した情報の伝達等を迅速に行う。

なお、防災行政無線等の運用については、「香南市防災行政無線の設置および管理に関する条例」および「香南市防災行政無線(固定系)通信施設の管理運用に関する規則」に基づき行う。

(2) 非常時優先電話等の利用

災害に関する予警報の伝達および応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、または一般加入電話が途絶した場合において各関係機関は、災害対策基本法第57条および第79条に基づき、次の方法により通信施設を優先的に利用しまたは使用することにより通信連絡を確保するものとする。

ア 災害時優先電話

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめNTTで指定し被災地およびその途中にある電話設備が全滅しない限り利用できる。

<災害時優先電話を利用できる機関>

1	気象、水防、消防、災害救援機関およびその他、国または地方公共団体の機関
2	秩序の維持、防衛、輸送の確保、電力の供給、水道の供給、ガスの供給に直接関係のある機関
3	新聞社、通信社、放送事業者の機関

イ 非常・緊急通話または非常・緊急電報

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項および電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取扱われる。

非常通話（最優先）	地震、集中豪雨、台風などにより非常事態が発生した場合（または発生のおそれがある場合）、救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のために必要な事項を内容とするもの。
緊急通話（優先）	上記の非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのために必要な事項を内容とするもの。
非常電報、緊急電報	それぞれ「非常通話」「緊急通話」同様に扱われ他の一般電報に優先して伝送および配達される。

▶ 法令－6 香南市防災行政無線の設置及び管理に関する条例

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
通信手段の確保の要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	広報班、消防部									

・通信機器等に事故が発生した場合は、直ちに、開局責任者は保守業者に連絡し、修理を依頼する。市が保有する通信機器等で十分に機能しない場合は、「無線通信施設一覧表」の無線通信施設所有者等に通信手段確保についての協力を要請する。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
通信連絡の原則 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		広報班、消防部									
1	通信機器の利用に当たっては、県本部等市外関係機関への通信を最優先とする。										
2	高知県防災行政無線が接続している機関に対しては、原則としてこれを用いる。										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第5
通信時の留意事項 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		広報班、消防部									
1	災害発生時には多くの通信連絡が発生するため、簡略かつ明瞭に行うことに留意する。										
2	原則として高知県総合防災情報システム、またはそれによりがたい場合は衛星通信やF A X 等、迅速な方法で伝達する。										
3	通信連絡を受けた者は、「情報処理カード」の様式により確実に記録し、関係者に報告、伝達する。										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
県による非常通信経路への対応		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		広報班、消防部									
・ 県は、有線通信が利用できないか、または利用することが著しく困難な場合、県庁までの通信経路を確保するため、「非常通信計画」を策定し、非常時に、電波法第 52 条および第 74 条、災害対策基本法第 57 条および第 79 条、水防法第 27 条の規定により、設置者の協力により使用する通信設備を利用して本市からの非常通信経路も確保することとなっている。 ➤ 組織－6 市町村・消防本部危機管理連絡先一覧 ➤ 組織－5 防災関係機関の連絡先一覧 ➤ 施設－14 無線通信施設一覧表 ➤ 様式－9 情報処理カード											

3 災害情報の収集

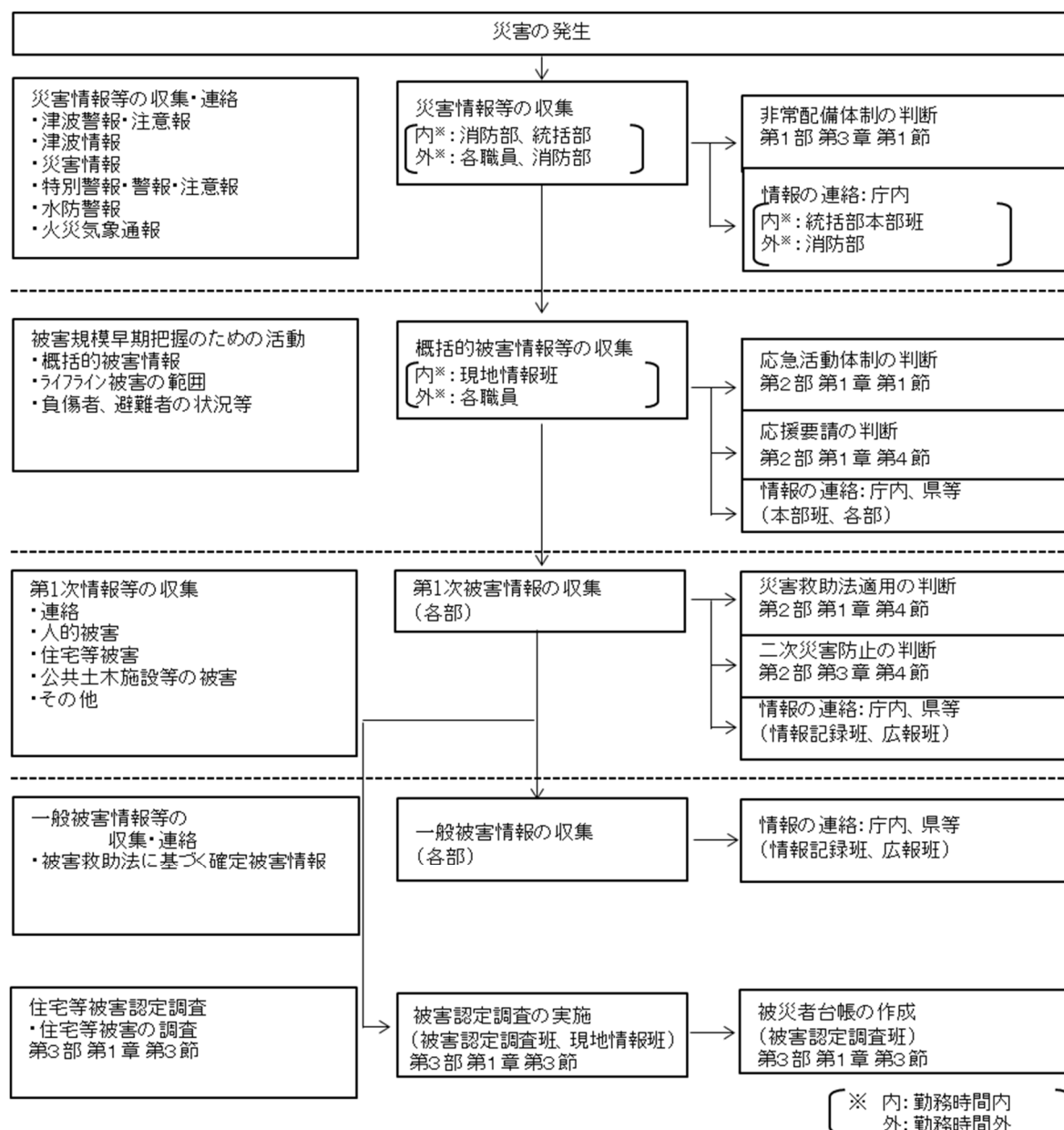
(1) 地震・津波

災害応急活動等を効果的に実施するため、大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報の収集、伝達および防災関係機関との連絡調整を迅速に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

(2) 風水害

市に災害の発生のおそれがある場合、気象業務法に基づいて発表される特別警報、警報および注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を市民に迅速かつ確実に伝達するため、また、必要な観測記録を迅速確実に収集するため、通報系統および要領等を定めて、適切な防災対策の実施を図るものとする。

応急対策の流れ



役割分担（地震）

実務担当		実施内容
市災害対策本部	本部長	指揮命令系統の最高責任者
	緊急本部員	時間外に災害が発生し、本部長および副本部長が直ちに出勤できない場合、本部長に代わって業務を行う。
	統括部	災害情報および被害情報等の収集・連絡
	消防部	情報の取りまとめおよび情報文書等の管理
	各部	災害情報等の収集・連絡
市民・事業所		(1) 災害発生前後のテレビ、ラジオ等による正確な情報等の収集 (2) 被害情報等の収集に関する協力
防災関係機関		各機関の所管に属する被害情報および応急対策活動に関する情報の収集および連絡
ボランティア		被害情報等の収集に関する協力

役割分担（風水害）

実務担当		実施内容
市災害対策本部	本 部 長	指揮命令系統の最高責任者
	緊 急 本 部 員	時間外に災害が発生し、本部長および副本部長が直ちに出勤できない場合、本部長に代わって業務を行う。
	統 括 部	(1) 気象予警報等および被害情報等の収集・連絡 (2) 情報の取りまとめおよび情報文書等の管理
	消 防 部	(1) 気象予警報等の収集・連絡 (2) 部の所管に属する被害情報および応急対策活動に関する情報の収集および連絡
	各 部	各部の所管に属する被害情報および応急対策活動に関する情報の収集および連絡
市 民 ・ 事 業 所		(1) 災害発生前後のテレビ、ラジオ等による正確な情報等の収集 (2) 被害情報等の収集に関する協力
防 災 関 係 機 関		各機関の所管に属する被害情報および応急対策活動に関する情報の収集および連絡
ボ ラ ン テ ィ ア		被害情報等の収集に関する協力

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害情報の収集・整理 ※リードタイムを考慮	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	情報記録班									
・災害時における被災地の状況その他を写真や映像等に収め、復旧対策広報等の資料として活用する										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
地震・津波に関する情報の収集	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、情報記録班、消防部									

(1) 情報の収集・連絡系統

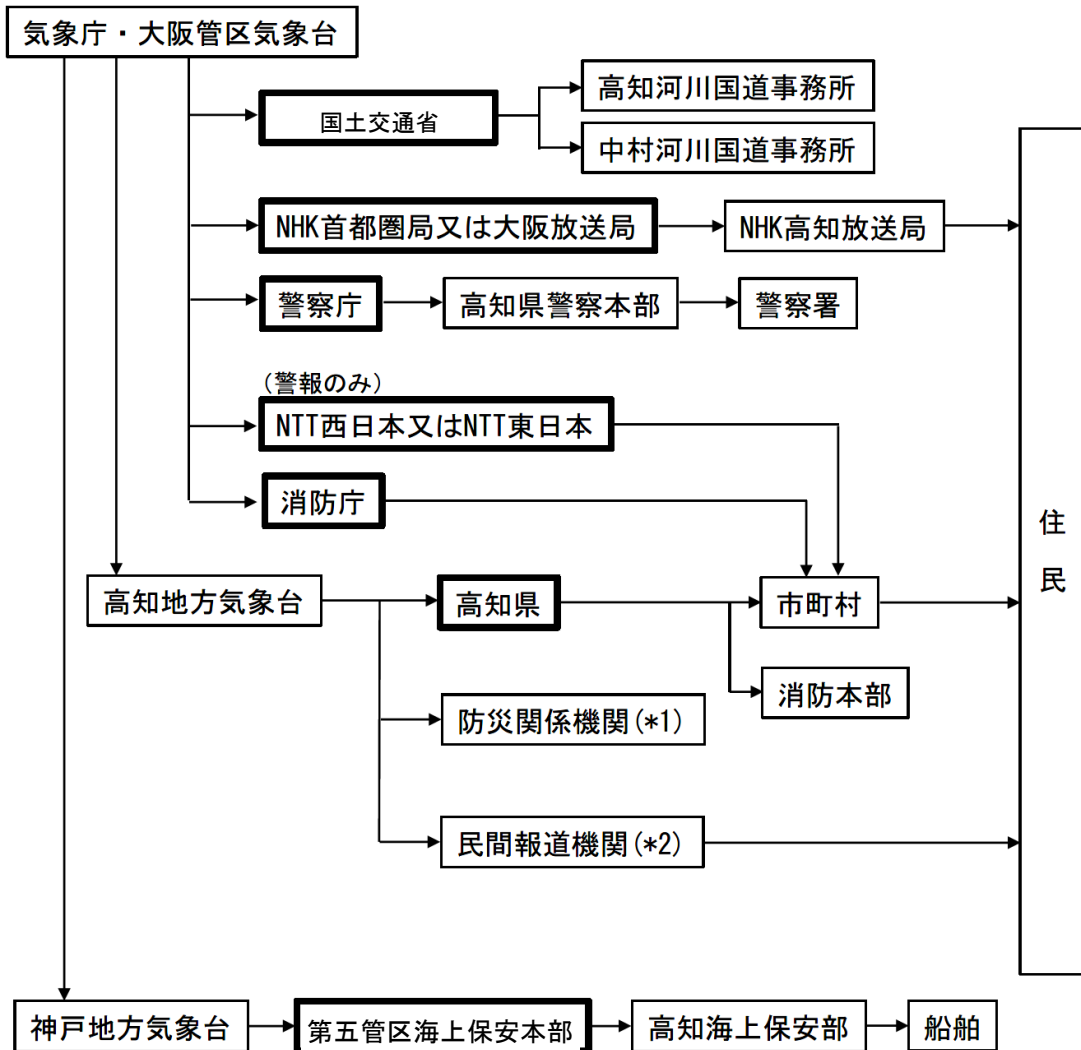
地震ならびに津波に関する情報の収集・連絡系統は、次のとおりである。

なお、気象庁本庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下「津波警報等」という）を発表する。日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、最速2分程度を目標にしている。

予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。近畿・中国および四国地方の大津波警報、津波警報または津波注意報を発表している。

高知地方気象台は、気象庁本庁から発表される津波警報等および地震ならびに津波に関する情報等を中継して関係機関へ伝達する。

＜津波警報等の連絡系統＞



- ・太枠の機関は気象業務法に基づく法定伝達機関
- ・高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、高知海上保安部、NHK高知放送局、自衛隊、高知県警察本部へは高知地方気象台よりバックアップ回線を接続

- * 1 防災関係機関：国土交通省高知港湾・空港整備事務所、四国電力送配電（株）高知系統制御所、高知新聞社、高知県無線漁業協同組合・室戸漁業無線局に限る
- * 2 民間報道機関：FM高知、RKC高知放送、KUTVテレビ高知、高知さんさんテレビに限る

(2) 緊急地震速報（警報）の実施および実施基準等

気象庁は、地震波が2つ以上の地震観測点で観測され、震度5弱以上を予想した場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、地震の発生時刻、震源の推定値、地震発生場所の震央地名、震度4以上を予想した地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域名を速報する。

また、日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	市町村名
高知県中部	高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、長岡郡〔本山町、大豊町〕、土佐郡〔土佐町、大川村〕、吾川郡〔いの町、仁淀川町〕、高岡郡の一部（佐川町、越知町、日高村）

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では、強い揺れの到着

に間に合わない場合がある。

(3) 収集する情報の種類

津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁（本庁）から発表されるものをいう。

津波警報等の内容は、連絡の迅速化を図る。予報文については下記のとおりである。

なお、高知県での津波予報区名は「高知県」で、高知県沿岸全域が対象である。

①津波予報

発表基準		発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

②津波に関する情報

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、およびその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、およびこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値および推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

■ 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $>1\text{m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

■ 最大波の観測値および推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>3\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

【津波情報の留意事項等】

・ 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

○津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

○津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

・ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

○津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

・ 津波観測に関する情報

○津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

○場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

・ 沖合の津波観測に関する情報

○津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

○津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

③地震に関する情報

情報の種類	発表基準	発表内容
緊急地震速報（警報）	震度5弱以上を予想した場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合	震度4以上を予想した地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域に情報を発表。
緊急地震速報（予報）	マグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上、長周期地震動階級が1以上の場合	P波を検知して緊急地震速報（警報）に該当しない小規模な地震の震度を専用の受信端末等で伝達。
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	- 震度1以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 - 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	- マグニチュード7.0以上 - 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。

④ 南海トラフ地震臨時情報

発表情報	発表基準
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 - 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 - その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	- 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） - 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※モーメントマグニチュードとは：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードである。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
風水害に関する情報の収集	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	本部班、情報記録班、消防部									

・風水害については、気象情報および河川情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、災害を未然に防止するための災害発生直前の適切な対策（避難誘導等）が極めて重要である。このため、気象予警報等の迅速な収集と災害対策本部から各対策部への的確な情報伝達を行う。

(1) 収集・連絡系統

被害を及ぼす可能性のある状況が予想される場合、関係機関・報道機関等を通じて住民に対し速やかに伝達する。その際、対象者に漏れなく、避難行動要支援者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努める。

<連絡系統図>

○高潮情報

中央東土木事務所

○降雨情報

高知県総合防災情報システム(水防情報システム)

○気象予警報等

高知地方気象台

高知県総合防災情報システム

高知県

放送機関

～放送

消防本部

消防団

市

民

香南市災害対策

本部長

本部班

情報記録班
広報班等
各対策部

船舶等

沿岸部市民・船舶

高知海上保安本部

第五管区海上保安本部

神戸地方気象台

(2) 収集・連絡する情報の種類

①特別警報、警報および注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

＜高知地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報の種類と基準＞

(令和 5. 11. 30 現在 高知地方気象台)

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準								
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 <table><tr><td>観測点</td><td>陸上</td><td>海上</td></tr><tr><td>平均風速</td><td>20m/s</td><td>25m/s</td></tr></table> (注1)			観測点	陸上	海上	平均風速	20m/s	25m/s
	観測点	陸上	海上							
平均風速	20m/s	25m/s								
	暴風特別警報	暴風により災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「(別表2)」の基準に到達することが予想される場合								
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想され雪を伴う場合 <table><tr><td>観測点</td><td>陸上</td><td>海上</td></tr><tr><td>平均風速</td><td>20m/s</td><td>25m/s</td></tr></table> (注1)			観測点	陸上	海上	平均風速	20m/s	25m/s
	観測点	陸上	海上							
平均風速	20m/s	25m/s								
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「(別表2)」の基準に到達することが予想される場合								
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表1)」の基準に到達することが予想される場合								
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「(別表2)」の基準に到達することが予想される場合								
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表1)」の基準に到達することが予想される場合								
	高潮特別警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「(別表2)」の基準に到達することが予想される場合								
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 有義波高が6.0m以上と予想される場合								
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「(別表2)」の基準に到達することが予想される場合								
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表1)」の基準に到達することが予想される場合								
水防活動用 津波警報	津波警報	津波による重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には「(別表3)」の基準に到達することが予想される場合								
	大津波警報 (津波特別警報)	津波による重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「(別表3)」の基準に到達することが予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)								
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 <table><tr><td>観測点</td><td>陸上</td><td>海上</td></tr><tr><td>平均風速</td><td>12m/s</td><td>15m/s</td></tr></table> (注2)			観測点	陸上	海上	平均風速	12m/s	15m/s
	観測点	陸上	海上							
平均風速	12m/s	15m/s								

	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想され雪を伴う場合				
		<table border="1"> <tr> <td>観測点</td><td>陸上</td><td>海上</td></tr> <tr> <td>平均風速</td><td>12m/s</td><td>15m/s</td></tr> </table>	観測点	陸上	海上	平均風速
観測点	陸上	海上				
平均風速	12m/s	15m/s				
		(注2)				
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表1)」の基準に到達することが予想される場合				
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧による異常の海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表1)」の基準に到達することが予想される場合				
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合				
		有義浪高が3.0m以上と予想される場合				
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には「(別表1)」の基準に到達することが予想される場合				
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には「(別表3)」の基準に到達することが予想される場合				

注1 室戸岬特別地域気象観測所の観測値は27m/sを目安とする。

注2 室戸岬特別地域気象観測所の観測値は18m/sを目安とする。

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

【備考】

- 発表基準欄に記載した数値は、高知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によっては災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 警報、注意報はその種類にかかわらず解除するまで継続される。また新たな警報、注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報、注意報は自動的に解除されて、新たな警報、注意報に切り替えられる。
- 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- 特別警報・警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、以下を本文冒頭にできる限り簡明にして記載する。
(いつ) 注意警戒すべき期間…「〇〇日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す。
(どこで) 注意警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域を概ね一次細分区域毎に示す。
(何が) 警戒すべき対象災害…土砂災害、浸水害、高波等具体的に示す。

＜大雨および洪水警報・注意報基準表の見方＞

大雨警報については、表面雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が表面にたまっている量を示す指標。詳細は、気象庁ホームページ資料

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照のこと。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は、気象庁ホームページ資料

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照のこと。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域に当該時刻に存在する雨水の量を示す指数。詳細は、気象庁ホームページ資料

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照のこと。

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所または同局高知河川国道事務所と気象庁高知地方気象台が共同で洪水予報（洪水警報、洪水注意報）を実施している指定河川（四万十川、仁淀川、物部川）については、流域雨量指数の基準を設定していない。

- (1) 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、別表1および別表3の土壌雨量指数基準欄には、各市町村内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページ資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (2) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (3) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(別表1) 警報・注意報発表基準一覧表

令和5年11月30日現在
発表官署 高知地方気象台

香南市	府県予報区	高知県	
	一次細分区域	中部	
	市町村等をまとめた地域	高知中央	
種 類		基 準	
警 報	大雨(浸水害)	表面雨量指数基準	28
	大雨(土砂災害)	土壌雨量指数基準	215
	洪水	流域雨量指数基準	夜須川流域=18.1、香宗川流域=23.2、山北川流域=10、鳥川流域=9.5
		複合基準※1	夜須川流域=(12、16.5)、香宗川流域=(12、19.6)、山北川流域=(12、9)
		指定河川洪水予報による基準	物部川[深淵(有堤)]
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義浪高	6.0m
	高潮	潮位	2.0m
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	15
		土壌雨量指数基準	159
	洪水	流域雨量指数基準	夜須川流域=14.4、香宗川流域=18.5、山北川流域=8、鳥川流域=7.6
		複合基準※1	夜須川流域=(7、14.4)、香宗川流域=(7、17.6)、山北川流域=(8、8)、鳥川流域=(7、7)
		指定河川洪水予報による基準	物部川[深淵(有堤)]
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義浪高	3.0m
	高潮	潮位	1.2m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ 20cm 以上 2 最高気温が 2℃以上 3 かなりの降雨	
	低温	最低気温 - 4℃以下※2	
	霜	晩霜期 最低気温 3℃以下	
	着氷		
	着雪	24時間の降雪の深さ: 20cm 以上 気温: - 2℃~ 2℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は高知地方気象台の値

<高潮>

- 潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。
「標高」の基準面として東京湾平均海面（T P）を用いている。
- 危険潮位として、各海岸施設（防潮堤、護岸）の計画高潮位を設定。
また、危険潮位から沿岸各市町村の高潮警報基準を設定。

（別表2）気象等に関する特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

<津波>

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 津波警報	津波警報	津波による重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には「（次頁の表）」の基準に到達することが予想される場合
	大津波警報 （津波特別警報）	津波による重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想され、具体的には「（次頁の表）」の基準に到達することが予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には「（次頁の表）」の基準に到達することが予想される場合

【備考】

- 1 発表基準欄に記載した数値は、高知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によっては災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 警報、注意報はその種類にかかわらず解除するまで継続される。また新たな警報、注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報、注意報は自動的に解除されて、新たな警報、注意報に切り替えられる。
- 3 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- 4 特別警報・警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、以下を本文冒頭にできる限り簡明にして記載する。
 （いつ）注意警戒すべき期間…「〇〇日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す
 （どこで）注意警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域を概ね一次細分区域毎に示す。
 （何が）警戒すべき対象災害…土砂災害、浸水害、高波等具体的に示す。

(別表3) 津波予報の種類、解説および発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

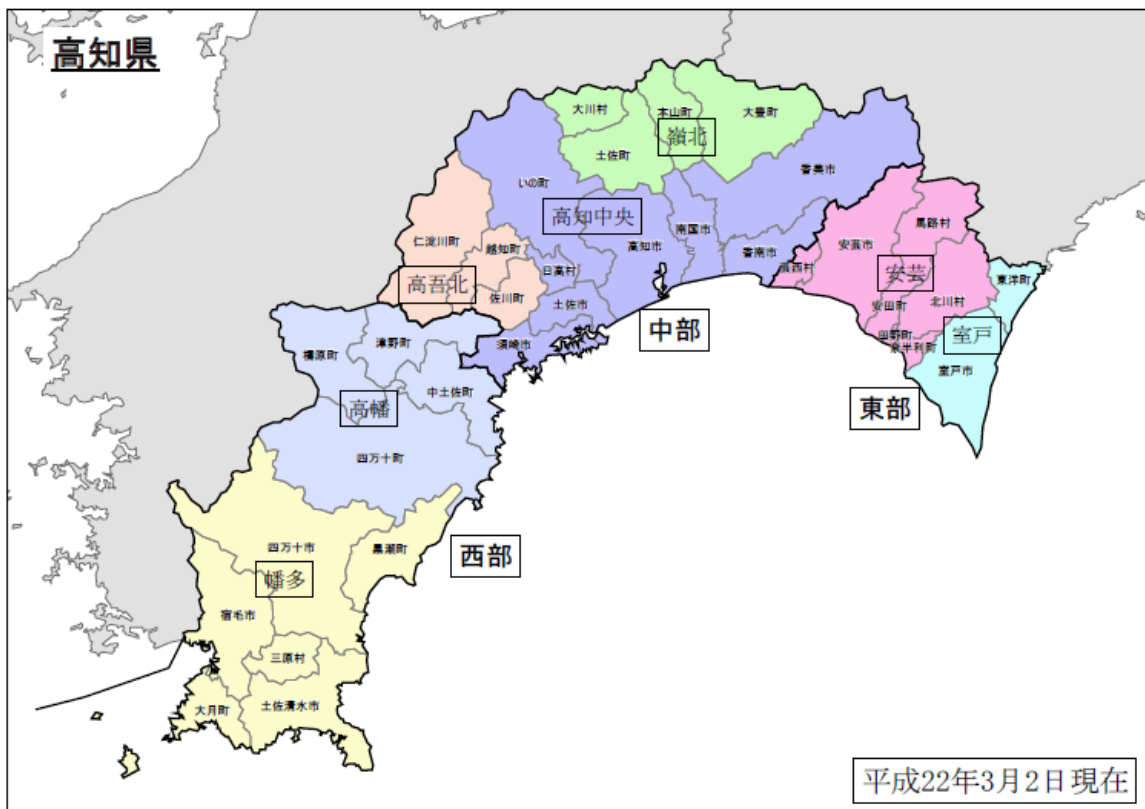
注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※ 大津波警報は、平成25年8月30日より特別警報に位置づけられている。

【津波警報時の留意事項等】

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・大津波警報は、平成25年8月30日より特別警報に位置づけられている。

<高知県の警報・注意報発表区域図>



※ 原則として市町村（二次細分区）ごとに発表する。気象台から発表される気象情報やテレビ・ラジオで特別警報・警報・注意報を放送される際は、市町村をまとめた地域が利用される場合がある。香南市は市町村をまとめた区域が「高知中央」、二次細分区が「香南市」である。

②気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般および関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

- ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが特別警報、警報、注意報等をいまだ行わない場合などに予告的に発表する予告的情報。
- イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報・警報・注意報を補完するための補完的情報。
- ウ 大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、高知県では1時間120mm以上を観測もしくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「高知県記録的短時間大雨情報」がある。

③火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて高知地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに県知事に通報するものである。県知事は、この通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

<火災気象通報を行う場合の基準>

高知地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とします。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがあります。

④指定河川（物部川）洪水予報

市は、水防法第10条第2項の規定による洪水予報を高知地方気象台または国土交通省高知河川国道事務所長が発表した場合は、県（中央東土木事務所）より連絡を受けるとともに、消防本部、住民に周知する。
また、水防管理者は、国土交通大臣から河川が氾濫した場合に、想定される水深等の通知を受ける。
洪水予報河川と実施区間および洪水予報の種類と発表基準を次に示す。

<洪水予報河川と実施区域>

河川名	実施区間
物部川	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添 426 番の2地先から海（河口）まで。 右岸 " " " 楠目字半坂 1742 番地先から海（河口）まで。

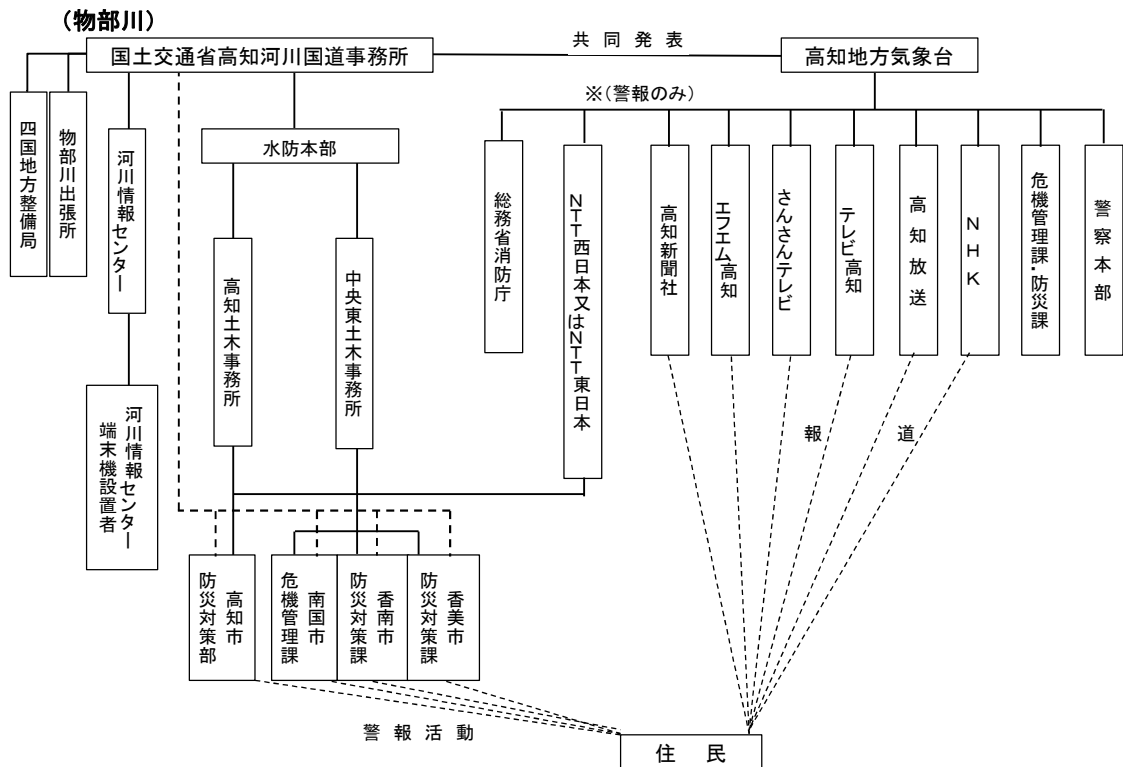
<洪水予報の種類と発表基準>

種類	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または避難判断水位に到達し、更に上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき。

<洪水予報基準水位>

河川名	基準水位観測所	地先名	準備	出動	出動	出動	出動
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
			水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫発生 情報等
物部川	深淵	野市町 深淵	2.80m	3.40m	無堤部区間 3.80m	無堤部区間 4.25m	—
					有堤部区間 4.10m	有堤部区間 4.55m	

<国土交通省から気象庁長官と共同した洪水予報の連絡を受けた場合の連絡系統>



⑤水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣または県知事が指定する河川、海岸または湖沼について洪水、津波または高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（高知河川国道事務所長）が、県知事が指定する河川等については、県知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

ア. 国土交通大臣が発表する水防警報

県知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、市に通知する。

<種類と内容>

種類	内容
待機	水防団員の足止めを行うもの。
準備	水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。
出動	水防団の出動を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。
情報	出水状況、河川状況等を適宜提供するもの。

<発表基準>

河川名	種類	発表基準
物部川	待機	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき。
	準備	水防団待機水位 2.80m に達しなお上昇のおそれがあるとき。
	出動	氾濫注意水位 3.40m に達しなお上昇のおそれがあるとき。
	解除	水防作業を必要としなくなったとき。
	情報	出水状況、河川状況等を適宜提供する。

<水防警報基準水位と避難指示等の発令判断水位>

河川名	基準水位 観測所	準備	出動	出動	出動	出動
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫発生 情報等
物部川	深淵	2. 80m	3. 40m	無堤部区間 3. 80m	無堤部区間 4. 25m	—
				有堤部区間 4. 10m	有堤部区間 4. 55m	
避難指示等の判断				高齢者等避難	避難指示	緊急 安全確保

イ. 知事が発表する水防警報

水防法第16条第1項の規定による国土交通大臣の指定した以外の河川で相当な被害を生ずるおそれのあるもので知事が指定する河川（水位周知河川）は、香南市管内にはない。

ウ. 市が発表する水防警報

その他河川等とは、本市「避難情報に関するマニュアル」において定義する、洪水予報河川および水位周知河川以外の河川のこと。河川特性等を考慮し、河川管理者や気象台等からの助言も踏まえ、避難指示等の発令を判断する。

<種類と内容>

種類	内容
待機	水防団員の足止めを行うもの。
準備	水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。
出動	水防団の出動を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。
情報	出水状況、河川状況等を適宜提供するもの。

＜発表基準＞

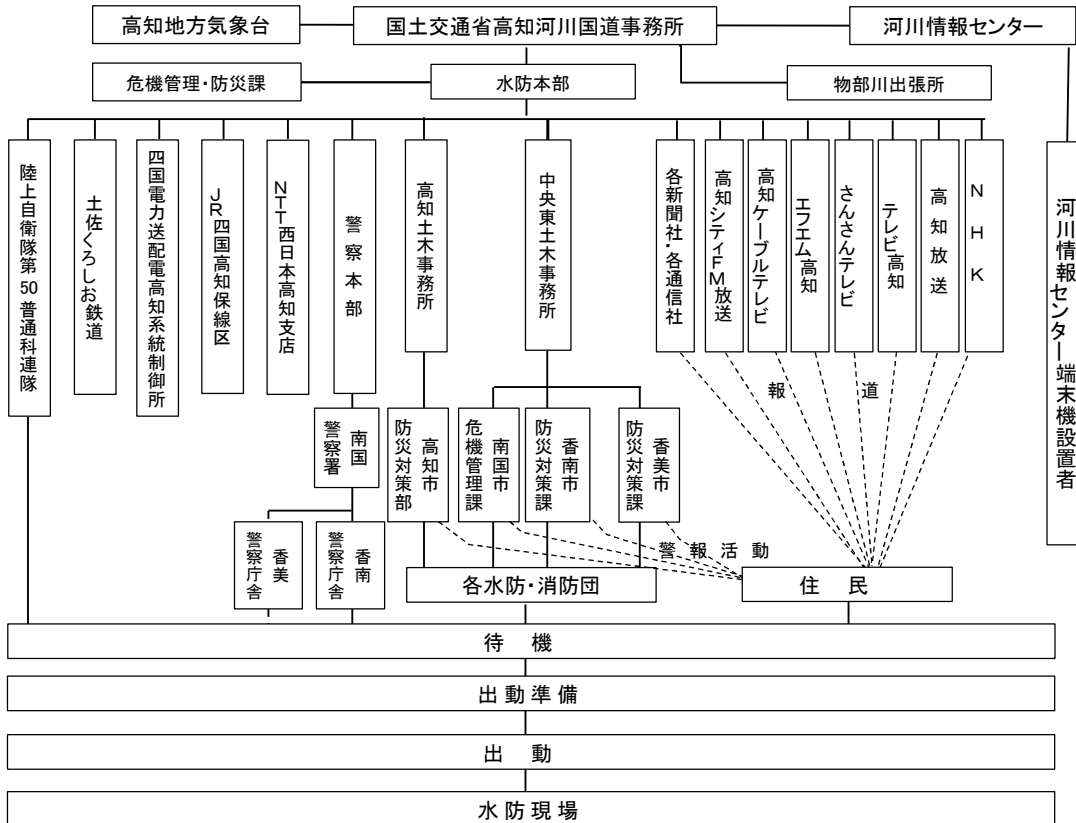
河川名	基準水位 観測所	待機	準備	出動	情報	解除
鳥川	大谷	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 1.3mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位 2.0mに達しなお上昇のおそれがあるとき	出水状況、河川状況等を適宜提供する	水防作業を必要としなくなったとき
香宗川	中ノ村	〃	〃 1.7m	〃 2.0m	〃	〃
夜須川	千切	〃	〃 2.0m	〃 2.7m	〃	〃

＜水防警報の発表基準と発令判断水位＞

河川名	基準水位 観測所	準備	出動	出動	出動	出動
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫発生 情報等
鳥川	大谷	1.30m	2.00m	2.00m	2.50m	—
香宗川	中ノ村	1.70m	2.00m	3.00m	3.60m	
夜須川	千切	2.00m	2.70m	2.70m	3.00m	
避難指示等の判断				高齢者等避難	避難指示	緊急 安全確保

(3) 国土交通省から水防警報の連絡を受けた場合の連絡系統

(物部川)



⑥水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

⑦土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、気象業務法、災害対策基本法および土砂災害防止法に基づき、大雨警報（土砂災害）発表中でさらに大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、高知県と高知地方気象台が共同して発するものである。

⑧土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。

⑨記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表する。

⑩竜巻注意報情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

⑪顕著な大雨に関する気象情報

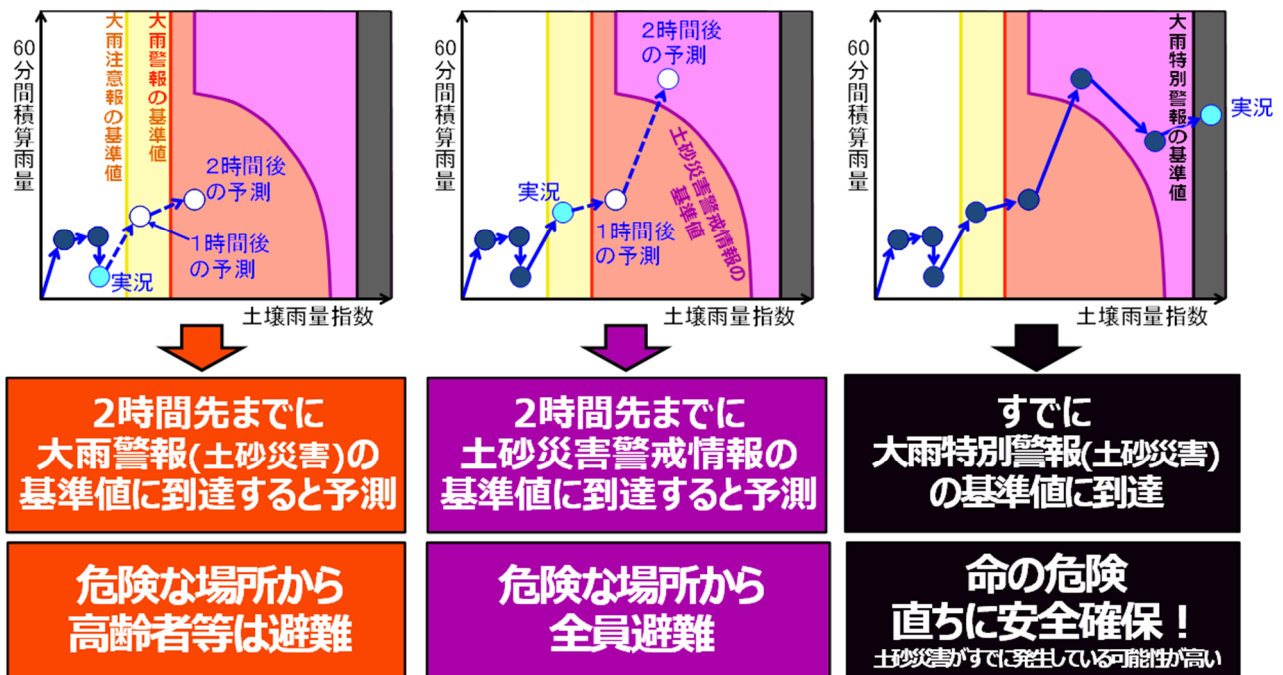
顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

高知県の土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の概要

【土砂災害警戒情報】

土砂災害警戒情報は、都道府県知事が住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに発表される。また、土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行われる。

土砂災害警戒情報は、土砂災害による人的被害防止の観点から、大雨警報（土砂災害）発表中でさらに大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、高知県と高知地方気象台が共同して発表するものである。



【土砂災害警戒情報の伝達系統】

気象庁のホームページおよび高知県総合防災情報システムで提供される。

【土砂災害緊急情報】

県では、大規模な土砂災害が急迫している状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域および時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する「土砂災害緊急情報」を発表する。

＜水位観測所一覧＞

テ：テレメータ、量：量水標

所轄区分	河川名 (水系名)	観測所 名	所在地	種別	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	零点高 E L m
中央東 土木事務所	香宗川	中ノ村	香南市野市町中ノ村	テ	1.70	2.00	3.00	3.60	3.41
中央東 土木事務所	鎌井谷川	下流 基準点	香南市香我美町山北	テ			1.30	1.40	18.78
中央東 土木事務所	香宗川	岸本	香南市香我美町岸本	量	2.30	2.70			
中央東 土木事務所	香宗川	岸本	香南市香我美町岸本	テ					
中央東 土木事務所	夜須川	千切	香南市夜須町千切	テ	2.00	2.70	2.70	3.00	－0.27
中央東 土木事務所	鳥川	大谷	香南市野市町大谷	テ	1.30	2.00	2.00	2.50	18.68
永瀬ダム 管理事務所	舞川	藤ヶ谷	香南市香我美町舞川	テ					346.83
国土交通省 高知河川国 道事務所	物部川	深渕	香南市野市町深渕	テ	2.80	3.40	無堤区間		11.68
							3.80	4.25	
							有堤区間		
							4.10	4.55	

資料：高知県水防計画付属資料（令和7年度）

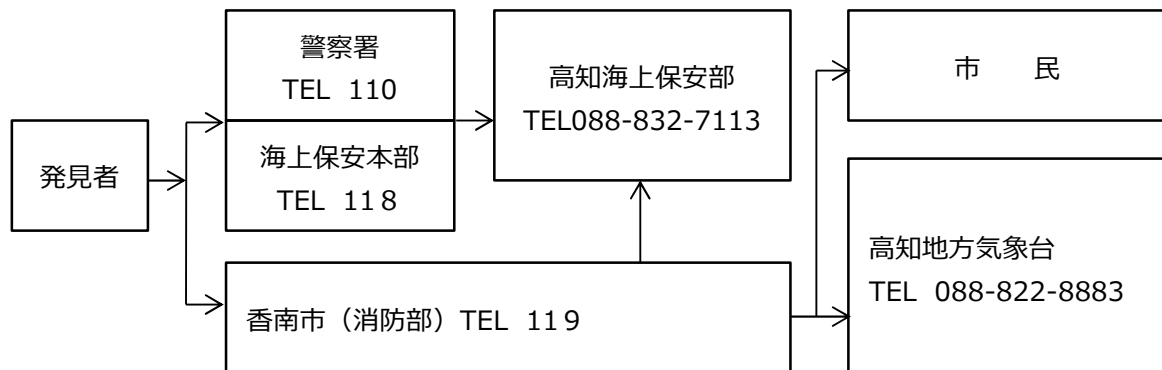
業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
情報の収集	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	本部班、消防部									

(1) 情報の収集

勤務時間外に発災した場合は、参集後速やかに以下の情報を収集する。勤務時間内に発災した場合は、本部長の指示により速やかに以下の情報を収集する。

気象予警報等の収集	①消防部および統括部本部班は、電話、無線等を通じて気象台の発表する気象予警報等を速やかに収集する。 ②電話が不通の場合は、テレビ、ラジオ放送等の方法によりこれを入手する。
津波注意報・警報の連絡と津波監視	①消防部は、震度4以上の地震を感じたとき、または津波注意報・警報を入手したときは、海面状態を監視する。 ②消防部および本部班は、所定連絡系統による連絡を待つほか、速やかに当地方のNHK放送等のテレビ、ラジオを聴取し、地震・津波に関する情報を入手する。
地震・津波情報の収集	①消防部および本部班は、電話、無線等を通じて気象台の発する地震・津波情報等を速やかに収集する。 ②電話が不通の場合は、テレビ、ラジオ放送等の方法によりこれを入手する。
異常現象発見者の通報	①災害が発生するおそれのある異常現象（洪水、津波、異常潮位、地形の変動等）を発見した者は、電話等をもって消防本部、警察署および海上保安部に通報する。 ②上記の通報を受けた警察署および海上保安部は、直ちに消防本部へ通知する。 ③消防部は、異常現象の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、早急にそれに対する応急対策を行う。

(2) 異常現象発見時の連絡系統



(3) 通報すべき異常現象の内容

水 害		①堤防の亀裂または欠け、崩れ ②堤防からの溢水 ③堤防の天端の亀裂または沈下 など
土砂災害	土 石 流	①山鳴り ②降雨時の水位の低下 ③川の流れの濁りおよび流木の混在 など
	地 す べ り	①斜面のひび割れ ②沢や井戸水の濁り ③斜面からの水の吹き出し など
	が け 崩 れ	①がけからのわき水 ②がけの亀裂 ③小石の落下 など
	山 地 災 害	①わき水の量の変化（増加または枯渇） ②山の斜面を水が走る など

4 庁内の情報連絡

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
地震・津波等	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部、情報記録班、電話対応班									

(1) 職員への情報連絡（勤務時間外）

地震発生時は通信の混乱が予想されるため、職員は、自らテレビ、ラジオ、防災行政無線、香南市メール配信サービス、緊急速報メール、ケーブルテレビL字放送等によって地震情報等を収集し、震度階級に応じて自主的に出勤する。電話連絡が可能な場合は、各部長から部内連絡網により連絡することもある。「勤務時間外における配備基準」は、「第1部 第3章 第1節 災害応急活動体制の整備」に準じる。

(2) 職員への情報連絡（勤務時間内）

連絡する情報	①大津波警報 ②津波警報 ③「香南市」において震度4以上の地震が観測された場合の地震情報 ④南海トラフ地震臨時情報（すべての情報） ⑤その他重要なもの
勤務時間内における連絡方法	①各部への連絡は、本部班が、庁内放送、電話等で行う。 ②電話または伝令の場合は各部長に対して行う。ただし部長に連絡できない場合はこれに代わる者に対して行う。 ③各部内における連絡方法は、各部内において定める。

＞情報－1 庁内放送文例（地震時）

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
気象予警報等	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	本部班、消防部、情報記録班、電話対応班									

(1) 連絡する情報

1	気象警報等 （暴風、波浪、高潮、大雨、洪水の警報および特別警報。ただし、警報の解除、切替を含む。）
2	火災警報
3	水防警報（解除を含む。）
4	火災情報、突発性事故等の情報
5	その他重要なもの

(2) 勤務時間内における連絡方法

1	各部への連絡は、防災対策課（水防本部または災害対策本部が設置されているときは本部班）が、庁内放送、電話または伝令で行う。 各部内における連絡方法は、各部内において定める。気象警報等 （暴風、波浪、高潮、大雨、洪水の警報および特別警報。ただし、警報の解除、切替を含む。）
2	電話または伝令の場合は各対策部長に対して行う。ただし部長に連絡できない場合はこれに代わる者に対して行う。
3	各対策部内における連絡方法は、各対策部内において定める。

(3) 勤務時間外における連絡方法

勤務時間外に次に掲げる事態が発生した場合は、電話または携帯電話により、各号に定める系統により各対策部長に連絡を行う。各対策部内における連絡は、「第2部 第1章 第2節 3 災害情報の収集」に定める連絡系統図により行う。

気象警報が発表された場合	各対策部の部長への電話は、消防本部から消防長、消防次長、消防署長、警防課長、防災対策課長へ連絡する。

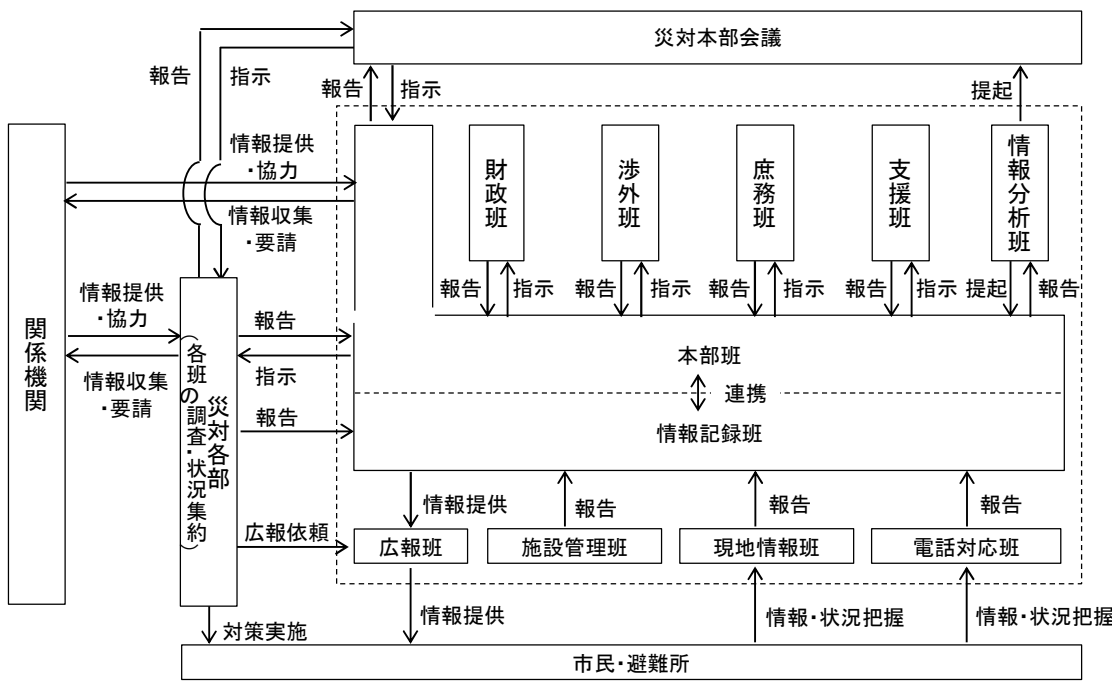
＞情報－2 庁内放送文例（異常気象時）

5 被害状況等の収集・伝達体制

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
情報の収集・処理方法	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	本部班、情報分析班									

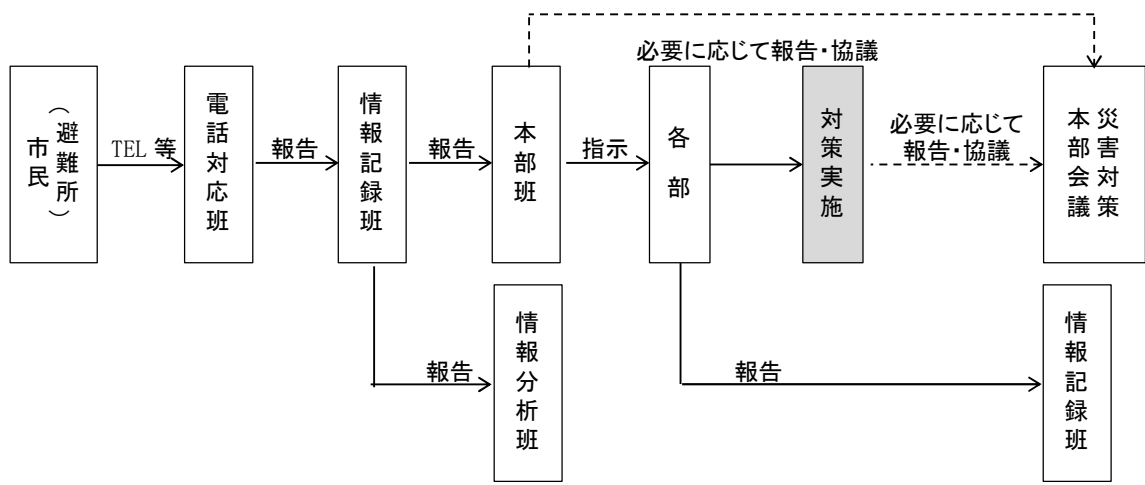
・市民からの問い合わせや現地において収集した情報および災害情報については、各部内で集計・分析し部内に指示をするとともに、全庁的および他部との協力が必要な事項については、情報の共有を図る。

(1) 部局間の情報伝達方法

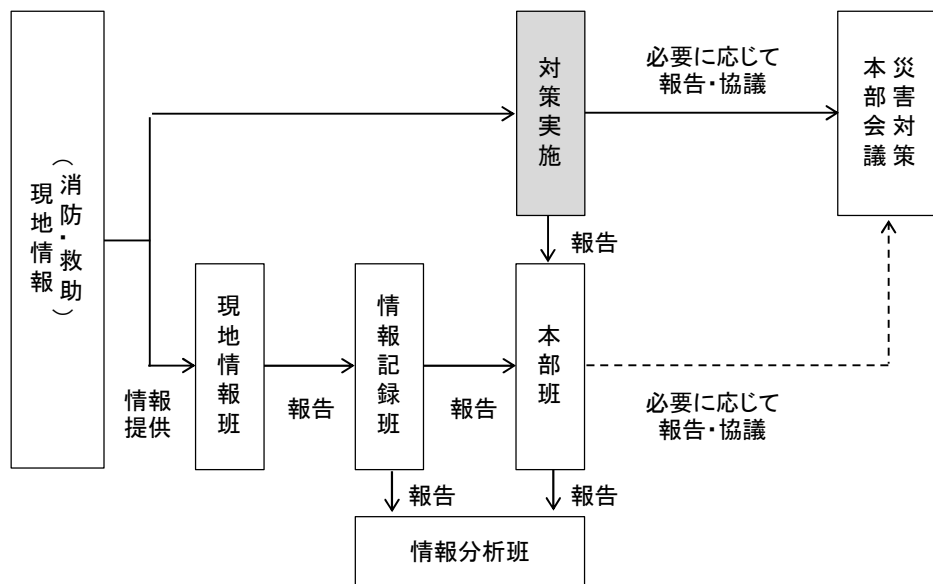


なお、前述の情報伝達方法のうち、災害において頻繁に情報伝達が発生すると想定される市民（避難所）情報、現地情報、関係機関からの情報を特筆すると以下のとおりである。

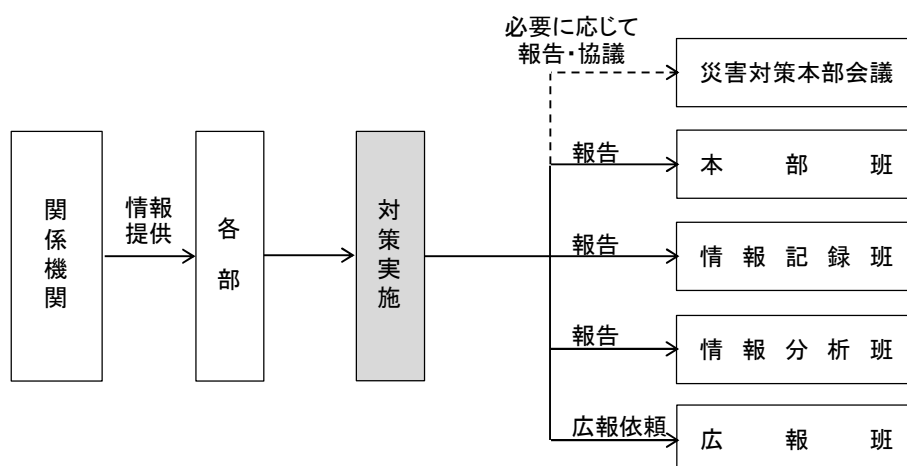
<市民（避難所）情報の伝達方法>



<現地情報の伝達方法>

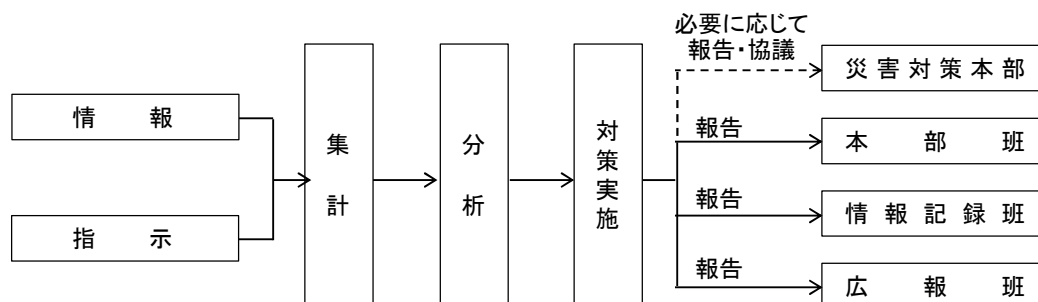


<関係機関からの情報の伝達方法>



(2) 部内の情報処理方法

情報を受信した各部は、情報を集計・分析し対策を実施する。対策の実施結果については本部班に報告し、全庁的な対応や調整が必要な事項については災害対策本部会議に報告する。また、市民へ周知が必要な事項については、広報班へ周知を依頼する。



6 被害規模早期把握のための活動

応急対策の体制確立、各機関の応援体制の判断のために、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を早期に把握する。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
情報・指示の連絡系統	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	本部班、消防部、情報記録班、電話対応班									
・ 情報・指示の連絡系統は次図のとおりである。 ・ 県に災害情報を報告するのは、以下の災害が発生したときとする。 ○災害対策本部を設置した災害 ○災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（市内で震度 4 以上を記録した地震、または市内に被害を生じた地震を指す。） ○上記 2 つになるおそれのある災害 ・ 通信の不通等により県に報告できない場合、消防部が内閣総理大臣（窓口総務省消防庁）に対して直接被害状況等を報告することとする。通信回復後、県に報告する。 ・ 多くの死傷者が発生し、消防部への通報が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部）に対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく、直接報告することとする。その旨、後で県に報告する。 ・ 「直接即報基準」に該当する火災・災害等(地震の場合は震度 5 強以上)を覚知したときには、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告すること。										
＜被害規模早期把握のための情報系統図＞ 高知県 災害対策本部 香南市災害対策本部 本部長・本部会議 各対策部長 本部班 各班 電話対応班 消防部 通信室 情報記録班 広報班 現地情報班 関係機関 市民 報道機関										
※ 緊急を要する場合等にあつては、破線の連絡経路によることがある。										
＜県への連絡系統＞ 香南市災害対策本部 本部班 各班 高知県災害対策本部 事務局 各班										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
収集する情報の種類	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	本部班、消防部、情報記録班、電話対応班									
・担当各部班は、災害発生後概ね 1～2 時間以内に、「被害規模早期把握のための収集する情報」を収集・連絡するよう努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の全容を大まかにつかむことに留意する。										
▶情報－3 被害規模早期把握のための収集する情報										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
情報の収集・連絡	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	本部班、消防部、情報記録班、電話対応班、各班									

(1) 情報収集・連絡方法

ア. 勤務時間内の場合

①災害の発生後、各班は直ちに被害規模早期把握のための情報収集を開始する。

②収集の手段は、電話、FAX、無線等の通信手段を活用して速やかな情報収集に努める。

③各班は、収集した情報を各部長に報告する。また、必要に応じて県の所管部署に報告する。

④各部長は、各班が収集した情報をとりまとめた上で、災害対策本部会議または関係部長に速やかに報告する。

⑤災害対策本部会議において決定した対策等は、各部長が、所属部各班に連絡する。

⑥災害対策本部会議を行わないで、本部長もしくは副本部長が決定した対策等は、本部班が各部長に連絡し、各部長は所属部各班に連絡する。

⑦各部内における収集・連絡方法は、各部内において定める。

イ. 勤務時間外の場合

①勤務時間内における収集・連絡方法に準じる。

②各職員は出勤途上の被害状況を確認のうえ、各班および各避難所において速やかにとりまとめる。その際、各班の担当以外の情報についても報告する。

(2) ヘリコプターの支援要請

各部において、ヘリコプター等による被災状況の調査が必要であると認められる場合は、「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 高知県消防防災航空隊ヘリコプター支援要請」に基づき、本部長が要請する

(3) 緊急を要する災害情報の隣接市への通報

河川の破堤等緊急を要する災害情報は、本部班または消防部が直ちに、隣接する香美市、南国市に対し通報する。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
情報の整理 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、情報記録班、情報分析班									
情 報 の 整 理 ・ 分 析		①本部班および情報記録班は、各部班から報告された情報に基づき、本市域を網羅する住居表示図の上に被害状況等を取りまとめる。また、必要に応じて分析を行い、その結果を災害対策本部会議に報告する。 ②収集した情報および決定した対策等は、本部班が速やかに県災害対策に速報として報告する。報告内容については下記に示すとおりである。									
情報記録班による整理		情報記録班は、本部班がとりまとめた情報等を常に整理し、広報班等の各部班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。									
➤情報－4 速報の報告内容											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
得られた情報に基づく判断		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、情報記録班									
本部体制の判断		①本部長は、得られた情報に基づき、災害対策本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針およびそのために必要な体制を決定する。 内容は、「第 1 部 第 3 章 第 1 節 災害応急活動体制の整備」による。 ②勤務時間外等のため災害対策本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。									
応援体制の判断		本部長は、応援体制の必要性を認めた場合は、県、他の市町、自衛隊等への応援要請を、「第 2 部 第 1 章 第 4 節 防災関係機関との連携」に基づき行う。									
各対策部の判断		上記「本部体制の判断」「応援体制の判断」について緊急を要すると認められる場合は、各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。									
緊急本部員の判断		勤務時間外に災害が発生し、本部長および副本部長（副市長）が発災後直ちに参集できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、災害対策本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間に、「本部体制の判断」「応援体制の判断」について緊急を要すると認められる事項については、「第 1 部 第 3 章 第 1 節 6 災害対策本部の設置」に示す緊急本部員が実施し、事後速やかに本部長に報告する。									

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5																																													
第 1 次情報等の収集・連絡	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m																																													
担当	本部班、各班																																																						
・二次災害の防止と、災害救助法の適用の可否を判断する観点から、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況および火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市域（海上を含む）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などの対象外者は外務省）または県に連絡する。 (1) 連絡系統 第1次情報等の入手・連絡系統は、「第 1 章 第 1 節 6 被害規模早期把握のための活動」に定める系統に準じる。 (2) 収集する情報の種類 担当各部班は、災害発生後速やかに、次表に示す情報を収集するよう努める。この場合、把握できた範囲から一刻も早く第一報として報告することに留意する。特に、二次災害防止に関する情報および人的被害・住家被害数の把握に重点を置く。 <第 1 次情報等> <table><tr><th>項 目</th><th>収集内容</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">人的被害</td><td>死者、行方不明者の状況</td><td>消防部 統括部・警察</td></tr><tr><td>負傷者の状況</td><td>医療・要配慮者対策部 消防部</td></tr><tr><td rowspan="3">住家被害</td><td>全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3日後)</td><td>建設部、統括部</td></tr><tr><td>全焼、半焼の状況</td><td>消防部</td></tr><tr><td>津波による浸水の状況</td><td>消防部</td></tr><tr><td rowspan="4">公共土木施設等の被害</td><td>道路、橋梁、河川、港湾等の状況</td><td>建設部</td></tr><tr><td>急傾斜地、宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査(至急) ・応急危険度判定調査(2～3日後)</td><td>建設部</td></tr><tr><td>交通施設、交通の状況 ・公共交通機関（各社） ・道路交通（警察）</td><td>統括部</td></tr><tr><td>ライフライン施設の状況 ・上水道 ・下水道 ・電話、都市ガス、電気（各社）</td><td>上下水道部 建設部 統括部</td></tr><tr><td rowspan="9">その他</td><td>救急救助活動の状況</td><td>消防部</td></tr><tr><td>医療活動の状況</td><td>医療・要配慮者対策部</td></tr><tr><td>応急給水の状況</td><td>上下水道部</td></tr><tr><td>出火の状況</td><td>消防部</td></tr><tr><td>津波の発生、浸水の状況</td><td>消防部</td></tr><tr><td>社会的混乱の発生状況</td><td>統括部・警察</td></tr><tr><td>避難所の状況</td><td>避難所・学校教育対策部</td></tr><tr><td>避難指示等、警戒区域設定の状況</td><td>統括部</td></tr><tr><td>非住家（公共建物等）の状況</td><td>統括部</td></tr><tr><td>応急対策活動の状況等その他</td><td>各部・班</td></tr></table>											項 目	収集内容	担 当	人的被害	死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察	負傷者の状況	医療・要配慮者対策部 消防部	住家被害	全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3日後)	建設部、統括部	全焼、半焼の状況	消防部	津波による浸水の状況	消防部	公共土木施設等の被害	道路、橋梁、河川、港湾等の状況	建設部	急傾斜地、宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査(至急) ・応急危険度判定調査(2～3日後)	建設部	交通施設、交通の状況 ・公共交通機関（各社） ・道路交通（警察）	統括部	ライフライン施設の状況 ・上水道 ・下水道 ・電話、都市ガス、電気（各社）	上下水道部 建設部 統括部	その他	救急救助活動の状況	消防部	医療活動の状況	医療・要配慮者対策部	応急給水の状況	上下水道部	出火の状況	消防部	津波の発生、浸水の状況	消防部	社会的混乱の発生状況	統括部・警察	避難所の状況	避難所・学校教育対策部	避難指示等、警戒区域設定の状況	統括部	非住家（公共建物等）の状況	統括部	応急対策活動の状況等その他	各部・班
項 目	収集内容	担 当																																																					
人的被害	死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察																																																					
	負傷者の状況	医療・要配慮者対策部 消防部																																																					
住家被害	全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3日後)	建設部、統括部																																																					
	全焼、半焼の状況	消防部																																																					
	津波による浸水の状況	消防部																																																					
公共土木施設等の被害	道路、橋梁、河川、港湾等の状況	建設部																																																					
	急傾斜地、宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査(至急) ・応急危険度判定調査(2～3日後)	建設部																																																					
	交通施設、交通の状況 ・公共交通機関（各社） ・道路交通（警察）	統括部																																																					
	ライフライン施設の状況 ・上水道 ・下水道 ・電話、都市ガス、電気（各社）	上下水道部 建設部 統括部																																																					
その他	救急救助活動の状況	消防部																																																					
	医療活動の状況	医療・要配慮者対策部																																																					
	応急給水の状況	上下水道部																																																					
	出火の状況	消防部																																																					
	津波の発生、浸水の状況	消防部																																																					
	社会的混乱の発生状況	統括部・警察																																																					
	避難所の状況	避難所・学校教育対策部																																																					
	避難指示等、警戒区域設定の状況	統括部																																																					
	非住家（公共建物等）の状況	統括部																																																					
応急対策活動の状況等その他	各部・班																																																						

(3) 情報の収集・連絡

情報の収集・連絡方法	①被害規模の早期把握のための調査後、または並行して、各班は直ちに前項に示す情報収集を開始する。収集の手段は、電話、FAX、無線等の通信手段を用いるほか、原動機付自転車等を活用して速やかな情報収集に努める。被害の認定基準は、「被害および災害公営住宅の滅失住宅の基準」とおりである。 ②各班は、収集した情報を「被害状況等報告」、避難所の開設状況については「避難所一覧表」により、各部の部長に報告する。 ③報告を受けた部長は、各班から報告された情報をとりまとめ、災害対策本部会議へ報告する。 ④情報記録班は、災害対策本部に報告された情報を常に整理し、広報班等の各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。また、本部班は、県災害対策へ「被害状況等報告」により報告する。 ⑤各部内における連絡方法は、各部内において定める。
建築物等の応急危険度判定調査の実施	余震等による二次災害防止の観点から、建築物、急傾斜地等および宅地の被災状況を主に外観により調査し、危険度判定を実施する。（「第11章 第2節 建築物等の二次災害防止計画」による。）

(4) 得られた情報による判断

二次災害防止対策の判断	①得られた情報に基づき、災害対策本部会議において、重点的に取組むべき二次災害防止対策およびその実施方針を定める。（内容は、「第11章 二次災害の防止活動」による。） ②勤務時間外等のため災害対策本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。本部長および副本部長（副市長）が不在の場合は緊急本部員が代行する。
災害救助法適用の判断	上記の方法に準じて、被害が災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みがあると判断される場合は、「第2部 第1章 第2節 6 災害救助法の適用」に基づき、知事に被害状況を報告するとともに災害救助法の適用を要請する。

- 様式－5 被害状況等報告
- 施設－10 指定避難所等一覧

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
一般被害情報等の収集・連絡		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、各班									
・災害がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害情報等の把握に入る。被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努めることとし、確定情報に至るまでの間は、把握できた範囲から原則として高知県総合防災情報システム、またはそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等、迅速な方法で県に報告する。 (1)連絡系統 一般被害情報等の入手・連絡系統は、「第 2 部 第 1 章 第 2 節 6 被害規模早期把握のための活動」に定める系統に準じる。 (2)収集する情報の種類											
項 目		収集内容					担 当				
人的被害		死者、行方不明者の状況					消防部 統括部・警察				
		負傷者の状況					医療・要配慮者対策部 消防部				
住家被害		全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3日後)					建設部、統括部				
		全焼、半焼の状況					消防部				
		津波による浸水の状況					消防部				
非住家被害		公共建物					統括部（施設管理班）				
		その他					建設部				
そ の 他		文教施設 教育委員会災対部					学校教育対策部				
		病院					医療・要配慮者対策部				
		道路					建設部				
		公園					建設部				
		橋梁					建設部				
		河川					建設部				
		港湾					建設部				
		砂防					建設部				
		上水道施設					上下水道部				
		下水道施設					上下水道部				
		廃棄物処理施設					物資・環境対策部				
		がけ崩れ					建設部				
		鉄道不通					統括部				
		船舶および沿岸部の被害等					海上保安部				
		電 話					統括部（NTT西日本へ照会）				
		電 気					統括部（四国電力へ照会）				
		ガ ス					統括部（LPガス協会へ照会）				
		ブロック塀等					建設部				
罹 災 者		罹災世帯、罹災者数					統括部（被害認定調査班）				
火 災		火災発生（建物、危険物、その他）					消防部				
被 害 額		公立文教施設					統括部（財政班）				
		その他の公共施設					統括部（財政班）				
		商工被害					統括部（財政班）				

(3)情報の収集・連絡

情報の収集・連絡方法	①災害発生直後の被害の第1次情報の収集後、または並行して、各班は前記「(2) 収集する情報の種類」に示す情報収集を開始する。被害の認定基準は、「被害および災害公営住宅の滅失住宅の基準」に示すとおりである。 ②各班は、収集した情報を「被害状況等報告」により各部の部長に報告する。 ③報告を受けた部長は、各班から報告された情報をとりまとめ、災害対策本部会議へ報告する。 ④情報記録班は、災害対策本部会議に報告された情報を常に整理し、広報班等の各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。また、本部班は、「被害状況等報告」に基づき必要な事項を県災害対策へ報告する。 ⑤各部内における連絡方法は、各部内において定める。
人的被害の把握	①死者、行方不明者は、消防部が南国警察署と連携して把握する。 ②負傷者は、医療・要配慮者対策部が、応急救護所の記録をとりまとめ、救急搬送した負傷者は消防部が、それぞれ把握したものを、保健医療班において集約する。

➤情報－7 被害の認定基準

➤様式－5 被害状況等報告

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
住家等の被害認定および応急危険度判定	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	被害認定調査班、現地情報班									

(1) 住家等被害の把握（被害判定）

「第2部 第3章 第4節 3建築物等の二次災害防止計画」による。

(2) 被害確定報告

本部班は、市の応急措置完了後、速やかに県（災害対策本部）に報告する。

第3節 災害情報の広報・広聴

【基本的な考え方】

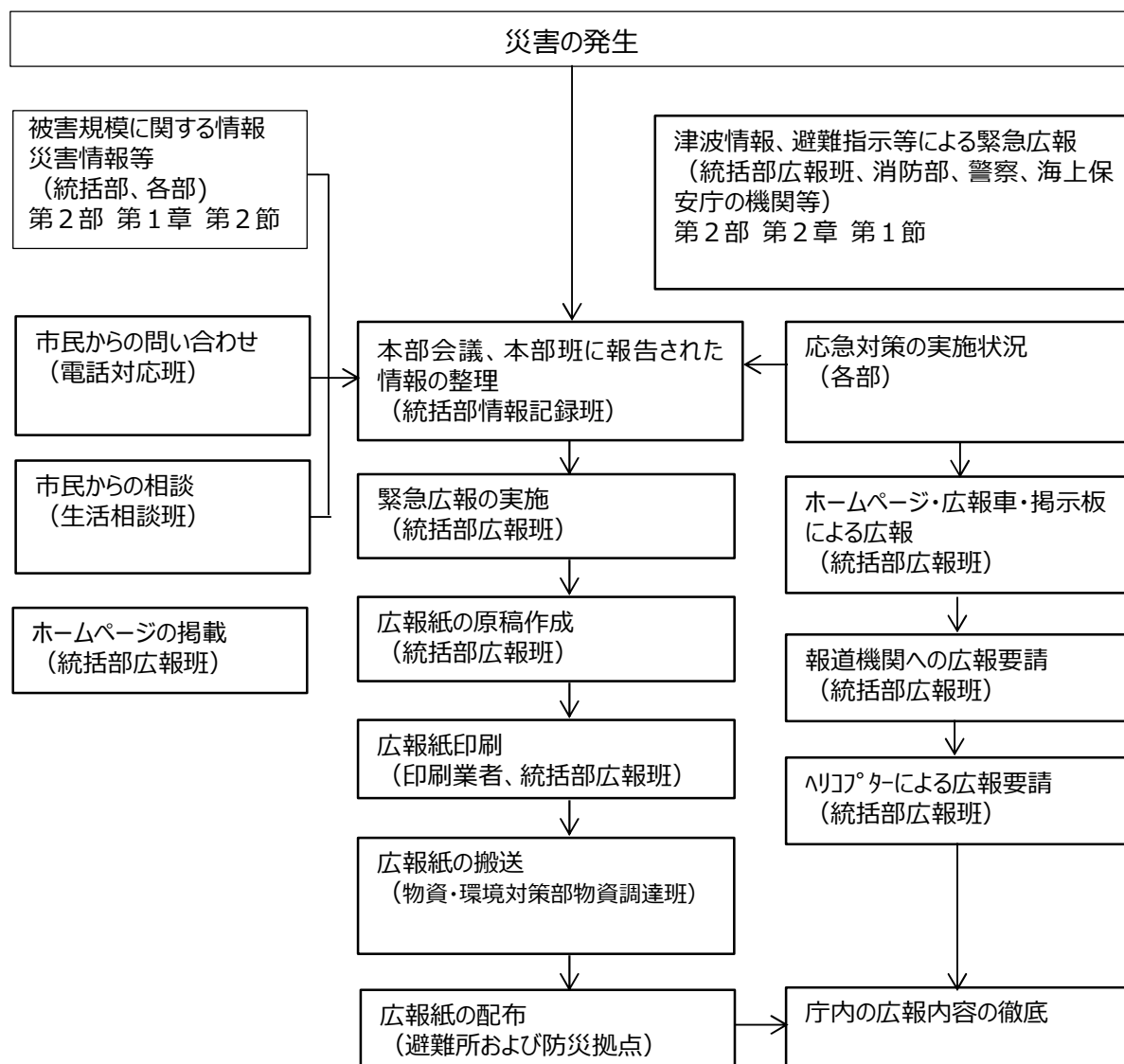
市民や報道機関に対して、正確、かつきめ細かな情報を迅速に提供するとともに、市民からの問い合わせや要望に対応するため広聴活動を実施する。

応急対策・復旧対策に市民の要望等を反映させるため迅速な対応を行う。

1 市民への情報伝達活動

市、県および防災関係機関は災害時における情報および被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関および住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

応急対策の流れ



役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市 災 害 対 策 本 部	統 括 部	(1) 広報班は、市民の生命を確保するために必要な緊急広報を実施する。 (2) 広報班は、プレス対応を実施する。 (3) 広報班は、災害発生後定期的に記者発表を行う。 (4) 広報班は、災害広報紙を作成する。 (5) 広報班は、ホームページを作成する。 (6) 広報班は、防災行政無線や広報車による広報を実施する。 (7) 広報班は、関係機関に広報協力を要請する。 (8) 情報記録班は、災害対策本部会議等で収集した情報を整理し、広報班に報告する。 (9) 情報記録班は、写真や映像等を記録する。 (10) 電話対応班は、市民からの問い合わせ内容等を災害対策本部会議等に報告する。 (11) ボランティア班は、災害ボランティアセンターと共有したボランティア等のNPOの情報を、災害対策本部会議等を通じて広報班に報告する。 (12) 生活相談班は、罹災証明・仮設住宅・災害援護資金・災害要因による解雇者・通学・精神的ショックへのケアなどの担当窓口を紹介し、内容を災害対策本部会議に報告する。
	各 部	各部は、市民への迅速な情報提供のため、予告記事も含め、積極的に広報班に記事を提供する。
	物 資 環 境 対 策 部	物資調達班は、広報紙を避難所に搬送する。
	避難所・学校 教 育 対 策 部	避難所担当者は、避難所で広報紙を配布する。
報 道 機 関		市民および他地域に対してきめ細かな広報に協力する。
自 主 防 災 組 織		広報紙の配布に協力する。
市 民 ・ 事 業 所		一時市外へ避難する場合は、統括部広報班に届け出る。
ボ ラ ン テ ィ ア		(1) 広報紙の配布に協力する。 (2) 香南市社会福祉協議会のホームページ等によりボランティア等のNPOの情報を発信する。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5										
広報の体制 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m										
担当		広報班																			
・災害対策本部は、災害発生後の災害情報のうち、市民の安全に係わる緊急広報（大火災発生時の避難指示等）を実施する。 ・統括部広報班は、その他の情報（生活情報、復旧情報、避難所情報、復興情報等）の総合的な広報活動を実施する。 ・各部班は、定期的に情報記録班に対して災害情報、生活情報を報告する。また、これらの情報のリスト化を図る。 ・統括部広報班長が指名した連絡員は、災害対策本部に常駐し、報道対応を行う。 ・情報伝達活動を実施するにあたり、必要な要員が不足する場合は、統括部庶務班に依頼する。																					
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5										
広報方法 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m										
担当		広報班、消防部																			
(1) 市民に対する広報方法 <table><tr><td>1</td><td>広報班は、発災後速やかに市民へ「広報する情報」を周知する。</td></tr><tr><td>2</td><td>勤務時間外等のため、広報班による市民への広報活動が間に合わないと考えられる場合は、消防部が防災行政無線等の遠隔制御装置により、市民への広報活動を開始する。</td></tr><tr><td>3</td><td>市民は、まずテレビ、ラジオ、市ホームページ、防災行政無線、香南市メール配信サービス、緊急速報メール等により情報入手に努める。</td></tr><tr><td>4</td><td>市民に対する災害情報等の広報活動は、「第 2 部 第 1 章 第 3 節 1 市民への情報伝達活動」に基づいて行う。</td></tr><tr><td>5</td><td>災害情報等は、報道機関が自主的にテレビ・ラジオ等により報道することによって、相当詳細かつ広範囲にわたり広報されるが、災害対策本部が必要と認めた災害情報等についても、県知事または各放送機関に依頼して周知を図る。</td></tr></table> (2) 特殊な情報、特定地域のみに対する連絡方法 次の方法のいずれかにより周知する。 ○香南市メール配信サービス、緊急速報メール ○防災行政無線 ○香南ケーブルテレビ（L 字放送） ○ホームページ ○庁内放送 ○広報車 ○水防計画によるサイレン ○口頭、電話等による戸別連絡 ○臨時災害 FM 放送局 ➤情報－5 市民への緊急放送文例												1	広報班は、発災後速やかに市民へ「広報する情報」を周知する。	2	勤務時間外等のため、広報班による市民への広報活動が間に合わないと考えられる場合は、消防部が防災行政無線等の遠隔制御装置により、市民への広報活動を開始する。	3	市民は、まずテレビ、ラジオ、市ホームページ、防災行政無線、香南市メール配信サービス、緊急速報メール等により情報入手に努める。	4	市民に対する災害情報等の広報活動は、「第 2 部 第 1 章 第 3 節 1 市民への情報伝達活動」に基づいて行う。	5	災害情報等は、報道機関が自主的にテレビ・ラジオ等により報道することによって、相当詳細かつ広範囲にわたり広報されるが、災害対策本部が必要と認めた災害情報等についても、県知事または各放送機関に依頼して周知を図る。
1	広報班は、発災後速やかに市民へ「広報する情報」を周知する。																				
2	勤務時間外等のため、広報班による市民への広報活動が間に合わないと考えられる場合は、消防部が防災行政無線等の遠隔制御装置により、市民への広報活動を開始する。																				
3	市民は、まずテレビ、ラジオ、市ホームページ、防災行政無線、香南市メール配信サービス、緊急速報メール等により情報入手に努める。																				
4	市民に対する災害情報等の広報活動は、「第 2 部 第 1 章 第 3 節 1 市民への情報伝達活動」に基づいて行う。																				
5	災害情報等は、報道機関が自主的にテレビ・ラジオ等により報道することによって、相当詳細かつ広範囲にわたり広報されるが、災害対策本部が必要と認めた災害情報等についても、県知事または各放送機関に依頼して周知を図る。																				

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
広報する情報 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		広報班、消防部									
(1) 災害情報等 災害対策本部は、必要と認められる災害情報等だけでなく、予想される事態ならびにこれに対処する措置もあわせて市民に周知するように努める。											
(2) 被害規模早期把握のための情報 統括部広報班は、市民の安全確保および応急対応を迅速に行うために必要と認められる情報を周知する。 ① 避難の準備、避難場所に関すること ② 被害の状況（火災、ライフライン等） ③ 行動上の注意事項											
(3) 第 1 情報等 「第 2 部 第 1 章 第 2 節 6 被害規模早期把握のための活動」に準じる。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
広報の内容 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		被害認定調査班、広報班									
(1) 緊急情報 統括部広報班は、統括部情報記録班から以下の情報を収集し、災害発生後、緊急に市民に広報する。なお、発災直後は混乱が予想されるため、事前に広報原稿を作成しておく。 ○災害の発生状況と応急対策の状況 ○二次災害に関する情報（火災、土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険性） ○避難指示等の情報 ○市民の安否情報 ○救急医療情報（応急救護所、医療機関の開設状況） ○緊急道路・交通規制情報 ○市民や事業所のとるべき措置（電話、交通機関等の利用制約、ガスの安全使用等）											
(2) 生活情報 被災後の生活維持のために市民に提供すべき情報の内容は、以下のとおりとする。 ○ライフライン情報（電気・水道・ガス・電話・下水道等の被害状況と復旧見込み情報） ○食料・物資等供給情報 ○生活情報（風呂、店舗等開業状況） ○鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報 ○道路情報 ○医療機関の活動情報等											
(3) 復旧情報 被災者の生活再建のために提供すべき情報の内容は、以下のとおりである。 ○ライフライン情報（電気・水道・ガス・電話・下水道等）の復旧情報 ○交通機関復旧情報等											
(4) 避難所情報、復興情報 ○住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ○各種相談窓口の開設情報等 ○罹災証明書の発行情報 ○税・手数料等の減免措置の状況 ○災害援護金等の融資情報等											

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
地震・津波に関する情報の伝達		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、消防部									
・ 県および市は、津波に関する情報を、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者（以下「居住者等」という）ならびに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達することとする。また、災害情報およびこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。											
(1) 災害情報の伝達											
県および市は関係機関と協議の上、地震発生後速やかに災害情報の伝達を行うこととする。											
その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めることとする。											
○地震、津波に関する情報											
○余震等、今後の地震・津波に関する情報											
○避難指示等に関する情報											
○避難所に関する情報											
○その他、市民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報											
(2) 伝達の手段											
収集した情報が、時期を逸せず有効、適切に利用できるように、災害対策本部、各対策部、防災関係機関および国・県の各間において、迅速、的確に伝達できる通信体制を確立する。											
市では次の通信設備を配置し、一つの通信設備に支障がでてでも対応できるように、多ルート化を図るものとする。											
主な災害時通信手段		主な通信区間				主な使用条件					
有線	一般回線	○各対策部および関係機関との連絡				N T Tの一般回線が使用可能な場合は、原則として、こちらを利用する。					
	災害時優先電話					電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る。（電話対応班）					
	携帯電話					機動性を有効に活用するように運用する。					
	FAX					原則として単独送信とし、一斉通信をしない。送信エラーが発生したときは、再送信の前に相手先に原因がないか必ず確認を取る。					
無線	高知県防災行政無線（衛星系）	○災害対策本部と県、近隣市町村、関係機関との連絡									
	香南市防災行政無線（移動系：アナログ）	○移動車両や災害現場の臨時指揮所、防災拠点等との連絡				災害現場と無線機を常設していない防災拠点では、連絡要員をつけて無線機を輸送配置し、無線機の使用方法的説明および通信管理に当たらせる。					
	香南市防災行政無線（固定系：デジタル）	○設置地域の住民に対する情報伝達				統制局には無線従事者を適切に配置し運用する。					
	香南市情報通信・管理システム	○指定避難所、指定緊急避難場所、防災拠点施設等と市災害対策本部との連絡				南海トラフ地震等発災時、避難所に避難してきた市民の安否確認等で活用					
	消防救急無線	○消防部間の連絡				消防救急無線は、消防部間での連絡網として使用するほか、災害対策本部の指示を受けて情報収集に使用する。					
	臨時災害FM放送局	○住民に対する情報伝達				臨時の災害放送を行う。					
	衛星携帯電話	○消防部、各支所および関係機関との連絡				有線系が利用できない場合、また携帯電話が利用できない場合でも確実な情報の伝達等を行うため利用する					

(3) その他の情報伝達手段の確保

- 市は、市ホームページ、香南市メール配信サービス、緊急速報メール等市が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努めることとする。
- 市は、広報を徹底するために、特に必要がある場合には、自転車、バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じることとする。

(4) 自主防災組織との連携による市民への情報伝達

市は、緊急避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。

(5) 要配慮者に対する情報伝達

障がい者、高齢者に対する情報伝達	市は、自主防災組織、福祉ボランティア等の協力を得ながら、地域における障がい者、高齢者に対する情報伝達を実施することとする。
外国人に対する情報伝達	市は、翻訳ボランティア、外国人団体の協力を得ながら、地域における外国人に対する情報伝達を実施することとする。

(6) 船舶に対する情報伝達

船舶所有者・団体への情報伝達	①船舶所有者・団体等は、自ら行う災害情報の収集、連絡のための体制、船舶の避難に関する事項を定めたマニュアルを作成し、これに基づき、主体的に情報伝達を行うこととする。 ②県（県民センター）および市は、関係船舶団体に対してマニュアル策定のための支援を行うとともに、関係団体との連絡体制について整備することとする
航行中の船舶への情報伝達	上記については、「第2部 第1章 第2節 3 災害情報の収集」を準用する

(7) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

県、市その他港湾施設、漁港施設の管理者は、津波が到達するまでの時間を考慮して、船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置について次の事項を参考にマニュアルを定めておくこととする。

なお、港則法（昭和23年法律第174号）の適用を受ける港湾については、港則法に基づき港長の勧告、規制、指示に従い沖合い退避等の安全対策を講じることになり、港則法の適用を受けない港湾、漁港については、港湾、漁港管理者が船舶所有者および漁業協同組合と津波警報が発表された場合等において、船舶の安全対策について適切な措置を講じられるよう、事前に協議しておくこととする。

<地震に対する船舶の心構え>

- ① 強い地震（震度4程度以上）を感じた時または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の到達時間を確認し、余裕があれば港外退避
- ② 地震を感じなくても、津波注意報・警報が発表されたら、津波の到達時間を確認し、余裕があれば港外退避
- ③ 正しい情報をテレビ・ラジオ・無線などを通じて入手
- ④ 港外退避できない小型船舶等は、平時から船をしっかりと固縛
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない

(8) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

災害情報の報告基準、報告系統、伝達手段、報告内容、各部における調査事項および調査（報告）系統、緊急対策支援要請、通信手段の確保等、災害情報のその他の収集・報告等に関する事項については、「第2部 第1章 第2節 情報通信」に基づくものとする。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害時における放送要請 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		広報班									
・本部長は、消防部に次の措置をとるよう指示する。											
放送要請方法	①本部長は、災害対策基本法第 6 条に基づき、災害に関する通知、要請、連絡または警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送局を利用することが適切と考えられるときは、やむを得ない場合を除き、知事を通じて放送を要請する。 ②放送機関に対する要請および連絡は、統括部広報班が担当する。										
緊急警報放送により放送要請できる事項	①本部長は、災害対策基本法第 57 条に基づき、災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合に、電波法施行規則（昭和 25 年電波管理委員会規則第 14 号）第 2 条第 1 項第 84 の 2 号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という）を、やむを得ない場合を除き、知事に要請する。 ②知事および放送機関（NHK 高知放送局）に対する要請および連絡は、統括部広報班が担当する。 ○市民への警報、通知等 ○災害時における混乱を防止するための指示等 ○前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
緊急広報の実施 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		広報班									
(1) テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ等による広報											
テレビ・ケーブルテレビでは、視覚的な情報が提供できるように、情報を報道機関に提供し、視覚的な放送要請を行う。											
緊急放送要請内容		①要請の理由 ②放送事項 ③放送希望日時 ④その他必要事項									
対	象	災害発生予想地域の市民									
(2) インターネットによる広報											
インターネットの特徴である、不特定多数の者に対し同じ情報を配信できる「同報性」や迅速・正確に情報を収集して、最新の情報を提供できる「即時性」、携帯電話等からも確認できる「移動性」を活用し、情報の提供を行う。 なお、インターネットの情報を取得できない市民も想定されることから、その他の広報手段とあわせて実施することが必要である。											
(3) 防災行政無線等による広報											
消防部と連携して防災行政無線（電話自動応答と連動）等による緊急広報を実施する。											
(4) 広報車による広報											
消防部、警察署と協力して広報車等による緊急広報を実施する。											

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5										
一般広報の実施 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m										
担当		広報班																			
(1) テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ等による広報 統括部広報班は、必要に応じて各放送機関への放送要請を行う。（「第2部 第1章 第3節 1 市民への情報伝達活動」による。） (2) 報道機関への資料提供による広報 統括部広報班は、災害発生直後に本庁3階応接室に特設する記者発表室において、災害対策本部がとりまとめた（1）の情報を直ちに報道機関に発表するものとする。 また、報道機関から独自の取材があった場合にも、積極的に情報提供をするものとする。 (3) 広報紙等印刷物の発行による広報 <table><tr><td>各担当部</td><td>広報紙に掲載する広報内容を災害対策本部に提出する。</td></tr><tr><td>統括部広報班</td><td>①広報紙印刷物原稿の作成、印刷の発注、配布の依頼を行う。 ②市内印刷業者の被災状況を考慮して、事前に登録された印刷業者の中から業者を選定し、印刷を発注する。 ③災害発生後の初期の段階では、通常の広報ルートが機能しない場合が想定されるため、自主防災組織に対して、広報紙の配布の協力を依頼する。</td></tr><tr><td>物資・環境対策部 物資調達班</td><td>印刷された広報紙を避難所に届け、避難所において被災者に配布する。</td></tr><tr><td>自主防災組織</td><td>統括部広報班と協力して、広報紙の避難所等への配布、掲示板への掲示を実施する。</td></tr><tr><td>各担当部</td><td>被災者に広報された内容について、職員に十分徹底を図る。</td></tr></table> (4) ホームページを利用した広報 統括部広報班は、ホームページへの掲載により、広報紙に掲載する内容について情報提供を行う。 (5) 広報車等の利用による現場広報 各担当部は、災害の状況または道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。 (6) 自主防災組織等による広報 自主防災組織は、災害対策本部の実施する広報活動に協力する。												各担当部	広報紙に掲載する広報内容を災害対策本部に提出する。	統括部広報班	①広報紙印刷物原稿の作成、印刷の発注、配布の依頼を行う。 ②市内印刷業者の被災状況を考慮して、事前に登録された印刷業者の中から業者を選定し、印刷を発注する。 ③災害発生後の初期の段階では、通常の広報ルートが機能しない場合が想定されるため、自主防災組織に対して、広報紙の配布の協力を依頼する。	物資・環境対策部 物資調達班	印刷された広報紙を避難所に届け、避難所において被災者に配布する。	自主防災組織	統括部広報班と協力して、広報紙の避難所等への配布、掲示板への掲示を実施する。	各担当部	被災者に広報された内容について、職員に十分徹底を図る。
各担当部	広報紙に掲載する広報内容を災害対策本部に提出する。																				
統括部広報班	①広報紙印刷物原稿の作成、印刷の発注、配布の依頼を行う。 ②市内印刷業者の被災状況を考慮して、事前に登録された印刷業者の中から業者を選定し、印刷を発注する。 ③災害発生後の初期の段階では、通常の広報ルートが機能しない場合が想定されるため、自主防災組織に対して、広報紙の配布の協力を依頼する。																				
物資・環境対策部 物資調達班	印刷された広報紙を避難所に届け、避難所において被災者に配布する。																				
自主防災組織	統括部広報班と協力して、広報紙の避難所等への配布、掲示板への掲示を実施する。																				
各担当部	被災者に広報された内容について、職員に十分徹底を図る。																				
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5										
報道機関への対応 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m										
担当		広報班																			
・報道関係の車両の駐車場所は、事前に検討しておく。また、必要に応じて電源等の提供を行う。																					
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5										
一時市外避難者への広報		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m										
担当		広報班、本部班																			
・市の施策等の広報を、市内在住者だけでなく、一時市外に避難した市民にも伝達する。 ○一時市外避難者は、統括部広報班に避難先を届け出ることとする。なお、避難先の届出方法については、検討し、次の方法で周知する。 ○統括部広報班は、市外の施設管理者との連携、報道機関への要請、広報紙を直接郵送する等の方法により、一時市外避難者へ広報する。																					

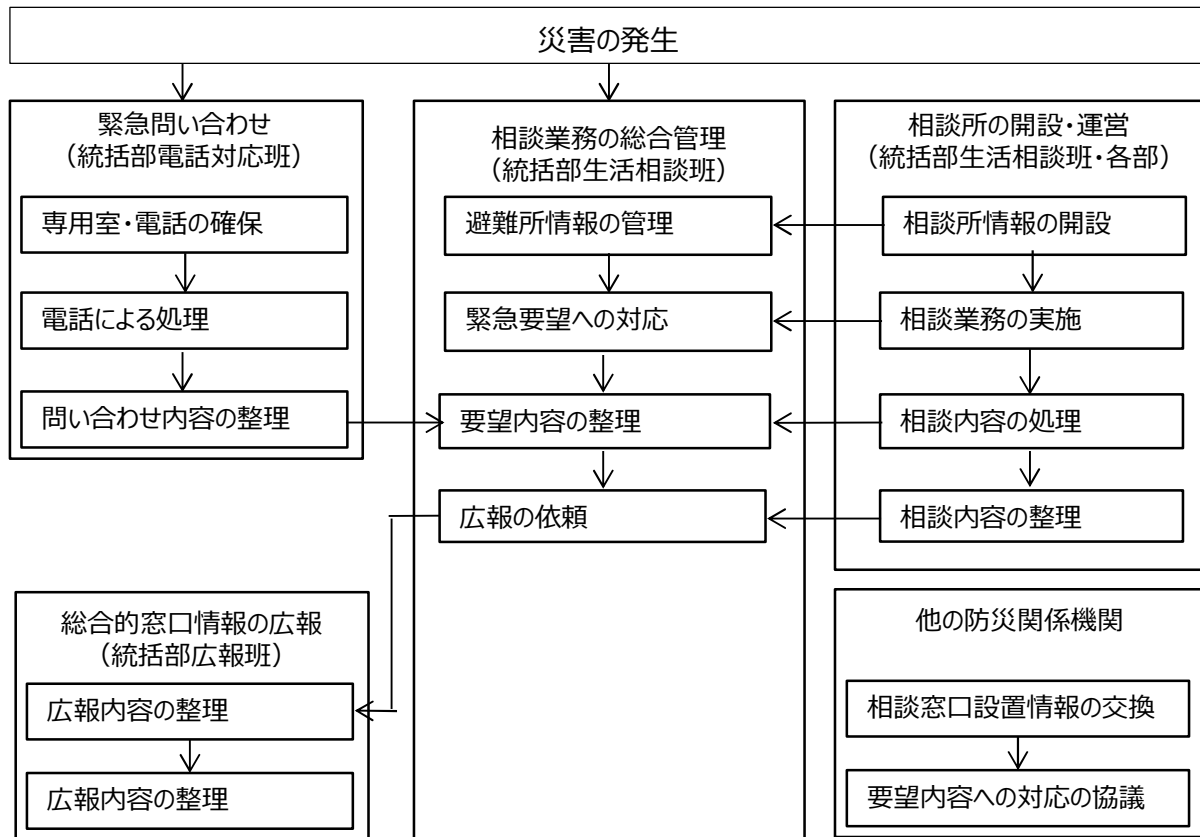
第3編 公助編
 第2部 いのちを守る・つなぐ
 第1章 災害応急活動体制の立ち上げ

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
要配慮者への広報	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	広報班、ボランティア班									
障がい者、高齢者等への広報	医療要配慮者対策部および福祉ボランティア等の協力を得て、在宅の障がい者、高齢者等に対して広報紙を各戸配布するよう努める。									
外国人に対する広報	ボランティア班と連携し、通訳ボランティアおよび外国人団体等の協力を得て、広報紙等の翻訳を行い、外国語による広報に努める。									

2 市民等からの照会に対する活動

甚大な災害が生じた場合、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行う。

応急対策の流れ

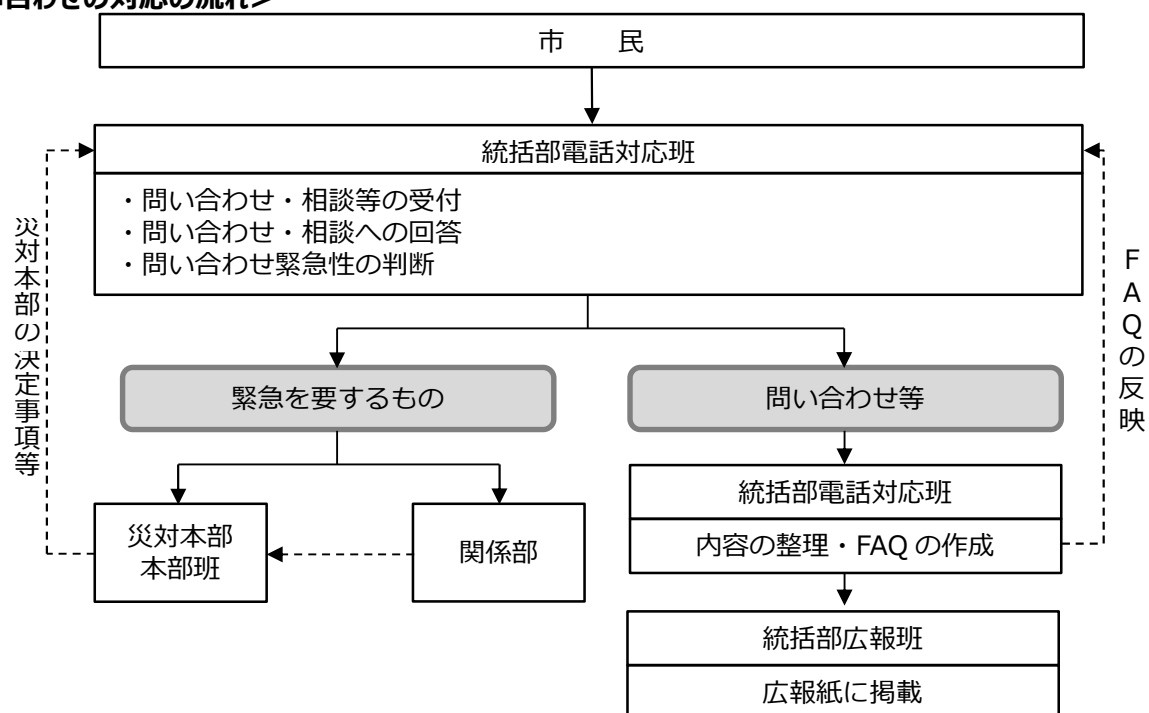


役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市災害対策本部	統括部	(1) 広報班は、相談所の設置状況等を広報する。 (2) 電話対応班は、市民からの直接電話による問い合わせに対応する。 (3) 電話対応班は、緊急問い合わせに対応するためのマニュアルを作成する。 (4) 電話対応班は、市民からの問い合わせ内容を災害対策本部会議等に報告する。 (5) 生活相談班は、関係機関の協力を得て公共施設等に臨時相談所を開設する。 (6) 生活相談班は、他の相談所等を把握し、活動調整を実施する。 (7) 生活相談班は、臨時相談所の設置・運営のためのマニュアルを作成する。
	各部	(1) 必要に応じて専門的な内容の電話問い合わせに対応する。 (2) 必要に応じて専門的な内容の相談所を開設する。
防災関係機関		(1) 必要に応じて専門的な内容の電話問い合わせに対応する。 (2) 必要に応じて専門的な内容の相談所を開設する。
市民・事業所		広報紙等の市の広報内容に注意し、電話問い合わせはできるだけ控える。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
緊急問い合わせ対応 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		電話対応班、情報記録班、広報班、建設総務班、生活相談班									
(1)緊急問い合わせ対応の体制											
緊急問い合わせへの対応		統括部電話対応班は、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備え、市民からの電話による問い合わせに対応する。									
相談所の開設・運営		①統括部生活相談班 平時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて公共施設や避難所に、相談所を設置する。 ②各部 法律相談や住宅相談、外国人市民向けの相談等、必要に応じて専門相談所を設置する。									
総合的な相談窓口情報の提供		①統括部生活相談班 本市が開設する臨時相談所、専門相談所等の設置を調整するとともに、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査し、統括部広報班および統括部情報記録班へ報告する。 ②統括部広報班 本市および他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を、広報紙・ホームページ等によって広報する。									
(2)緊急問い合わせへの対応の方法											
統括本部		市災害対策本部の決定事項等、市民に情報提供する事項については、統括部電話対応班に連絡し、その後の対応の迅速化を図る。									
統括部電話対応班		①災害発生直後に多発すると想定される市民からの電話による問い合わせ、相談に対応する。問い合わせ内容は、「情報処理カード」の様式に記入する。 ②市民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係部長または班長に連絡するとともに、必要に応じ、市災害対策本部に報告する。 ③問い合わせ内容を整理し、頻繁に質問される項目についてFAQを作成する。また、必要に応じ、統括部広報班に翌日以降の広報紙・ホームページ等への掲載を依頼する。									
▶様式－9 情報処理カード											

<問い合わせの対応の流れ>



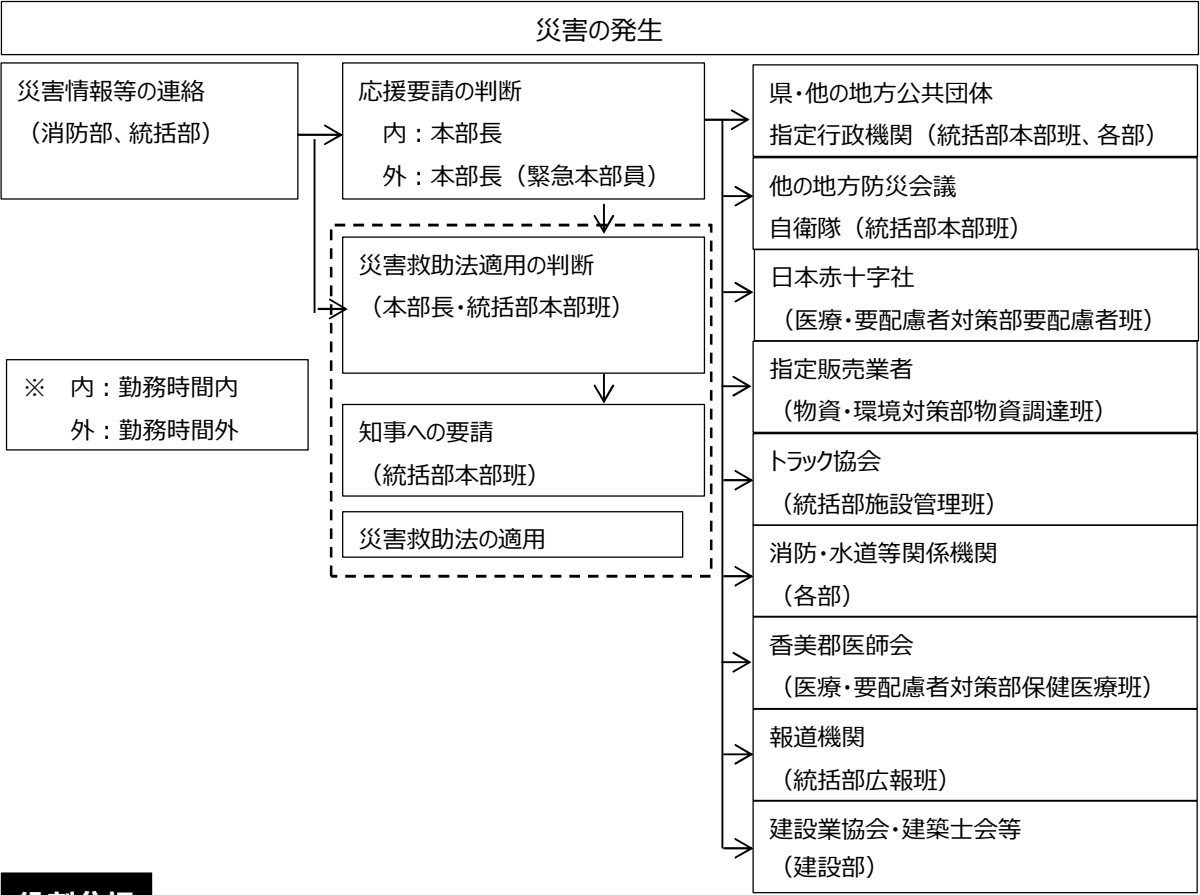
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
相談所における要望等の処理	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	生活相談班									
・ 相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決に努力する。 ・ 処理方法の正確性と統一を図るために、あらかじめ定められた対応記録票等を用いて内容を記入する。 ・ 問い合わせの内容、処理方法を定期的に災害対策本部および統括部広報班に報告する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
市民等からの安否確認への対応 ※リードタイムを考慮	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	生活相談班									
・ 被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。 ・ 被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、加害者等に居所が知られることのないよう、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。 ・ 市民は、避難所等に設置された特設公衆電話を利用し、安否確認等を実施できる。また、その際、災害用伝言ダイヤル(171)の利用が可能である。 ・ また、インターネット利用環境にある場合、災害用伝言板（web171）を利用した安否確認も可能である。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
広報や記者発表の実施 ※リードタイムを考慮	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	広報班									
・ 広報班は、取りまとめられた情報を基に、広報内容・時期を計画しながら広報活動用資料を作成し、市民への広報や記者発表を実施する。報道機関への情報提供は、できる限り日時、目的等を前もって各報道機関に周知し、定期的に記者発表室を設けて行う。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
広聴活動の実施 ※リードタイムを考慮	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	広報班、電話対応班									
・ 災害発生後、市民から各職員に寄せられた問い合わせや要望に対し、個別に対応していくとともに、電話対応班でそれらの集約・整理を行い、対応方法を検討して、各対策班で実施していく。 ・ また、議員等と連携しながら、市民懇談会を随時開催し、幅広く広聴活動を実施していく。										
(1)広報の手段 ○ 広報紙の臨時発行 ○ 広報車による広報 ○ 防災行政無線による広報 ○ 避難場所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布 ○ 新聞、ラジオ、テレビによる広報 ○ インターネット（ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス等）の活用 ○ 臨時災害FM局による広報 ○ 録音テープやファクシミリ等の多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等の要配慮者に配慮したきめ細かな広報										
(2)広報の内容の例 ○ 気象情報 ○ 避難指示等の呼びかけ ○ 避難場所開設の情報 ○ 二次災害の危険性に関する情報 ○ 被災状況とその後の見通し ○ 安否情報										

第4節 防災関係機関との連携

【基本的な考え方】

大規模な災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、災害発生時に各主体が迅速、かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。また、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮する

関係機関との連絡・調整の流れ



役割分担

実務担当		実施内容
市災害対策本部	本部長	(1) 広域応援要請の指示 (2) 自衛隊派遣要請 (3) 災害救助法適用要請の指示
	統括部	(1) 応援要請に関すること (2) 他機関との連絡調整に関すること (3) 災害救助法適用要請 (4) 派遣要請に関すること
	各部	応援協定を締結している場合の応援要請
防災関係機関		市災害対策本部と緊密な連絡調整をとる。
防災関係民間団体		市災害対策本部の要請に基づき、または自らの判断により、市災害対策本部の応急対策活動の応援および被災市民の救援に当たる。

1 防災関係機関との連携

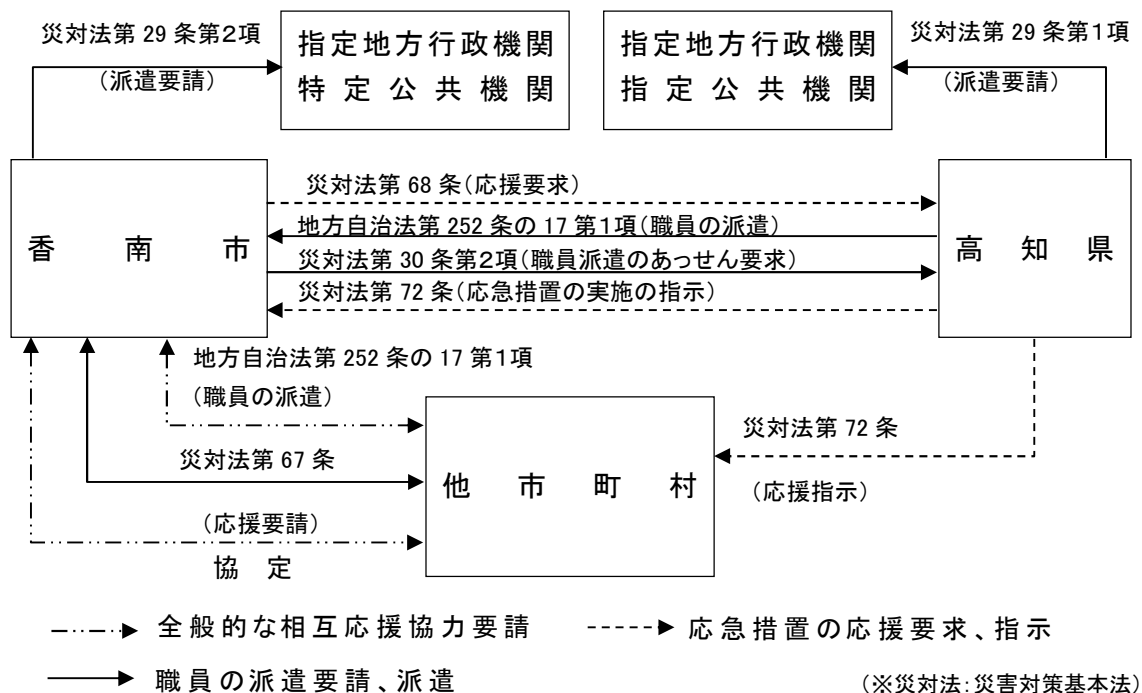
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
連絡調整会議の設置	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・本部長は、各機関間で活動の調整を行う必要があると認められる場合は、以下の連絡調整会議を招集する。										
＜連絡調整会議の構成（部会種別）＞										
連絡調整部会	防災関係機関			市災害対策本部の担当班						
救助・捜索	◎ 南国警察署※ ² 自衛隊（要請した場合）			消防部						
応急医療	◎ 香美郡医師会※ ² ◎ 香美香南歯科医師会※ ² ◎ 高知県薬剤師会香長土支部※ ²			医療・要配慮者対策部保健医療班						
緊急輸送 （交通確保）	◎ 南国警察署※ ² 中央東土木事務所 土佐国道事務所 ・南国国道維持出張所			建設部建設総務班 統括部本部班						
ライフライン	NTT西日本高知支店 四国ガス 高知県エルピーガス協会 四国電力			上下水道部水道班 上下水道部下水道班 ◎ 建設部現地情報班※ ²						
海上保安※ ¹	◎ 高知海上保安部※ ² 南国警察署			消防部						

※1 海難救助等、流出油の防除等、警報等の伝達、緊急輸送警戒区域設定、海上治安維持等、海洋汚染の防止等

※2 ◎:調整担当機関

2 広域的な応援要請

<応援協力要請系統図>



業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
県への応援の要求（要請）		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		受援班									
・災害時に県への応援もしくは応急措置の実施を要請するときは、関係法令に基づいて行う。 ・指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請は県を通じて要請する。なお、県に要請できない場合には、災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。											
応 援 の 要 求 （ 要 請 ）		①本部長は、概括的被害状況等により応援の要求（要請）の必要性を判断し、県災害対策本部を通じて県知事に応援の要求（要請）、または応急対策職員派遣制度に基づき他市町等への応援を要請する。 ②連絡担当は統括部本部班（防災対策課）とする。まず下表の電話等によって要請し、必要に応じ後日文書によりあらためて処理する。 ③緊急を要する場合は、各部において県の各担当部署に直接要請することができる。その場合は、事後において統括部本部班に報告する。									
要 請 時 に 明 ら か に す べ き 事 項		①災害の原因および被害の状況 ②必要とする応援の内容、理由 ③必要とする応援の人員、資機材、期間、場所 ④その他必要な事項									
＜要請連絡先＞											
県		電 話 番 号									
■災害対策本部設置時 →災害対策本部事務局		TEL 088-823-9699 TEL（県防災行政無線） 80-620 FAX（県防災行政無線） 80-640									
■災害対策本部未設置時 →災害対策課（危機管理・防災課）		TEL（衛星携帯電話） 080-1990-5157 TEL 088-823-9320									
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
他市町への応援要求（要請）		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		受援班									
・災害時に他の市町に応援を要請するときは、応急対策職員派遣制度に基づく県への要請、または関係法令および相互応援協定等に基づいて行う。 ・相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、県にあつせんを要請するほか、他の市町に応援を要請する。											
応援の要請		①本部長または各部長は、概括的被害状況等により応援要請の必要性を判断する。 ②相互応援協定等により応援を要請する場合は、各協定等に定められた所管の各部長が本部長に上申し、各協定等に定められた者が要請する。（建設部、防災対策部、消防部、上下水道部、医療・要配慮者対策部） ③相互応援協定等によらない場合は、本部長が要請する。本部長が要請できないときは、副本部長（副市長）が要請する。 ④まず電話等により要請し、後日文書によりあらためて処理する。									
相互応援協定等		①本市が災害対策に関連して締結している他市町との相互応援協定等は、「相互応援協定等の概要と連絡担当」のとおりである。このほか、個別の活動に限定したものについては、各計画中に示す。 ②協定における応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は、それぞれ別紙協定書のとおりである。 ③協定市町は、その相接する地域および当該地域の周辺部で災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよし、または被害の拡大を防止するため、必要な応急措置について、相互に応援を行う。									
連絡先		「市町村・消防本部危機管理連絡先一覧」に示すとおり。									
➤組織－6 市町村・消防本部危機管理連絡先一覧 ➤協定－1 県・市町村との協定等											

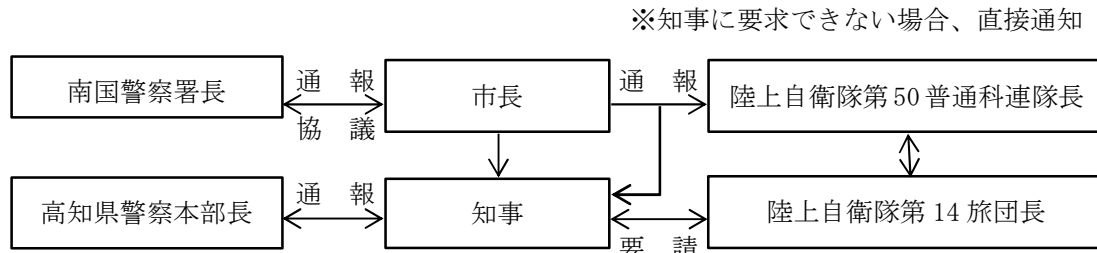
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
他市町への支援	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	受援班									
・ 他市町の災害時に、災害対策基本法および応援協定による応援を県および被災市町から要請された場合は、要請を拒む正当な理由がない限り、県とともに応援計画を作成し、必要な応援または災害応急対策を行うこととする。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
職員の派遣要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	受援班									
＜職員の派遣要請＞										
1	派遣を要請する理由									
2	派遣を求める職員の職種別人員数									
3	派遣を必要とする期間									
4	派遣される職員の給与その他の勤務条件									
5	前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項									
＜職員の派遣を要請する際に明らかにすべき事項＞										
1	派遣（あっせん）を要請する理由									
2	派遣（あっせん）を求める職員の職種別人員数									
3	派遣を必要とする期間									
4	派遣される職員の給与その他の勤務条件									
5	前各号に掲げるもののほか、職員の派遣（あっせん）について必要な事項									
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
指定公共機関、防災関係民間団体等への 応援要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	受援班									
・ 指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係民間団体等の協力を得て、適切な応急対策活動を実施する。										
＜防災関係公共機関・民間団体等への連絡担当部局＞										
団体等名	連絡担当									
高知県エルピーガス協会、四国電力	消防部									
土佐くろしお鉄道	統括部本部班									
西日本電信電話株式会社	統括部本部班									
高知県医師会等	医療・要配慮者対策部									
高知県建築士会等	建設部									
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応援の受入体制	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	受援班、消防部、受援班									
受入対象						受入担当				
ア 食料および生活必需品						物資・環境対策部物資調達班				
イ 人的支援						統括部受援班				

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
高知県消防防災航空隊ヘリコプター支援要請		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		受援班、消防部									
・災害に際し、必要な応急対策を実施するため、高知県消防防災航空隊による支援を要請するほか、状況により海上保安庁の機関やドクターヘリ基地病院に対し、ヘリコプター等による支援を要請する。 ・県の航空運用調整班は、大規模災害発生時には、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。											
(1)高知県消防防災航空隊ヘリコプター支援の原則											
災害が発生し、または発生するおそれのある場合で次の用務に該当するとき、本部長が要請する。											
1	緊急に人命救助をする必要があるとき										
2	医薬品などの緊急物資を輸送する必要があるとき										
3	航空機の運航は原則として日の出から日没までの間とし、県の災害対策用務に支障のないとき										
(2)支援要請方法											
災害が発生し、または発生するおそれのある場合で次の用務に該当するとき、本部長が要請する。											
1	各部長は、県にヘリコプターの支援要請をする必要がある場合は、統括部本部班に「要請に際し連絡すべき事項」を明らかにして、本部長に上申する。										
2	県に対する支援要請は、本部班が市長名をもって香南市消防本部に対し手続を行い、事後速やかに所定の要請書を県に提出する。										
3	他機関（他府県消防本部等）に対するヘリコプター等の支援要請についても、県に対する場合と同様とする。										
4	高知県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に基づき要請する。 支援要請は、市長または消防長名をもって高知県消防防災航空隊に対し電話等で手続を行い、事後速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を県（消防政策課）に提出する。 ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局と調整する。										
(3)連絡先											
高知県消防防災航空隊		〈昼間〉 TEL 088-864-5034（緊急） FAX 088-864-3896 〈夜間〉 090-8972-2271（隊長）									
(4)要請に際し連絡すべき事項											
支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。											
1	支援を求める理由および目的地										
2	現地責任者氏名										
3	人命救助、医薬品の緊急輸送等の内容										
4	人命救助の場合、救助されるものの性別年齢等										
5	着陸場との連絡方法										
(5)高知県消防防災航空隊ヘリコプターの受入											
本部長は、消防部に次の措置をとるよう指示する。											
1	着陸すべき場所には適当な人員を配置し、危険防止のための措置を行う。										
2	着陸場に至る交通機関等を確保する。										
3	現地責任者は離着陸場に待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。										
4	緊急輸送の場合は、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。なお、搬送のため、搭乗できる者は医師または看護師 1 名とする。										

3 自衛隊への応援要請

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
自衛隊の派遣要請		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		受援班、消防部									
(1)災害派遣要請基準											
1	本部長は、災害に際し、市職員の動員だけでは人命または財産を保護するための応急対策の実施が不可能または困難であると認められる場合に派遣要請を行う。										
2	各部長は、災害に際し、各部において実施すべき応急対策の実施が困難な場合に、自衛隊派遣要請の要求を本部長に上申する。										
3	特に大規模の災害が発生した場合は、概括的情報に基づき判断する。										
(2)災害派遣時に支援を受ける救援活動内容											
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動										
避難者の援助	避難者の誘導、輸送等										
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）										
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等										
消防活動	利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）										
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合の啓開除去										
応急医療、救護および感染症対策	被災者に対する応急医療、救護および感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）										
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない限度で実施										
人員および物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）										
給食および給水等	給食・給水の支援および入浴の支援										
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省の所管に属する物品の無償貸付および譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与または救じゅつ品の譲与										
危険物の保安および除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去										
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の処置をとることとする。										
(3)災害派遣要請要領											
1	本部長（市長）または副本部長（副市長）は、自衛隊の支援が必要と判断したときは、次の事項を明らかにして南国警察署長と連絡調整し、知事に要請するとともに自衛隊に通報する。 要請の要求は原則として文書が必要であるが、先に電話で連絡し、後日文書であらためて処理する。 ①災害の状況および派遣を必要とする理由 ②派遣を希望する期間 ③希望する派遣区域および活動内容 ④要請責任者の職氏名 ⑤災害派遣時における特殊携行装備または作業種類 ⑥派遣地への最適経路 ⑦連絡場所および現場責任者氏名ならびに標識または誘導地点およびその標示										
2	本部長（市長）または副本部長（副市長）は、通信等の途絶により、知事に対して災害派遣の要求ができない場合、その旨および災害の状況を直接自衛隊に通知することができる。この場合は、その旨を速やかに所定の手続により知事に通知しなければならない。										
3	災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく自衛隊が派遣される場合がある。										

＜派遣および撤収要請手続き経路図＞



＜要請時の連絡先＞

陸上自衛隊第14旅団	TEL 0877-62-2311（勤務時間内・外） FAX 交換にFAXを送ることを伝える。
陸上自衛隊第50普通科連隊	TEL 0887-56-3471（勤務時間内・外） FAX 交換にFAXを送ることを伝える。

※ FAX する場合は、事前に連絡すること。

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
自衛隊の受入	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部									

・自衛隊派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

自衛隊の受入担当	自衛隊の受入、市災害対策本部と自衛隊との間における総合調整は、統括部本部班が当たる。
災害対策本部への自衛隊連絡班の参加	自衛隊連絡所を、市役所本庁内会議室等に設置する市災害対策本部内に設ける。また、必要に応じて災害対策本部会議に参加を要請する。
ヘリポートの確保	「第2部 第3章 第2節 緊急輸送活動」に基づく。
作業実施期間中の現場責任者の設定	作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者をおき自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
派遣部隊の作業に必要な資機材の準備	派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市で準備し速やかに活動が開始できるよう留意する。
派遣部隊の宿泊施設または設営適地の準備	香南市の自衛隊野営適地としては、「香南市応急期機能配置計画」によるものとする。

＜派遣および撤収要請手続き経路図＞

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

1	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料および修繕費
2	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料
3	派遣部隊の宿営および救援活動に伴う光熱水道費および電話料等
4	派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
5	派遣部隊の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
撤収要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部									

・災害救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったとき、または作業が復旧の段階に入った場合、本部長は速やかに南国警察署長と連絡調整し、知事あてに自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

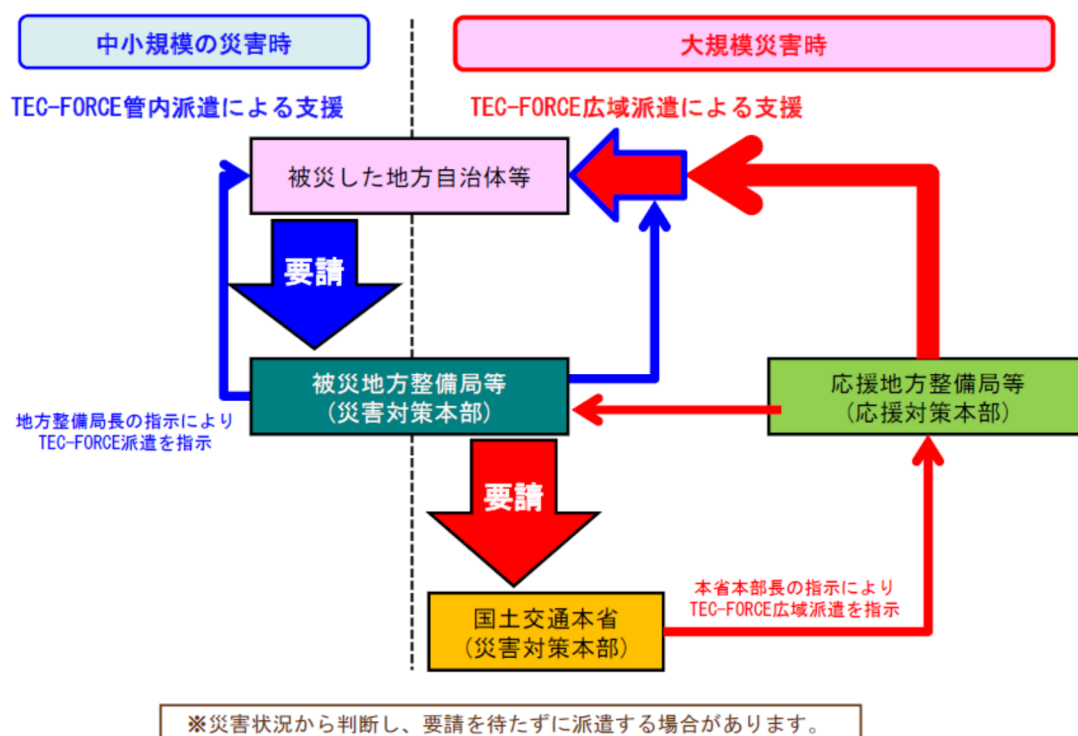
4 国土交通省「TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）」への応援要請

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
TEC-FORCE（リエゾンを含む）の派遣要請 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、消防部									
(1)災害派遣要請基準											
1	本部長は、災害に際し、市職員の動員だけでは人命または財産を保護するための応急対策の実施が不可能または困難であると認められる場合に派遣要請を行う。										
2	各部長は、災害に際し、各部において実施すべき応急対策の実施が困難な場合に、TEC-FORCE（リエゾンを含む）派遣要請を本部長に上申する。										
3	特に大規模の災害が発生した場合は、概括的情報に基づき判断する。										
(2) TEC-FORCE（リエゾンを含む）の主な活動内容											
概要		大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する。 ①被災地における被害状況調査に関する支援 ②被災地における被害拡大防止に関する支援 ③被災地の早期復旧を図るため必要となる支援									
主な活動	リエゾン	①被害状況の情報収集 ○庁舎・庁舎周辺の被害に関する情報（庁舎機能、電源の有無等） ○人的被害に関する情報 ・死者、行方不明者、負傷者数 ・避難指示等の状況 ・孤立に関する情報 ○一般被害に関する情報 ・住宅被害（全壊、半壊） ・浸水被害（床上・床下浸水、その他） ・通行止め情報 ・電気、ガス、水道、通信等のライフライン情報 ○公共土木、建築施設被害に関する情報 ②被災地方公共団体の支援ニーズ把握 ③TEC-FORCE、災害対策用機械等の派遣調整 ④四国地整等有する情報の提供 ⑤状況に応じた技術的な助言 ⑥他の関係機関（警察、消防、自衛隊等）との情報共有									
	被災状況調査	・ヘリ等による被害発生概況（道路や鉄道の被災、大規模土砂崩落等）の把握 ・地方公共団体所管公共土木施設の被災状況調査 ・被災した施設等の緊急復旧 ・土砂災害危険箇所の点検 ・被災建築物の応急危険度判定									
	二次災害発生防止	・二次災害発生を防止するための緊急措置（監視用機器の設置、被害拡大防止のための応急措置等） ・危険箇所の調査、常時監視 ・被害拡大防止策等の立案・実施									
	進入・避難路確保 緊急輸送路確保	・ヘリ、ドローン、地上調査等により、通行可能なルートを確認 ・ルートの啓開、排水									
	自治体業務継続支援	・衛星通信車、照明車、対策本部車等の現地における操作運用 ・自治体庁舎の応急危険度判定									
	復旧早期化支援	・自治体所管施設の調査結果を首長等に報告 ・本格的な復旧に向けた工法等を自治体に助言									

(3)災害派遣要請要領

1	本部長（市長）または副本部長（副市長）は、TEC-FORCE（リエゾンを含む）の支援が必要と判断したときは、必要に応じて次の事項を明らかにして国土交通省に要請する。 ①派遣を必要とする理由 ②災害の状況（範囲・規模、人的被害、一般被害等） ③希望する派遣区域および活動内容 ④要請責任者の職氏名 ⑤災害派遣時における特殊携行装備または作業種類 ⑥派遣地への最適経路 ⑦連絡場所および現場責任者氏名ならびに標識または誘導地点およびその標示
2	国土交通省独自の判断によりTEC-FORCE（リエゾンを含む）が派遣される場合がある。

<派遣および撤収要請手続き経路図>



業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
TEC-FORCE（リエゾンを含む）の受入	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部									
・TEC-FORCE（リエゾンを含む）派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。										
TEC-FORCE（リエゾンを含む）の受入担当	TEC-FORCE（リエゾンを含む）の受入、市災害対策本部と TEC-FORCE（リエゾンを含む）との間における総合調整は、統括部本部班があたる。									
災 害 対 策 本 部 へ の TEC-FORCE（リエゾンを含む）の参加	TEC-FORCE（リエゾンを含む）連絡所を、市役所本庁内会議室等に設置する市災害対策本部内に設ける。また、必要に応じて災害対策本部会議への参加を要請する。									
ヘリポートの確保	「第2部 第3章 第2節 緊急輸送活動」に基づく。									
作業実施期間中の現場責任者の設定	作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者をおき TEC-FORCE（リエゾンを含む）現地責任者と協議し、作業の推進を図る。									
派遣部隊の作業に必要な資機材の準備	派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市で準備し速やかに活動が開始できるよう留意する。									
派遣部隊の宿泊施設または設営適地の準備	香南市の TEC-FORCE（リエゾンを含む）野営適地としては、「香南市応急期機能配置計画」によるものとする。									
<経費の負担> TEC-FORCE（リエゾンを含む）の活動に係る人件費、宿泊費、通信費、光熱水道費、事務経費、部隊装備品費の負担はない。特殊車両の活動に係る経費（機械損料を除く）や、資機材も含めた緊急的な土木工事に係る経費を負担することとする。ただし、権限代行や災害事案によっては、経費の負担を求めない場合がある。										

5 災害救助法の適用

本市域において一定の規模以上の災害が発生した場合に、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、県その他関係機関および市民と一体となって被災者の救助を実施するものとする。

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
災害救助法の適用	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									

(1)災害救助実施責任機関

本部長は、消防部に次の措置をとるよう指示する。

1	知事の行う救助 ①災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当たらることとされている。したがって、災害救助法に基づく救助の部分については、市長が知事の権限の一部を委任され、または知事を補助して行うものである。 ②ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長において、自ら救助に着手する。
2	市長の行う救助 上記1により、知事の権限の一部を委任、または補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のものおよび災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市（市長）の責任において実施されるものである。
3	費用の負担区分 ①災害救助法に基づく救助の費用：県負担 ②その他の費用：市負担
4	災害救助法が適用された後の庶務は、統括部庶務班が行う。

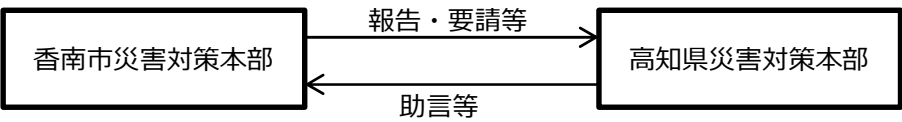
(2)災害救助法の適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、本市は下記に示す基準に該当するときに、県知事が災害救助法を適用する。

(3)災害救助法の適用手続き

市長は、本市における災害の規模が「災害救助法の適用基準」に該当しまたは該当する見込みがある場合は、次の報告系統により被害状況等を知事に報告しなければならない。

<報告系統図>



(4)実費弁償の範囲

救助業務従事者の区分	実費弁償の程度		
	イ 日当	ロ 時間外勤務手当	ハ 旅費
次表の対象者欄中（1から4）に掲げる者	法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。	職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。	職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。
次表の対象者欄中（5）～（10）に掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。		

災害対策要員の動員実施計画表

区分	対象になる作業	発行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用	
							実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設、設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生を防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (市長)	災害対策基本法 第71条1項 " 第71条2項	従事命令	(1) 医師、歯科医師、薬剤師 (2) 保健師、助産師、看護師 (3) 土木技術者、建築技術者 (4) 大工、左官、とび職人 (5) 土木業者、建築業者とそれらの従業者 (6) 地方鉄道業者とその従業者 (7) 軌道経営者とその従業者 (8) 自動車運送事業者とその従業者 (9) 船舶運送事業者とその従業者 (10) 港湾運送業者とその従業者	命令を発するとき及び命令を変更し又は取消すときは公用命令書を交付する 様式～同施行規則第4条	(1)～(4)に掲げる者 相当額を支給 (5)～(10)に掲げる業者及び従業者	県条例で定める額を補償 (災害救助法施行令に規定する額) 香南市条例で定める額を補償 (災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例)
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他の保護に関する事項	知事 (市長) 陸運局長 海運局長	災害救助法 第24条1項 (" 第30条) 災害救助法 第24条2項 " 第25条	協力命令 協力命令	救助を要する者及びその近隣の者 1と同じ	1と同じ (様式～県規則第9条)	県規則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償 香南市条例で定める額を補償 (災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例)
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防衛し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市長 警察官 海上保安官	災害対策基本法 " 第65条1項 " 第65条2項	従事命令	市の区域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にある者			香南市条例で定める額を補償 (平成18年3月1日条例第205号香南市消防団員等公務災害に対する補償条例)
4	消防作業 救助作業	消防吏員 消防団員	消防法第29条5項 " 第35条の101項	従事命令 協力命令	火災現場付近にある者 救急事故の現場付近にある者			3に同じ
5	水防作業	水防管理者 水防団長 (消防) 消防機関の長	水防法第24条	従事命令	水防管理団体の区域内に居住する者 又は水防の現場にある者			3に同じ

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
救助の実施	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・次に掲げる救助の実施に関する知事の権限は、災害救助法第 13 条の規定に基づき、市長に委任されている。										
1	避難所の供与									
2	応急仮設住宅の供与									
3	炊き出しその他による食品の給付および飲料水の供給									
4	被服、寝具その他生活必需品の給付または貸与									
5	医療および助産									
6	被災者の救出									
7	被災した住宅の応急修理									
8	生業に必要な資金の貸与									
9	学用品の給付									
1 0	埋葬									
1 1	遺体の捜索および処理									
1 2	障害物の除去									
1 3	救助のための輸送および賃金職員等の雇用									

災害救助法による救助の基準

- ・災害救助法による救助の程度、方法およびその費用の範囲は、下記に示すとおりである。
 - ・この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て知事が定める基準により実施する。
- 法令-3 災害救助法の概要

6 他の地方公共団体への職員派遣

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
他の地方公共団体への職員派遣	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									

・本市域以外の地域で災害が発生し、他の地方公共団体へ本市の職員を派遣する場合は、次の計画による。

(1)派遣の範囲

派遣の範囲は、原則として要請のあった協定市とする。

ただし、大規模な災害が発生し、全庁的な体制による被災地支援が必要と認めた場合の対応については「第2部 第1章 第4節 7 全庁的な被災地支援体制」によるものとするほか、本市の今後の防災活動において特に重要であると思われる災害については、調査を目的として派遣することがある。

(2)派遣体制等

派遣の決定	激甚災害の指定が適用される災害の発生、または社会通念上必要と認めたとき。
派遣人員	要請に応じて検討する。
派遣期間	原則として3泊4日のローテーション方式とする。
派遣に伴う人事措置	公務出張扱いとする。
派遣決定の調整	派遣決定に関する事務は、総務課と協議し、防災対策課が当たる。

(3)派遣方法

先遣隊の派遣	職員の派遣を決定した場合は、必要に応じ先遣隊として2名の職員を現地に派遣する。先遣職員は、現地情報を収集分析し、速やかに防災対策課に報告する。報告内容は、おおむね下記のとおりとする。 ①災害の程度（死傷者数等）と現地の状況（家屋倒壊率等） ②災害対策に必要とする職種・物資・金（具体的に） ③今後の連絡通信体制（派遣隊到着までの通信等を含む今後の連絡通信体制） ④現地に至る交通機関 ⑤拠点の設置場所
派遣職員の人選	職員の派遣は、先に派遣した職員の報告を待って、次に派遣する職員の人選を決定するが、派遣職員については、被災市の状況および要請により、全市的な協力体制のもと決定するものとする。
輸送手段	①契約管財課は、派遣職員および救援物資の輸送手段として、トラック1台、乗用車1台を確保しておく。派遣職員の交替は乗用車でを行い、車両の輸送手段が確保されない場合は、公共交通機関を利用し、現地でレンタカーを調達する。 ②陸上交通が困難な場合は、海上交通等も考慮する。この場合は、物資の搬入が困難なので、当面人的派遣に止める。緊急を要する救援物資が必要な場合は、派遣職員が被災自治体周辺において調達する。この場合、防災対策課において、あらかじめ調達ルート、輸送ルート等の手配を行う。
派遣に伴う携行品	基本的には、現地自治体に迷惑をかけないことを前提とし、現地での生活に必要な物資は携行する。派遣に伴う携行品は以下のとおりとし、防災対策課が準備する。 ①防災服（ヘルメット、防災服、雨具、長靴等） ②関連物資（懐中電灯、携帯電話、作業用具等） ③生活用品（応急医薬品、寝袋、食料、日常用具等） ④救援物資等（現地情報により選択）
救援物資の調達	派遣職員の報告を待って、地への救援物資を必要に応じて調達する。調達は防災対策課がその任に当たる。

(4)その他の留意事項

1	派遣先では、自治体の意向に沿った活動を行うため、被災自治体の災害対策本部と連絡を密にし、独断専行は控える。なお、現地での活動内容は香南市防災対策課へ毎日定時に連絡する。
2	派遣職員は、「災害発生に伴う職員の派遣について」の文書を持参する。

➤様式-14 災害発生に伴う職員の派遣について

7 全庁的な被災地支援体制

本市域以外の地域で大規模な災害が発生し、全庁的な体制による被災地支援が必要と認められる場合は、次のとおりとする。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災地支援対策本部の設置		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		受援班									
・ 市長は、発生した災害の規模等から、支援の長期化・多様化が見込まれるなど全庁的な体制による被災地支援が必要と認めた場合に、被災地支援対策本部を設置し、支援策を検討・実施する。											
(1)被災地支援対策本部の構成											
本 部 長		市長とする。									
副 本 部 長		副市長とする。									
本 部 員		以下に掲げる職にある者をもって充てる。 ①防災対策課長 ②企画財政課長 ③総務課長 ④市民保健課長 ⑤福祉事務所長 ⑥教育次長 ⑦建設課長 ⑧上下水道課長 ⑨税務収納課長									
(2)支援対策本部会議事務局											
支援対策本部の事務局は、防災対策課に置く。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
支援対策本部会議		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		受援班									
・ 支援対策本部会議は、災害により被災した自治体およびその市民に対する支援についての情報収集および具体的支援策の検討ならびに実施等に関する基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集し、議長となる。 ・ なお、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させることができるものとする。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
支援対策調整会議		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		受援班									
・ 支援対策本部が決定した基本方針に基づく具体的支援策の実施について、各課における対策の検討、調整等の必要があるときは、関係課による支援対策調整会議を開催するものとする。 ・ 支援対策調整会議は、防災対策課長、企画財政課長、総務課長および関係課長で構成し、事務局が必要に応じて招集するものとする。											
➤ 関連－ 34 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン											

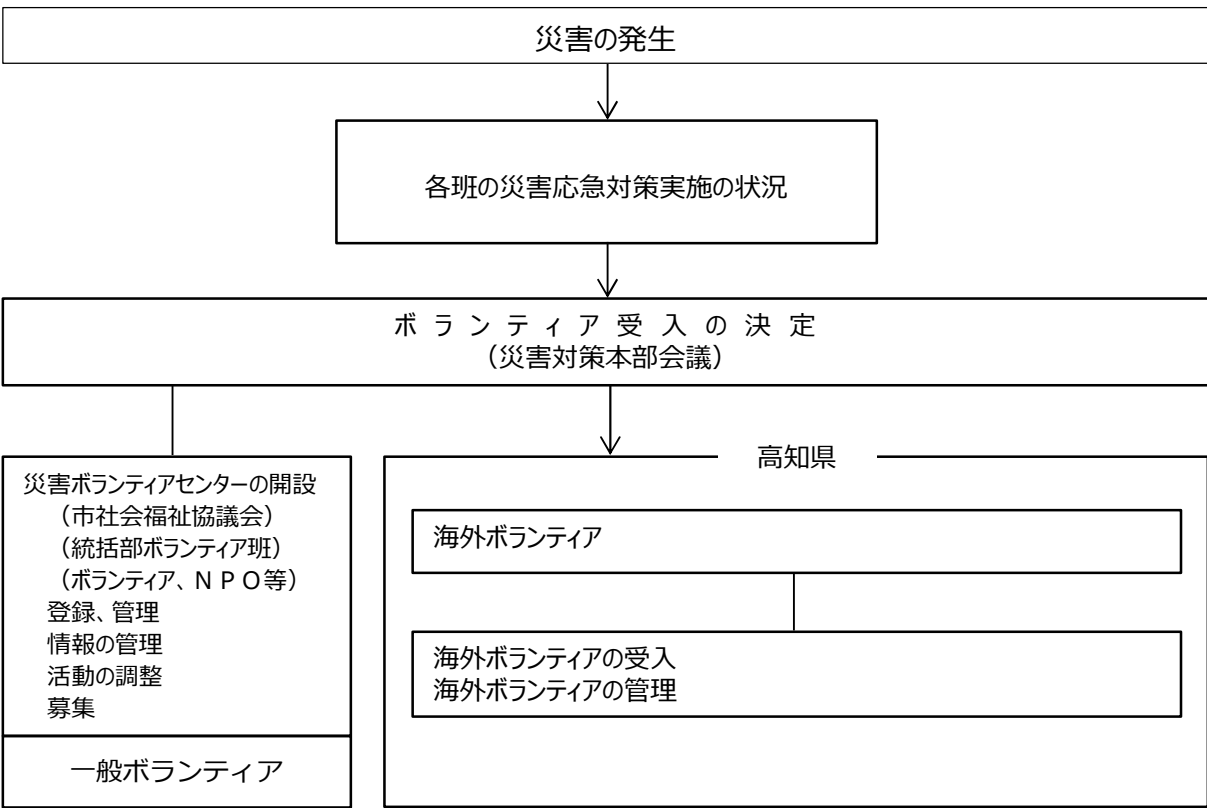
第5節 災害ボランティア活動

【基本的な考え方】

大規模な災害が発生した時には、生活復興支援活動へのボランティア並びに登録被災者援護協力団体の協力が不可欠である。

災害の態様や活動時期により、必要なボランティアの量や内容が変わるため、市、香南市社会福祉協議会が連携しながら、ボランティアを生活復興支援活動に十分に活かせる環境づくりに努める。

応急対策の流れ



役割分担

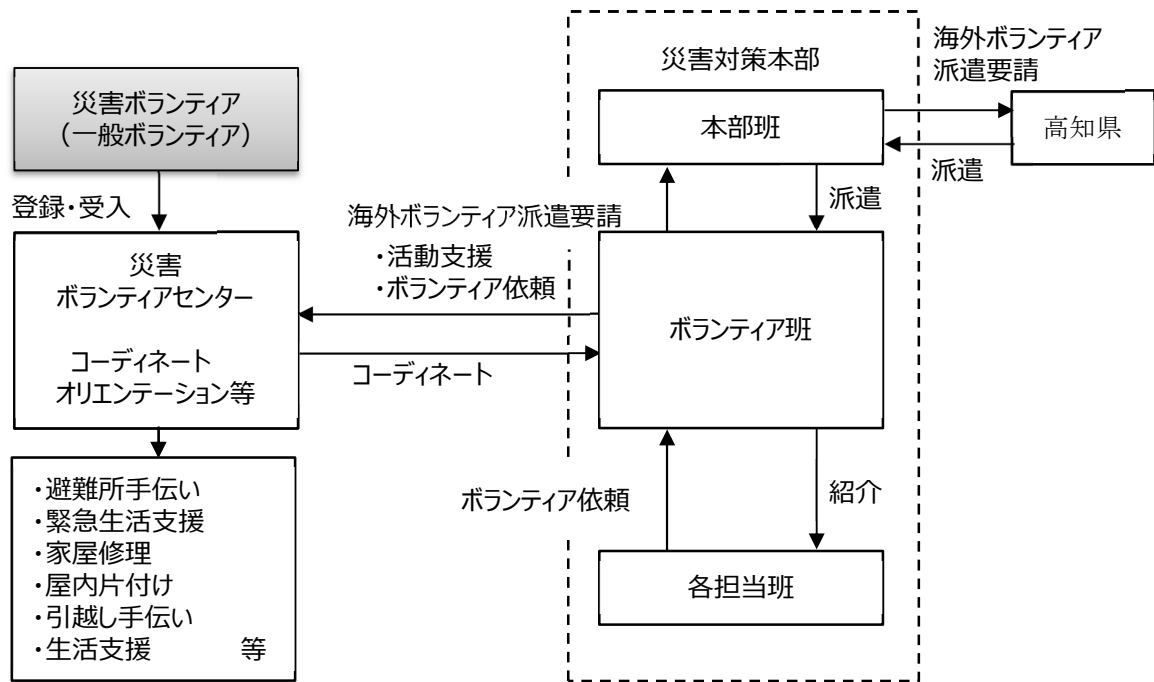
実務担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	(1) 広報班は、災害ボランティアセンター等のボランティア募集について協力 (2) 災害ボランティアセンター運営への支援と協働 (3) 窓口へのボランティア需要や活動状況の報告 (4) 国、県を通じての海外からのボランティア受入の調整 (5) ボランティア班は、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンター開設を要請
	各部	各部におけるボランティア需要や活動状況のボランティア班への報告
市民、事業所、自主防災組織		市民等は、自ら地域の応急対策活動に協力する。

業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
災害ボランティアセンターの開設・運営		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、ボランティア班									
		・ボランティア班は、市社会福祉協議会が設置する、ボランティアの受入、活動の調整を行う「香南市災害ボランティアセンター」の運営に支援・協力を行う。 ・ボランティア活動については72時間後を目標に活動を開始する。 ・市、ボランティア、NPO等他の支援団体と連携・協働して活動できる環境を整備する。 ・ボランティア活動について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。									
開	設	①災害発生後、統括部ボランティア班は速やかに、市社会福祉協議会にボランティア調整機関としての災害ボランティアセンターの開設を要請する。 ②ボランティア等やNPOの活動については、その自主性を尊重し、災害ボランティアセンターや、高知県ボランティア・NPOセンターのボランティアコーディネーターがコーディネートし、市と協議する。 ③統括部ボランティア班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。									
業	務	①ボランティアの登録を行う。なお、居住地等で前日までにボランティア活動保険災害特例型に加入し、なるべく研修を受けた上での登録が望ましい。 ②自らの判断および市民ならびに災害対策本部からのボランティアニーズ情報に基づきボランティア等のNPOの活動の調整を行う。 ③ボランティア等のNPOの情報収集および調整を行う。 ④ボランティア等のNPOの募集について、市広報紙、報道機関等を通じて行う。									
業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
ボランティア受入		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		ボランティア班									
(1) 海外からのボランティア		海外からの救援物資の提供や救援隊派遣などの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ）ボランティアの受入については、県、国と協議の上、災害対策本部でその対応を協議する。									
(2) 防災エキスパート		防災エキスパート参集システムを活用し、地震・風水害などの大規模災害時に、公共土木施設等を迅速かつ的確で効果的に災害復旧を図るための被災情報の収集などを支援するボランティア活動を行う。 ※ 防災エキスパート：現在検討中									
(3) 一般ボランティア		ボランティアの協力を当たっては、各部がボランティア班に要請する。要請を受けたボランティア班は、災害ボランティアセンター等に依頼する。 ○災害情報、生活情報等の収集、伝達 ○避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動 ○救援物資、資機材の配分、輸送 ○軽易な応急・復旧作業									
業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
ボランティア活動への支援		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		ボランティア班、広報班									
		・ボランティア活動が効果的に行えるように、市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターとつなぐ市の窓口を設置し、支援する。 ・市は、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。 ・安全にボランティア活動を行えるように災害の状況および災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボ									

ランティアコーディネーター等がボランティアを希望する人の情報を災害ボランティアセンターに伝え、ボランティアを求める人をつなぎ、ボランティア活動を支援する。

- ・ボランティア活動は、あらかじめ活動の前日までに居住地等の市社会福祉協議会でボランティア保険災害特例型への加入手続を行うように呼び掛ける。
- ・災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

＜災害ボランティア活動支援体制＞



業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
活動場所等の提供	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	ボランティア班									
・ ボランティア班は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動のために必要なスペースや機材を可能な範囲で提供し、活動に協力する。 ・ また、団体、企業等による大規模・組織的なボランティアから、ベースキャンプとなる場所の提供の要請があった場合は、市有地の中から適地を選定し、提供する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
ボランティアの募集情報の広報	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	ボランティア班、広報班									
・ ホームページなどを通じて、随時、ボランティアの募集・非募集に関する情報の広報に努める。										

＜ボランティアの活動内容の例＞

物資の仕分け 在宅被災者への支援 避難所運営支援 家屋の片付け
仮設住宅への引っ越し 心のケア 交流の場づくり 余暇活動の支援

第2章 市民の安全確保と生活支援

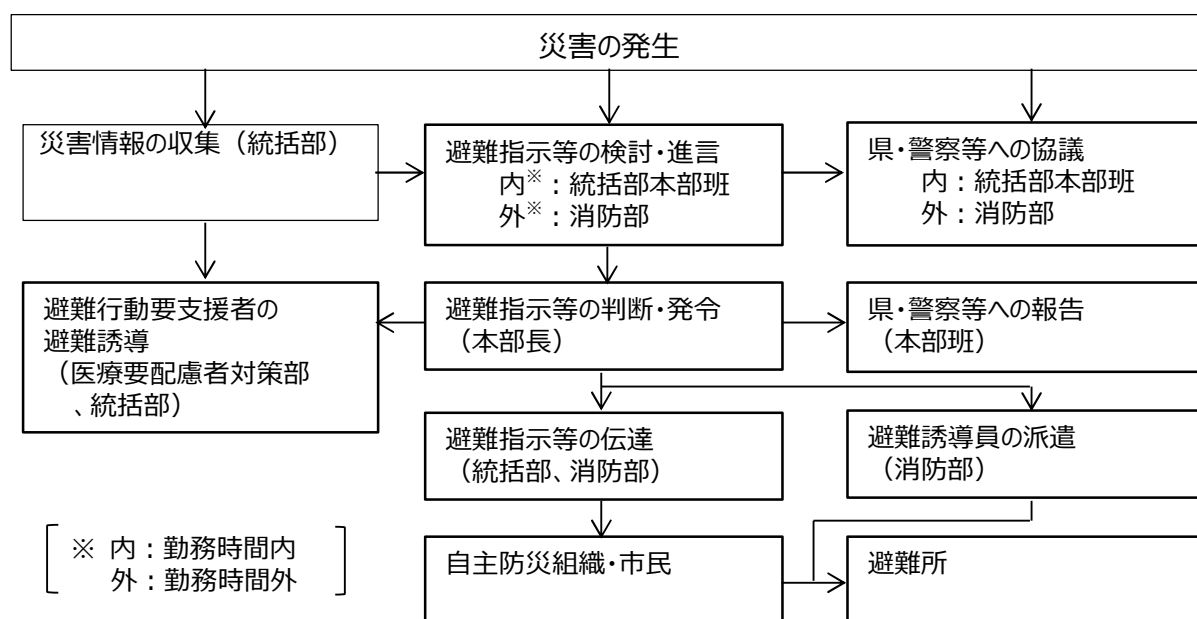
第1節 避難者対策

【基本的な考え方】

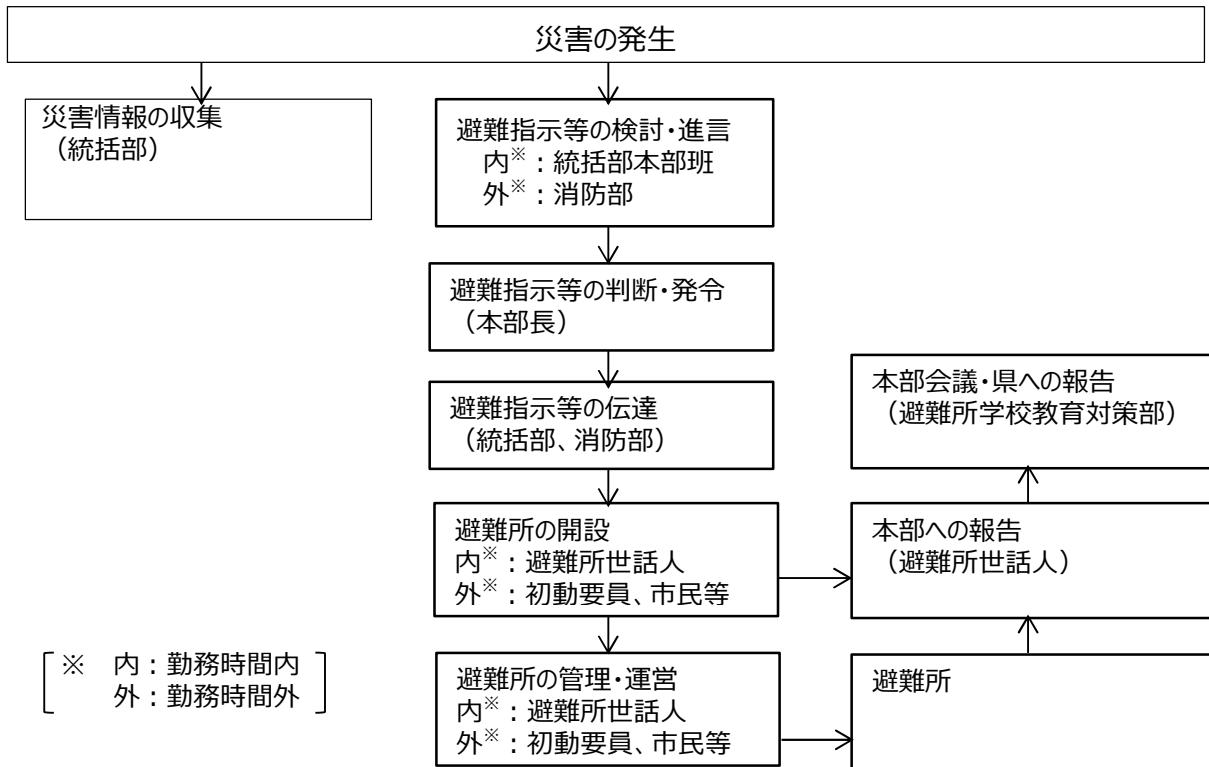
風水害・地震・津波等の災害から市民等の生命・身体等の安全を守るとともに、二次災害の回避および住居等が被災した場合の一時的および一定期間の生活空間を確保するため、必要な避難場所や避難所の選定や整備等について定めるものとする。

計画にあたっては、過去の大規模災害における課題等を踏まえ、女性や高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等、多様な被災者の視点に立ち、避難所の指定の在り方や運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応にも配慮するものとする。

応急対策の流れ（地震・津波・南海トラフ地震臨時情報）



応急対策の流れ（風水害）



役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市災害対策本部	本 部 長	(1) 避難指示等の発令 (2) 警戒区域の設定 (3) 避難所開設の決定
	統 括 部	(1) 避難指示等の市民および自主防災組織への伝達に関する事 (2) 警戒区域設定後の立入禁止、制限、市民の退去の市民への伝達に関する事 (3) 避難指示等の県、警察等他機関への伝達・協議に関する事 (4) 避難行動要支援者への避難指示等の伝達に関する事 (5) 市民に避難所の位置を広報する
	消 防 部	(1) 避難指示等の伝達に関する事 (2) 火災現場等からの避難誘導に関する事 (3) 避難誘導に関する事
	医 療 要 配 慮 者 対 策 部	(1) 避難行動要支援者の搬送に関する事 (2) 福祉避難所の開設運営に係る調整に関する事
	避難所・学校教育 対 策 部	(1) 避難所の開設、管理運営に関する事 (2) 愛玩動物の収容対策に関する事
	各 部	各部所管の避難者援助対策の実施に関する事
南 国 警 察 署		(1) 避難の指示に関する事 (2) 避難誘導の応援に関する事
市民および自主防災組織		(1) 避難指示等の市民相互の伝達 (2) 避難時における地域の避難行動要支援者の安全確保に関する協力 (3) 避難所担当者とともに、避難所の管理・運営を行う
ボ ラ ン テ ィ ア		避難所の運営を補助する

実施責任者（指示等）

実施責任者	指示等	災害の種類、内容	根拠法
市長	準備	災害全般	—
	指示	災害全般	災害対策基本法第60条
	緊急安全確保	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般 市長が指示するいとまがないとき、または市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	同上	災害対策基本法第61条
知事またはその命を受けた職員	指示	地すべり	地すべり等防止法第25条
自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができる	自衛隊法第94条

実施責任者（避難所の供与）

1	災害救助法が適用された場合における「避難所の供与」の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合および同法が適用されない部分は、市長が実施する。

1 避難指示等の発令・周知

市民に生命または身体の危険が迫っている時、市は災害対策基本法第60条、水防法第29条を根拠に、高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保を発令し、市民に周知を図るとともに、避難所での受入を行う。

災害対策基本法に基づく発令は、あくまで市主体で行う必要があるが、市が発令できない時に限り県が代行する。県は地すべり防止法第25条、水防法第29条に基づく避難指示は行うことができる。このほか、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条に基づき、警察官、海上保安官、自衛官も避難の指示を行う。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の概要

- 「高齢者等避難」とは、「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点に発令され、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、その他の人々に避難準備を求めるものである。一般的に「避難指示」より前段階で発令する。
- 「避難指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、市民を避難のため立ち退かせるものである。
- 「緊急安全確保」とは、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができることは限らないこと等から、本情報は市から必ず発令される情報ではない。
- 避難指示等を行う際は、国、県、気象台等からの情報を基に判断するものとし、必要に応じて国または県に助言を受けて判断を行うものとする。さらに、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

＜災害ごとの避難指示等の発令基準（風水害時）＞

・洪水予報河川（物部川）

【警戒レベル 3】 高齢者等避難の発令基準

1～4 のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令することが考えられる。

1. 指定河川洪水予報により、物部川の深淵水位観測所の水位が避難判断水位である、有堤 4.10m、無堤 3.80mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合。
2. 指定河川洪水予報の水位予報により、物部川の深淵水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
3. 軽微な漏水・侵食等が発見された場合
4. 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル 4】 避難指示の発令基準

1～5 のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。

1. 指定河川洪水予報により、物部川の深淵水位観測所の水位が氾濫危険水位である、有堤 4.55m、無堤 4.25mに到達したと発表された場合
2. 指定河川洪水予報の水位予測により、物部川の深淵水位観測所の水位が堤防天端高（または背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
3. 異常な漏水・侵食等が発見された場合
4. 樋門・水門の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）
5. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル 5】 緊急安全確保の発令基準

次に該当する場合に、緊急安全確保を発令することが考えられる。

1. 決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）

・その他河川（烏川・香宗川・夜須川・山北川）

【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令基準

1～4のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令することが考えられる。

1. 各河川の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合
 - 烏川（大谷水位観測所）：2.00m
 - 香宗川（中の村水位観測所）：3.00m
 - 夜須川（千切水位観測所）：2.70m
2. 各河川の水位観測所の水位が水防団待機水位（または氾濫注意水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
 - ① 各河川水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
 - ② 各河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合
「烏川流域雨量指数=9.5」、「香宗川流域雨量指数=23.1」、
「夜須川流域雨量指数=17.8」、「山北川流域雨量指数=10」
 - ③ 各河川水位観測所上流で非常に激しい雨または強い降雨が見込まれる場合
3. 軽微な漏水・侵食等が発見された場合
4. 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※ 避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令する。

※ 2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。

【警戒レベル4】 避難指示の発令基準

1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。

1. 各河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合
 - 烏川（大谷水位観測所）：2.50m
 - 香宗川（中の村水位観測所）：3.60m
 - 夜須川（千切水位観測所）：3.00m
2. 各河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位（または避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
 - ① 各河川水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
 - ② 各河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合
「烏川流域雨量指数=10.5」、「香宗川流域雨量指数=25.4」、
「夜須川流域雨量指数=19.6」、「山北川流域雨量指数=11.4」
 - ③ 各河川水位観測所上流で非常に激しい雨または強い降雨が見込まれる場合
3. 異常な漏水・侵食等が発見された場合
4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）
5. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル5】 緊急安全確保の発令基準

次に該当する場合に、緊急安全確保を発令することが考えられる。

1. 決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

＜災害ごとの避難指示等の発令基準（土砂災害時）＞

【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令基準

1～3のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令することが考えられる。

1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）する場合
2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
3. 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。

注2 土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき高齢者等避難始の発令を検討してもよい。

【警戒レベル4】 避難指示の発令基準

1～3のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。

1. 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合
2. 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）する場合
3. 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

注 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。

【警戒レベル5】 緊急安全確保の発令基準

次のいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令することが考えられる。

（災害が切迫）

1. 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合
2. 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合

（災害発生を確認）

1. 土砂災害が発生した場合

＜災害ごとの避難指示等の発令基準（高潮時）＞

【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令基準

- 1～3のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令することが考えられる。
1. 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合
 2. 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が香南市にかかると予想されている、または台風が香南市に接近することが見込まれる場合
 3. 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

【警戒レベル4】 避難指示の判断基準

- 1～2のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。
1. 高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合
 2. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル5】 緊急安全確保の発令基準

- 1～4のいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令することが考えられる。
1. 水門、陸閘等の異常が確認された場合
 2. 海岸堤防等が倒壊した場合
 3. 異常な越波・越流が発生した場合
 4. 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合

＜災害ごとの避難指示等の発令基準（津波時）＞

【避難指示の判断基準】

1～2 のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

1. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表
(ただし、避難指示の対象区域が異なる。)
2. 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

【遠地地震の場合の避難情報】

我が国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。

なお、津波の原因となる火山現象等を覚知できないこともあり、現象を覚知できたとしても、津波が沿岸に到達する前に予想して津波警報等を発表することは極めて困難で、通常は津波が観測されてからその状況により津波警報等を発表することになる。さらにその内容は随時切替えることがあることに十分留意し、津波警報等が発表された場合は、速やかに避難指示を発令する。

＜災害ごとの避難指示等の発令基準（南海トラフ臨時情報時）＞

【避難指示の判断基準】

気象庁より南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、避難指示を発令する。

＜災害ごとの高齢者等避難の文例＞

（洪水時）【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
- こちらは、香南市です。
- ○○地区に洪水に関する、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
- ○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険と思ったら早めに避難してください。
- 特に川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難を開始してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

（土砂災害時）【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
- こちらは、香南市です。
- ○○地区に土砂災害に関する、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険と思ったら早めに避難をしてください。
- 特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

（高潮時）【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
- こちらは、香南市です。
- ○○地区に高潮に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
- 高潮の危険性が高まることが予想されます。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険と思ったら早めに避難をしてください。
- 特に海岸沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる場合に言及）は、避難を開始してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
- （今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難を開始してください。）※暴風が予想される場合は、暴風となる前の避難を呼び掛ける。

＜災害ごとの避難指示の文例＞

（洪水時）【警戒レベル4】避難指示の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。
- こちらは、香南市です。
- ○○地区に洪水に関する、警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- ○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- ○○地区で、いまだ避難していない方は、緊急に避難を完了してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

（土砂災害時）【警戒レベル4】避難指示の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。
- こちらは、香南市です。
- ○○地区に土砂災害に関する、警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 土砂災害の危険性が極めて高まっています。
- ○○地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

（高潮時）【警戒レベル4】避難指示の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難
- こちらは、香南市です。
- ○○地区に高潮に関する、警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 高潮の危険性が極めて高まっています。
- ○○地区で、いまだ避難できていない方は緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

（津波時）避難指示の伝達文（大津波警報、津波警報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - こちらは、香南市です。
 - 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。
 - ただちに海岸や河川から離れて、できるだけ高いところに避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

（津波時）避難指示の伝達文（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - こちらは、香南市です。
 - 強い揺れの地震がありました。
 - 津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に避難指示を発令しました。
 - ただちに海岸や河川から離れて、できるだけ高いところに避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

（津波時）避難指示の伝達文（津波注意報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - こちらは、香南市です。
 - 強い揺れの地震がありました。
 - 津波注意報が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。
 - 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

＜災害ごとの緊急安全確保の文例＞

（洪水時）【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、香南市です。
- ○○地区に洪水に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。
- ○○地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するか、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
（注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼び掛ける。）
※内水氾濫による避難を伝達する場合は、低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼び掛ける。

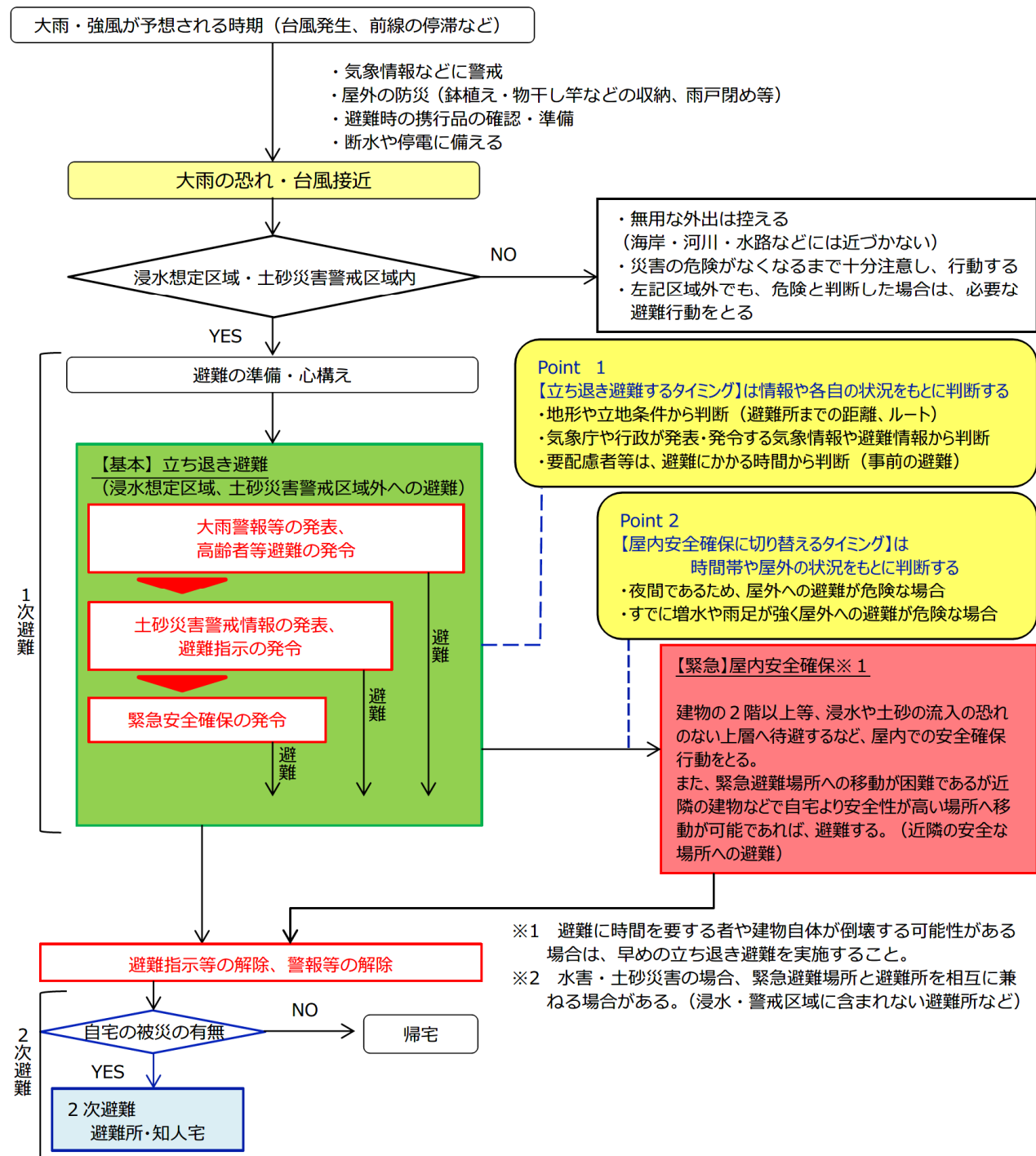
（土砂災害時）【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは香南市です。
- ○○地区に土砂災害に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。
- ○○地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により○○道路が通行できない状況です。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、大至急、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
（注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼び掛ける。）

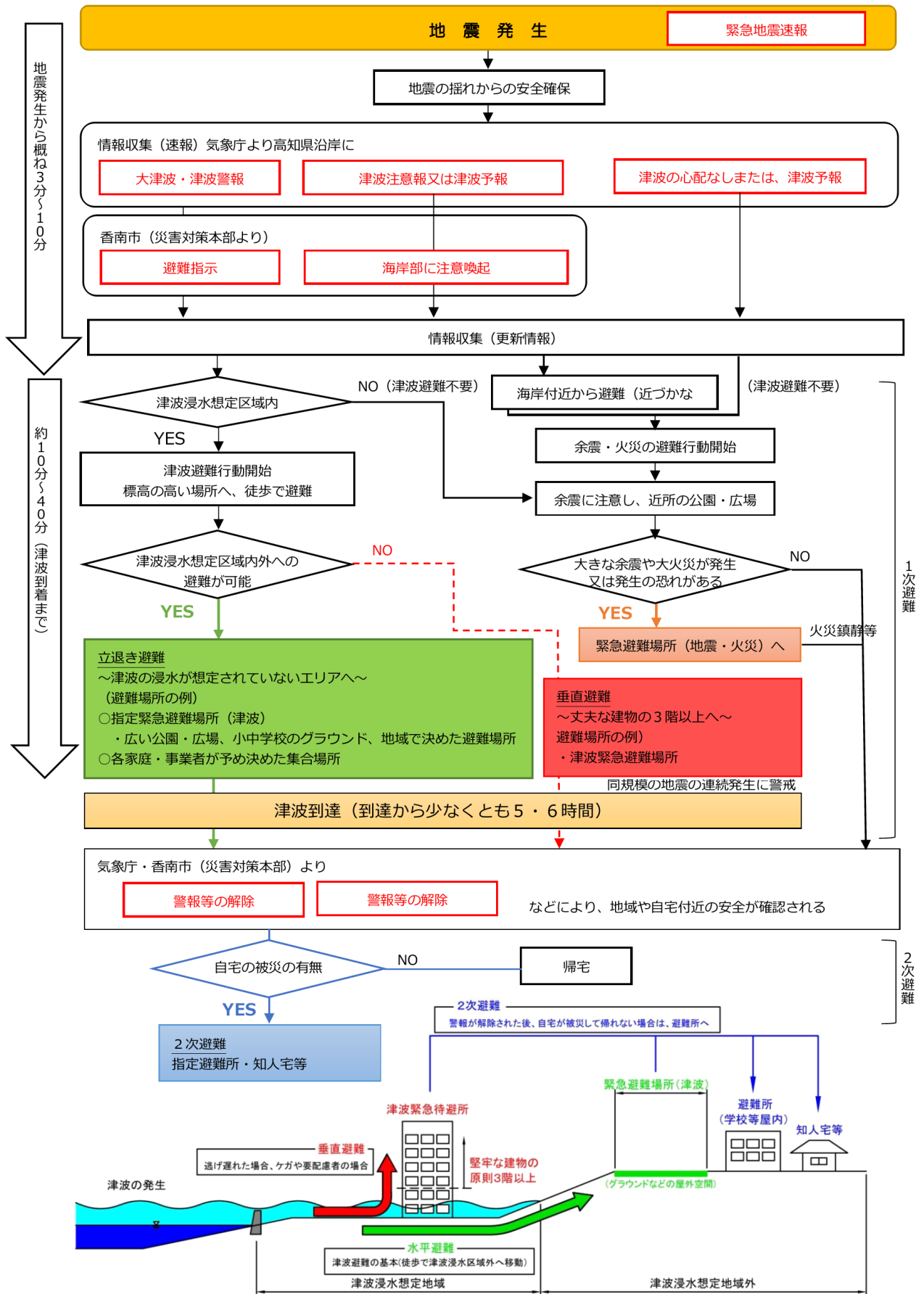
（高潮時）【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、香南市です。
- ○○地区に高潮に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。
- ○○地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するか、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
（注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼び掛ける。）

＜風水害時の避難の流れ＞



<地震発生から避難の流れ>



業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難のための立退きの指示	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	本部班、消防部									

(1) 避難指示等発令状況および屋内退避等が必要な場合

実態的には、災害発生直後に市災害対策本部が避難指示等を出す前に、市民は自らの判断で最寄りの学校や公園等に避難を始めると予想される。

避難指示等が必要な事態としては、津波および二次災害の発生・拡大が予想されるときであり、次のような場合が想定される。

- 火災による危険が迫ったとき
- 危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき
- 地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）
- 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合
- 津波警報が発表されたとき
- 不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき
- その他災害の状況により、市長が認めるとき

屋内退避等が必要な事態としては、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると想定されるときである。この時は、屋内での待避その他の屋内での避難を行う。

(2) 高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保等および屋内退避等の実施

高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の発令は、実施責任者またはその委任を受けた者が行う。

避難・退避の指示権の委任を受けた者	①市長の命を受け災害現場に派遣された職員 ②消防長または防災対策課長（統括部長）の命を受け災害現場に派遣された職員および消防団員
緊急の場合の指示	緊急を要する場合の高齢者等避難、避難指示の発令、避難の指示については、あらかじめ市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。もしくは、緊急安全確保を発令し、屋内での待避その他の屋内における避難を指示することができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。
高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の方法	①高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保を実施する者は、要避難地域の市民に対し、防災行政無線・緊急速報メール・広報車等により伝達を行うとともに、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の徹底を図る。 ②テレビ・ラジオ放送により高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。（「第2部 第1章 第3節 1 市民への情報伝達活動」による） ③市民は、近隣に居住する独居老人や日本語を十分に解さない外国人等に対しても避難指示等が確実に伝達されるよう協力する。
高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の市民への伝達事項	①高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の発令者 ②高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の対象地域 ③避難先とその場所 ④避難経路（危険な経路がある場合等） ⑤避難指示および屋内退避等の理由 ⑥注意事項（火の元の確認、避難後の戸締まり、携行品、服装等、門扉等への避難先明記）

津波避難の対策事項	①市は、沿岸地域および河口付近への周知を図るものとする。 ②堤外地であるため津波による浸水がある。 ③堤外地より堤内地避難を基本とし、堤内地に入った後できるだけ早く海岸線・河口より離れるものとする。 ④堤外地より堤内地に至る経路としては、近隣の各昇降階段を利用するものとする。 ⑤避難指示の発令基準は、大津波警報・津波警報・津波注意報及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときとする。 ⑥避難指示の伝達方法としては、防災行政無線等、広報車、消防車、パトカーを使用する。 ⑦地震発生後、最短約15分で1mを超える津波が来襲すると予想されるため、避難伝達は直ちに実施するものとする。 ⑧避難指示の解除は、気象庁本庁による大津波警報・津波警報・津波注意報の解除が発表されるなど津波による被害発生のおそれがないと判断されたとき。									
業務内容										
広域一時滞在の協議	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当 本部班、消防部										
・市長は、災害の状況や津波および二次災害の発生・拡大の予想などを踏まえ、市民の生命もしくは身体を災害から保護し、または居住の場所を確保することが困難な場合において、避難の受入について、他の市町村の市町村長と協議を行い、広域一時滞在の確保を行う。 ・また、他の都道府県への避難の受入協議が必要な場合は、知事に対して県外広域一時滞在について要請し、協議を行う。 ・他の市町村の市町村長および知事と協議を行う場合は、次の事項の協議を行うものとする。 ○避難希望地域 ○避難を要する人員 ○避難期間 ○輸送手段 ○その他必要な事項										
業務内容										
高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の連絡	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当 本部班、消防部										
市長が避難指示等を行った場合	市長は、高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通報する。また、県外広域一時滞在进行う場合は、受入先の都道府県知事に報告を行う。解除する場合も、同様とする。連絡の方法は、「第2部 第1章 第2節 5被害状況等の収集・伝達体制」による。 ①県災害対策本部、南国警察署 ②避難先 ③隣接市（隣接市の施設を避難のために利用する場合）									
市長以外が避難指示等を行った場合	直ちに市長に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。									

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難指示等の発令・周知		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮											
担当		本部班									
・市は、市民の生命または身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合、高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保を発令する。 ・市以外にも県や警察官などが発令することもあるが、発令された避難指示等は、発令主体（市、県、国、警察官など）、避難理由、避難先、避難後の指示連絡などを明らかにしながら、防災行政無線、香南市メール配信サービス、緊急速報メール等、香南ケーブルテレビの緊急L字放送、広報車等で多重的に市民への周知徹底を図る。 ・災害に伴う危険が解消したと認められた場合は速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。 ▶ 関連-52 香南市避難情報に関するマニュアル（発令基準・防災体制編） ▶ 関連-53 香南市避難情報に関するマニュアル（避難行動・情報伝達編）											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
警戒区域の設定		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮											
担当		本部班、消防部									
・災害対策基本法第 63 条に基づき、市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとする場合、生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、またはその区域からの退去を命ずる。 ・標識テープ（立入禁止）等による警戒区域の表示、交通規制など、必要な措置を南国警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。 ・災害に伴う危険が解消したと認められた場合は速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。											
(1) 設定権者											
市長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 上第 1 工に基づいて市の職員に委任することができる。											
設定権者	災害の種類	内容（要件）								根拠法	
市長	災害全般	災害が発生、またはまさに発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。								災害対策基本法第 63 条	
警察官※	災害全般	同上の場合においても市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。								災害対策基本法第 63 条	
海上保安官	災害全般	同上								同上	
自衛官	災害全般	同上								同上	
消防吏員 または消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的とするとき。								消防法第 28 条	
水防団長（消防団長）、水防団（消防団）員または消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急の必要があるとき。								水防法第 14 条	
※警察官は、消防法第 28 条、第 36 条の規定によっても、第 1 次的な設定権者が現場にいないか、または要求があったときは、警戒区域を設定できる。											
警戒区域の設定に伴う必要な措置は、警察官および海上保安庁の機関の協力を得て実施する。											

(2) 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」が「避難の指示」（災害対策基本法第60条）と異なる点は、次のとおりである。

1	「避難の指示」が対人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定」は、地域的に捉えて立ち入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。
2	「警戒区域の設定」は、災害がより急迫している場合に行使される。
3	「警戒区域の設定」に基づく禁止、制限または退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰則が科される（災害対策基本法第116条第2項）のに対し、「避難の指示」については罰則がない。

(3) 警戒区域設定の状況

市長は、警戒宣言が発せられた場合等において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、津波危険予想地域、山がけ崩れ危険地域等において警戒区域の設定を行い、立ち入り制限等を実施する。実施は、予想される危険が生ずる蓋然性が著しく高く、危険防止のための特別の必要性が認められる場合に限られる。

警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるから、不必要な範囲にまで設定することがないよう留意する必要がある。

○警戒区域設定の実施

避難のための立退きの指示【実施責任者】に準じる。

○警戒区域設定の連絡

避難のための立退きの指示【実施責任者】に準じる。

➤関連-52 香南市避難情報に関するマニュアル（発令基準・防災体制編）

➤関連-53 香南市避難情報に関するマニュアル（避難行動・情報伝達編）

2 避難の誘導

避難指示等が発令された場合や、発令されるいとまがないものの、生命・身体に危険が切迫している時は、市職員、消防団員、自主防災組織が一丸となり、各事業所とも連携をとりながら、市民、観光客等が指定緊急避難場所、指定避難所など、安全な場所に避難するよう誘導する。また、医療・要配慮者対策部は、中央東福祉保健所と連携し、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の避難の確保に向けた調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難の流れ ※リードタイムを考慮	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部									
・ 市民が自ら避難する場合、または誘導員等が市民を避難誘導する場合は、避難システム図の流れによる。										
指定緊急避難場所	学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等とする。									
指 定 避 難 所	「避難所一覧表」に示す指定避難所とする。									
福 祉 避 難 所	「福祉避難所」に示す避難所とする。									

(1) 風水害時の場合

ア. 勤務時間内の避難誘導

- ・消防署員、被害が生じている地区にいる職員・消防団員、自主防災組織員、警察官などが連携しながら、安全な指定避難所への避難誘導を行う。
- ・必要に応じて、災害対策本部長（市長）の指示に基づき、統括部と各部、被災地区以外の消防団が連携して応援チームを結成・派遣し、避難誘導体制の強化を図る。

イ. 勤務時間外の避難誘導

- ・消防署員、被害が生じている地区にいる職員・消防団員、自主防災組織員、警察官などが連携しながら、安全な指定避難所への避難誘導を行う。
- ・応援チームを結成できる人員が参集・活動場所に参集したのち、災害対策本部長（市長）の指示に基づき、統括部と各部、被災地区以外の消防団が連携して応援チームを結成・派遣し、避難誘導体制の強化を図る。

(2) 地震・津波時の場合

ア. 勤務時間内の避難誘導

①大津波警報時

- ・大津波警報が発令されたら、吉川防災コミュニティセンター（吉川市民館・吉川支所）に在庁する職員は、吉川防災コミュニティセンター、その他避難高台、避難タワーに、在庁の市民、避難している市民を誘導、受入する。
- ・赤岡市民館（赤岡支所）に在庁の職員は、避難タワーに、在庁の市民、避難している市民を誘導・受入する。
- ・夜須庁舎（夜須中央公民館）に在庁の職員は、夜須運動広場、観音山、その他避難高台、避難タワーに、在庁の市民、夜須こども園の児童、避難している市民を誘導・受入する。
- ・市内に外出している職員は、外出先で、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。
- ・浸水想定区域内の消防団の団員は、避難している市民に対し、地域のこれら施設や避難高台、避難タワーへの避難誘導を行う。
- ・いずれの場合も、職員・消防団員は、自身の身の安全を最優先に、可能な避難誘導を行う。

②大津波警報以外

- ・市役所や各庁舎にいる職員は、浸水や建物倒壊や天板落下などの危険がある施設から、在庁の市民を安全と考えられる公共施設等に誘導する。市内に外出している職員は、自身の勤務施設に戻るか、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、自身の身の安全を最優先しつつ、可能な避難誘導を行う。
- ・各庁舎での情報収集により、津波による浸水がほばない、または到達までに相当の時間があることが判明した際は、地区内の見回りを行う。

- ・見回りを行う職員は、自身の身の安全を最優先しつつ、見回り先で、可能な避難誘導を行う。

イ. 勤務時間外の避難誘導

- ・津波の危険がある場合、職員・消防団員ともに、自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。
- ・津波の危険がない場合は、市役所など、自身の参集場所に自主参集し、参集途上で可能な避難誘導を行う。
- ・各指定緊急避難場所での情報収集により、津波による浸水がほぼない、または到達までに相当の時間があることが判明した際は、現場の最上席職員の判断により、より安全な指定緊急避難場所への避難誘導を行う。
- ・いずれの場合も、職員・消防団員は、自身の身の安全を最優先に、可能な避難誘導を行う。

(3) 大規模火災や危険物からの避難の場合

ア. 勤務時間内の避難誘導

- ・大規模火災や危険物からの避難は、その影響ができるだけ少ないところに迅速に避難することが重要である。
- ・職員、警察官、消防団員、自主防災組織、地域住民などが連携しながら、危険が迫っている地区の市民を安全な指定避難所に誘導する。

イ. 勤務時間外の避難誘導

- ・大規模火災や危険物からの避難は、その影響ができるだけ少ないところに迅速に避難することが重要である。
- ・職員は、自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの安全な指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。

➤施設－10 指定避難所等一覧

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難誘導		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
		※リードタイムを考慮									
担当		本部班、消防部									
(1) 避難誘導の方法											
項 目		誘 導 の 方 法									
避難誘導員		消防部が避難誘導に当たる。									
		避難誘導を行う際は、消防団員及び自主防災組織役員らも協力する。									
		必要あるときは警察官等の応援を求めて行う。									
避難者誘導方法および輸送方法		避難誘導員は、次の事項に留意して避難誘導する。									
		①安全な避難経路をあらかじめ指示する。									
		②夜間、雨中等における避難は、①における避難経路でも危険を伴う可能性があるため、③～⑥の対策を着実に実施する。									
		③避難経路中に危険箇所があるときは明確に表示しておく。									
		④重要な箇所には誘導員を配置し、避難中の事故の防止に努める。									
		⑤夜間にあっては、照明具携行の誘導員を要所に配置する。									
		⑥必要に応じ誘導ロープにより安全を確保する。									
		⑦誘導員は出発、到着の際人員点検を行う。									
		⑧避難開始と共に警察官、消防団員等による現場警戒区域を設け危害防止、その他警戒連絡を行う。									
学校園、病院、社会福祉施設等の避難誘導		⑨原則として車両は、使用しない。									
		学校園、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、収容者等の避難が必要な場合、あらかじめ各施設において定めた計画に基づき、避難誘導する。									
津波が発生した場合		津波発生時における一時避難施設への避難の「緊急的・一時的」な判断及び行動の必要性も視野に入れたうえ、自身の身を最優先に、可能な避難誘導を行う									
自主防災組織及び施設または事業所の自衛消防組織		避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。									
(2) 避難の準備											
1	車両による避難は、原則として禁止する。										
2	避難に際しては必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。										
3	会社、工場にあっては、油脂類の流失防止、発火し易い薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる。										
4	市民は、日頃から次に掲げる非常用持ち出し品を、男性は 15 kg、女性は 10 kg までを目安に用意しておき、避難時は両手がふさがらないようにリュックサックに入れ、避難時に探さなくても良いようにしておく。 ①貴重品（保険証、通帳、印鑑、証書等） ②食料品等（水、保存パン、缶詰、カップラーメン、高齢者や乳幼児のための食品等） ③応急医薬品 ④衣類（肌着、防寒着等） ⑤その他（ラジオ、懐中電灯等）										
(3) 避難順位および携行品の制限											
避 難 順 位	①乳幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦および介助者、日本語を解さない外国人 ②一般市民 ③自主防災組織、市職員、消防団										
携 行 品 の 制 限	安全に避難するために、過重な携帯品は除外するよう指導する。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難行動要支援者への支援		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮											
担当		要配慮者班、ボランティア班、広報班、消防部									
・避難行動要支援者が、確実に避難できるよう、次の対策を講じる。また、市民は、地域の避難行動要支援者等に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。 ・なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。避難誘導の方法は、下記のとおりである。											
家族介護等で避難することができないが避難所では生活できる人		医療要配慮者対策部要配慮者班は、対象者の把握および要避難時の搬送計画を事前に作成し、一般の避難所に収容する。									
家族介護等で避難することができず避難所で生活ができない人		対象者の把握および要避難時の搬送計画を事前に作成し、福祉避難所に収容する。									
家族介護等で避難はできるが避難所では生活できない人		家族等の搬送により、福祉避難所に収容する。									
寝たきり等施設での生活が必要な人		対象者の把握および要避難時の搬送計画を事前に作成し、老人福祉施設での対応を要請する。									
日本語を解さない外国人		統括部広報班およびボランティア班は様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。									
他人の介護等を要する人		支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。 ①市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数および介護者の有無等の把握に努めるものとする。 ②津波の発生のおそれにより、市長より避難指示等が行われたとき、避難所までの介護および搬送は、原則として本人の親族、または本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護または搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。 ③災害が発生した場合、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。									
個別事項		①市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。 ②病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能、または困難な者の安全確保のための必要な措置 ③学校等にあつては、 ○当該学校等の避難の安全に関する措置 ○当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置 ④社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能、または困難な者の安全の確保のための必要な措置									

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
広域避難場所への誘導 (市内広域避難・市外広域避難) ※リードタイムを考慮	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部、要配慮者班、避難所管理班									

(1) 広域避難

①市内広域避難

南海トラフ地震の発生時に津波浸水想定区域内の住民は、「いのちを守る」場所である津波避難タワーなどの指定緊急避難場所や高台などの緊急避難場所から、「いのちをつなぐ」ための場所である指定避難所に移動することとなる。

本部班は、適宜適切な移動時期の判断・指示を行うとともに、避難所管理班は、市内広域での避難者の受入を調整し、配慮が必要な方から順に移動及び受入を開始する。

②市外広域避難

南海トラフ地震等の大規模な災害が発生または発生するおそれがある場合に、予定した避難所が使用できなくなり、市内において避難所を開設することができず、または適当でない場合においては、市長は近隣市町等の施設使用について、知事に要請報告をする。

なお、事態が急進し、知事に要請報告をするいとまのないときは、市長は「中央圏域における広域避難に関する協定書」に基づき広域避難近隣市町長に対して直接要請し、その応援を得て開設するものとする。

(2) 避難の方法

①市内広域避難

原則として市長が避難者を搬送する必要があるが、南海トラフ地震等の大規模災害時にはその能力を失っているおそれがあるため、その場合は避難者自身で移動する。

②市外広域避難

原則として市長が避難者を搬送する必要があるが、南海トラフ地震等の大規模災害時にはその能力を失っているおそれがあるため、その場合は避難者の搬送もあわせて相手先市町に要請する。

道路寸断等により陸行で避難することができず、近隣都市の港湾岸壁等が使用可能な場合は海上保安庁等の機関に要請し、巡視艇等による人員輸送等を行う。

要請の方法は、「第 2 部 第 1 章 第 4 節 防災関係機関との連携」による。

(3) 情報共有

広域一時滞在接受入れた市町および市内施設の協力を得て、広域一時滞在接受を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。また、受入先の自治体は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

(4) 広域避難場所の運営

1	避難所・学校教育対策部は、避難先の自主防災組織等と協議し、協力して広域避難場所の運営を行う。
2	運営方針は、「第 2 部 第 2 章 第 1 節 3 避難所の開設・運営」に準じる。
3	南海トラフ地震等の大規模な災害の発生により、避難所となるべき施設の多くが被災し、市内で避難者を収容できないときは、直ちに市外の避難所を確保するために、統括部本部班は近隣市町等に避難者の受入を要請する。
4	前項の場合、一時的にせよ屋外で避難生活を送る必要が生じるため、避難所・学校教育対策部は次の措置を講ずる。 ①避難行動要支援者を優先的に利用可能施設に収容する。 ②自衛隊へ要請し屋外にテントを設営する。 ③民間業者からのテントの借上げ等を行う。

➤協定－1 県・市町村との協定

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
指定緊急避難場所への誘導	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部									
・地震等による津波が想定される場合は、津波浸水想定区域において区域外まで避難が困難な市民について、できる限り直近の指定緊急避難場所へ避難誘導する。										
➤施設－10 指定避難所等一覧										

3 避難所の開設・運営

災害による避難所の開設ならびに避難所への収容保護を実施する。

災害により住宅を失った人、または避難指示等により緊急避難の必要のある人に対して、一時的に生活を営む場所として避難所（避難施設）を開設・運営する。

避難所は、市の指定避難所のほか、町内会・自治会が位置づけている各地域の避難所がある（広場・高台などは「緊急一時避難場所」）。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難所の開設の決定 ※リードタイムを考慮	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・災害対策本部長（市長）は、災害により現に被害を受け、または受けるおそれがある場合、その状況を判断して指定避難所の内から開設する避難所を選定し、避難所管理班に対し、開設の指示をする。なお、すでに住民が自主避難している各地域の避難所での避難についても、市による生活支援や災害救助法による国・県の財政支援を行う必要があることから、原則として開設避難所として承認する。										
地震等発生時	・本部長は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、指定避難所の全てまたは一部を開設することとし、避難所・学校教育対策部長に避難所の開設を指示する。									
風水害発生時	・本部長は、土砂災害が予想される場合の早期からの自主避難に備えるため、原則として市内の5箇所（のいちふれあいセンター・香我美市民館（香我美図書館）・赤岡市民館・夜須中央公民館・吉川防災コミュニティセンター）の避難所を限定し、避難所の開設を指示する。 ・高齢者等避難の発令が予想される場合は、自主避難所として開設した5避難所に加えて、地域による開設・運営を基本とする避難所を追加開設する。 状況により、上記避難所では対応できないときは、さらに避難所を追加設置する。									

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難所の開設	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	本部班、避難所管理班									

- ・統括部で、選定した避難所の施錠の状況を確認し、施錠中の避難所がある場合、鍵開けを避難所管理班に個別に依頼する。
- ・また、統括部は、開館中の施設も含め、全選定避難所に、市職員が速やかに配備されるよう、配備計画を立て、関係課に配備を個別に依頼する。
- ・配備された職員は、避難所に到着し、開設を終えた時、その旨を所属班長を通じて統括部に報告する。
- ・特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- ・避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDについて、県を通じて国と共有するよう努める。
- ・指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
- ・指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。
- ・ただし、東日本大震災や熊本地震のように「突発的かつ大規模な災害」が発生した場合など開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

(1) 勤務時間内に避難所を開設する場合

- ①避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。
- ②避難者が収容を求めた場合は、災害対策本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、施設管理者が避難所・学校教育対策部長に避難所担当者の派遣を要請する。

(2) 勤務時間外に避難所を開設する場合

- ①避難所の開設
 - 指定避難所で「避難所運営マニュアル」が策定されている施設は、マニュアルに基づき実施するものとする。また、各避難所運営委員会は、近所の地域指定一時避難場所等の避難状況を把握し、市災害対策本部へ報告するものとする。避難所担当者は、地震災害発生後直ちに各担当避難所を開設する。
 - 施設管理者は、地震災害発生時は直ちに対応できる体制を事前に市民と協議する。
 - 学校施設に関しては、教職員も開設に協力する。
- ②開設した避難所の周知
 - 避難所を開設した場合、統括部本部班および広報班は以下の手段を用いて、開設している避難所を市民に周知する。
 - 防災行政無線、電話自動応答、防災行政無線テレホンサービス（57-5261）
 - 香南市メール配信サービス、緊急速報メール
 - 広報車
 - ホームページ
 - KCTV L字放送

(3) 臨時の避難所

指定された避難所だけでは不足する場合	事前に指定された避難所だけでは避難者を収容するのに不足する場合は、避難所・学校教育対策部は、避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共および民間の施設管理者に対して、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。このとき、防災中枢拠点である市役所本庁舎（新庁舎建設以降）、のいちふれあいセンター、支所、消防庁舎は極力避ける
指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合	避難所・学校教育対策部は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所に収容スペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、避難者が最寄りの指定された避難所に届け出て、臨時の避難所として認定を受けることができる。
臨時の避難所の開設	①臨時の避難所を開設するときは、避難所・学校教育対策部の要員が不足するため、他部からの応援、派遣職員の要請、または施設管理者へ要請する等により、避難所担当者を配置する。 ②開設後は、指定避難所と同等に扱う。 ③民間の施設等を避難所として借用した場合、避難所の閉鎖後に、市は民間施設等の管理者に対して、費用を支払う。

(4) 収容対象者

- 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- 高齢者等避難、避難指示等が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者

<避難所の開設手順>

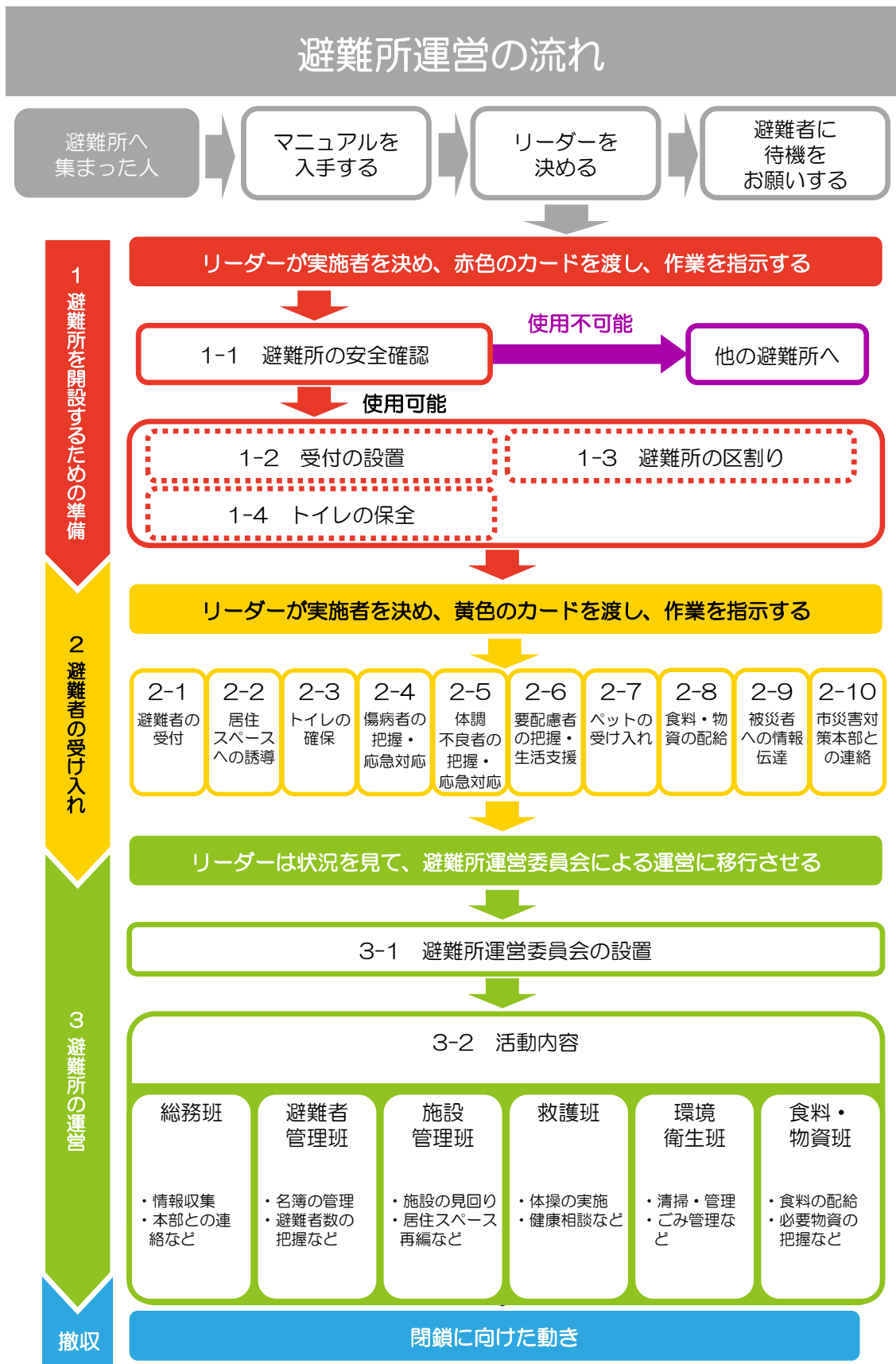
- ☐ 当該施設の安全確認
- ☐ 電話、無線等による災害対策本部への報告
- ☐ 入り口を開く
- ☐ 避難者の誘導
- ☐ 避難者の負傷状況の確認
- ☐ 避難者の収容スペースの指定
- ☐ 避難者カードの配布と避難者名簿の作成
- ☐ 班の割り振り
- ☐ 協力者（ボランティア等）の受入窓口の開設
- ☐ 避難所内の救護所の設置
- ☐ トイレ・空調等の状況の確認

>施設-10 指定避難所等一覧

災害救助法の実施基準

- ・災害救助法を適用する場合は同法による。同法によらない部分および同法を適用しない場合は、同法に準じて行う。
- ・災害救助法による「避難所の供与」の実施基準は、下記のとおりである。
 - >法令-3 災害救助法の概要

<避難所運営マニュアル（一部抜粋）>



業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
避難所の運営管理	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	避難所管理班									

(1) 避難所の運営における役割

各避難所において適切な運営管理を行う。この際、避難所への情報の提供、食料、飲料水等の配達配布等については市が行い、避難所内での情報の共有や、食料、飲料水等の配布、清掃等の避難所運営については、避難所担当者（派遣されている場合）とともに、避難者、自主防災組織等が運営する。この際、避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

避難者の健全な住生活の早期確保のために、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

避難所責任者	【風水害】 ・避難所責任者には、避難所・学校教育対策部が指名する避難所担当者が当たる。	
	【地震・津波】	
	勤務時間内	避難所責任者には、避難所・学校教育対策部が指名する避難所担当者（施設管理者）が当たる。
	勤務時間外	・地域での運営を基本とする。 ・「避難所運営マニュアル」が策定されている指定避難所は、自主防災組織、PTAなどの「地域」、「施設管理者」で構成する「避難所運営委員会」が運営管理を統括するものとする。 ・運営管理は、各避難所準備委員会が事前協議を行い作成した「避難所運営マニュアル」を基に実施するものとする。
施設管理者	施設管理者（学校長等）は、施設の避難所利用について避難所担当者および避難者に対しアドバイスをするなど、避難所運営について協力する。	
学校教職員の協力	避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設初期7日間を目安として、避難所の運営に協力し、支援業務を行う。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護ならびに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で市災害対策本部の要請により協力するものとする。	
運営主体	避難所の運営は、避難所責任者の権限を明確にし、女性の参画を推進すると共に避難所担当者、避難者、自主防災組織等と連携して円滑な初動対応を図るものとする。	
ボランティア	ボランティアは、避難所責任者および避難者と協議しながら、避難所運営を補助する。	
配給	在宅給食困難者への配給を行う。	

(2) 避難所の機能

避難所は、都市機能が麻痺した地区の市民生活を支援するため、地域防災拠点または地区防災拠点として次の機能を持たせる。

- 水、食料品、生活必需品等の配給・要請の拠点
- 医療・救護の拠点（必要により救護所、巡回診療）
- 情報伝達の拠点（掲示板の設置、広報紙の配布窓口）

(3) 避難所のマニュアル

各避難所の責任者は、マニュアルに基づき、適宜見直ししながら管理運営を行う。

避難所運営の留意点およびルールについては、下記のとおりである。

➤関連－35 避難所運営マニュアル（汎用版）

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難所情報の管理	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	避難所管理班									
・避難所・学校教育対策部は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を統括管理する。 ・避難者情報は、災害応急対策活動、また避難者の自立を支援する施策実施のための基礎資料として、避難所・学校教育対策部長が災害対策本部会議に報告する。 ・各部長は、各部における対策実施に当たって避難者情報を収集する必要がある場合は、避難所・学校教育対策部長に調査の実施協力を要請する。 ・避難者情報の収集および避難者名簿の管理に当たっては、個人情報に配慮する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
医療・保健体制	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
※リードタイムを考慮										
担当	避難所管理班、保健医療班									
災害医療コーディネーター	避難所に収容されている避難者に対する救護活動の体制（常駐・巡回）を計画する。 なお、実施においては、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員との連携・協力体制を構築する。									
保健医療班	避難所生活が長期になる場合は、避難所に保健師・看護師を巡回させ、避難者の健康管理に当たる。なお、必要に応じて、医師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援を提供する。									

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
避難生活の長期化への対応とプライバシー保護	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	避難所管理班、要配慮者班、環境衛生班									
・避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。 ・避難所・学校教育対策部は、避難所生活が3日以上長期となる場合は、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。										
入浴支援	避難所・学校教育対策部は、避難生活の長期化に対応して、入浴施設が利用できるよう検討する。また、避難所管理班が指定した場所において、シャワールーム、仮設浴場等の施設を設置する。施設の設置に当たっては、物資・環境対策部環境衛生班、県または自衛隊に支援を要請する。									
雑用水の活用	避難所・学校教育対策部は、避難生活の長期化に対応して、井戸水等の雑用水を仮設トイレ等に活用する。									
洗濯の支援	必要に応じて、各避難所に洗濯機および乾燥機の準備に努める。施設の設置に当たっては、統括部施設管理班および県に支援を要請する。									
宿泊施設、社会福祉施設等の活用	①避難所・学校教育対策部は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんの実施について県に協力を要請する。 ②医療要配慮者対策部要配慮者班は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等を調整する。									
間仕切りの導入	避難所・学校教育対策部は、避難生活の長期化に対応して、パネル等で避難者の世帯間を区切る等、避難者相互のプライバシー確保を図る。									
被災者の情報収集	避難所において、避難者の生活再建に向けた施策を展開するためにも個人情報収集する必要がある、避難所で生活する市民は、これに協力するものとする。									

業務内容		第1			第2		第3		第4		第5						
要配慮者への支援 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m						
担当		避難所管理班、要配慮者班															
(1) 寝たきり等施設での生活が必要な者への対応 避難所管理班は、寝たきり等により施設での生活が必要なものを事前に把握し、老人福祉施設に収容する。老人福祉施設については、下記のとおりである。 (2) 土砂災害警戒区域内の高齢者および障がい者施設等への対応 医療要配慮者対策部要配慮者班は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設等について、事前から状況を把握し、避難行動要支援者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化などの対応を行う。 (3) 福祉避難所の設置 市は、避難所での生活を行うことが困難な高齢者、障がい者等に対して、安心して生活できる環境を提供するため、福祉避難所の指定を事前に行うものとする。福祉避難所に関する協定では、市の要請により福祉避難所が開設されることとしている。医療要配慮者対策部要配慮者班は、要介護等により自ら避難できない者を福祉避難所に搬送する。 なお、福祉避難所の指定要件は、以下のとおりとする。 <table><tr><td>1</td><td>施設自体の安全性が確保されていること。 ①原則として、土砂災害警戒区域外であること。【土砂災害】 ②浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。【水害】 ③近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。</td></tr><tr><td>2</td><td>施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。 ①原則として、バリアフリー化されていること。 ②障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・機材の備蓄を図ること。</td></tr><tr><td>3</td><td>要配慮者の避難スペースが確保されていること。 ①要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。</td></tr></table> (4) 要配慮者の把握 市は、避難所を開設したとき、自主防災組織やボランティア等の協力を得て高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握する。これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査等を行い、この結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等を物資調達班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供する等の配慮を行う。 また、必要に応じて、老人福祉施設、病院等への搬送、被災地外への避難等が行えるよう調整する。 (5) 避難所、福祉避難所での情報伝達体制の整備 避難所や福祉避難所において、要配慮者の不安を取り除くとともに、ニーズを把握するため、情報を確実に伝達し、コミュニケーションの確保を図る。 ➤施設－12 業種別老人福祉施設一覧 ➤施設－10 指定避難所等一覧												1	施設自体の安全性が確保されていること。 ①原則として、土砂災害警戒区域外であること。【土砂災害】 ②浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。【水害】 ③近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。	2	施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。 ①原則として、バリアフリー化されていること。 ②障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・機材の備蓄を図ること。	3	要配慮者の避難スペースが確保されていること。 ①要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。
1	施設自体の安全性が確保されていること。 ①原則として、土砂災害警戒区域外であること。【土砂災害】 ②浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。【水害】 ③近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。																
2	施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。 ①原則として、バリアフリー化されていること。 ②障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・機材の備蓄を図ること。																
3	要配慮者の避難スペースが確保されていること。 ①要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。																
業務内容		第1			第2		第3		第4		第5						
避難所以外に滞在する被災者についての配慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m						
担当		避難所管理班、要配慮者班															
・市は地域の消防団や自主防災組織等の協力等により、避難所に滞在しない在宅の被災者の情報を把握し、それらの被災者に対し、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。 ・在宅の被災者の内、要配慮者の状況を把握し、状況により、必要な支援を行う。 ・市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。 ・市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者																	

数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報について車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
家庭動物との同行避難の支援 ※リードタイムを考慮	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	避難所管理班									

・被災者支援等の観点から、避難所に同行した犬、猫など、家庭動物の保護・管理に努める。

項目	収容対策
避難所管理班	県動物愛護センターと連携し、次の事項について、獣医師会および動物愛護団体が設置し、県が支援する動物救援本部に対して要請する。また、動物救援本部に対し、避難所における家庭動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。 ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の収容・治療・保管 ③放浪動物の収容・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物に対する相談の実施等 避難所での家庭動物対策として、以下の事項を実施する。 ① 家庭動物飼育ルールの掲載・周知 ② 避難所における家庭動物管理区域の設定 ③ 家庭動物管理者に対して、ケージ、首輪、引綱、餌等の準備の呼びかけ ④ 中長期に及ぶ避難を見据えた家庭動物対策の推進（家庭動物避難所の確保、管理体制の確立、ボランティア等の募集等） ⑤ 獣医師等との連携
家庭動物の所有者	飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
香 南 市	○ 避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 ○ 家庭動物の情報交換の場所として、避難所の掲示板の一面を提供するよう努める。 ○ 香我美市民館に屋内のペット専用スペースを設置する。

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
避難所の集約・閉鎖	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	避難所管理班、本部班									

・学校での授業の再開などを行うため、避難所開設後1週間を目途に、避難者のニーズに配慮しながら、市内の避難所の集約を行う。また、開設の必要がなくなった避難所は順次閉鎖し、閉鎖した避難所を県に報告する。

➤関連－35 避難所運営マニュアル（汎用版）

第2節 要配慮者支援対策

【基本的な考え方】

災害時に自力で避難することが難しい人（避難行動要支援者）の避難に関する個別避難計画を事前に地域の避難支援等関係者と一緒に作成し、災害発生時の安全確保を図る。

高齢者、障がい者や乳幼児等の要配慮者に対し、市、市社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災組織、ボランティア、地域住民などが連携しながら、災害発生後、速やかに要配慮者の安否確認、避難誘導を行うとともに、必要な生活支援を行う。

また、外国人は、言葉や文化・生活習慣の違いが原因となり、防災に関する情報や災害時における緊急情報、避難指示等が理解できず的確な避難行動が取れない可能性があり、被害を受けることが考えられる。このため、日頃から十分に防災に対する啓発を行う必要がある。

役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市 災 害 対 策 本 部	統 括 部	(1) 要配慮者に対する災害の情報提供（外国語等、多様な媒体） (2) 外国語による相談窓口、電話相談等 (3) 外国語による広報紙の配布
	医 療 要 配 慮 者 対 策 部 避 難 所 ・ 学 校 教 育 対 策 部	(1) 避難行動要支援者の災害発生直後の安否確認 (2) 避難行動要支援者の避難所等への誘導（高齢者避難の周知） (3) 視聴覚障がい者に対する情報提供（手話通訳者、要約筆記者等） (4) 福祉避難所の開設運営に係る調整に関すること (5) 在宅の要配慮者の支援
	避 難 所 ・ 学 校 教 育 対 策 部	要配慮者に配慮した避難所の運営（福祉スペースの確保等）
	建 設 部	高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅の供給
市 民 お よ び 自 主 防 災 組 織		(1) 避難行動要支援者の避難誘導 (2) 要配慮者の安否確認 (3) 避難所の運営等における配慮および必要な支援の要請
ボ ラ ン テ ィ ア		市災害対策本部および市民等の活動に協力する。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難行動要支援者の安否確認 ※リードタイムを考慮	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	要配慮者班									
・健康対策課、福祉事務所、高齢者介護課は、平素より避難行動要支援者の状況把握に努める。 ・災害発生後、要配慮者班は、被災者地域の避難行動要支援者の安否確認を行う。 ・安否がわからない避難行動要支援者については、市社会福祉協議会、介護・福祉事業所、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得ながら、電話確認や家庭訪問などにより確認を行う。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
入院・入所者の安全確保 ※リードタイムを考慮	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	要配慮者班									
・医療機関の入院患者や老人ホーム、グループホーム、障がい者支援施設等の入居者については、施設で避難誘導や健康支援活動、生活支援活動が行われるが、市は、各事業者と密に連絡をとりながら、支援に努める。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
視聴覚障がい者に対する情報提供 ※リードタイムを考慮	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	要配慮者班、広報班									
・被災者には、聴覚や視覚などに障害がある場合もあるため、支援情報は、多様な手段できめ細かに提供する。										
医療要配慮者対策部	避難所等において手話通訳者、要約筆記者等のボランティアを要請し、聴覚障がい者に対する支援体制を確立する。									
統括部広報班	テレビ・ラジオ放送、広報紙、広報車等の様々な媒体の利用、また障がい者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。									
▶関連-18 香南市災害時要援護者避難支援プラン全体計画										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
要配慮者の緊急的な入院や施設での保護 ※リードタイムを考慮	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	要配慮者班、保健医療班									
・被災により、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者について、本人または保護者の意思を尊重しながら、医療機関や福祉避難所での受入を要請する。 ・災害発生時には福祉施設等とともに、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を福祉避難所等から他の設備の整った施設へ搬送する。 ・受入先が決定したら、搬送協力など可能な支援を実施する。										
※ 福祉避難所の計画は、「第2部 第2章 第1節 3 避難所の開設・運営」による。										

業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
要配慮者への避難生活における配慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		要配慮者班、避難所管理班、応急仮設住宅班									
避難所における配慮		避難所では、高齢者や障がい者、乳幼児など、様々な要配慮者のニーズに配慮し、スペースの確保に努めるとともに、必要な生活必需品等の配布を行う。避難所における要配慮者への配慮は、「第2部 第2章 第1節 3 避難所の開設・運営」による。									
応 急 仮 設 住 宅 に お け る 配 慮		応急仮設住宅における要配慮者への配慮は、「第3部 第1章 第4節 3 応急仮設住宅の供与」による。									
在 宅 者 へ の 配 慮		医療要配慮者対策部要配慮者班は、在宅の要配慮者の状況を把握し、必要な援護措置を実施する。									
業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
相談窓口の開設・広報紙の配布および情報伝達		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		広報班									
相 談 窓 口 の 開 設 ・ 広 報 紙 の 配 布		外国語による相談窓口、電話相談等を行うとともに、外国語による広報紙の配布等を行う。									
情 報 伝 達		外国人等の（支援）団体等に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。									
業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
福祉サービスの早期再開		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		要配慮者班									
・事業所と連携しながら、通所介護、訪問介護など、福祉サービスの早期再開に努める。											

第3節 帰宅困難者・観光客対策

【基本的な考え方】

大規模な災害が発生した場合、通勤・通学や来訪者、多くの観光客など帰宅困難者の発生が想定される。そのため、民間施設や周辺地域、交通機関、さらに香南市民・民間団体・事業者等と連携して、帰宅困難者の保護、収容を行う。

役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市災害対策本部	統括部	(1) 帰宅困難者の一時的な保護 (2) 帰宅困難者への情報提供 (3) 徒歩帰宅者への支援
鉄道事業者等		帰宅困難者等の臨時輸送

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
帰宅困難者の保護対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・災害発生時に観光客を含む帰宅困難者の発生が予想される市の施設の管理者は、利用者の安全確保のため発災直後における施設内待機や避難誘導等の実施、また必要と考えられる備蓄品の確保や、それらを必要とする人への提供、要配慮者や急病人への対応を行う。 ・また、施設の特性や事情に応じて、利用者保護のために民間団体・事業者とも連携して飲料水や毛布等の準備を検討する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
一時的な滞在施設の確保	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・大地震等により、鉄道、バス等の公共交通機関が停止した場合、滞在が長期化することも想定され、帰宅が可能になるまでの間、停留した帰宅困難者が休憩・仮眠をとれる施設が必要となる。 ・そのため、市は、事業者と連携のもと、帰宅困難者の一時的な滞在ができる施設の確保、支援に努める。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
学校・事業所等における帰宅困難者の保護対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	避難所管理班									
学校の登校中に災害が発生した場合	・大津波警報が解除されるまでは、帰宅させないことを原則とする。 ・所定の対応策に基づき、幼児児童生徒の安全を確保し、情報収集を行う。また、幼児・児童の保護者への引き渡しは、原則それぞれの保育所・幼稚園・こども園・小学校で行う。中学校は安全確認後下校させることを原則として、帰宅への支援を行う。									
事業所で就業時間内に災害が発生した場合	・大津波警報が解除されるまでは、帰宅させないことを原則とする。 ・事業所の危機管理など対応策に基づき、従業員、施設利用者、来客等の安全を確保し、情報収集を図りつつ、避難所への誘導など安全を確保する。また、交通機関の運行状況等の情報をテレビ、ラジオ等から収集・伝達し、帰宅への支援を行う。									

第3編 公助編
第2部 いのちを守る・つなぐ
第2章 市民の安全確保と生活支援

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
駅周辺の混乱防止		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、避難所管理班									
帰 宅 困 難 者 の 一 時 的 な 保 護		①統括部本部班は、避難所・学校教育対策部避難所管理班と連携し、帰宅困難者による駅周辺の混乱を防止するため、必要に応じて駅周辺の公共施設を帰宅困難者の待避場所として利用するよう開設し誘導する。 ②駅周辺の事業者は、鉄道会社や市等と協力し、帰宅困難者の避難誘導、交通機関の復旧情報、飲料水の提供に努める。									
帰 宅 困 難 者 へ の 情 報 提 供		統括部広報班は、鉄道事業者等と協力し、帰宅困難者の待避場所等に公共交通機関の復旧状況、臨時輸送状況を掲示し、公共交通機関の情報提供を行う。									
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
徒歩帰宅者への支援		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、避難所管理班									
市		開設した待避場所等における、情報、休憩場所、トイレ等を提供する。									
県		県との協定によるコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、県立高校および郵便局において情報、休憩場所等を提供する。									
鉄道事業者等		臨時便や振替運行等を実施し、交通手段の確保に努める。									

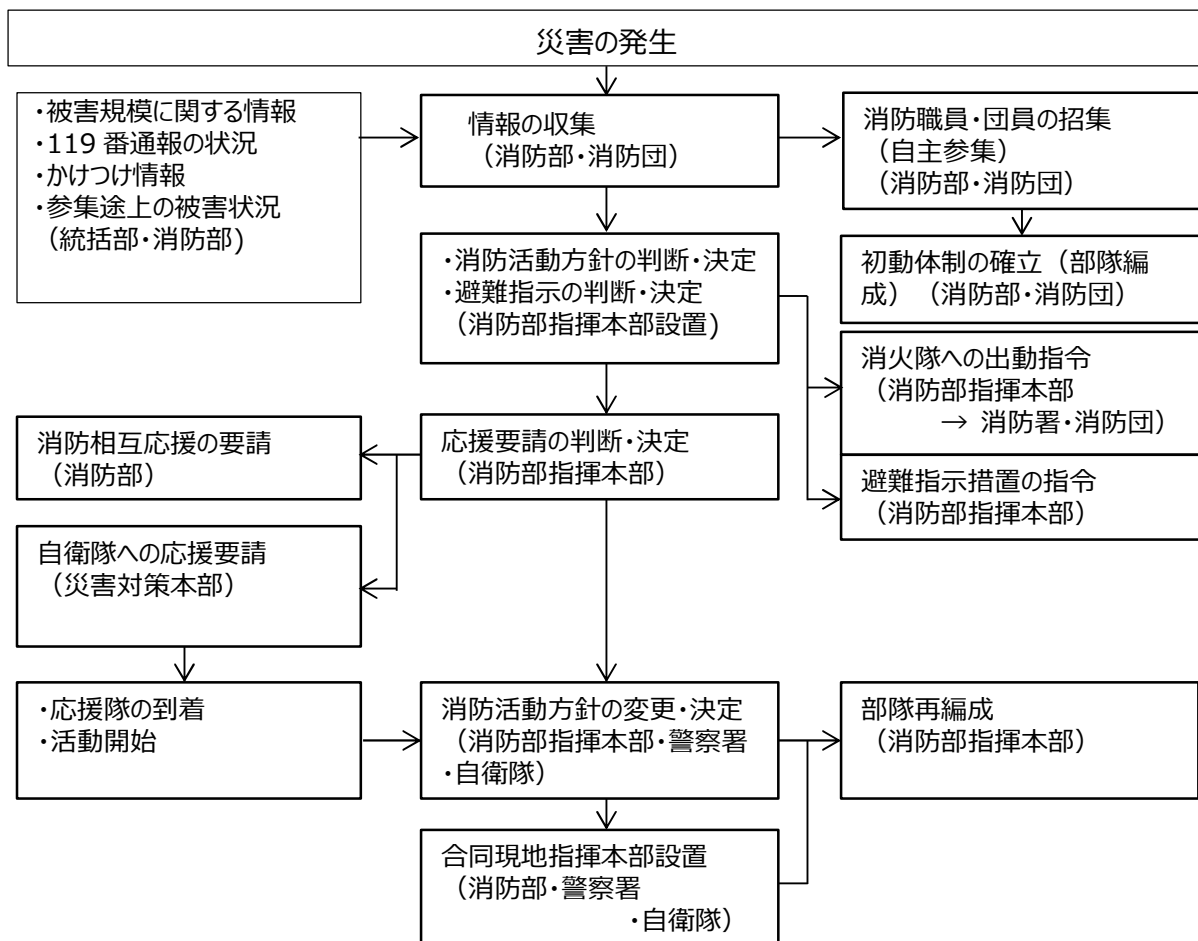
第4節 消火活動対策

【基本的な考え方】

消火を中心とする消防活動を実施するに当たっての消防隊の組織、事務分担、部隊編成、通報連絡、警報の発令、隊員の招集配備警戒および防ぎよ活動について定めることにより市民の生命身体および財産を災害から保護するとともに被害の軽減を図る。

地震によって発生する火災の形態は、地震規模、季節および時間帯により異なるが、同時多発火災の発生が予想される。災害の拡大を阻止するための消火活動を迅速・的確に行うことは勿論のこと、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救助・救急活動や必要な医療活動を行う。

応急対策の流れ



役割分担

実務担当			実施内容
市 災 害 対 策 本 部	本 部 長		(1) 警察署への消防活動協力要請に関すること (2) 自衛隊への応援派遣要請に関すること 指揮命令系統の最高責任者
	統 括 部		市災害対策本部と消防部指揮本部との連絡調整に関すること
	消 防 部		(1) 気象予警報等の収集・連絡 (2) 消防職員の迅速な参集状況の把握と初動体制の確立に関すること (3) 速やかな被害状況の把握と情報の収集伝達に関すること (4) 消防部指揮本部の設置と市災害対策本部との連絡調整に関すること (5) 消防活動対策に関すること (6) 消防現場活動に関すること (7) 被害の軽減措置に関すること (8) 避難指示および避難者の誘導等に関すること (9) 消火応援部隊の受入体制の確立と消火部隊の再編成に関すること (10) 自主防災組織の消火活動状況等に関すること (11) 消火用資機材の確保、調達に関すること。
	消防団	本部	(1) 消防部指揮本部との現場活動方針等の調整に関すること (2) 消防団への出動指令と現場活動に関すること (3) 分団相互間の連絡調整に関すること
		分団	(1) 災害危険箇所の早期発見と情報収集に関すること (2) 災害警戒、巡視に関すること (3) 災害出動に関すること
市 民 、 事 業 所 、 自 主 防 災 組 織			(1) 災害発生前後のテレビ、ラジオ等による正確な情報等の収集 (2) 被害情報等の収集に関する協力

業務内容			第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
初動体制の確立			1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当			消防部									
(1) 非常配備の発令												
非常配備 発令者：消防長		本市において、震度4以上の地震が発生したとき										
		津波予報区高知県沿岸に津波警報が発表されたとき										
		本市に「南海トラフ地震臨時情報（すべての情報）」が発表されたとき										
		その他、消防長が必要と認めたとき										
(2) 配備体制												
配備体制			部隊編成									
			指揮本部班	警防班	救急班	救助班						
消防部	第1号 配備体制	当務員による体制	当務員による体制	当務員による体制	当務員による体制	当務員による体制						
	第2号 配備体制	職員の半数による体制	◎総務課長補佐 ◎予防課長補佐	◎予防課長補佐	◎警防課長補佐	◎警防課長補佐						
	第3号 配備体制	全職員による体制	◎総務課長補佐 ◎予防課長補佐 総務係長 予防係長	◎予防課長補佐 警防係長	◎警防課長補佐 救急係長	◎警防課長補佐 救助係長						
備 考		参集人員で班編成を行う。責任者（班長）が不在の間は、参集人員の中で階級上位者が役割を担う。										
消防団	第1号 配備体制	団長、副団長は、 消防団本部へ参集 団員は各屯所（地区本部）へ参集	団長・副団長									
	第2号 配備体制		団長・副団長	分団長・副分団長・部長・班長は、各屯所（地区本部）に参集								
	第3号 配備体制		団長・副団長	団長・副団長を除く全団員は各屯所（地区本部）に参集								
備 考		受持区域の活動を原則とするが、指揮本部の指示により消防団本部に集結することがある。										
(3) 消防部指揮本部の設置												
設置場所		消防部内に設置										
本部の構成員		消防長、消防次長、消防署長、警防課長、予防課長、消防団長、副団長、各班の責任者（◎印）										
本部の役割		①市災害対策本部との連絡調整に関すること ②災害情報収集活動および応援体制ならびに避難指示に関すること ③現場活動方針および部隊運用、指令に関すること ④消防団、自主防災組織、防災関係協力機関との連絡調整に関すること										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
消火活動の基本方針		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		消防部									
(1) 消火活動の原則											
○火災の早期発見、早期鎮圧活動											
○火災の延焼動態の把握、延焼防止活動											
○出火防止活動											
○人命の救助、救急活動											
○安全避難を確保するための活動											
○情報の収集伝達活動											
(2) 消火活動の方針決定											
延焼火災が多発した場合		①非番職員等の参集等による消防隊の増員等消防力の余力が生じた時点で、消火活動と併行して火災現場およびその周辺における救助、救急活動を行う ②現場の警察官との連携を密にし、付近住民等に協力を依頼し、自主救護体制の確保に努める									
延焼火災は発生しているが、全消防隊を投入しなくても延焼阻止が十分可能であると判断できる場合		余力消防隊を救助・救急活動に転用する									
火災は発生しているが延焼のおそれではなく、主力を救助・救急活動に従事させることが出来る場合		消火活動に移行できる体制で救助・救急活動に当たらせる									

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
職員の招集		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		消防部									
(1) 消防吏員											
「第 1 部 第 3 章 第 1 節 災害応急活動体制の整備」による。											
(2) 消防団員											
消防団本部において実情に応じた招集計画をたて、各副団長を通じて各分団に招集を伝達する。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
出動体制		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		消防部									
(1) 通常出動体制											
通常火災出動 高層建築物火災出動 危険物火災出動	出動条件			出動区分				台数			
	火災覚知で出動時			第 1 次出動				2 台			
	火炎上昇時			第 2 次出動							
	延焼拡大危険時			第 3 次出動							
	大規模火災時			第 4 次出動							
特殊建物火災出動	人命危険の高い旅館、病院、社会福祉施設等については、対象物ごとの「警防計画」に基づき、出動隊を編成した出動基準を定め、効率的な防ぎょ活動の運用を図る。										
(2) 非常時計画											
火災警報発令時および断減水時等の異常火災時は、出動順位を繰り上げて出動体制をとる。											

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
初動活動	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部									

(1) 消防部の初動措置

出火防止措置	庁舎内の火気使用場所の点検および火気始末を実施する。
庁舎の安全および機能確保	庁舎建物等の被害状況の点検および内部の機器等の機能点検を実施する。
車両の安全確保	消防車両等を車庫前等安全な場所に移動し、機能点検を実施する。車両の故障および車庫のシャッターの故障等により消防車両等が出場不能となった場合は、手動により開扉後、応急修理を署員が行う。
情報の収集および報告	別項に定める情報を直ちに収集し、消防部指揮本部に帳票により3部（災対本部、出動隊、通信指令）報告する。
消防部隊運用の検討	収集した被害情報等により、指揮本部は、初動時の部隊編成・運用計画を検討する。
消防隊等の出場準備	①消防隊の出場経路の確認（道路閉鎖の情報、木造家屋密集地の火点） ②消火栓不能時の対応として、ホース等積載資機材の増強を図る。

(2) 消防団の出動措置

地震発生時に消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、地震火災の様相に応じた有効な活動を実施して、地域住民の生命、身体の安全を確保する。団および消防部との連携を図るため団本部員は、消防本部に参集する。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
情報の収集・伝達		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		消防部									
(1) 地震発生直後の情報収集・伝達											
収集・伝達する情報の内容		担当				連絡先					
地震情報、津波注意報・警報・特別警報等		通信指令室				指揮本部					
非常招集連絡		〃				各職員・団員					
火災の発生状況		〃				指揮本部→市災対本部					
人的被害の状況 (救助・救急要請、119 番通報)		〃				指揮本部→市災対本部					
周辺道路の通行障害等の状況		出動隊および参集職員				指揮本部					
参集途上の被害情報		参集職員				指揮本部					
(2) 被害情報の収集・伝達（初期・中期段階別）											
初期	情報収集項目	報告要領									
	火災発生場所	火災発見順に、その町名番地または目標と目標からの方向および距離を報告する。									
	火災の程度	延焼火災は、延焼方向・棟数・消防隊の着手の有無等を報告する。									
	その他の災害	火災以外の災害は、視認した範囲で報告する。									
中期	情報収集項目	報告要領									
	人 的 被 害	人命危険の有無および人的被害の発生状況									
	倒壊危険家屋	倒壊家屋による市民の動向および被害者の状況									
	二次災害危険	余震に伴う傾斜危険家屋、地盤の緩み、道路、宅地等における災害発生状況									
	避難指示	避難対策の必要の有無および避難の状況									
(3)自主防災組織を活用した情報収集手段											
災害発生時における地域の被害状況等の情報を自主的に伝達および報告させる。											
(4) 通信の運用											
「第 2 部 第 1 章 第 2 節 情報通信」によるが、消防部は通信運用の基本として次の点に特に留意する。											
○災害対策本部と消防部間の通信は、有線通信を原則とする。有線途絶時の通信は、無線通信とする。											
○消防部と出場隊との通信は、無線通信とする。											
○119 番通報が故障し受信不能になった場合は、119 番通報分散受信体制に移行し、非常用指令設備で受信する。											

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
火災防ぎょ活動	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部									
(1) 火災防ぎょ活動の原則										
同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域および重要対象物を優先する。									
防災拠点施設および避難路の周辺で火災が発生した場合	当該防災拠点施設および避難路の安全確保を優先する。									
工場または大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、あるいは既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。									
(2) 火災防ぎょ活動の区分										
分散防ぎょ活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数小隊で防ぎよする。									
重点防ぎょ活動	延焼火災のうち防災拠点施設および避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集中させる									
拠点防ぎょ活動	防災拠点施設の安全確保のみを目的とする。									
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難誘導要領	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部									
・ 市民の安全避難を確保することは、消防の責務であり、安全避難に必要な火災等の鎮圧と拡大防止に全力を傾注する。特に大規模災害時における避難誘導に対処するためには、消防機能の全力をあげ、災害対策本部の指示を受けることなく市民の安全確保を図る。										
・ 消防部における避難誘導活動は、次の要領に従って行う。										
火災の進展が急激で人命危険が切迫し、直ちに避難をさせる必要がある場合	市災対本部長の指示を受けるいとまがない場合は避難指示等の緊急措置をとる									
火災の延焼予測、避難を必要とする地域および避難の安全方向等必要な情報連絡	消防長→市災対本部員 警防課長→現地部隊									

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
応援協力計画	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部									

(1) 広域消防応援要請

消防活動に関する他機関への応援要請は、「第1部 第3章 第1節 3 災害対策本部の運営」に定めるほか次のとおりであるが、急を要すると判断される場合は、消防長が要請することができる。

<協定、覚書、申し合わせの種類>

種類	対象	連絡先	締結年	根拠法令
警察と消防の相互応援協定	災害	高知県 公安委員長	S58	消防組織法 第42条
救急相互応援協定	救急業務	南国市・香美市・安芸市	S58	消防組織法
消防相互応援協定	災害	香美市・芸西村	S61	消防組織法 第39条
高知県内広域消防相互応援協定	災害・大規模	高知県 全城市町村	H8	消防組織法 第39条
鉄道災害時の安全対策に関する覚書	鉄道災害	土佐くろしお鉄道	H15	
南国警察署と香南市消防本部との相互通報に関する協定書	災害	南国警察署長	H20	消防組織法 第42条
高知空港および空港周辺における消火救難活動に関する協定書	航空災害	高知空港事務所 長 南国市	H21	
高知東部自動車道における消防相互応援協定	災害	安芸市、芸西村	H25	
高知県内広域消防相互応援計画	災害・大規模	高知県内 15 消防本部	R2	消防組織法 第39条

※「緊急消防援助隊」の要請と支援については、大規模災害発生時に人命救助活動等の必要を認めた場合にあっては、緊急消防援助隊の要請をすることができる。また、本市からの支援隊の要請が予測される場合にあっては、速やかに準備を行う。

(2) 広域航空消防応援の手続き

「第2部 第1章 第4節 2 広域的な応援要請」による。

(3) 消防応援部隊の受入体制

消防本部会議室を開放し、応援隊の拠点とする。それで不足する場合は市庁舎において調整する。

(4) 海上災害に対する応援

船舶海難および海上における人身事故ならびに流出油等の通報を受けたとき、または認知したときは、海上保安庁の機関に速報するとともに、海上保安庁等の機関がとる措置について、援助協力する。

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
火災の消火と延焼の防止措置の実施	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部									

- ・火災が発生している時は、消防署、消防団を中心に、災害対策本部員や地域住民も協力しながら、消火活動や延焼防止措置を行う。従事者自身の安全を最優先に活動を行う。
- ・災害対策本部長（市長）は、消防活動にあたり広域的な応援を必要とする場合は、以下の協定に基づき、他市町村等に応援要請を行う。
 - 高知県消防広域相互応援協定
 - 消防相互応援協定（香美市および芸西村）
 - 救急相互応援協定（南国市、香美市、安芸市）
 - 船舶火災に関する業務協定書（高知海上保安部）

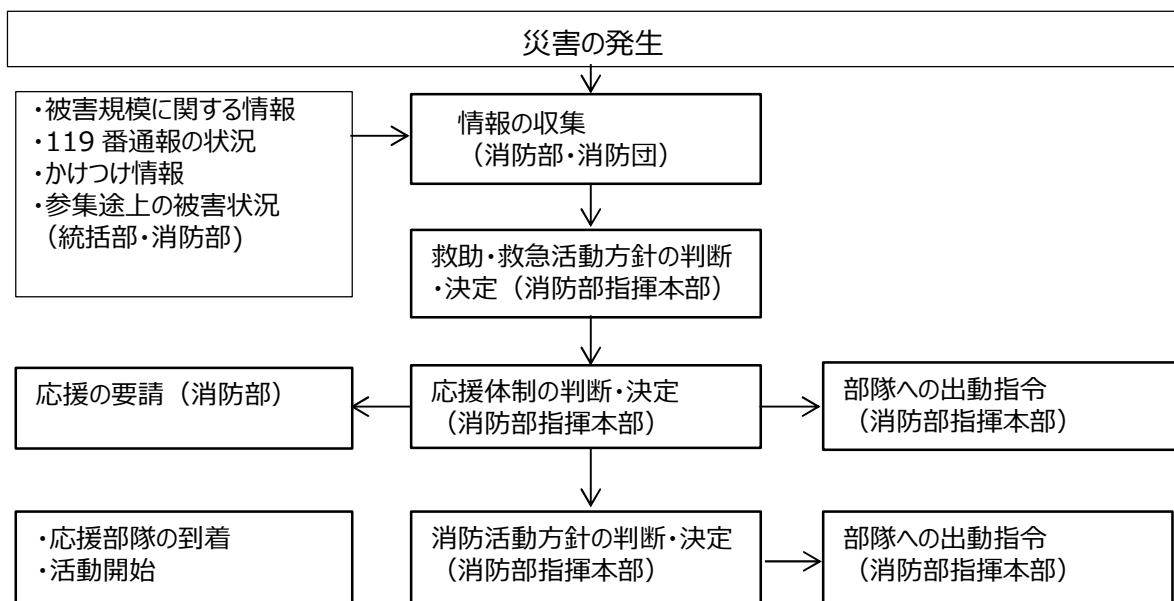
第5節 救急・救助活動対策

【基本的な考え方】

災害発生時に、消防署、消防団、さらには警察、自衛隊などが連携して、人命救助活動、行方不明者の捜索活動を行う。

甚大な災害の初動期に、警察、自衛隊などの応援隊が到着する前に人命救助や捜索の活動を大規模に展開する必要がある場合は、災害対策本部員や地域住民は、可能な人命救助・搬送・捜索の活動を行う。

応急対策の流れ



実施責任

1	災害救助法が適用された場合における被災者等の救出は、知事の委任を受けて、市長が実施する。
2	災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者等の救出および救急活動は、市長が実施する。

役割分担

実務担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	(1) 市災害対策本部と消防部指揮本部との連絡調整に関すること (2) 救助活動の実施（消防部に協力して行う） (3) 救助用資機材・重機の調達に関すること (4) 救助・救急活動の実施（消防部に協力して行う）
	消防部	(1) 救助・救急活動の実施に関すること (2) 救助・救急活動の応援の要請に関すること
建設業協会等		資機材・重機等の調達協力
市民、事業所自主防災組織		(1) 救助・救急活動に関する訓練への参加 (2) 家具等の転倒防止策の実施 (3) 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力する

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
救助・救急活動の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		消防部									
・消防部は、二次災害から人命を守ることを最優先とした活動を実施しなければならないため、救助・救急活動に対する部隊の投入については、火災の防ぎょ活動を考慮しつつ実施する。											
(1) 救助班・救急班の編成 「第 1 部 第 3 章 第 1 節 災害応急活動体制の整備」による。											
(2) 救助・救急活動の基本方針 救命、身体救出、精神的・肉体的苦痛の軽減、財産の保全を図る。人命救助とは、自然災害、人的災害を問わず、広く一般の災害事象により要救助者の生命または身体に現実の危険が及んでいる場合で、要救助者の生存が確認または予想される状況下において、人力、機械力等を用いてその危険を排除し安全な場所に救出し、その後救急隊により医療機関、その他の場所（救護所等）へ緊急に搬送する一連の活動を行う。											
(3) 救助・救急活動の原則 救助・救急事案の内容から判断して市民の生命を守るための効果が大きい事項を選択して実施する必要がある。											
1	火災現場における人命救助活動は最優先する。										
2	救命処置を必要とする負傷者および要配慮者を優先し、その他の負傷者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の関係機関および香美郡医師会等との連携のうえ実施する。										
3	救助・救急事案が同時に多発している場合は、現場での人命救助活動を優先する。										
4	救助、救急活動は救命効率の高い事案を優先する。										
(4) 救助・救急活動要領											
救 助 活 動 要 領	①情報収集の実施と分析を行い、救命率が高いと判断したところから救助活動に当たる。 ②救助活動では、二次災害の予防措置の徹底を図り実施する。 ③救助活動にあつては、活動が長期にわたるため必要に応じて交替要員を配置する。 ④消防隊、救急隊、消防団、自主防災組織等の協力のうえで救助活動を実施する。										
救 急 活 動 要 領	①重傷者から順次搬送を実施する。 ②救護所等の設置に伴い、負傷者の選別（トリアージ）、および負傷者の応急救護および処置を行ったのち搬送を実施する。 ③傷病者を搬送する救急隊は、負傷者の氏名、発生場所等の必要な事項を記録する。 ④救護病院および病院前応急救護所（野市中央病院エリア）に職員を派遣し、医療機関との連携に努め負傷者の把握を行うものとする。 ⑤応急救護所の連絡体制を密にし、収容人員の確認、診療科目の確認等を実施するとともに、転院の要請に対処する。										
(5) 他機関との合同救助体制 警察、自衛隊、消防と連携をとり、重複をなくす方法で実施する。市域をブロック化し、1 ブロック単位で担当する。											
(6) 消火・救急救助・水防用備蓄資機材 自主防災組織用および消防施設別の機材一覧表については、下記のとおりである。											
(7) 重機等の調達 救助活動に必要な重機等については、建設部が建設業協会南国支部等に要請し、調達する。											
(8) ヘリコプターによる搬送体制 救急搬送に当たって、ヘリコプターの利用が必要であると判断される場合は、「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」により応急救助機関受援調整所（ヘリ調整所）に要請する。											
(9) 雪害時における救助・救急活動 車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。											

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
広域消防応援要請		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		消防部									
1	応援を必要とする理由										
2	応援を必要とする人員、資機材等										
3	応援を必要とする場所										
4	応援を必要とする期間										
5	その他必要な事項										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
人命の救助		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		消防部									
- 消防署員、消防団員は、日常の訓練で習得した方法を駆使し、要救助者の救助・救出、傷病者への止血、心肺蘇生などの応急措置を行う。 - 災害対策本部員や地域住民は、災害の規模が大きく、消防、警察、自衛隊による救助・救出力では迅速な対応ができない場合に、自身の安全を最優先に可能な支援を行う。											

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
傷病者の搬送		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		消防部									
- 局地的な被害により少数の傷病者が発生し、災害現場から救急病院への搬送路が啓開されている時は、消防署員が、通常の救急搬送の手順により搬送する。 - 傷病者が多数発生している時や、救急病院への搬送が困難な場合には、消防署員が開設されている災害時医療救護所に搬送する。 - これらの搬送は、消防署員や警察官、自衛官などが行うが、消防団員や災害対策本部員、地域住民は、可能な支援を行う。											

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災者台帳の作成と行方不明者の搜索活動の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		災害対策本部、消防部									
- 消防署、消防団、警察、自衛隊などが連携して、災害対策本部員や地域住民も協力しながら、行方不明者の搜索活動を行う。 - 災害対策本部では、発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、市民の安否を台帳上で確認し、その情報を搜索活動関係者に提供する。 - 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。 - 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるとき、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。											

第6節 医療救護活動対策

【基本的な考え方】

南海トラフ地震発生時には、同時に県内全域で大量の負傷者が発生し、かつ津波による道路網の寸断などにより、後方搬送が事実上困難となることや医療機関自体の被災やライフラインの被災の影響により、提供できる医療にも一定の制約が発生することなどが想定される。こうしたことから、前方となる、より負傷者に近い場所で、地域の医療施設や医療従事者、さらには住民も参画した総力戦による前方展開型医療救護活動を行うこととし、そのために必要な地域の実情にあった体制づくり、人材の育成や資機材（機材含む）の整備が必要となる。

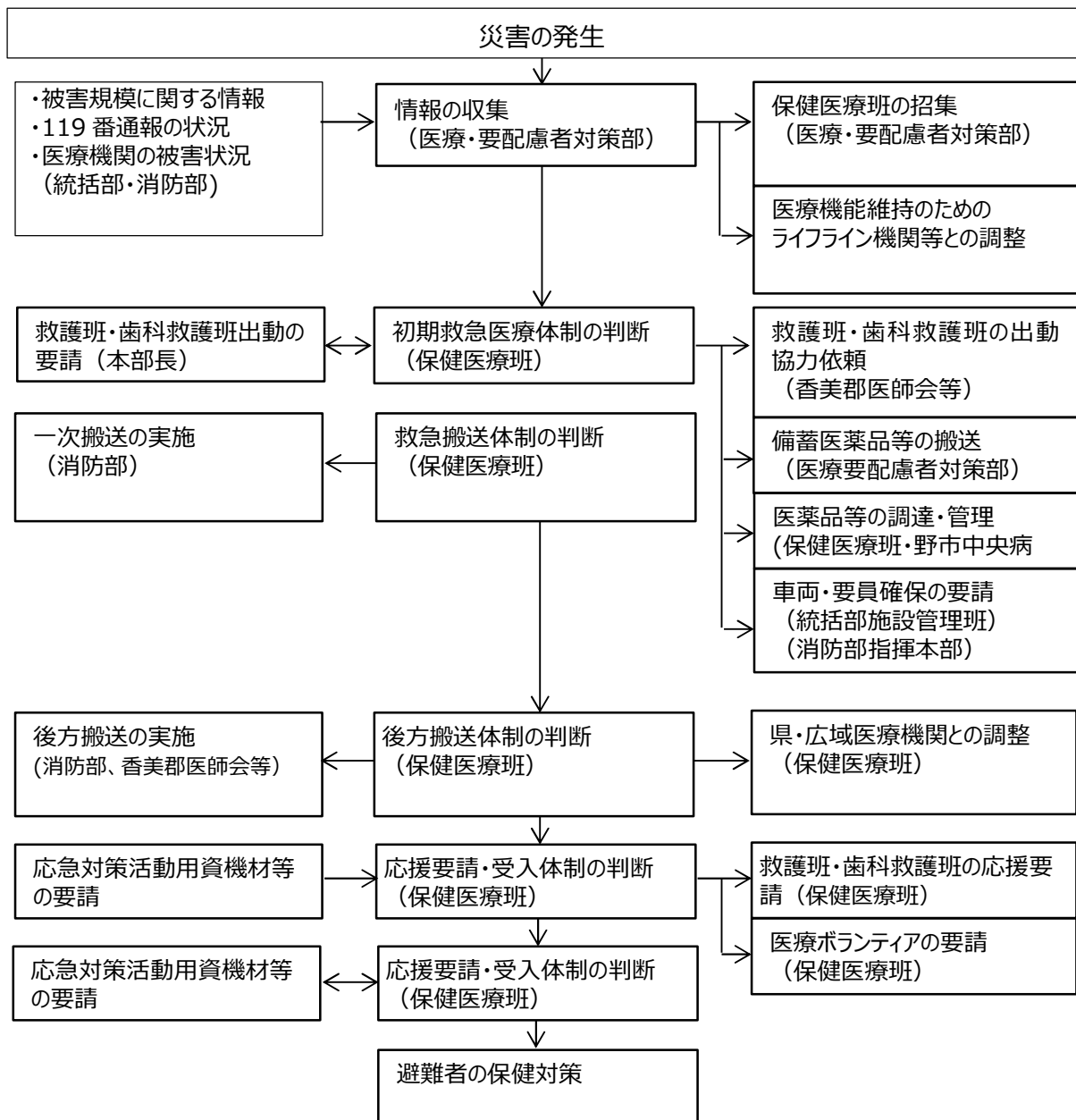
このため、市および県は、高知県災害時医療救護計画に基づき、各種の医療機関・団体等や住民組織などによる幅広い協力を得て医療救護活動を行う。市は、香美郡医師会等の協力を得て医療救護所を設置し、負傷者のトリアージや応急処置等を行う。また、市が指定した救護病院（野市中央病院）が負傷者の受入を行い、市内での対応が困難な重症患者等については、県医療支部に広域的な受入の要請をする。県（医療支部）は、災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）をはじめとする医療救護チームの派遣調整などの後方支援をするとともに、災害拠点病院等による受入調整と航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等による広域医療搬送を行う。

また、超急性期の負傷者等の医療救護がひと段落した後は、市は、避難所や自宅、福祉避難所等において、発災前から医療を受けていた慢性疾患患者等や、エコノミークラス症候群、生活不活発病など避難生活に起因して発生する疾病の予防と治療を行うための保健医療体制を確保する。県（医療支部）は県内外からの保健医療活動チームの派遣調整を行うなどして避難所等における保健医療体制を後方支援する。

なお、上記の詳細については、香美郡医師会等の意見を聞いて「香南市医療救護計画」を策定し具体的に記述することとする。

本計画では、風水害や大規模事故など局地的な災害の対応に関しても、医療救護の内容、体制は基本的に同じであることから、本計画に位置づけるものとする。

応急対策の流れ



(注) 保健医療班は、県医療支部（災害医療コーディネータ等を含む）の支援を得て判断する

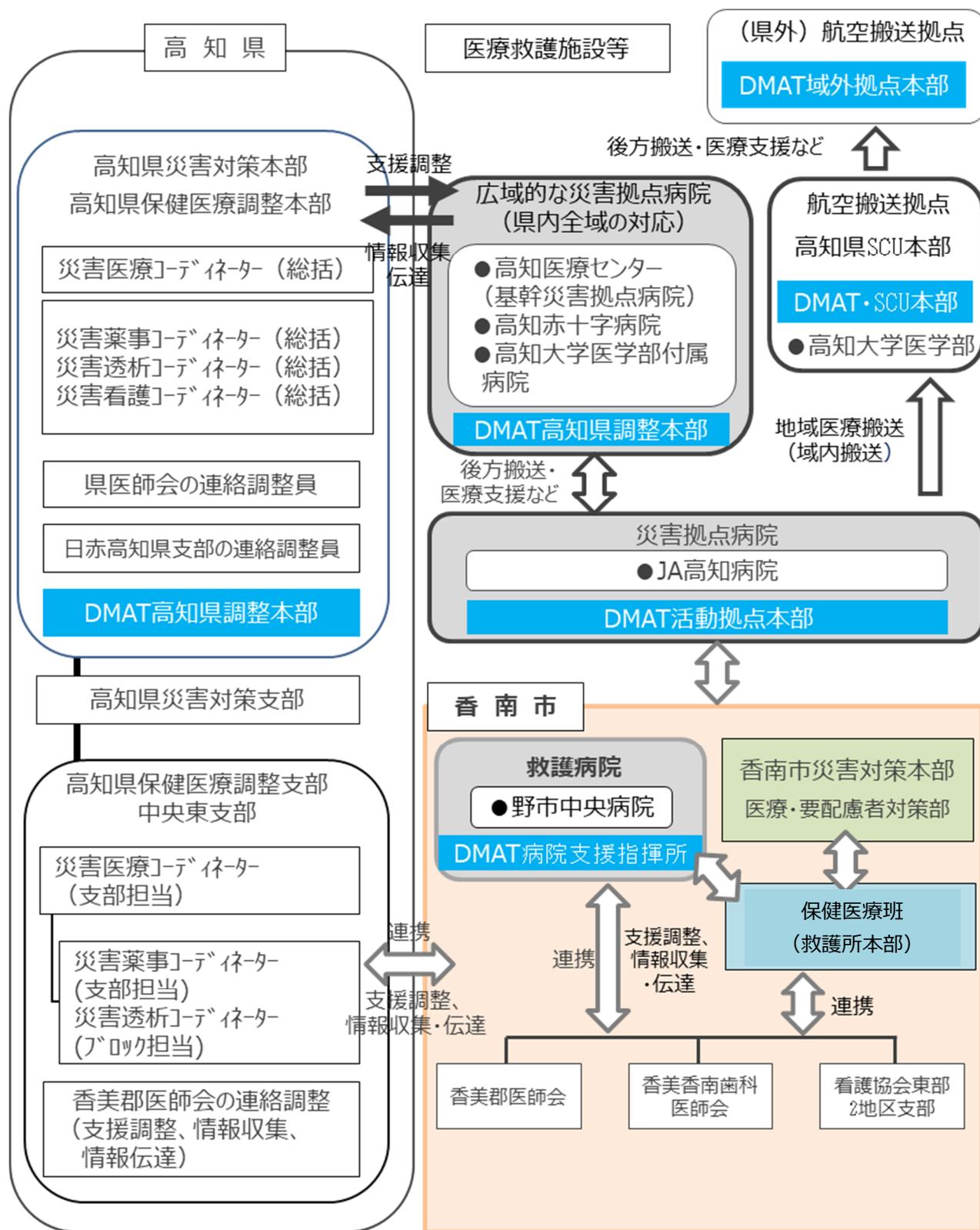
実施責任

1	医療および助産（以下「医療」という）の実施は、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、知事から市長に委任された業務については市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合および同法が適用されない部分は、市長が実施する。

役割分担

実務担当		実施内容
市災害対策本部	本 部 長	県および医療コーディネーターに対する救護班および歯科救護班出動要請
	統 括 部	(1) 医療活動に係るライフライン関係機関との調整に関すること (2) 応急活動従事者および患者の搬送のための交通手段の確保、要請に関すること
	医療・要配慮者対策部	(1) 初期救急医療体制の確保に関すること (2) 広域医療に関する県医療支部との連携に関すること (3) 医療救護チーム等の応援要請および受入に関すること (4) 医薬品および医療資機材の備蓄と搬送に関すること (5) 医薬品等の要請に関する庶務
	市 災 害 医 療 コ ー デ ィ ネ ー タ ー	(1) 初期救急医療体制に関すること (2) 広域医療体制に関すること (3) 救護班・歯科救護班・医療ボランティアの応援要請および受入に関すること
	消 防 部	(1) 救助・救急活動の実施に関すること (2) 負傷者等の搬送に関すること
香 美 郡 医 師 会 香 美 香 南 歯 科 医 師 会 薬 剤 師 会 香 長 土 支 部 看護協会東部 2 地区支部 (災害支援ナース・地域災害支援ナース)		発災直後からの医療救護活動
救 護 病 院		救護病院としての体制確保
市 民 、 事 業 所		(1) 家庭内、事業所内における応急処置用医薬品の常備 (2) 家具等の転倒防止策の実施 (3) 救護所・歯科救護所開設予定地の把握
医 療 ボ ラ ン テ ィ ア		医療活動に関する協力

<災害医療救護体制図>



<高知県保健医療調整支部（中央東支部）の業務内容（参考）>

(1) 役割と業務

ア 県保健医療調整支部は管内の医療部門の総合調整を行い、医療救護活動を円滑に遂行する。

イ 県保健医療調整支部は、市と協力して次の業務を行う。

- (ア) 管内の医療救護活動の総合調整
- (イ) 医療救護に関する情報の収集および提供
- (ウ) 管内の市町村の医療救護活動の支援
- (エ) 管内の災害拠点病院の医療救護活動の調整
- (オ) 航空搬送拠点での SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）高知県本部の運営
- (カ) 支部管内の医療救護施設等への医療支援の受入の調整
- (キ) 管内医療機関の「EMIS」への入力代行
- (ク) 市災害対策本部が行う避難所の医療ニーズ調査の支援
- (ケ) 香美郡医師会と連携した災害医療から地域医療への円滑な移行
- (コ) その他必要な事項

(2) 高知県保健医療調整支部の所在地

医療支部名	設置場所（所在地）
中央東支部	中央東福祉保健所（香美市土佐山田町山田 1128-1）

(3) 県保健医療調整支部の医療コーディネーターの設置と業務内容

➤ 災害医療コーディネーター

ア 県保健医療調整支部には、災害医療コーディネーター（支部担当）を置き、医療救護活動の全体調整を行う。

- ・災害医療コーディネーターは、医療救護活動の全般にわたる要請に対応するとともに、協定締結団体などの関係機関と協議して災害時医療の企画・調整を行う。
- ・避難所での長期にわたる医療救護を実施するために、避難所のアセスメントを含めあらゆる医療関係の情報を総合し、必要な医療救護活動を展開するための指示を行う。

イ 災害医療コーディネーターの下に、次のコーディネーターを置き、それぞれの所管する業務について調整を行う。

➤ 災害薬事コーディネーター（支部担当）

- ・災害薬事コーディネーターは、災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、薬剤師活動および医薬品供給に関する支援策の立案および実施、県外からの支援を効率的かつ効果的に受け入れるための受援体制の整備等を行う。

➤ 災害透析コーディネーター（ブロック担当）

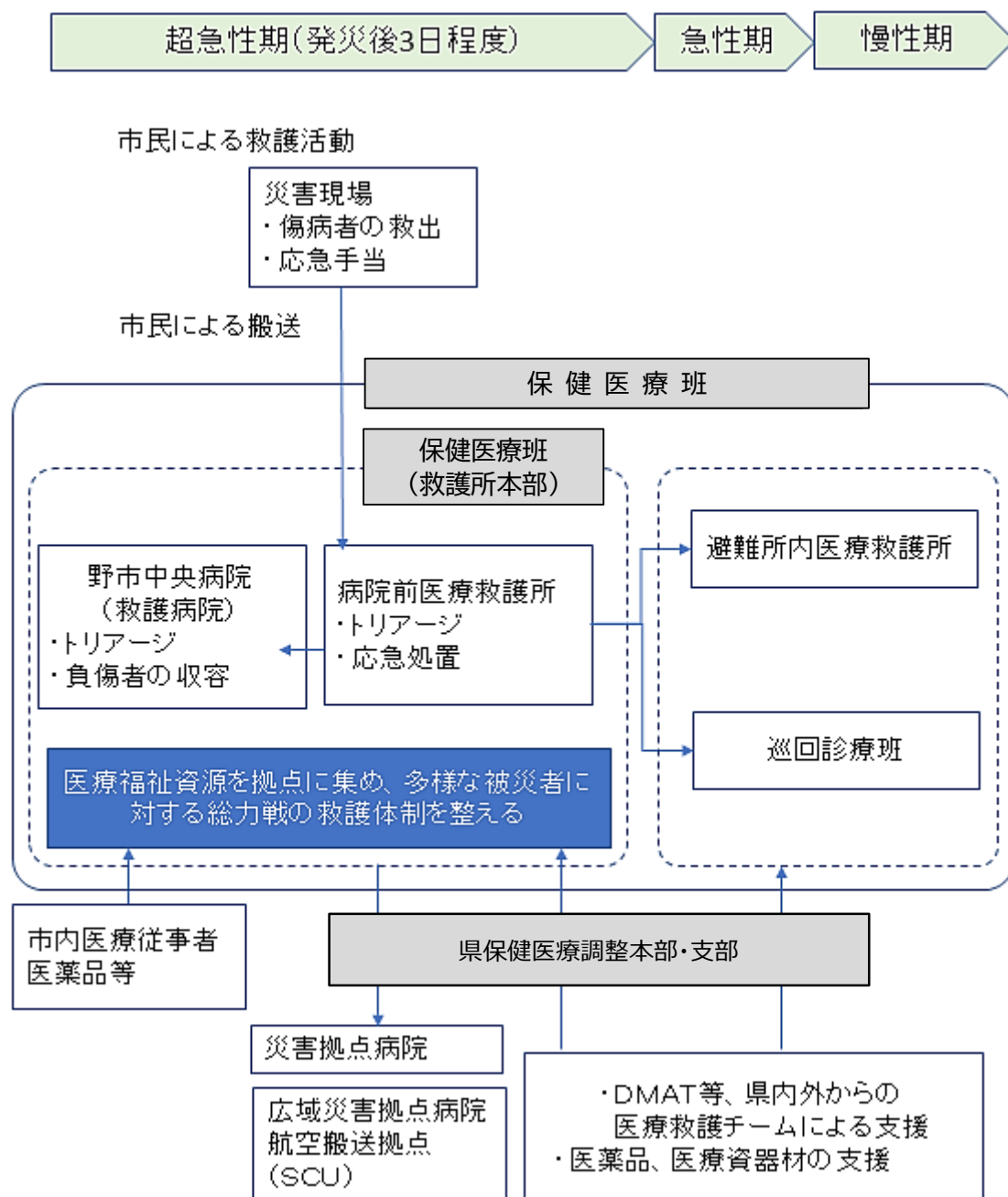
- ・災害透析コーディネーターは、災害医療コーディネーターの総合調整のもと、地域で透析患者、透析医療機関のニーズを集約し、調整を行う。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
医療救護活動の全体調整	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	保健医療班									
(1) 香南市保健医療班の設置										
香南市内の医療救護活動の全体調整を行うため、県保健医療調整支部と連携して保健医療班に救護所本部を設置し、県保健医療調整本部・支部（災害医療コーディネーターを配置）が派遣調整した県内外の医療救護チームおよび地元医療関連団体との全体調整を行う。										
保健医療班は、県保健医療調整支部を通じて県内外からの医療救護チームの派遣要請を行うとともに、県保健医療調整支部とともに派遣調整された医療救護チームと受援と活動調整を行う。										
災害対策本部を設置した場合	本部長は直ちにそれぞれの業務で主に所管する医療コーディネーターに対して医療・要配慮者対策部保健医療班への参加を要請する。									
※ただし、緊急を要すると判断される場合	本部長からの要請を待たず、香美郡医師会、香美香南歯科医師会、薬剤師会香長土支部、看護協会東部2地区支部は自主的に、保健医療班に参加する。									
(2) 超急性期の医療救護活動の全体調整										
発災直後の超急性期の医療救護活動は、救護病院である野市中央病院とその前に設置する医療救護所を拠点に、野市中央病院と参集できた市内の医療従事者および県から派遣されたDMA T等の医療救護チームが実施する。										
野市中央病院前医療救護所に参集できた市職員および医師等の医療従事者は救護所本部を設置し、現場における医療救護活動の全体調整および保健医療班への支援要請、広域搬送等に係る連絡調整を行う。										
(3) 急性期以降の医療救護活動の全体調整										
保健医療班は、急性期以降の要医療者（慢性疾患患者や避難生活に起因して発生する新たな患者）に対する医療救護活動を調整するため、県医療本部・支部が派遣調整した医療救護チームを、県医療支部と連携して避難所等に設置する医療救護所や巡回診療に係る活動調整を行う。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
救護病院の体制	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	保健医療班（救護所本部）									
1	災害時にも医療機能を維持する									
2	医師、看護師等スタッフの確保									
3	トリアージの実施									
4	重症者を収容するスペースの確保									
5	遺体安置場所の確保									

災害救助法の実施基準

- ・災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分および同法が適用されない場合にについては、同法に準じて行う。
- ・災害救助法による「医療」および「助産」の実施基準は、下記のとおりである。
 - 法令-3 災害救助法の概要

<地域総力戦の前方展開型救急医療全体システム図>

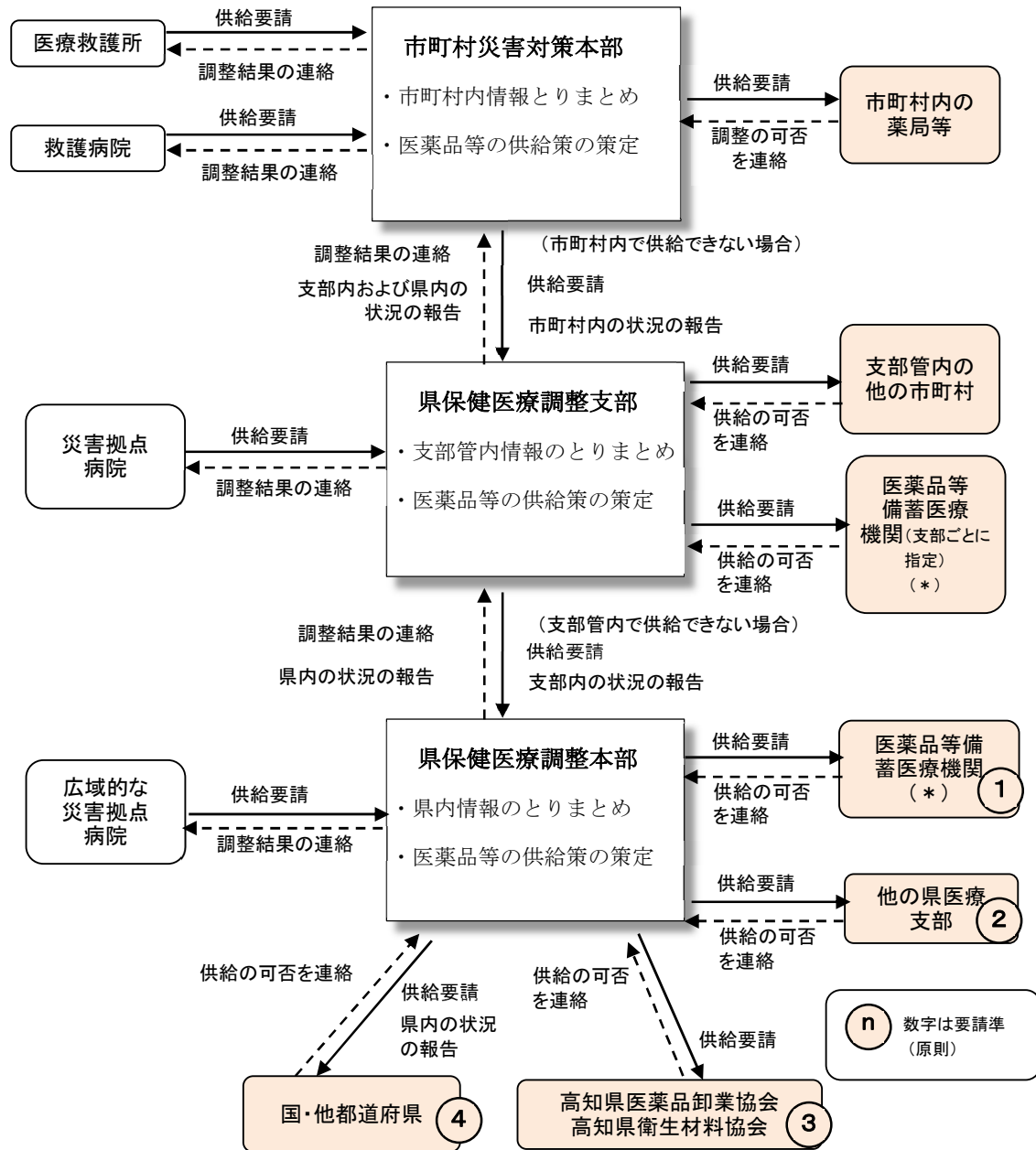


業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
医療救護所の設置		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		保健医療班									
- 保健医療班は、発災後直ちに、野市中央病院および参集できた市内医療従事者の協力を得て野市中央病院前に医療救護所を設置する。 - 超急性期における野市中央病院およびその病院前医療救護所以外の救護活動および急性期以降の医療救護活動については、香美郡医師会等、地元医療関連団体の意見を聞いて作成する「香南市医療救護計画」に基づいて実施する。											
1	現地医療機関が被災し、その機能が低下または停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合										
2	患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合										
3	被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と後送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の後送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
救護病院による活動の開始		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		保健医療班									
- 保健医療班は、あらかじめ救護病院に指定している野市中央病院に、医療救護活動の開始を指示する。ただし、野市中央病院は、被害状況等から医療救護活動の開始が必要と判断した場合は、指示がなくても医療救護活動を開始し、保健医療班に開始を報告する。 - 救護病院である野市中央病院は、医療救護班を編成し、病院前医療救護所における重症患者および中等症患者のトリアージと応急処置に参加するとともに、主に中等症患者を収容する。収容した患者で必要がある場合は、保健医療班を通じて災害拠点病院への患者搬送の要請をする。											

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
医薬品と医療資器材の調達		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		保健医療班									
- 保健医療班は、発災直後に、香南消防に備蓄している負傷者用の医療資器材を野市中央病院前医療救護所に搬送する。 - 野市中央病院前医療救護所で使用する医薬品は、野市中央病院に備蓄している医薬品を使用する。 - 野市中央病院（救護病院）と野市中央病院前医療救護所で使用する医薬品や医療資器材が不足する場合は、保健医療班（救護所本部）から保健医療班を通じて、県保健医療調整支部に不足する品目、数量等を支援要請する。											

＜災害時の医薬品等供給体制＞



※ 医薬品備蓄医療機関：野市中央病院

＜物資調達班＞

1	医薬品、資材の調達に関すること
2	衣料品、生活必需品、建築資材、その他日常応急物資の調達および斡旋に関すること

＜保健医療班＞

1	被災者の医療に関すること
2	市災害医療コーディネーター（香美郡医師会、香美香南歯科医師会、薬剤師会香長土支部、看護協会東部2地区）その他医療機関との連絡および出動要請に関すること衣料品、生活必需品、建築資材、その他日常応急物資の調達および斡旋に関すること

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
医療救護チーム等の派遣要請と受入	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	受援班、保健医療班									
(1) 医療救護チーム等の派遣要請										
保健医療班は、被災後の医療ニーズを迅速に把握し、市が設置する医療救護所等では対応が困難と判断される場合は、県医療支部を通じて県内外からのDMA T等の医療救護チームの派遣を要請する。										
(2) 医療救護チーム等の受入と活動調整										
保健医療班は、県保健医療調整支部（災害医療コーディネーターを含む）と連携して、派遣された医療救護チーム（DMA T、日赤救護班、JMAT、JDATなど）を受援するとともに、超急性期の医療救護所等や急性期以降の避難所等に設置する医療救護所や巡回診療に係る活動調整を行う。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
事故等の現場での傷病者の応急手当と医療救護所への搬送	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部									
(1) 市民による負傷者の応急手当等										
南海トラフ地震などで消防による救急搬送が困難な場合は、被災現場において近くにいる市民が負傷者の応急手当および医療救護所への搬送を行う。										
(2) 傷病者の搬送										
災害の発生により救急搬送を要する多数の傷病者が発生した場合は、関係者との緊密な連絡の下、事故等発生関係機関および市所有の車両を応急に活用するなどして、迅速、適切な救急搬送活動を実施する。										
(3) 被災現場からの搬送先は、原則として救護病院である野市中央病院前の医療救護所とする										
➤施設－13 市内医療機関一覧表										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
市外への重症者等の受入要請と搬送	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	保健医療班、消防部									
・香南市内の医療救護所および救護病院での重傷者等の応急処置および収容が困難となった場合は、保健医療班が、県保健医療調整支部を通じて災害拠点病院、広域災害拠点病院による受入の要請を行い、県本部・支部の調整を受けて広域搬送する。 ・搬送手段は、救急車による搬送が可能であれば救急車を優先するが、不可能な場合、不足する場合は、災害派遣用車両（DMA Tカー）、ヘリコプター等を活用して搬送する。 ・県内病院での受入が困難な場合は、県本部およびDMA T調整本部の調整により、高知医大附属病院に設置される航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）からヘリコプター等を用いて県外の医療機関に広域搬送する。 ・ヘリコプターの利用に当たっては、ヘリコプター臨時離発着陸場までの搬送計画を事前に検討する。ヘリコプターの支援要請については、「第2部 第1章 第4節 2広域的な応援要請」により行う。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
医療ボランティアの受入	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	保健医療班、消防部、ボランティア班									
(1) 医療ボランティアの要請 統括部ボランティア班は、救護病院、医療救護所等において医師、看護師、薬剤師等の医療関係者が不足すると判断される場合は、「第 2 部 第 1 章 第 5 節 災害ボランティア活動」に基づき、医療ボランティアを要請する。 (2) 医療ボランティアの活動調整 医療・要配慮者対策部保健医療班は、災害医療コーディネーターと調整しながら、医療ボランティアを適切に受け入れるとともに、統括的に活動調整する。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
交通災害、産業災害等による大規模災害時の救急医療		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		消防部									
・災害に伴う交通事故、産業災害等（以下「事故等」という）により短期間に集団的に発生する傷病者に対する初期救急医療対策については、事故発生責任機関、警察、市、消防機関、県、医療機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。											
＜業務分担＞											
事故等が発生した際において、各関係機関はおおむね次表の業務を分担する。											
業 務	担 当 機 関										
	一般道路上 高規格道路	鉄道上			工場等			海上			
発見・通報	事故等発見者	事故等発見者			事故等発見者			事故等発見者			
関係機関への 連絡	第 1 報受信機関 警 察 消 防	事故等発生責任機関 第 1 報受信機関 警 察 消 防			事故等発生責任機関 第 1 報受信機関 労働基準署 警 察 消 防			事故等発生責任機関 第 1 報受信機関 海上保安庁の機関 （市）			
現場における 傷病者の救出	警 察 消 防	事故等発生責任機関 警 察 消 防			事故等発生責任機関 （警 察） （消 防）			海上保安庁の機関 （市）			
現場から医療 施設への傷病 者の搬送	警 察 消 防	事故等発生責任機関 消 防			事故等発生責任機関 消 防			海上間：海上保安庁 の機関 （市） 陸上間：消防			
医師等医療関 係者に対する 出動要請	事故等発生責任機関 （市・県）	事故等発生責任機関 （市・県）			事故等発生責任機関 （市・県）			海上保安庁の機関 （市・県）			
現 場 お よ び 搬 送 中 の 救 急 措 置	医 療 関 係 者 お よ び 救 急 隊 員										
傷病者の収容	医療機関 事故等発生責任機関 市	事故等発生責任機関			事故等発生責任機関			事故等発生責任機関 市			
遺体の収容	事故等発生責任機関 市	事故等発生責任機関			事故等発生責任機関			事故等発生責任機関 市			
関係機関への 協力（出動） 要請	警 察 市・県 事故等発生責任機関	事故等発生責任機関 市・県			事故等発生責任機関 （市・県）			海上保安庁の機関			

＜救急医療対策の方法＞

負傷者の発見、通報ならびに関係機関への連絡	負傷者等の発見者または事故等発生責任機関から第1報を受けた機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じて関係機関に直ちに連絡する。
現場における負傷者等の救出	救出を要する負傷者等に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模、内容等を考慮のうえ、直ちに資機材を整え必要な人員を現場に出動させ、救出に当たる。
現場から医療施設への負傷者等の搬送	①負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに救急自動車、舟艇ならびに救急隊員を現場に出動させ搬送に当たる。 ②救急自動車等が不足するときは、次の応急措置を講ずる。 ○救急指定病院の患者搬送車の活用 ○その他応急的に調達した車両の活用 ○隣接市の応援要請
医療関係者の出動要請ならびに現場および搬送中の救急措置	①事故等発生責任機関は、事故等の規模、内容を考慮のうえ、医療機関に対し、医療関係者の出動を要請し、現場および搬送中の傷病者に対する応急措置の万全を期する。 ②市長は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、または事故等発生責任機関等から要請があり必要と認めたときは、医療関係者を現場に出動させる。
負傷者等の収容	①負傷者等の収容については、事故等発生責任機関が特に指示する場合を除き、次の施設を活用する。 ○2次救急医療機関・3次救急医療機関 ○救急告示病院、診療所 ○その他の医療施設 ○医療救護所 ②死亡して発見された場合および搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡し、遺体検分その他所要の処理を行わなければならない。
関係機関への協力要請	災害の規模、内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。
事故等の現場における諸活動の調整	①県に災害対策本部が設置された場合 県災害対策本部長または県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。 ②県に災害対策本部が設置されない場合 次の機関の現場指揮者が諸活動の調整に当たる。

区分	道路、宅地等	鉄道、工場等	海上
諸活動の調整に当たる者	警察または市（消防部）の現場指揮者	事故等発生責任機関の現場指揮者	海上保安庁の機関の現場指揮者

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
救急医療の費用	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部									
・救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理できるものは、同法による。 その他のものについては、事故発生責任機関の負担とする。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
個別疾患対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	保健医療班									
(1) 医療救護体制の構築 ①難病患者等、重点継続要医療者 市および県は、人工透析患者、在宅人工呼吸器装着患者、在宅酸素療法患者、特殊な薬剤を必要とする患者等、継続した医療ケアが中断すると命の危険を生じる患者を優先して、安否と所在の確認を行い、必要な医療ケアにつなげるための医療救護体制を構築する。 市および県は、県内で必要な医療ケアが困難な場合は、県医療本部・支部（災害透析コーディネーター等を含む）の調整により、広域医療搬送を行う。 ②妊産婦、新生児 市および県は、高度医療を必要とする妊産婦、新生児について、医療機関の受入状況の把握に努めるものとする。										
(2) 医薬品等の確保 市および県は、関係団体との連携のうえ、特殊な医薬品や酸素ボンベ等の確保状況の把握に努めるものとする。										
➤関連－28 高知県災害時医療救護計画 ➤関連－29 高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル ➤関連－40 妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン										

第7節 食料、飲料水および生活必需品の調達、供給活動

【基本的な考え方】

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水および毛布等生活必需品等を調達し、避難所のニーズに応じて供給・分配を行えるよう活動する。

発災後約3日間は、備蓄物資や協定企業からの調達物資により、避難生活のための必要な物資を供給する。

4日目以降については、協定企業からの調達物資に加え、国（プッシュ型）や市外からの大量の支援物資の送付が予想されるため、大量の応急物資の処理が必要となる。

そこで、物流事業者等との協力の下、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るとともに応急物資を一元管理することにより、応急物資を一元管理することにより、効率化を図り、円滑な調達・搬送を確保する。

1 応急物資等の調達・搬送活動

役割分担

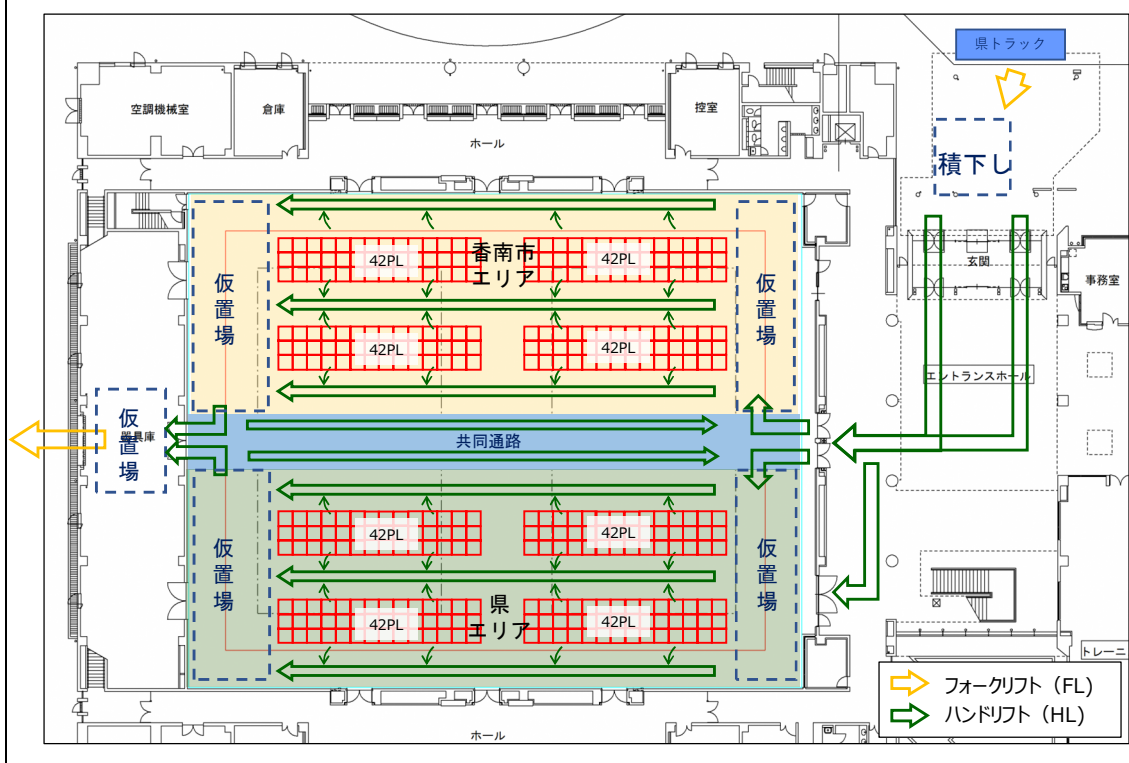
実務担当		事務分掌	構成
統括部	施設管理班	輸送車両の確保 ※資料編「資機材-5 公用車保有状況（消防車両除く）」参照	香南市
物資・環境対策部	物資調達班	(1) 支援物資の配分計画作成 (2) 関係部局等との連絡調整 (3) 班の編成 (4) 班運営の統括、指揮 (5) 仕分け作業人員の確保	香南市 物流事業者
		(1) 道路、施設の被害状況や規制状況の把握 (2) 物資ルートの確保、選定	香南市
		(1) 避難所ごとの必要物資の把握 (2) 必要物資リストの作成 (3) 物資の調達、管理 (4) 品目ごとの在庫物資の数量管理	香南市
		(1) 荷捌き作業の統括 (2) 輸送車両からの荷卸、検品 (3) 品目ごとに仕分、数量管理 (4) 避難所ごとに物資を分配 (5) 輸送車両への物資の積込み (6) 輸送車両の配置等、配送管理 (7) 輸送車両の誘導 (8) 荷捌きの実作業	物流事業者 ボランティア
		トラックによる物資の輸送	物流事業者 トラック協会 自衛隊

<物資集積拠点（県立青少年センター 大アリーナ）のレイアウトイメージ>

■レイアウトの前提条件

- ・国の具体計画（H29.6）に示されているプッシュ型支援物資の必要総量の50%を1日で受入れることを想定し、必要面積を算定している。
- ・上記を踏まえ、県から市町村への1日当たり配送量についても、総量の50%を基本とする。
- ・その他の市町村の物資について、PL単位での配送が可能なものについては、大アリーナに搬入せず、駐車場でトラックからトラックに積替えてそのまま配送する。
- ・小アリーナは、大アリーナを補完する予備スペースとして、余剰物資などの一時保管場所などに使用する。
- ・下図のレイアウトを基本とし、使用エリアは配送される物資量を踏まえながら、互いに融通し合うものとする。

※大・小アリーナの活動エリア内では、床強度不足のため、ハンドリフトを使用する（フォークリフトは使用不可）



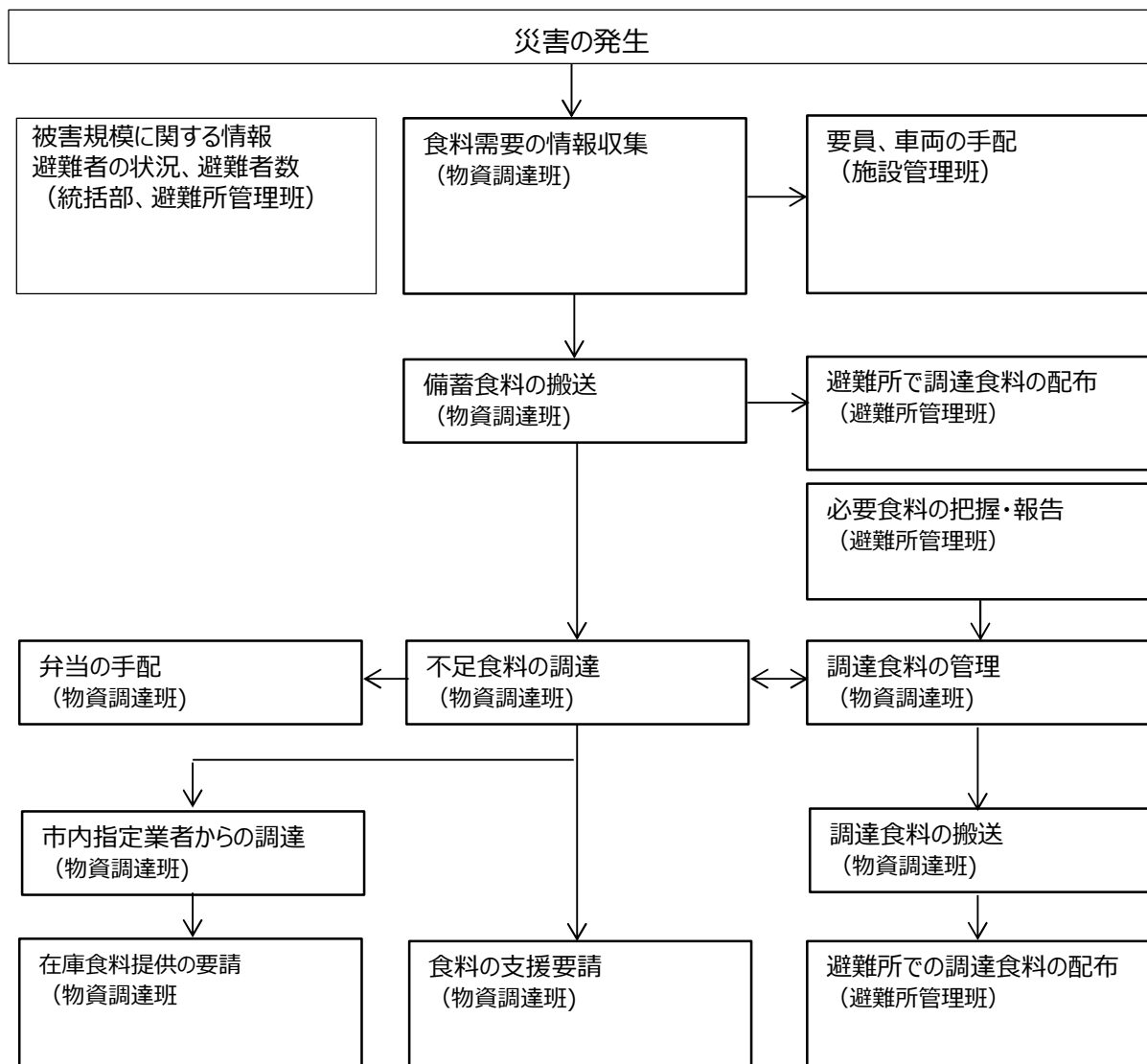
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応急物資等の調達		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、物資調達班									
・ 応急物資等の調達方法は、主に以下の 3 つの方法が想定される。											
(1) 備蓄物資											
災害時の救助用として市が備蓄した食料、生活必需品を被災者に供給する。											
(2) 協定事業者からの購入											
災害発生後に必要な応急物資を調達する場合は、「災害時における物資の供給に関する協定」等に示す大規模店舗等に協力を要請する。又必要に応じ、市内の他の大規模店舗等から調達する。											
(3) 義援物資の募集											
他の自治体等からの被災者に対する支援物資を募集する。											
➢ 協定－4 食料品・飲料水・日用品関係の協定等											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
救援物資の要請		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、物資調達班、広報班									
1	物資・環境対策部物資調達班は、避難所等において不足している物資のリストを作成し、災害対策本部会議に提出する。										
2	災害対策本部会議は、支援物資の受入について決定し、その結果に基づき、統括部広報班に募集の呼び掛けを指示する。										
3	統括部広報班は、報道機関等に対し支援物資募集の報道を依頼する。										
4	統括部本部班は、高知県および他市町村などの関係機関に電話、FAXまたは衛星通信を利用して、被災地外から支援物資の要請を行う。										
5	企業等から大口物資の提供の申し出があった場合は、次のことにも配慮し、物資集積拠点（県立青少年センター）へ送付するよう依頼する。なお、申し出があった物資と、必要な物資のニーズが一致しない場合は、他の物資もしくは支援金等による支援を依頼する。 ①支援物資は荷物を開封するまでもなく物資名、数量が判るように表示すること。 ②複数の品目を混載しないこと。 ③食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り支援金としてお願いする。										
6	発災直後において食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から支援物資の送付が予想される。しかし、不特定多数からの小口の支援物資を分類・仕分し被災者に配布することは、きわめて難しいと考えられる。 このようなことから、全国からの善意を無駄にしない観点からも、当面は個人等からの小口物資の受入は断ることとし、支援金による支援を依頼する。 なお、支援金の配分計画については、「第3部 第1章 第5節 支援金品の受入・配分」を参照のこと。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
物資集積拠点の運営		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		物資調達班、避難所管理班									
(1) 物資集積拠点の位置、運営体制等											
設 置 場 所	応急物資の搬送拠点として、物資集積拠点（県立青少年センター）を開設する。										
設 営	物資・環境対策部物資調達班は、あらかじめ検討した物資集積拠点のレイアウトを基に、物流事業者と協力し、物資集積拠点を設営する。										
運 営 時 間	原則として午前 8 時から午後 8 時とし、物資の搬入・搬出については、午前 9 時から午後 6 時までとする										
人員等の確保	物資集積拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。										
(2) 避難所等のニーズ把握・物資調達											
避難所ニーズの把握	避難所・学校教育対策部避難所管理班は、不足している物資について「避難所収容状況調書」を用いて、物資管理担当に 1 日 1 回報告する。										
必要物資の調達	報告を受けた物資管理担当は、物資集積拠点内の在庫数量を確認し、不足している場合は調達する。										
荷捌き担当への指示	①物資管理担当は、在庫や各避難所のニーズを勘案し、各避難所へ分配する物資名と数量を荷捌き担当へ指示する。 ②指示を受けた荷捌き担当は、配送管理スペースに必要な物資を避難所ごとに配置する。										
物資集積拠点内の在庫管理	荷捌き担当は、荷卸・出荷時に物品ごとの数量を記録し、物資集積拠点内の在庫数を把握する。把握した在庫数は、毎日夕方に物資管理担当に報告する。										
(3) 運搬ルートの決定											
施設・搬路担当は、建設部現地情報班からの情報を参考に、各避難所を効率的に巡回する運搬ルートを決定する。											
(4) 物資の入庫・検品											
荷 卸	入庫した車両から、支援物資と調達物資を分けて荷卸をする。企業から支援物資等で品目が明確なものは、直接物資管理スペースに配置する。										
検 品	支援物資については必ず中身の確認を行い、不要物資は破棄スペースに移動する。不要物資以外は、品名・数量等を記入し、外見から中身が分かるようにし、物資管理スペースの所定の位置へ移動する。										
(5) 物資の仕分け											
荷捌き担当は、物資管理担当から指示を受け、必要な物品・数量を配送管理スペースに避難所ごとに配置する。											
(6) 物品の出庫・搬送											
輸 送 車 両 の 確 保	統括部施設管理班は、必要な輸送車両を確保する。										
物資の積み込み・配送	①荷裁き担当は、配送管理スペースに置かれた避難所別の物資を輸送車両に積み込む。 ②輸送担当は、施設・搬路担当から指示を受けた輸送ルートを使い避難所へ物資を配送する。										
➤様式-36 避難所収容状況調書											

2 食料の供給計画

市は、地域住民や市外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、食料を得られない一時滞在者等に対して、必要な食料を供給する。

応急対策の流れ



実施責任

実施責任機関	対象者	備考
市長	被災者（被災者になるおそれのあるものを含む。以下同じ。）	・災害救助法が適用された場合は、知事が市長に委任する。
作業実施機関、 災害発生機関または市長	災害救助従事者	

役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市 災 害 対 策 本 部	統 括 部	(1) 支援食料品の要請 (2) 要員、車両の要請
	物 資 環 境 対 策 部	(1) 非常用食料の備蓄および管理 (2) 備蓄食料の避難所までの搬送 (3) 食料の調達、集積拠点における管理および避難所までの搬送 (4) 支援食料の要請に関する庶務
	避難所・学校教育 対 策 部	(1) 避難所における食料の配布 (2) 必要食料の把握および報告
	医 療 要 配 慮 者 対 策 部	福祉避難所に必要な物資の把握、報告、配布
市民および自主防災組織		(1) 非常持ち出し食料の備蓄 (2) 食料の配布避難所担当者とともに、避難所の管理・運営を行う
指 定 販 売 業 者		(1) 在庫食料の提供 (2) 食料の調達に関する協力 (3) 営業の早期再開
運 送 業 者 等		食料の搬送に関する協力
ボ ラ ン テ ィ ア		避難所の運営を補助する。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
食料の調達・搬送	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	避難所管理班、物資調達班									
・市の備蓄と、J A、小売業者等からの購入により調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県、農林水産省（災害救助法が適用された場合のみ）、自衛隊に応援を要請する。 ・調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに配慮するとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。 ・応急食料は、ボランティア等の協力を得て、各避難所へ搬送する。 ・調達食料は、調達先事業者、物資集積拠点または各避難所への直接搬送を依頼し、不可能な場合は、ボランティア等の協力を得て、統括部が搬送する。 ・ボランティア等の協力が得られない場合は、必要に応じて運送業者に搬送を委託する。										
(1) 食料供給の対象者 ○避難所に収容された者 ○病院、ホテル等の滞在者および縁故先への一時避難者 ○応急対策活動に従事する者で、食料供給の必要のある者										
(2) 備蓄、調達の方針 災害時における救助用として、食料を次のとおり備蓄し、調達する。なお、被災者3日分相当量（うち1日は現物備蓄）を備蓄目標とする。 ○食料は、弁当またはパンを基本とし、地震発生直後はおにぎりまたは保存パン等を供給する。なお、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズに配慮した食料の供給を行う。 ○地震発生直後に市が当面の食料を確保するために、市内小売業者と協定を締結し、在庫食料を調達する。 ○弁当業者との協定に基づき、可能な限り早い段階で、衛生的に安定した食事を供給する。 ○地震発生後、地元弁当業者の体制が整うまでの間は、他の市町等に対して、計画的に安定した食料供給の支援を要請する。 ○市内の一部に被害が発生した場合または大災害であっても避難所内の組織体制等が整ってきた段階において、炊き出しの実施を検討する。 ○食中毒の防止等の衛生面に十分に配慮する。 ○避難者の自立を支援する配給方法に配慮する。										
(3)食料の確保 ○備蓄・・・保存パン、アルファ化米等 ○調達・・・パン、おにぎり、お茶等、弁当、育児用調製粉乳										
➤協定－4 食料品・飲料水・日用品関係の協定等										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
備蓄食料の供給	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	物資調達班、避難所管理班									
・発災当日は、食料の調達が困難なため1日分の応急食料を現物備蓄する。										
(1) 食料調達の業務 ①地震発生直後の食料調達（パン、おにぎり、お茶等） ②調達業者との連絡調整 ③弁当の発注調整 ④本部との連絡調整 ⑤避難所管理班との連絡調整（配食計画を詰める） ⑥物資集積拠点（野市青少年センター）との連絡調整 ⑦環境衛生班との連絡調整（中央東福祉保健所との連絡調整） ⑧県関係の事務に関すること（回答、補助金申請、災害用米穀使用事務等）										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5				
弁当の調達		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m				
担当		物資調達班、避難所管理班													
・ 弁当を調達する場合は、物資調達班が事前に協定を締結した業者に要請する。協定締結業者および要請の方法は、「災害救助に必要な給食の調達に関する協定書（案）」に示すとおりである。 ・ 弁当業者の選定、委託に当たっては、次の点を考慮する。 ①衛生的に安定した食事を提供できること。 ②冷却装置を設置していること。（設置していない業者は、温食の供給に限る。） ③自ら配送体制を用意できること。 ④調理能力に応じて市内業者を優先し、経済復興に資する。															
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5				
食料の配給		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m				
担当		本部班、物資調達班、避難所管理班													
(1) 避難所での配給 <table><tr><td>1</td><td>各避難所に届けられた応急食料は、避難所担当者が避難者に配給する。 ※避難所担当者 【地震・津波】施設管理者、地域 【風 水 害】行政</td></tr><tr><td>2</td><td>避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を要請する。</td></tr></table> (2) 在宅給食困難者への配給 在宅の給食困難者は、必要な食料（高齢者用等特別の品目を含む。）の数を最寄りの避難所で配給を受ける。 (3) 必要人数・内容の把握 各避難所の避難所・学校教育対策部避難所管理班は、避難所収容者および届出のあった在宅給食困難者に必要な食料の品目および数量を把握し、巡回搬送してくる物資・環境対策部物資調達班に報告する。												1	各避難所に届けられた応急食料は、避難所担当者が避難者に配給する。 ※避難所担当者 【地震・津波】施設管理者、地域 【風 水 害】行政	2	避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を要請する。
1	各避難所に届けられた応急食料は、避難所担当者が避難者に配給する。 ※避難所担当者 【地震・津波】施設管理者、地域 【風 水 害】行政														
2	避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を要請する。														
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5				
炊き出しの実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m				
担当		本部班、物資調達班、避難所管理班													
・ 東日本大震災のように市内全域に及ぶ大災害の場合は、対象人数が多いため、必要な設備や器具の準備だけでも時間を要するため、早期の実施は不可能である。 ・ 災害対策本部からの食料供給としては、弁当を主とし、災害がやや落ち着いた段階から、これを補う温かい副食として、また被災者の自立の応援を目的として炊き出しを実施する。 ・ 各避難所の担当職員と調整しながら、各避難所での炊き出しの必要性、必要量、不足する食材・機器を把握して炊き出し計画を作成し、食材・機器を調達・搬送し、各避難所でこれに基づき炊き出しを実施する。 ・ 市内の一部において被害が発生した場合は、他地区の市民の協力を得て、早い段階から炊き出しによる支援を行うこともある。 ・ ガス器具、燃料等は、高知県LPガス協会に提供を要請して調達する。															

災害救助法の実施基準

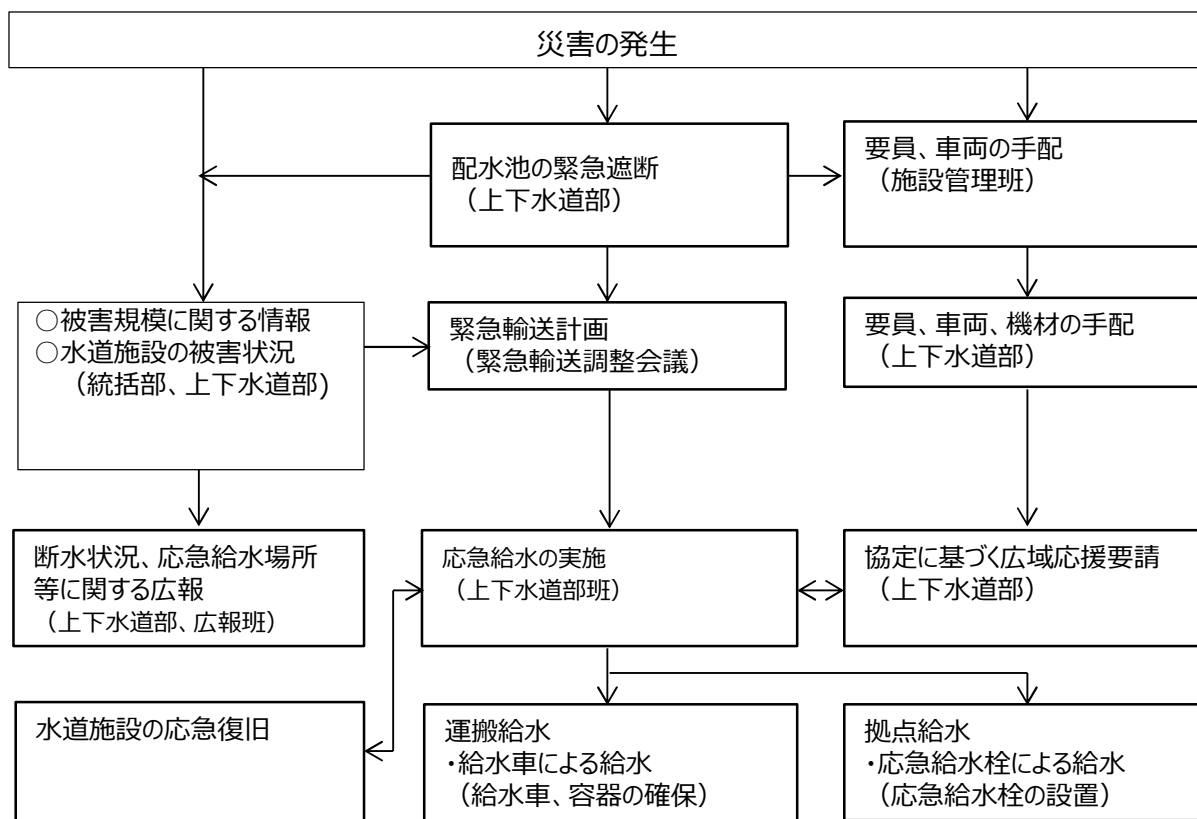
- ・災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分および同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。
- ・災害救助法による「炊出し、その他による食品の給付」の実施基準は、下記のとおりである。
 - 法令-3 災害救助法の概要

3 飲料水等の供給計画

被災者に対して、生命維持に必要な飲料水を供給する。

災害のため飲料水が枯渇し、または汚染して現に飲料に適する水を得ることができないものに対して、迅速に飲料水を供給する。

応急対策の流れ



実施責任

1	災害救助法が適用された場合における飲料水供給の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合および同法が適用されない部分は、市長が実施する。

役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市 災 害 対 策 本 部	統 括 部	断水状況および給水場所等応急給水の実施に関する広報
	上 下 水 道 部	(1) 水道施設の被害状況の把握に関すること (2) 応急給水に係る人員、資機材等の応援要請に関すること (3) 応急給水の実施に関すること (4) 断水状況および給水場所等応急給水の実施に関する広報
	避難所・学校教育 対 策 部	(1) 避難所における食料の配布 (2) 必要食料の把握および報告
	医 療 要 配 慮 者 対 策 部	福祉避難所の開設運営に係る調整に関すること
市 民 お よ び 事 業 所		(1) 発災後3日分程度の非常用飲料水および容器の備蓄 (2) 風呂の残り水、井戸水等による雑用水の確保
ボ ラ ン テ ィ ア		応急給水の協力に関すること

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
水道水の使用の制限		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		避難所管理班、環境衛生班、広報班									
・水道が汚染などにより、飲料水として使用することが不適当な時は、直ちに使用の禁止、停止および制限などの措置を行い、防災行政無線等で周知を図る。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
水道施設の情報の収集		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		水道班									
・発災直後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水対策を立てる。 ○災害発生直後は、水源地に設置した計器で水源地、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。 ○各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
発災直後の応急給水の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		水道班、避難所管理班									
・断水が発生した場合、工事事業者と連携しながら水道施設・管路の被害調査や応急復旧を行いながら、断水地域住民に応急給水を継続して行う必要がある。 ・このため、統括部による調整のもと、上下水道部を中心に、応急給水チームと水道復旧チームを編成する。											
チーム	業 務 等										
給 水 チーム	非常時給水の確保に関すること。（防疫活動：環境衛生班）										
	飲料水の供給に関すること。 ⇒給水タンク車、給水タンク、ポリタンク、非常用飲料水袋を使用して応急給水を行う。										
配 水 チーム	送配水幹線の通水確保及び重点的配水に関すること。										
	配水管、配水補助管等の防護及び損壊応急処置に関すること。										
	応急作業の業者委託に関すること。（水道工事事業所へ出動要請）										
	水源、貯水池等の防護及び損壊応急処置に関すること。 ⇒現場調査、本部への連絡										
	浄水施設及び送配水施設の防護及び損壊応急処置に関すること。 ⇒現場調査、本部への連絡										
非常時取水、導水、浄水及び送配水の確保に関すること。											

(1) 目標水量と応急給水の目標

応急給水の目標は、施設の復旧が進捗するにつれ、段階的に増加していくことにする。
段階が進むにつれて応急給水所を増やし、市民が近い場所から給水を得られるようにする。

地震発生からの日数	目標水量	市民の運搬距離
地震発生～3日間	3ℓ/人・日	概ね 1 km以内
～10 日間	3ℓ～20ℓ/人・日	概ね 250m 以内
～15 日間	20ℓ～100ℓ/人・日	概ね 100m 以内
～21 日間	被災前の供給量	各戸給水

(2) 給水の方法

1	配水本管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と給水タンク車による運搬給水を実施する。
2	配水管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と給水タンク車による運搬給水を実施する。
3	各戸への給水仮管からの給水や、宅内仮設給水栓による給水を実施する。

(3) 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急を要する施設を最優先に給水車による応急給水を実施し、応急給水栓をそれらの近くに設置する。次に、福祉避難所や避難所へ応急給水を実施する。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
耐震性飲料・消火兼用貯水槽の利用による 応急給水	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	水道班、避難所管理班									
・各小学校に設置されている貯水槽（プール）の利用は、避難所・学校教育対策部避難所管理班が浄水器を活用して応急給水を実施する。 ・各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。 ・指定避難所（津波浸水区域外）の耐震性飲料貯水槽を活用する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応急給水の広報	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	水道班、広報班									
・応急給水を実施するに当たり、給水車による給水場所、給水時間を防災行政無線等や広報車で行う。 ・災害時には、時間的な余裕がなく市民への情報伝達効率も低下するため、報道機関に協力依頼し、テレビ・ラジオによる情報提供を行う。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応急給水の応援要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、水道班									
(1) 他の市町村水道事業体 水道班は、独自で応急給水が不可能な場合は、高知県内市町村災害時相互応援協定に基づき、高知県に必要な応援要請を行う。 (2) 市内民間給水装置工事事業者 水道班は、必要に応じて、香南市水道災害応援協定に基づき、香南市水道事業者に応援要請を行う。 (3) 自衛隊 自衛隊には、「第 2 部 第 1 章 第 4 節 3 自衛隊の応援要請」により、要請を行う。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
給水拠点の確保		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		水道班									
・病院等の緊急を要する施設を最優先に給水車による応急給水を実施し、応急給水栓をそれらの近くに設置する。次に、福祉避難所や避難所へ応急給水を実施する。											
給水拠点	給水拠点は、被災直後は水源地、拠点配水池で行い、その後、配水本管・管の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増やしていく。										
給 水 拠 点 が 被災した場合	水源地、配水池が被災した場合は、給水タンク車を給水拠点とする。										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応急給水用資機材の備蓄・調達		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		水道班									
＜応急給水用資機材備蓄状況＞											
種類		容量		数量		場所					
応急給水槽（車両搭載用）		2 t		2 台		香我美町刈谷水源地					
応急給水槽（車両搭載用）		1 t		1 台		野市町第 1 水源地					
ポリタンク		18ℓ		20 個		市役所倉庫					
非常用飲料水袋		6 ℓ		800 個		市役所水道倉庫					

災害救助法の実施基準

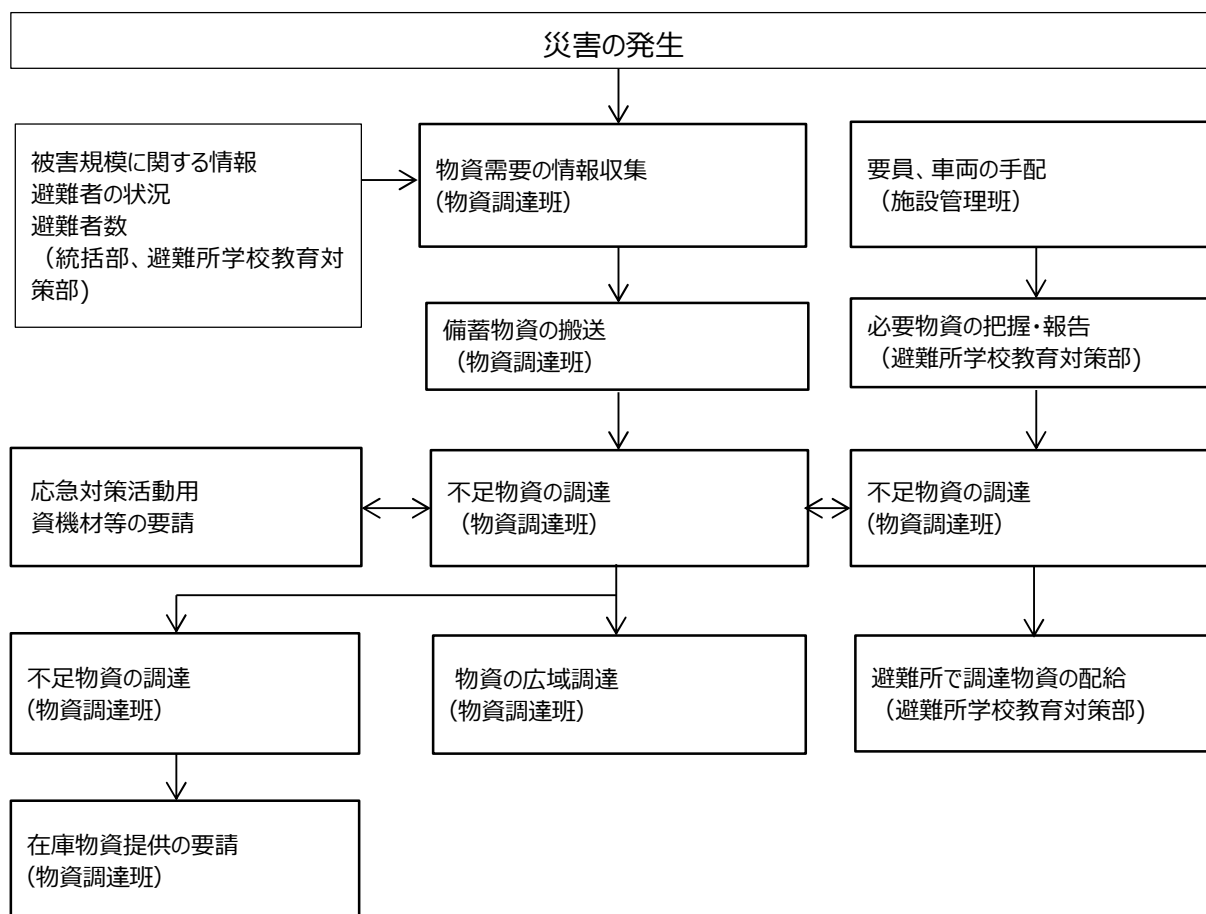
- ・災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については、同法に準じて、感染症予防事業その他として実施する。
- ・災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準は、下記のとおりである。
 - 法令-3 災害救助法の概要

4 生活必需品の供給

市は、地域住民や市外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、一時滞在者等に対して、必要な生活必需品等を供給する。

季節の状況や、要配慮者等のニーズ、男女のニーズの違い、時間の経過によるニーズの変化に留意する。

応急対策の流れ



実施責任

1	災害救助法が適用された場合における、被災者に対する給付の実施は、市長が知事の委任を受けて行う。
2	災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者に対する物資供給計画の実施は市長が行う。 なお、災害時における災害救助用物資ならびに復旧資材等については、知事は市長の要請に基づきあつせんおよび調達等を行う。

役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市 災 害 対 策 本 部	統 括 部	(1) 救援物資の要請 (2) 要員、車両の要請
	物 資 環 境 対 策 部	(1) 物資の備蓄および管理 (2) 備蓄物資の避難所までの搬送 (3) 物資の調達、集積拠点における管理および避難所までの搬送 (4) 救援物資の要請に関する庶務
	避難所・学校教育 対 策 部	(1) 避難所における食料の配布 (2) 必要食料の把握および報告
市 民 お よ び 事 業 者		(1) 発災後3日分程度の非常持ち出し品の備蓄 (2) 物資の配布
指 定 販 売 業 者		(1) 在庫物資の提供 (2) 物資の調達に関する協力 (3) 営業の早期再開
運 送 業 者 等		物資の搬送に関する協力
ボ ラ ン テ ィ ア		物資の搬送、調達、配布に関する協力

災害救助法の実施基準

- ・災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分および同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。
- ・災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給付または貸与」の実施基準は、下記のとおりである。
 - 法令-3 災害救助法の概要

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
生活必需品等の調達・搬送		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		避難所管理班、物資調達班									
・市の備蓄と、小売業者等からの購入により調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県に応援を要請する。 ・統括部では、調達される全体量をふまえ、配布予定場所ごとの配布計画を作成する。											
(1) 応急物資供給の対象者											
1	避難所に収容された者										
2	災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者（自宅等）										
(2) 応急物資の内容											
最低限確保すべき生活必需品等は、以下に示すものとするが、感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、季節等の状況を考慮し、臨機に必要な調達物資を定めて対応する。											
備蓄の方法		応急物資の内容									
備 蓄		毛布、ブルーシート									
調 達		敷物、下着、衣類、タオル、石鹸、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ほ乳瓶、乾電池、テント、紙おむつ（大人・幼児）、生理用品、カイロ（冬季用） 物資集積拠点用・・・ベルトコンベア、フォークリフト （仮設トイレその他は、他の計画による。）									
(3) 応急物資の搬送											
・備蓄品は、ボランティア等の協力を得て、各避難所へ輸送する。 ・調達品は、調達先業者に、物資集積拠点または各避難所への直接搬送を依頼し、不可能な場合は、ボランティア等の協力を得て、統括部が搬送する。 ・ボランティア等の協力が得られない場合は、必要に応じて運送業者に搬送を委託する。											
備 蓄 物 資 の 内 容		発災当日は物資の調達が困難なため、応急物資を備蓄するように努める。応急物資の備蓄場所および内容は下記に示すとおりである。									
備 蓄 物 資 の 搬 送		「第2部 第2章 第7節 食料、飲料水および生活必需品の調達、供給活動」に準じる。									
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応急物資の配給		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		物資調達班									
避 難 所 で の 配 給		①各避難所に届けられた応急物資は、各避難所の避難所担当者（避難所準備委員会・避難所運営委員会）が避難者に配給する。 ②避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を依頼する。									
在 宅 避 難 者 へ の 配 給		①在宅避難者は、必要な物資の品目および数を最寄りの避難所の避難所運営委員会に連絡し、同避難所で配給を受ける。 ②各避難所の避難所運営委員会は、避難所収容者および届出のあった在宅避難者に必要な物資の品目および数量を届出に基づいて把握し、巡回搬送してくる物資・環境対策部物資調達班に報告する。									

第8節 保健衛生等対策

【基本的な考え方】

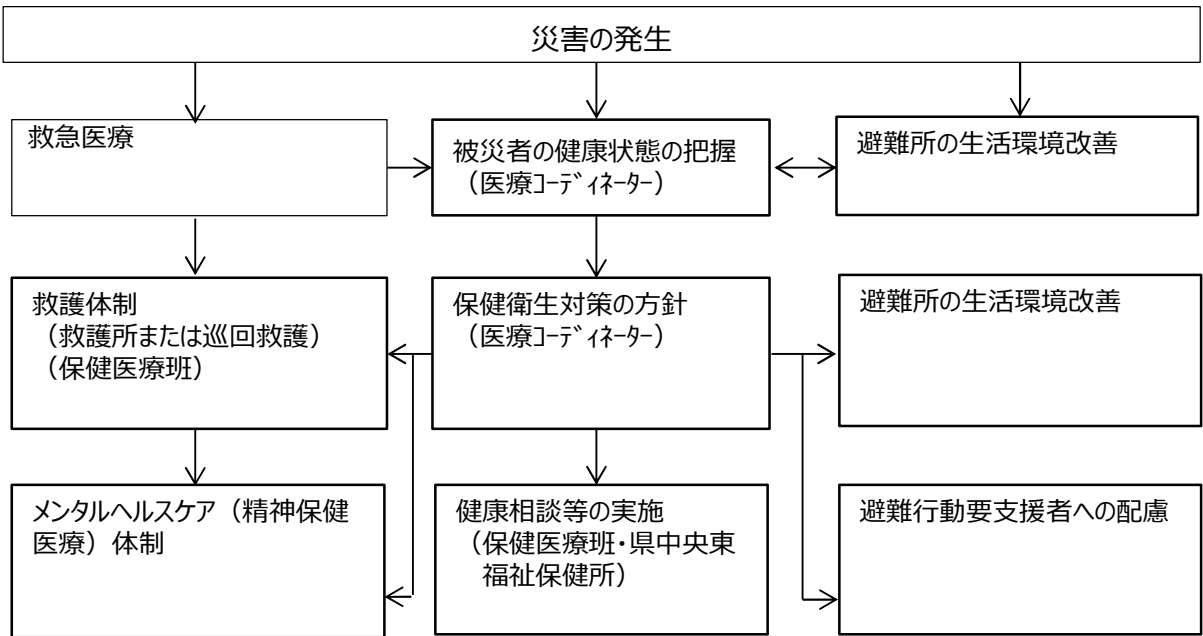
災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも多い。このため、市職員や市社会福祉協議会職員、ボランティアなどが連携しながら、被災者の健康支援、福祉サービスの提供に努める。

中央東福祉保健所と連携し、感染症等の予防に努める。

災害発生時における感染症対策措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等悪条件下に行われるため、迅速かつ強力に実施し、万全を期して感染症の流行を未然に防止する。

1 保健衛生活動

応急対策の流れ



役割分担

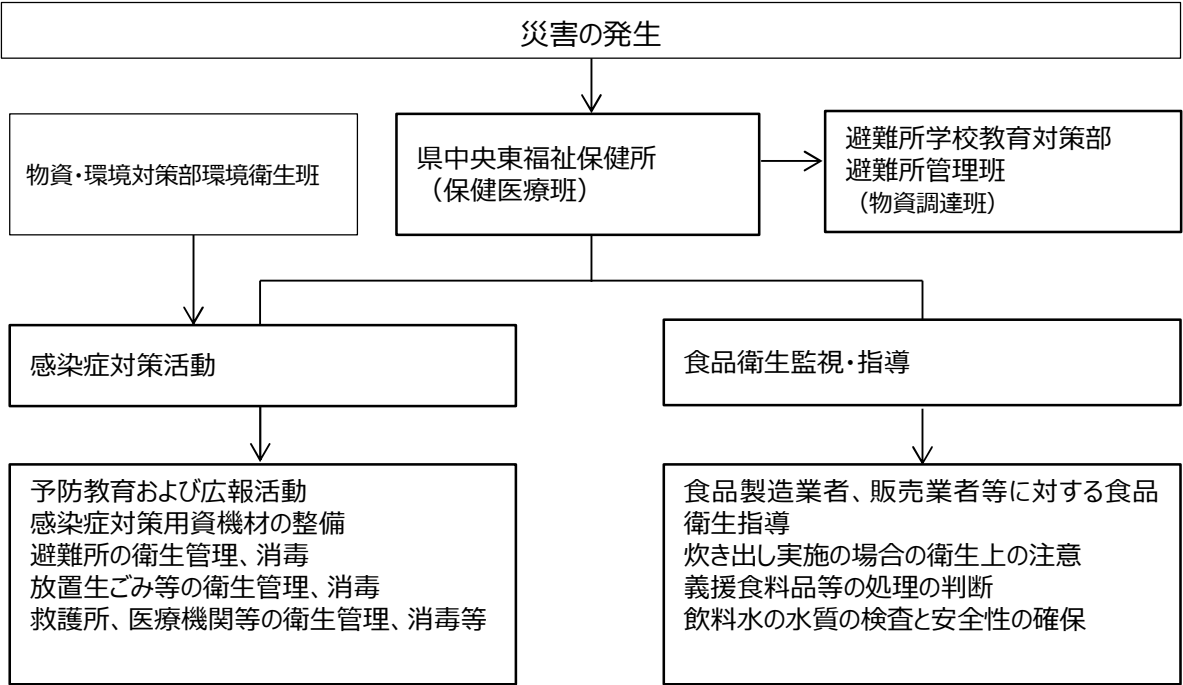
実務担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	保健衛生対策の実施についての市民への広報
	医療要配慮者対策部	(1) 保健医療班は、被災者の救護活動の実施に関すること
	保健医療班	(2) 健康相談の実施に関すること
	避難所・学校教育対策部	(1) 避難所の環境改善の実施に関すること
	避難所管理班	(2) 要配慮者への配慮に関すること
医療コーディネーター		(3) 避難所等の衛生対策の実施に関すること
		(1) 被災者の健康状態の把握に関すること
		(2) 保健衛生対策の方針決定に関すること

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
健康相談等		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		保健医療班、避難所管理班									
・災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策は、避難所管理班、保健医療班が中央東福祉保健所と連携をとりながら実施する。											
・その他の保健衛生活動については、「高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン」に基づいて実施する。											
巡回健康相談等の実施		①避難所や被災家庭での二次的な被害を被ることを避けるため、生活環境の整備や被災者のなかで、ケアの必要な人々を確実に把握するよう、保健師による巡回健康相談および家庭訪問を行う。 ②応急仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、日常生活への移行が進むよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。 ③県中央東福祉保健所は、サービスの提供に向け保健・医療・福祉等について市に助言を行うとともに、各関係機関および関係者との連携を図るためのコーディネートを行う。 ④巡回健康相談の実施に当たり、要配慮者をはじめ、医療やケアの必要な人に継続したサービスが提供できるよう、被災者のストレスなど心の問題を含めた相談体制の充実や健康増進支援に努める。そのためにも、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム、保健・医療・福祉等関係機関、ボランティアとの連携・コーディネートを図る。									
巡回栄養相談の実施		①県中央東福祉保健所および医療要配慮者対策部保健医療班は相互に協力して、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 ②県中央東福祉保健所は、避難所生活が長期化する場合には、食事等について市に助言を行う。 ③避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。 ④巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者を始め、被災者の栄養状態の把握に努める。									

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
メンタルヘルスケア		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		保健医療班、避難所管理班									
・災害直後の精神科医療の確保と災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確保する。											
・災害直後に既存の医療機関が対応できない場合は、必要に応じて県に「高知 DPAT」活動拠点本部の設置を要請する。県中央東福祉保健所は、その調整を行う。保健医療班および避難所管理班または教育委員会災害対策部は、これに協力する。											
・メンタルヘルスケアは、次の対策を実施する。被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症などに対しては、中央東福祉保健所や相談支援事業所などと連携しながら、専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。											
① 精神科夜間診療体制や精神科、救護班の巡回派遣の確保											
② 「こころのケア」体制の整備											
③ こころのケアに対する相談・普及啓発活動											
④ 児童、生徒のこころのケア											

2 感染症対策活動

応急対策の流れ



役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市 災 害 対 策 本 部	統 括 部	広報班は、感染症対策、食品衛生上の注意事項について市民に広報する
	避難所・学校教育対策部	(1) 避難所の衛生管理に関すること (2) 避難所の食品衛生に関すること
	医療要配慮者対策部	保健医療班は、救護所等の衛生管理、消毒に関すること
	物資環境対策部	(1) 物資調達班は、調達食料品の食品衛生に関すること (2) 環境衛生班は、感染症対策の実施に関すること (3) 環境衛生班は、感染症対策用資器材の調達に関すること
	上下水道部	家庭用水の供給に関すること
中央東福祉保健所		(1) 感染症対策活動の指導に関すること (2) 食品衛生監視・指導に関すること

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
感染症等の予防	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	環境衛生班、避難所管理班、保健医療班									
・ 法定感染症や風邪などの流行を予防するため、避難所等において、マスクの着用や手指の消毒など保健衛生・防疫対策に努める。 ・ 避難所等で感染症の発症の疑いがある人が生じた際は、中央東福祉保健所や医療機関と連携しながら、早急に診療を受けられるよう努める。 ・ 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
予防教育および広報活動の推進	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	環境衛生班、保健医療班、避難所管理班									
・ 平時からパンフレット等啓発用資材の整備を図るとともに、これらを使用して市民への予防教育を行い衛生管理の指導に努める。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
防疫活動	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	環境衛生班、保健医療班、避難所管理班									
(1) 清潔方法 塵芥、汚泥などについて、積換所および分別所を経て埋立もしくは焼却するとともに、し尿の処理に万全を期する。										
(2) 消毒方法 被害の状況により、次の事項について消毒方法を施行することとし、そのために必要な感染症対策用薬剤等の備蓄、調達を行う。 ①家屋の消毒 ②便所の消毒 ③芥溜（ごみだめ）、溝渠（こうきょ）の消毒 ④患者輸送容器などの消毒										
(3) 消毒の薬剤所要量の算出方法										
区分		薬剤の種類				薬剤量算出方法				
全壊・半壊家屋		クレゾール 普通石灰 次亜塩素酸ナトリウム				全半壊戸数 × 200g 全半壊戸数 × 6kg 井戸の数(概数) × 1,340cc				
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
食品衛生の確保	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	環境衛生班、保健医療班、避難所管理班、物資調達班									
・ 災害時における食品の衛生管理について定める。 ・ 調理残さや食べ残しなどの衛生管理に努める。 ・ 県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。										
物資・環境対策部物資調達班	中央東福祉保健所に対して、食品衛生監視員を物資集積拠点（県立青少年センター）に派遣するよう要請し、衛生状態の監視、指導を受け、改善を図る。									
避難所・学校教育対策部避難所管理班および物資・環境対策部物資調達班	中央東福祉保健所に対して食品衛生監視員を避難所に派遣するよう要請し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を受け、改善を図る									
中央東福祉保健所	市の要請を受け、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。									

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
患者等に対する措置	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m	
担当		環境衛生班、保健医療班、避難所管理班									
・被災地において、入院の必要な新感染症または、1 類、2 類感染症および新型インフルエンザ等感染症の患者または病原体保有者が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関に収容の措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、県と協議する。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難所の感染症対策指導等	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m	
担当		環境衛生班、保健医療班、避難所管理班									
・県感染症対策職員の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、うがい、手洗いの励行等指導の徹底を期する。 なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
ねずみ、昆虫等の駆除	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m	
担当		環境衛生班、避難所管理班									
・県の指示に基づき速やかにねずみ、昆虫等の駆除を実施する。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
放浪動物の保護・収容	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m	
担当		環境衛生班									
・環境衛生班は、市民への危害を及ぼすおそれのある動物が放浪している場合、中央東福祉保健所などと連携しながら、保護・収容等を行う。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
死亡動物の処理	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m	
担当		環境衛生班									
・災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明、または所有者が被災により自力で処理できない場合は、環境衛生班が、関係機関と協力して処理する。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
感染症対策活動の報告	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m	
担当		環境衛生班、保健医療班、避難所管理班									
・中央東福祉保健所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害感染症対策所要見込額を報告する。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害感染症対策完了後の措置	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m	
担当		環境衛生班、保健医療班、避難所管理班									
・災害感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、中央東福祉保健所を経て県に提出する。											

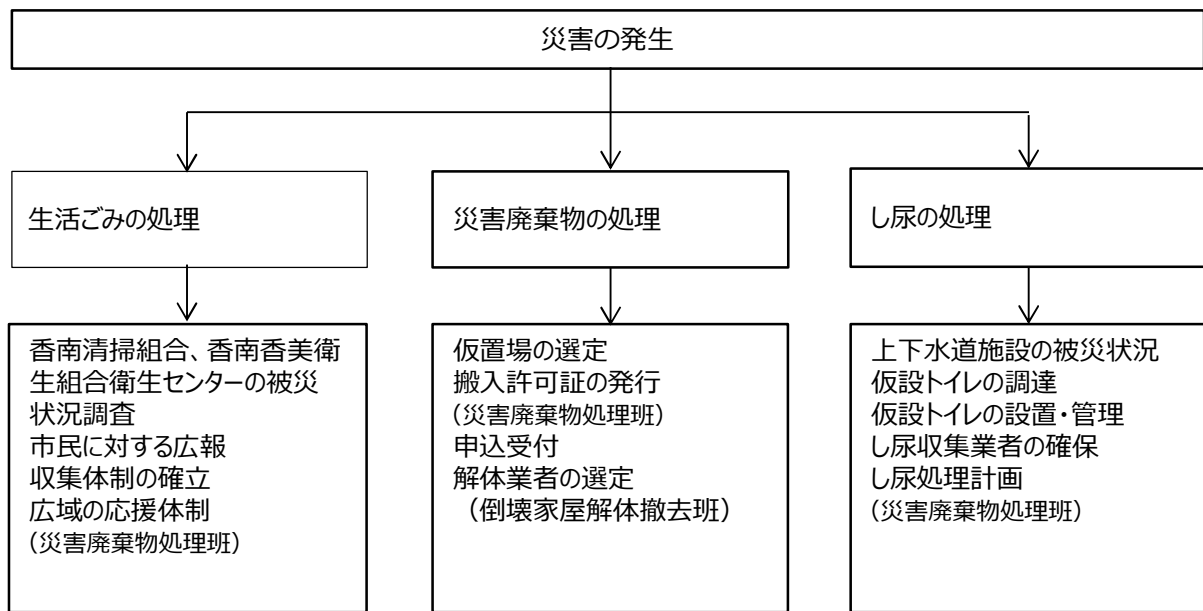
第9節 廃棄物処理等対策

【基本的な考え方】

市民の生活環境の保持を図る。

災害発生時の廃棄物の収集、運搬、処分およびし尿応急汲取り処分を迅速に行い、被災地の環境整備を促進する。

応急対策の流れ



役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市災害対策本部	統 括 部	(1) ごみ・し尿の収集についての市民への広報 (2) 清掃に関する広域応援要請に関すること (3) 必要人員の臨時雇用の調整
	物資・環境対策部	(1) 被災状況の調査と収集・処分計画（災害廃棄物処理実行計画）の作成 (2) 災害廃棄物（がれき等）の発生状況の調査 (3) 災害廃棄物（がれき等）集積場所候補地の選定（事前計画）と調整に関すること (4) 備蓄トイレ、レンタル仮設トイレの確保および設置に関すること (5) 応急汲取りの実施に関すること (6) バキュームカー、汲取り要員の確保に関すること (7) 生活ごみの収集および処理に関すること (8) 災害廃棄物の収集および処理に関すること (9) ごみ焼却施設の被災調査および応急復旧に関すること
	建 設 部	(1) 公費解体の申込受付 (2) 公費解体に係る解体業者の選定
市民、事業所、自主防災組織		(1) 災害発生後、収集を開始するまでごみを出さない (2) 地域の清掃に関すること

1 ごみ・がれきの処理

災害時は、建物の倒壊や流失、土砂の流出などにより、莫大な量のごみ・がれきが発生する。また、収集事業者や香南清掃組合の処理施設の被災により、収集・処理業務が休止を余儀なくされることも想定されるが、被災後も、ごみは発生し続ける。

このため、通常のごみ収集・処理業務が行えるまでの間、ごみ・がれきの仮置き場に一時的にごみ・がれきを集積させ、処理が再開された際は、迅速に処理を進める。

処理施設の再開の目途が立たない場合は、県等の協力を得ながら、臨時的に処理施設を確保し、搬送・処理を進める。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被害状況の把握	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	災害廃棄物処理班									
・ 環境対策部は、香南清掃組合の処理施設や収集事業者の被害状況と復旧見込みを把握する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災家屋の処理	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	倒壊家屋解体撤去班、災害廃棄物処理班									
・ 災害の程度により、市直営だけでなく、市民による自主解体も考慮に入れる必要があるため、下記のように処理を行う。ただし、公費による家屋解体が認められた場合であり、阪神・淡路大震災では、大企業（中小企業法適用以外の企業）は、公費解体の対象外になっており、注意が必要となる。 ・ 建設部倒壊家屋解体撤去班は、処理の基準を国に確認し、早急に市の方針を決定の上、市民に広報する。また、自主解体に公費負担を認める場合は、可能な限り早急に解体経費を算出し、県と協議の上、市民に広報する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
解体現場における指導	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	倒壊家屋解体撤去班、災害廃棄物処理班									
・ 建設部倒壊家屋解体撤去班は、解体現場のパトロールを行い、廃棄物の分別と搬出が適正に行われていることなどを指導確認する。 ・ また、建築物の解体工事におけるアスベストの飛散・ばく露を防止するため必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等行うよう指導・助言するものとする。 ・ 大規模災害時には、避難所の設置が必要となるが、水道が使用できない場合には、仮設トイレが必要になるため、これに備え、仮設トイレを備蓄する。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害廃棄物処理計画	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	災害廃棄物処理班、倒壊家屋解体撤去班									
・ 災害廃棄物処理班は、香南清掃組合の処理施設や収集事業者の復旧見込みをもとに、県や南国市、香美市と連携しながら、ごみの収集処理計画を作成する。										
(1) 処理方針										
生活ごみおよび災害廃棄物は、分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。										
特に、災害により発生する災害廃棄物については、仮置場の確保が最小限となるため、仮置場での分別作業スペースの確保が困難と予測されるので、物資・災害廃棄物処理班および建設部倒壊家屋解体撤去班は、仮置場および解体現場で分別を徹底するよう指導する。										
生 活 ご み	「災害に関わらず日常的な生活で排出されるごみ⇒地域の集積所」 ・ 普通ごみ（生ごみ等可燃物→焼却、プラスチック類→リサイクル） ・ 資源ごみ（空き缶、空きびん、ペットボトル、紙類→リサイクル）									
災 害 廃 棄 物	「災害により使えなくなったもの、片づけごみ、がれき⇒市が指定する仮置場」 ・ 可燃物（木くず・木製製品、プラスチック類、衣類など） ・ 不燃物（ガラス、陶磁器くずなど） ・ 布団、畳、カーペット、マットレス、ソファ等 ・ コンクリート殻等のがれき ・ スレート板、石膏ボード等 ・ 金属くず ・ 柱角材等 ・ 家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン） ・ 家電 4 品目以外の家電品（パソコン、掃除機、レンジ等） ・ 消火器、ガスボンベ、スプレー缶 ・ ペンキ・シンナー類、灯油等、農薬等									
※出せないもの	・ 事業所から出たごみ ・ 産業廃棄物									
(2) 対象処理量の把握（推計）										
災害（地震・津波、水害）発生後、物資・環境対策部災害廃棄物処理班は、被害状況の把握に努め、ごみの発生量を推計する。										
(3) 可燃物、不燃物の量の区分										
対象処理量は、可燃物、不燃物に区分して推計する。										
推計が不可能な場合は、重量比で可燃 20％、不燃 80％を目安とする（阪神・淡路大震災の事例による）。										
(4) 処理の方法										
関係機関と調整し、処理・処分の推進体制を調整し、集積、選別、処理・処分までのフローを定める。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
廃棄物の処理の実施	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	災害廃棄物処理班									
(1) 仮置場への搬入 仮置場へは、荷下ろし時間の短縮のため、可燃・不燃・家電製品等にできるだけ細分化し、品目ごとに分別された状態での搬入を推奨する。 効率的に搬出できるよう可燃物（可能な範囲で、木くず・木製品、畳・布団、ソファ・マットレス、プラスチック類に区分）、不燃物（可能な範囲で、ガラス・陶器、石膏ボード、コンクリート殻に区分）、家電製品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンに区分）に区分して仮置きする。 (2) 分別・破碎の実施 混合ごみ等については、粗選別のうえ減容化のため、破碎処理を行う。仮置場の状況によっては、現地で重機等による粗破碎処理、量が多い時は破碎機の設置を検討する。 (3) 可燃物の処理 自己処分を原則として、香南清掃組合の稼働を確保する。収集量に焼却量が追いつかないときおよび不燃、粗大ごみの選別破碎能力を超えたときは、場内に仮置きを考慮すると同時に可燃物は、県下の他市町や近隣府県の市町へ応援を求める。 (4) 不燃物の処理 金属くず等リサイクル可能なものを極力回収したのち、廃棄物処理業者による域外処理委託や域外最終処分場での埋立処分を行う。 (5) 家電類の扱い テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機については、家電リサイクル法に基づきリサイクルする。 リサイクルが困難な状態のものおよび上記 6 品目以外のものについては、従来からの廃棄物処理（粗大ごみとしての破碎・分別処理等）を行うとともに、フロン類および金属類の回収処理を行う。 リサイクル費用は、現在、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象になることから、災害発生時点で対象となるか確認を行う。 (6) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理 アスベストなどの有害な廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）などの規定に従い、適正な処理を進める。 (7) 仮置場への搬入ルールの市民・業者への周知 仮置場への搬入については、可燃・不燃・家電製品等に細分化して分別するため、市民や業者に対して、分別の種類等を情報発信し、周知することで、搬入の積み込み時に分別を行うなど配慮を促す。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
仮置場の配置計画	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	災害廃棄物処理班									
・物資・環境対策部災害廃棄物処理班は、災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場を確保する。 ・災害発生時の状況により、市内に仮置場を確保することに限界があるため、高知県内に仮置場の確保ができるよう県に協力要請を行う。										

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
仮置場の運営計画	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	災害廃棄物処理班									

(1) 人員・誘導等

仮置場の運営は、下記に基づき行う。

物資・環境対策部災害廃棄物処理班は、仮置場に必要人員を配置し、搬入車両を誘導し、ごみの種類ごとに指定の場所に降ろすよう指示をする。

(2) 搬入許可書の発行

解体現場から仮置場または最終処分場への搬出に際して、市内の廃棄物であることを証明する災害廃棄物搬入許可書を発行する。搬入許可書は、期間の経過とともに偽造されるおそれがあるため、許可書を変更するなどの偽造防止対策を講ずる。

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
排出ルール（ごみの分別等）	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	災害廃棄物処理班									

(1) 廃棄物の分類

災害時に発生する廃棄物は、以下のとおり分類することができる。なお、災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

分 類	細 分 類 項 目
生活ごみ	可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ並びにし尿に分類される。
災害廃棄物 ・災害によって使えなくなったもの ・片付けごみ ・がれき	屋内で破損した陶磁器などの不燃ごみ
	屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ
	避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物
	倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦などの災害廃棄物
	倒壊した建築物から発生する災害廃棄物
	倒壊した家屋に残り、解体時に排出される廃棄物（畳、カーテン、カーペット、大型家具、家電製品など）

(2) 一般廃棄物の収集、処分

「生活ごみ」および「災害廃棄物」については、市の通常の処理および他市の応援、許可業者など民間収集業者の協力により、物資・環境対策部災害廃棄物処理班が処理処分を行う。

収 集	①人員の確保に努め、可能な限り早急に収集を開始する。 ②被災状況により、交通の支障箇所などを早期に確認し、臨時収集計画により収集する。 ③収集体制が不十分な場合は、周辺自治体、廃棄物処理業者への協力要請を行う。 ④当初の収集は、許可業者など廃棄物運搬業者に協力を要請する。
処 分	可燃物の処理を参照（第7-6 処理計画）

(3) 被災家屋の解体、運搬、処理処分

被災家屋の程度によっては、自衛隊、土木建築・解体業者などの協力を求めて解体、運搬を行い、処理処分については、周辺自治体、産業廃棄物処理業者などの協力を求める。

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
応援の要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、災害廃棄物処理班									

- ・市は、近隣市町等の応援のみでは対応が困難な場合は、物資・環境対策部災害廃棄物処理班が速やかに県に対して広域的な応援要請を行う。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行う。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。
- ・また、必要に応じて、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）を活用する。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
廃棄物処理に関する広報	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	広報班、災害廃棄物処理班									
・仮置場付近の市民へは、十分に説明を行い、理解を求める。 ・状況によっては、関連自治会を経由して防塵マスクの配布なども行う。 ・市民に対する広報は、統括部広報班が実施し、車両、防災行政無線等により収集計画、ごみを出す際の注意事項を広報する。 ・広報を行う項目は、概ね次の事項とする。 ① 収集の曜日 ② 収集する品目 ③ ごみステーションの位置 ④ 注意事項（収集日以外は、ごみを出さないことおよび分別の徹底など）										
➤協定-2 指定公共機関等との協定等										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
不法投棄の防止	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	広報班、災害廃棄物処理班									
・河川、海岸、山林等への災害廃棄物の不法投棄を防止するため、ボランティアや警察・海上保安庁等の機関と連携を密にし、監視体制の強化と不法投棄防止対策を講ずる。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
廃棄物処理施設の復旧	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	広報班、災害廃棄物処理班									
・収集事業者による収集と、香南清掃組合の処理施設での処理が可能になり次第、生活ごみの収集・処理を再開する。 ・香南清掃組合の処理施設での処理が長期間不可能となる場合、南国市、香美市と連携しながら、県に処理体制の確保に関する支援を要請する。 ・廃棄物処理施設が被災した場合、復旧に当たっては、事故防止など安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。 ・廃棄物処理施設は、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。										

2 し尿処理

家庭や事業所の浄化槽は、ポンプなどの操作に電気を使用しているものが多く、停電時は使用できない。また、浄化槽は、断水時も使用できない。東日本大震災では、揺れや津波による浄化槽の故障や損壊も多くみられた。

このため、仮設トイレを避難所等に設置するとともに、香南香美衛生組合衛生センターや収集事業者と連携して、し尿を収集・処理していく。

また、香南香美衛生組合衛生センターや収集事業者が被災し、収集・処理業務に支障が生じるおそれもある。この場合、県等の協力を得ながら、収集事業者や処理施設を確保し、収集・処理を進める。

さらに、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、マンホールトイレや仮設トイレのほか、を早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
浄化槽の被害状況の把握	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	環境衛生班、災害廃棄物処理班、下水道班									
・物資・環境対策部は、衛生センターや収集事業者、家庭や事業所の浄化槽の被害状況と復旧見込みを把握する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
仮設トイレの配置計画・管理計画	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	環境衛生班									
・マンホールトイレが設置されていない避難所で、水道が使用できない場合等は、物資・環境対策部環境衛生班は仮設トイレを設置する。また、定期的に汲み取りを行う。 ・備蓄分で不足の場合、収集の応援が必要な場合は、下記協定書に基づき、県に要請を行う。										
▶協定-2 指定公共機関等との協定等										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
仮設トイレの調達・設置	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	環境衛生班、避難所管理班、下水道班、物資調達班									
・物資・環境対策部は、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿のくみ取り処理見込み量、および災害状況に応じて仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレの手配・調達のうえ、避難所、公共施設などへ設置する。 ・浸水地域等の悪条件下に位置する地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。 ・被害が激甚なためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、携帯用トイレや隣近所での協力等と呼び掛ける。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
仮設トイレの衛生環境の維持	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	環境衛生班、避難所管理班、下水道班									
・仮設トイレは、手洗いや清掃を行うための水を確保するとともに、被災者やボランティアなどの協力を得ながら、清掃、臭気対策を進める。										

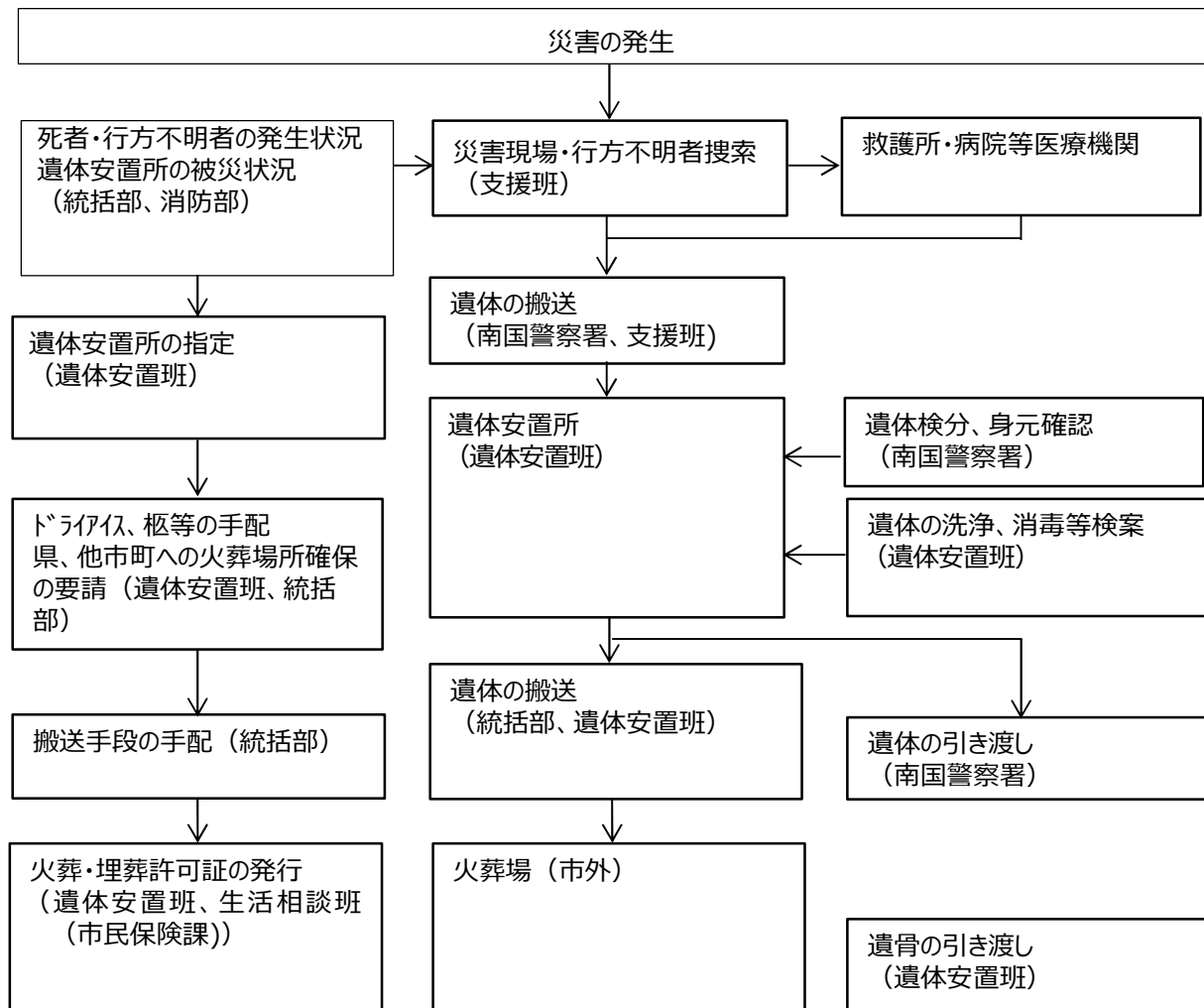
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
し尿収集体制の確保	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	環境衛生班、災害廃棄物処理班、下水道班									
・物資・環境対策部は、事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。現有体制で対応できない場合は、必要に応じて県および近隣市町村に応援を要請する。 ・香美市と連携し、衛生センターの早期復旧に努める。 ・し尿の収集、運搬、処分にあつては、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応急くみ取りの実施	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	環境衛生班、災害廃棄物処理班、下水道班									
・収集した、し尿は、原則として衛生センターで処理する。 ・衛生センターで処理ができない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。										

第10節 遺体対応対策

【基本的な考え方】

大規模な災害により多数の行方不明者、死者が発生した際は、市が検案所の指定、安置所の設置を行うとともに、県や広域市町村、民間事業所などの協力を得ながら、これらの搜索、遺体の処理および収容、葬祭、火葬、埋葬を円滑に推進する。

応急対策の流れ



実施責任

1	災害救助法が適用された場合における「遺体の搜索、処理（洗浄、縫合、消毒）および埋葬」の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合および同法が適用されない部分は、市長が実施する。

役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市災害対策本部	統 括 部	(1) 火葬・埋葬許可証の発行に関すること（市民課） (2) 遺体の搬送のための車両の調達に関すること
	物資・環境対策部	(1) 関係機関（消防部、警察、病院等）との調整に関すること (2) 遺体安置所の開設と管理に関すること (3) 行方不明者の相談、身元確認に関すること (4) 納棺、遺体の安置、身元不明者に関すること (5) 遺体の火葬場への搬送に関すること (6) 遺骨の遺族への引き渡しに関すること (7) 火葬の実施に関すること（応援要請） (8) 行方不明者の搜索に関すること
香 美 郡 医 師 会 香美香南歯科医師会		(1) 遺体の検案に関すること (2) 遺体の洗浄、消毒に関すること (3) 遺体安置所への医師の派遣
南 国 警 察 署		(1) 遺体の搜索に関すること (2) 遺体の検分または検視に関すること (3) 行方不明者相談、身元確認への協力に関すること (4) 身元引受人への遺体の引渡しに関すること
葬 祭 業 者		(1) 納棺用品等必要器材の提供に関すること (2) 納棺用品等必要器材の広域調達の協力に関すること (3) 遺体安置所から火葬場への搬送の協力に関すること
自 主 防 災 組 織		遺体および行方不明者の搜索の協力に関すること

災害救助法の実施基準

- ・災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分および同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。
- ・災害救助法による「遺体の搜索」「遺体の処理」および「遺体の埋葬」の実施基準は、下記のとおりである。
 - 法令-3 災害救助法の概要

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
検案所・安置所の設置	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	遺体安置班									
・大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、災害対策本部長（市長）は、検案所を指定するとともに、安置所を設置し、県に報告する。 ・検案所・安置所は、避難所等に使用されていない公共施設等を中心に、災害の規模により 1 か所から複数か所、選定する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
資機材の調達	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	遺体安置班、物資調達班									
・物資調達班は、遺体処理のためのドライアイス、柩等の資機材を事前計画にしたがって、速やかに調達する。 ・資機材等の調達は、葬儀取扱店等の協力を得て調達するほか、必要に応じて本部班を通じて県および近隣市町村に対し応援を要請する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
遺体の収容・検案	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	遺体安置班、消防部									
・遺体を発見した場合は、速やかに南国警察署に連絡する。 ・遺体は、消防署員、消防団員、警察官、海上保安官、自衛官などが検案所に収容する。 ・南国警察署は、遺体検分その他所要の処理を行った後、速やかに遺族、親族の引取人に引き渡す。 ・身元不明の遺体については、警察と連携しながら、人相、着衣、所持品、特徴などを記録、必要に応じて撮影するとともに、所持品等を保管する。										
➢様式－20 遺体連名簿										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
取扱書類の整理	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	遺体安置班									
・遺体の取り扱いから埋葬までの活動にあたって、遺体取扱台帳、埋葬・火葬台帳、支出関係書類を整理・保管する。 ➢様式－21 遺体処理台帳 ➢様式－22 遺体・遺骨・遺留品処理票										

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5										
遺体の処理	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m										
担当	遺体安置班、水道班、保健医療班																			
・検案・検視が行われた後、葬祭事業者等の協力を得ながら、必要に応じて体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、遺族、親族の引取までの間、市で遺体を安置する。 (1) 遺体の処理 遺体の処理は、以下に掲げる範囲内において行うものとする。 ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ② 遺体の一次保存 ③ 検案 (2) 遺体の身元確認 ① 身元が確定した遺体については、引取人に引き渡す。 ② 遺体の身元が明らかでない遺体または確認できない遺体については、警察官から検視調書を受け、その後処理する。 (3) 遺体の処理方法 ① 遺体の洗浄、消毒を行い、遺品を整理し納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳および遺体・遺骨・遺留品処理票に記録し、遺体安置所に提出するものとする。 ② 遺体は一定期間経過後、身元不明で、かつ引き取り手のないときは行旅死亡人として取扱う。 ③ 遺体処理に要する車両は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>車名</th><th>保有数</th><th>所管</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラック</td><td>1</td><td>契約管財課</td><td></td></tr> </tbody> </table> (4) 遺体処理の期間 ① 遺体処理の期間は原則として、地震発生や事故等発生から10日間とする。 ② 災害発生や事故等発生から10日間で処理が終了しないときは、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。										車名	保有数	所管	備考	トラック	1	契約管財課				
車名	保有数	所管	備考																	
トラック	1	契約管財課																		
▶様式－23 遺体氏名札																				
業務内容	第1			第2		第3		第4		第5										
埋火葬の実施	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m										
担当	遺体安置班																			
・火葬、埋葬は遺族、親族が行うが、市内、近隣の葬祭事業者、火葬場運営事業者、霊園・墓地等が被災し、適切な火葬、埋葬が実施できない時は、県に対して、広域での火葬場の確保や事業者の協力支援を要請する。 ・埋葬場所は、各町内会・自治会等の協力を得て確保するものとするが、困難な場合、市・市議会が、埋葬可能な市有地を検討し、必要に応じて供出を決定する。 ・身元が確認できない遺骨については、市で埋葬場所を検討し、市で埋葬する。																				
埋葬・火葬に関する書類	①埋葬・火葬を実施するために必要な、「埋葬台帳」の書類を作成する。																			
埋葬方法	①対象者は、災害によって死亡した者とする。 ②市内の火葬場が稼働していないことが予想されるため、県および他市町に協力を要請し、火葬場を確保する。 ③遺体の移送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できるとし、統括部施設管理班へ確保を依頼する。 ④火葬後の遺骨は、物資・環境対策部遺体安置班が一時保管する。																			
埋葬の期間	①遺体の火葬・埋葬の期間は原則として、地震発生から10日間とする。 ②災害発生や事故等発生から10日間で火葬・埋葬が終了しないときは、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。																			
▶様式－24 遺体送付票																				
▶様式－25 埋火葬台帳																				

第11節 社会秩序の維持・物資の安定供給

1 社会秩序の維持計画

災害により被災者が精神的に不安定となっている状況のなかで、流言飛語や社会混乱を防ぎ、社会秩序を維持する。

被災地およびその周辺（海上を含む。）においては、警察、県・市町等の行政機関、自主防犯組織、消防機関および自衛隊等の防災関係機関と緊密な連携を図り、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行う等総合的な災害対策を推進し、安全確保に努める。

役割分担

実務担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	広報班は、災害に関する正確な情報を市民に伝達する。
	消防部	防火・防犯パトロールを実施する。
	各部	市民の不安を和らげるよう、迅速な応急対策を実施する。
南国警察署		流言飛語等の取締りおよび防犯パトロールを実施する。
市民、事業所、まちづくり防犯グループ		(1) 災害に関する正確な情報を入手する。 (2) まちづくり防犯グループは、地域において防犯パトロールを実施する。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害警備	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部									
・消防部は、南国警察署と協議し、防火パトロールにあわせて防犯パトロールを実施する。 ・海上のパトロールについては、海上保安庁等の機関にパトロールの強化を要請する。 ・自衛隊は、防災関係機関と連携し、必要な支援を行う。										

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
社会秩序維持のための対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、広報班、物資調達班									

市災害対策本部による 広報内容、手続	統括部広報班は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関することなどを市民に広報する。また、被災者等が正確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努める。
供給物資の迅速・均等な配分の実施	物資・環境対策部物資調達班は、生活の基礎となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで、社会秩序維持に万全を期する。
正確な情報の入手	市民および事業所は、災害対策本部等公的機関または報道機関の情報を入手し、流言飛語に惑わされることがないように留意する。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
自主防犯組織	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、支援班									
・まちづくり防犯グループは、自ら防犯パトロールをし、地域の安全を維持する。										

2 物価の安定・物資の安定供給計画

被災地内で物資を安定供給して生活の維持を図る。

生活必需品等の物価の高騰、また、買い占め・売り惜しみが生じないように、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市 災 害 対 策 本 部	統 括 部	(1) 広報班は、物資供給に係わる正確な情報を市民に伝達する。 (2) 電話対応班は、市民からの苦情等の情報を収集する。 (3) 生活相談班は、市民からの苦情等の情報を収集する。
	物資・環境対策部 物 資 調 達 班	(1) 物資調達班は、商業施設等の被害状況、営業状況の調査の実施に関すること。 (2) 物資調達班は、商業者に対する営業再開の要請等に関すること。 (3) 物資調達班は、商業者の営業再開を支援するための災害対策本部内の連絡調整に関すること。 (4) 物資調達班は、商業者に対する物価安定に関する要請等に関すること。
商 業 者 等		(1) 店舗等の早期の営業再開 (2) 物価安定のための営業努力
物 価 調 査 モ ニ タ ー		価格状況のモニターの実施
市 民		(1) 物資供給に関する正確な情報を入手する。 (2) 災害発生後の買い占めなどがないよう、事前の備蓄を行う。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
販店等の営業状況調査等の実施	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	物資調達班、ボランティア班									
・ 県、ボランティア等の協力を受けて、市内の量販店、商店街等の被害状況および営業状況を調査し、商業施設の営業状況等の広報、営業再開支援のための災害対策本部内の連絡調整等の対策を講じる。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
営業努力の要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	物資調達班									
・ 市内の量販店、商店街、香南市商工会等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
物価の監視	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	物資調達班									
物価監視・苦情窓口	統括部電話対応班、統括部生活相談班・ボランティア班に寄せられる電話、物価調査モニター等の協力等による通報により、物価の実態に関する情報収集に努める。									
県 へ の 要 請	県に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給、流通や、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。									

第12節 応急教育対策活動

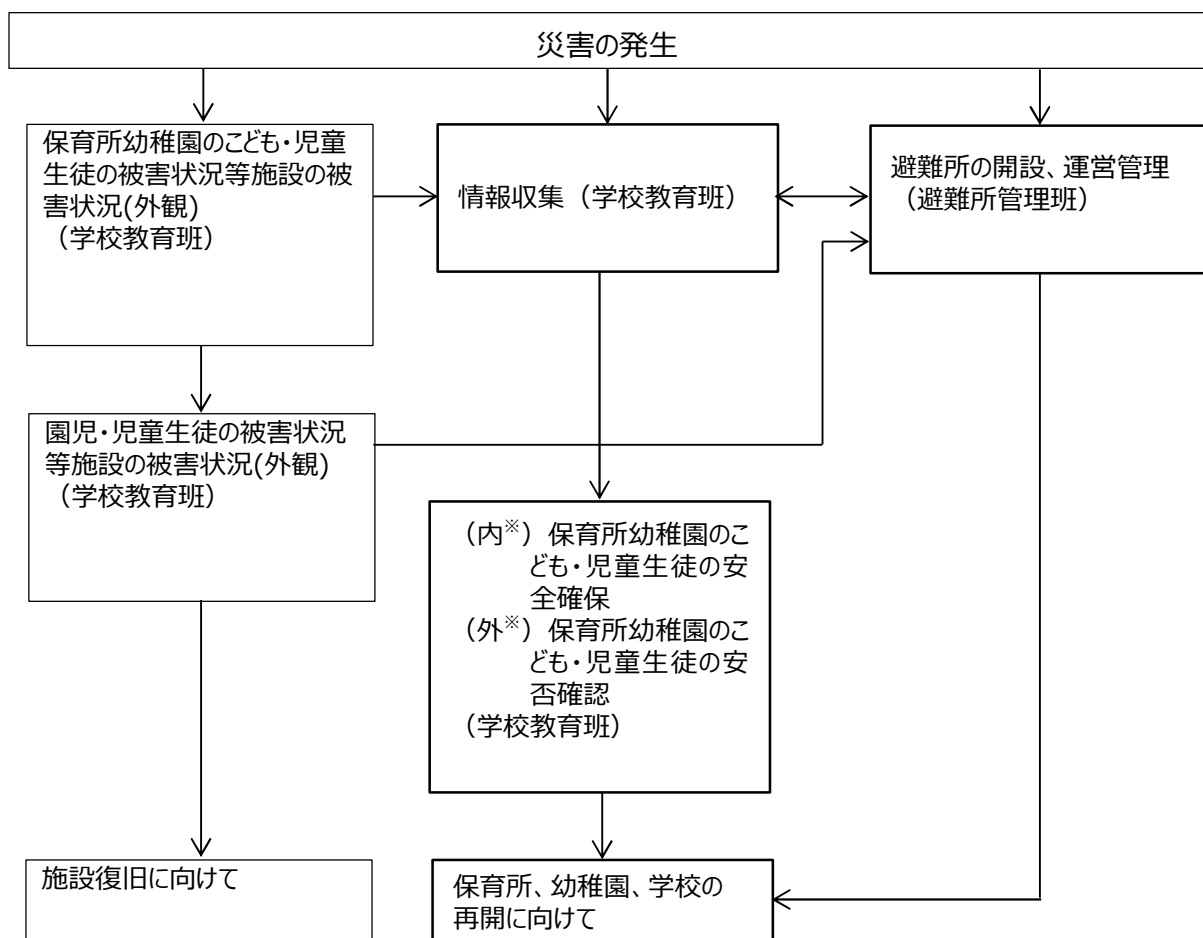
【基本的な考え方】

災害が発生したら、園児・児童・生徒、社会教育施設を利用中の人の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

また、災害発生後、速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業、保育の早期再開を図る。

文化財が被災した場合は、所有者または管理者と連携しながら、被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告するとともに、被害の拡大防止と保護に努める。

応急対策の流れ



※ 内：勤務時間内
外：勤務時間外

役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市 災 害 対 策 本 部	避難所・学校教育 対 策 部 学 校 教 育 班	(1) 保育所、幼稚園、こども園のこども園児・児童生徒および教育施設の被害状況の調査に関すること。 (2) 保育所、幼稚園、こども園のこども・児童生徒の安全確保に関すること。 (3) 教育施設の応急復旧対策に関すること。 (4) 応急教育の実施に関すること。 (5) 教材、学用品等の調達および給付に関すること。 (6) 就学奨励費の給付等、園児・児童生徒の教育援護に関すること。 (7) 給食等の措置に関すること。 (8) 教育施設の被害状況の調査に関すること。 (9) 県教育委員会等関係機関との連絡・調整に関すること。 (10) その他応急教育対策に関すること。 (11) 文化財産の被害調査および応急手当に関すること。

1 保育所・幼稚園・こども園・学校での応急活動

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
児童・生徒の避難誘導	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	学校教育班、避難所管理班									

- ・管理者（校長・教頭・所長・園長）は、災害が発生した時間等により、次のとおり対応する。
いずれの場合においても、児童・生徒の安全確保および安否の状況を整理し、避難所・学校教育対策部に報告する。
なお、管理者不在時の指揮体制についても各学校所園で明確にしておく。

(1) 職員の参集

県費職員	校長から職員連絡網で出勤を指示する。 ①1号体制……校長・教頭 ②2号体制……校長・教頭・他3名 ③3号体制……全教員
市費職員	本市、において地震が発生したとき、テレビ・ラジオで震度を確認し、次の基準に従い自主的に出勤する。 ①震度4または5弱……校長・教頭、園長 ②震度5強以上……校長・教頭、園長、市費職員全員

(2) 園児・児童・生徒の安全確保

在 校 中	①揺れがおさまるまで机の下等で安全を確保し、揺れがおさまり次第、校庭に保育所、幼稚園、こども園の園児・児童生徒を誘導し、人数確認をする。 ②校区内の被害状況を把握する。 ※津波浸水想定区域の保育所、幼稚園、学校は、直ちに指定避難所、避難場所指定緊急避難場所、高台に避難する。
登校中または下校中	状況に応じて、園児児童生徒の安全確認に地域に出向く。
夜間・休日等	教職員は、参集基準に基づき勤務先に参集し、園児・児童・生徒の安否確認、校園舎の被害状況の調査を進めるとともに、市が行う応急活動に協力する。

(3) 下校の方法

被害の状況	下校の方法
※ 津波警報、大津波警報が発令されている状況では、下校させないことを大原則とする。	
地域の被害が少ない場合	教員による誘導下校を原則とする。
地域の被害が大きい場合	・通学（園）路、居住地の安全が確認された場合は、学校（園・所）長の指示に基づき、保護者への引き渡し、教職員の引率による集団下校（園）などを行う。県立城山高校については、高校の防災計画に基づく方法で実施し、市は可能な支援を行う。 ・園児・児童・生徒を下校（降園・降所）させることが危険である時は、学校（園）内での保護を継続する。 ・電話など通信手段が確保されている場合は、教職員、教育委員会事務局職員が分担し、保護者への連絡を随時行う。

(4) 保育所、幼稚園、こども園の園児・児童生徒の対応

災害発生の時期	保育所、幼稚園、こども園の園児・児童生徒の対応
保育所、幼稚園、こども園の園児・児童生徒が在宅中のとき	保育所、幼稚園、こども園、学校からの指示があるまで自宅で待機する。 ※命を守る行動を実施する。
保育所、幼稚園、こども園の園児・児童生徒が登下校中のとき	原則として自宅と学校園のうち近い方へ避難する。 ※命を守る行動を実施する。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難者の受入		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		避難所管理班、学校教育班									
・ 保育所、幼稚園、こども園、学校は、指定避難所でもあるため、被災した市民が避難してくる。 ・ 教職員、避難所管理班が協議しながら、各施設で避難者の受入スペースを決定し、避難者を受け入れる。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
教育施設および園児・児童生徒の被害状況の調査・報告		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		避難所管理班、学校教育班									
・ 応急復旧計画の策定のため、次の項目について被害状況を速やかに調査し、学校教育班に報告する。教育委員会事務局では、情報をとりまとめ、速やかに県に報告する。 ○保育所、幼稚園、こども園のこども・児童生徒の罹災状況 ○教育関係職員の罹災状況 ○学校園施設の被害状況 ○その他の教育施設の被害状況 ○応急措置を必要と認める事項											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
教育施設の応急復旧		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		学校教育班									
1	被害の軽易な復旧は、学校（園）長に委任して実施する。必要に応じて、仮間仕切り、仮設トイレの設置などの措置を行う。教室に不足が生じたときは、特別教室を転用する等の措置を取り、通学、通所・園の危険がなくなったときは、直ちに授業を開始できる体制をつくる。										
2	被害が甚だしく、応急修理では教室等の使用ができないときは、一時学校園を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校園舎等の建設を検討する。										
3	運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急修理し、校舎・園舎の復旧完了をまって復旧する。										
4	破損、冠水等によって使用不能となった保育所、幼稚園、こども園の園児・児童生徒用机、椅子の補充には万全を期し、授業の支障のないようにする。										
5	避難所の設置等で、体育館・ホールを中心として使用することとするが、校舎・園舎の被害の程度を考え、関係機関と協議のうえ、措置する。										
6	学校、保育所、幼稚園、こども園以外の教育施設については、速やかに平常業務を行い得るよう応急措置をとる。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応急教育の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		学校教育班									
(1) 応急教育の実施場所											
1	校舎の著しい被害、避難者の収容、通学路の遮断等により、通常の授業ができないときは、近隣の学校、保育所、幼稚園、こども園または、その他の教育施設を使用して授業を実施する。										
2	被害が甚だしく、応急修理では教室等の使用ができないときは、一時学校・園を閉鎖し、教育委員会（学校教育班）は事態に即応して、授業の場所、連絡方法、実施方法等について適切な措置をとる。										
(2) 応急教育の実施方法											
・ 応急教育の実施に当たっては、保育所、幼稚園、こども園の園児・児童生徒の状況、学校の教育機能の回復状況、交通機関の復旧状況等にあわせて登校・下校時刻、授業時数、授業時間、休憩時間等を決定する。											
・ また、その後の状況変化に応じ、段階的に改定していく。											
応 急 教 育 指 導 の た め の 準 備		災害発生日を基準として、被災園児・児童生徒の名簿を作成する。 市教育委員会に不足教科書・文具類の依頼をする。									
学 校 再 開 の 手 順		①市教育委員会により開かれる「緊急施設管理者会」において、情報を整理し、保育所、幼稚園、こども園、学校再開の方途を探る。 ②市教育委員会により開かれる「緊急「緊急施設管理者会」において、授業再開計画（授業日程）、また教職員の確保について検討する。 ③早期授業再開のため、市有施設、近隣小中学校、県立高校などの一部施設の借用について検討し、市教育委員会より依頼する。 ④被災状況および避難状況に応じて、早期に 2 部授業および分散授業などが開始できるよう、市教育委員会と対応を相談する。									
保 育 所 ・ 幼 稚 園 、 こ ど も 園 再 開 の 手 順		上記、学校再開の手順に準じる。									
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
就学奨励費の給付、その他必要な補助		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		学校教育班									
・ 被災により、就所園学することが著しく困難になった保育所、幼稚園、こども園の園児・児童生徒が相当数に達し、就学奨励費（通学用品費、給食費等）の給付、授業料等の免除およびその他の補助を行う必要性が認められる場合は、関係機関と協議のうえ措置をする。											
・ この場合においては、所属長の申請に基づき措置する。											

災害救助法の実施基準

- ・ 災害救助法を適用する場合は同法による。同法によらない部分および同法を適用しない場合は、同法に準じて行う。
- ・ 災害救助法による「学用品の給与」の実施基準は、下記のとおりである。

➤ 法令-3 災害救助法の概要

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
給食の措置		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		学校教育班									
1	次の場合には、保育所、幼稚園、こども園の園児・児童に対する給食を一時中止する ①災害の程度が甚大で、学校給食施設が災害救助のため使用されている場合 ②給食施設が被災し、給食が不可能な場合 ③伝染病、その他の危険の発生が予想される場合 ④給食用物資の入手が困難な場合 ⑤その他給食の実施が適当でないと考えられる場合										
2	その他災害発生時には、特に衛生に留意し、施設、設備の消毒、調理関係者の健康管理等を充分に行う。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
教育実施者の確保の措置		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		学校教育班									
・教員の罹災等により通常の授業が行えない場合、次の方法によって教員を確保する。											
1	教育委員会は、各学校の教員不足等の状況により、応急的な教員組織を考え、出務等を指示する。										
2	状況によっては、あらかじめ、県教育委員会において用意された教員の補充を受ける。その他災害発生時には、特に衛生に留意し、施設、設備の消毒、調理関係者の健康管理等を充分に行う。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
その他必要とする事項		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		学校教育班									
1	学校園以外の教育機関の応急復旧期間中は、市民の利用を一時停止することがある。										
2	災害時の教育委員会事務局と学校所園との連絡は、常時規定されている相互連絡の方法によって行うものとし、またこれらによらない連絡方法についても別に定めておく。										
3	その他緊急事態発生による特別の措置については、その都度関係者が協議のうえ、速やかに応急措置をとる。										

2 社会教育施設・文化財対策

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
社会教育施設の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	避難所管理班、学校教育班									
・災害が発生した時は、社会教育施設を利用中の人の安全確保、避難誘導を図る。										
(1) 利用者の安全確保										
発災時に社会教育施設に利用者がいる場合、安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。										
(2) 被災状況の調査・報告										
教育部で社会教育施設の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。										
(3) 避難者の受入										
社会教育施設は、指定避難所であるため、被災した市民が避難してくる。										
教育部で各施設の避難者の受入スペースを決定し、避難者を受け入れる。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
社会教育施設の応急復旧	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	学校教育班									
(1) 応急復旧工事の実施										
応急復旧工事が行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。										
(2) 施設の一時閉鎖										
被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し完全復旧するまで管理監督する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
文化財対策の推進	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	学校教育班									
(1) 被害状況の調査										
災害発生後、所有者や管理者の協力を得ながら、指定文化財の被害状況について調査し、県に報告する。										
(2) 被害の拡大防止等										
被害調査後、判明した状況から必要な措置を行い、被害の拡大防止と保護に努める。										

第13節 孤立集落対策活動

【基本的な考え方】

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立が考えられる。

情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎外して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救助活動に支障を及ぼすとともに、孤立地区・場所市民の生活に大きな影響を与える。

したがって、災害応急対策の優先順位は次のとおりとする。

- 1 被害実態の早期確認と救助救急活動の迅速実施
- 2 救急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
孤立実態の把握	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部									
・通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する。 ・災害発生時には、平素からの孤立予想に基づき、NTT回線および防災無線を活用して、ただちに各地域と連絡を取り、交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、孤立状況および被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対してただちに速報する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
自衛隊などへの応援要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・孤立集落が発生し、本市の応急体制では十分に対応できないときは、自衛隊などへの応援を要請する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
通信手段の確保	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部									
・職員の派遣、防災無線による中継およびアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。 【NTT 西日本】 ・携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。 ・避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
救助・救出対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部									
・ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に報告する。 ・ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。 ・負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも留意する。 ・孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県または他の市町村の応援を得て、救出を推進する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
傷病者の搬送	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部									
・消防部を中心に、必要に応じて、消防団、警察、自衛隊などの協力を得ながら、傷病者を医療機関や医療救護所等に搬送する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
道路の応急復旧活動	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部、現地情報班、建設総務班									
・孤立地域に対する最低限の物資ルートを確保するため、孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い最低限度の輸送用道路をまず確保する。 ・道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
食料品等の生活必需物資の搬送	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、消防部、物資調達班、水道班									
・道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地区市民の生活維持のため、消防団、警察、自衛隊などの協力を得ながら、飲料水や食料品をはじめとする生活必需物資の輸送をヘリコプターによる空輸で効果的にを行い、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
ライフラインの早期復旧	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	現地情報班、建設総務班、水道班、下水道班									
・事業者等と連携して、電気、ガス、水道、情報通信網などのライフラインの早期復旧を図る。										

第3章 まちの機能をいち早く回復する

第1節 交通の確保

【基本的な考え方】

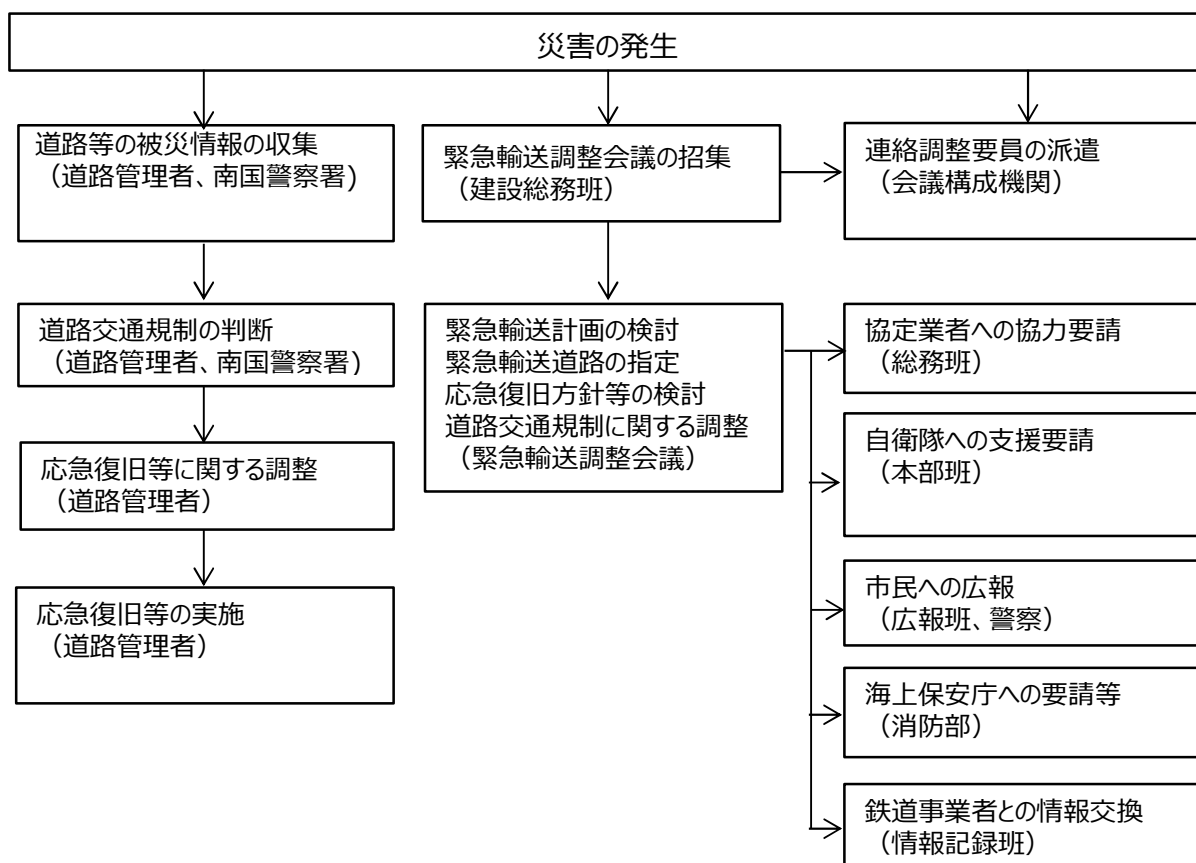
災害等発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する。

災害応急活動を円滑に行うために、市内の交通網の被害状況を関係機関に周知するとともに、国・県に協力しながら、道路の交通規制を実施する。

国・県、事業者と連携しながら、国・県道の早期啓開、早期復旧を図るとともに、市道の早期復旧を進める。

1 道路交通の確保

応急対策の流れ



役割分担

実務担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	(1) 本部班は、市災害対策本部の緊急輸送に関する総合調整を行う。 (2) 広報班は、緊急輸送道路の指定、交通規制等に関して市民に広報する。 (3) 情報記録班は、鉄道事業者と情報交換を行う。 (4) 施設管理班は、緊急輸送調整会議に調整要員を派遣する。
	消防部	(1) 消防部は、通行禁止区域等において必要な措置等を実施する。 (2) 消防部は、海上保安庁の機関と連絡調整を行う。
道路管理者 (土佐国道事務所) (中央東土木事務所) (建設部)		(1) 道路・橋梁等の被災調査および応急復旧について検討する。 (2) 応急復旧工事、道路啓開作業を指示する。 (3) 緊急輸送道路、交通規制対象路線等の情報を収集および提供する。 (4) 道路交通規制を実施する。 (5) 緊急輸送調整会議に調整要員を派遣する。
南国警察署		(1) 緊急輸送道路指定路線の決定に関すること。 (2) 道路交通規制の方針決定および実施。 (3) 緊急輸送調整会議に調整要員を派遣する。
高知海上保安部		海上交通規制および海上交通の確保対策に関すること。
鉄道事業者 (土佐くろしお鉄道)		(1) 鉄道施設の被害状況の把握および市災害対策本部との連絡調整。 (2) 鉄道施設の応急復旧措置に関すること。
協定業者		協定に基づき、道路啓開および応急復旧作業に協力する。
市民、事業所		(1) 緊急輸送道路指定路線に不要な車両を乗り入れない。 (2) 災害応急活動時以外は、徒歩で行動するよう努める。 (3) 交通ルールを遵守する。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災情報および交通情報の収集	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、情報記録班、消防部									
・災害発生後、道路管理者および交通管理者は緊密に連携して、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止または制限に関する情報を収集する。 ・道路管理者および交通管理者は、県の防災ネットワークの活用、電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集に努める。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害発生時の交通規則等	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、情報記録班、消防部									
・道路管理者および交通管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。 ・南国警察署、国道、県道等の道路管理者および災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとる。										
(1) 被害地内の交通規制										
実施責任者	範 囲					根 拠 法				
道 路 管 理 者	①道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 ②道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合。					道路法第 46 条第 1 項				
公 安 委 員 会	①道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 ②災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。					道路交通法第 4 条第 1 項 災害対策基本法第 76 条				
警 察 署 長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。					道路交通法第 5 条第 1 項				
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合。					道路交通法第 6 条第 4 項				
(2) 通行禁止区域等における措置命令										
通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官および消防吏員は、次のとおり必要な措置等を実施する。										
実施責任者	範 囲					根 拠 法				
警 察 官	①通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 ②措置命令に従わないときまたは相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。					災害対策基本法第 76 条の 3				
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる。									
(3) 津波予測時の交通規制等										
県公安委員会および道路管理者は、津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
交通規則等情報の伝達	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、情報記録班、消防部									
・現場の主要地点に警察官の配置を要請する。 ・標識、看板、報道機関等により一般市民に通知する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
陸上交通確保	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、情報記録班、消防部									

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止または制限を行うこととする。

(2) 被災区域への流入抑制

交通管理者は、災害が発生した直後において、次により避難路および緊急輸送道路について優先的にその機能の確保を図ることとする

1	交通管理者は、混乱防止および緊急輸送道路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施することとする。
2	交通管理者は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を行う場合、関係都道府県と連絡を取りつつ行うこととする。
3	交通管理者は、高速自動車国道および自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限することとする。
4	現場警察官または警察署長・高速道路警察隊長は、災害対策基本法に基づく交通規制がいまだなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制

災害応急対策期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、救援物資等の輸送や、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急輸送道路の確保等が中心となるので、交通管理者は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することとする。

(4) 道路交通法に基づく交通規制

復旧・復興期は、感染症対策、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス・電気・水道等のライフラインの復旧用の活動が本格化し、これらに並行して、道路の補修等も進み、復興物資等の輸送が活発化することから、交通管理者は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替えることとする。

この際、交通管理者は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化または段階的な規制緩和や除外車両の取り扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行うこととする。

(5) 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令および措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、または道路管理者自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。

① 措置をとる区域または区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

② 県公安委員会との連携

指定の通知	道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会および所管警察署に道路の区間およびその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。
県公安委員会からの要請 (災害対策基本法76条の4)	県公安委員会は、法第76条1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。

③ 措置をとる区域または区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

④ 市への指示

国土交通大臣および知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、大臣は市の道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
緊急輸送道路の指定調整	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、広報班、情報記録班、施設管理班、建設総務班、 現地情報班、消防部									

(1) 緊急輸送道路指定のための調整

緊急輸送道路の円滑な指定に向けて、災害対策本部が中心となって関係機関との調整を行う。また、緊急輸送道路の指定後、迅速に情報周知を行う

緊急輸送調整会議	①災害対策本部が設置された場合、南国警察署、統括部施設管理班、建設部建設総務班は、道路交通の確保および緊急輸送に関する総合的な調整を実施するために、調整要員を災害対策本部に派遣する。なお、国土交通省土佐国道事務所、県中央東土木事務所等の道路管理者にも職員の派遣の要請を行う。 ②緊急輸送調整会議は、次の事項について調整する。 ○「第2節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に示す基本方針に基づく具体的な緊急輸送計画 ○市内の緊急輸送道路の指定 ○緊急輸送道路等の道路啓開の実施に関する調整 ○被災箇所の調査および応急復旧に関する調整 ○道路交通規制等の実施に関する調整
緊急輸送道路指定路線	緊急輸送道路に指定された路線に対しては、各機関は必要な交通規制、道路啓開および応急復旧を重点的に実施する。 ○広域の緊急輸送道路指定路線は、高知東部自動車道、国道55号、国道195号とする。 ○上記にあげるものを除く市内の緊急輸送道路指定予定路線は、整備済みの都市計画道路とする。 ○道路や防災拠点の整備状況等の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。
緊急輸送道路の決定	南国警察署および県警察本部が決定する。

なお、国土交通省は、都道府県等がしている緊急輸送道路のうち高規格幹線道路や地域高規格道路、直轄国道を軸に絞り込みを行い、基幹的な物流ネットワークとして「重要物流道路」を新たに指定する。

(2) 緊急輸送道路指定情報の広報

市民への広報	①緊急輸送道路が指定された場合は、統括部広報班が市民に対して広報する。 ②警察による広報は、県警察本部による。									
報道機関への情報提供	市民への広報と同様の分担により行う。									

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
緊急輸送道路等の道路啓開	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、広報班、情報記録班、施設管理班、建設総務班、 現地情報班、消防部									

・道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去や応急復旧（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）等を行い道路機能の確保に努める。

・緊急輸送調整会議における優先順位の決定に基づき、緊急輸送道路から通行確保を行う、道路啓開を実施し、緊急車両の通行の確保に努める。

＜道路啓開作業等の実施手順＞

○道路・橋梁等の被災調査および応急復旧の検討

建設部現地情報班は、建設業団体等との事前協定に基づき実施する。

○応急復旧工事の指示

建設部現地情報班は、復旧範囲を決定した上で、市内の建設業団体等との事前協定に基づき実施する。

○啓開作業の指示

建設部現地情報班は、作業範囲を決定した上で、市内の建設業団体等との事前協定に基づき実施する。

○緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集と広報

緊急輸送調整会議において相互に情報収集し、広報班を通じて市民に広報する。

○道路啓開作業用資機材の調達

前記協定業者の保有資機材をあらかじめ把握した上で、必要な機材を保有業者に要請する。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
海上交通規制および海上交通の確保対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、高知海上保安部									

・災害により海上交通に危険が生じ、または生じるおそれのある場合は海上保安庁の機関に次の規制および対策を要請するものとする。

・国は、開発保全航路、緊急確保航路等について、船舶の交通を確保するため、早急に被害状況を把握し、大量かつ広範囲に漂流する軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、軽石の回収を目的とした船舶を活用した軽石除去、建設業者等と連携した除去作業等の応急復旧を行うものとする。

・市は、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、県を通じて国に報告するとともに、国及び県と連携して軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

海上交通規制	①状況により、港内の区域を指定して航行の制限、禁止等の措置を講ずる。 ②港内に係留もしくは停泊している船舶に対し、移動を命令し、または制限する。 ③交通規制について、五管区地域航行警報として高知海上保安部から VHF およびナブテックスにより周知する。 ④必要に応じ、船舶および航空機により周知する。
海上交通の確保対策	船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

2 鉄道交通の確保（土佐くろしお鉄道）

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
地震防災対策		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、消防部									

<地震対策本部組織表>

対策本部長
社長

本部長付
総務部長

副本部長
鉄道部長

現地対策責任者
・中村・宿毛線担当
副本部長兼務
・阿佐線担当
ごな線担当部長

情報収集連絡班
班長 総務課長
副班長 運転課長

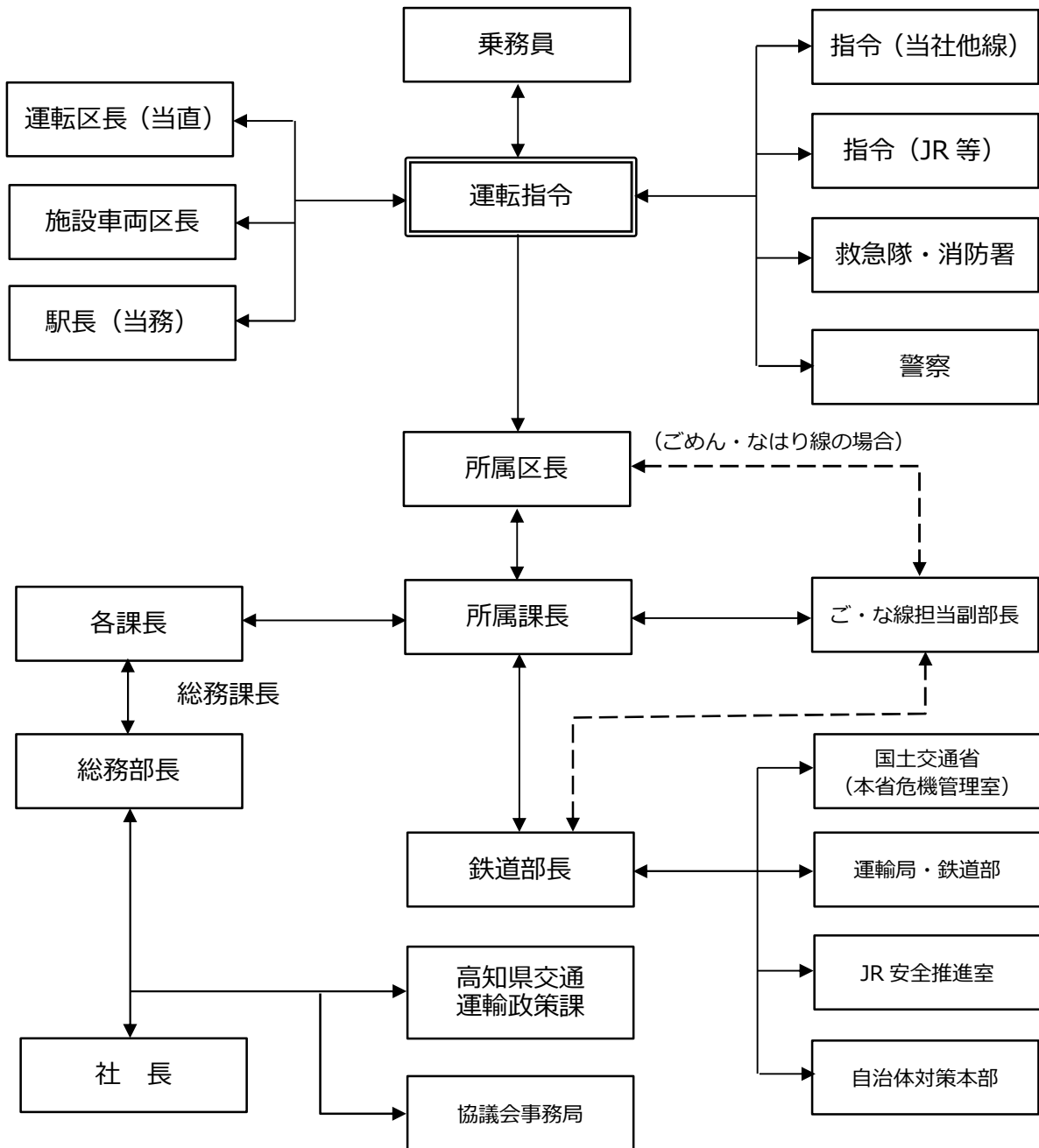
避難誘導班
班長 駅長
副班長 技術課長

※ 阿佐線区においては、総務課長は担当課長が、運転課長、技術課長は区長が代理する。

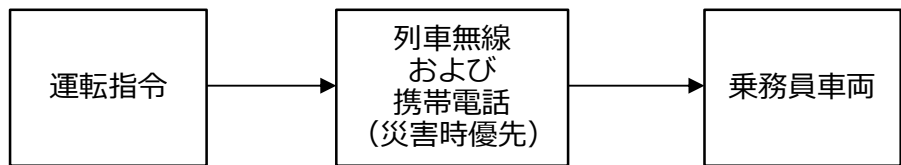
<地震対策本部活動要領>

担当区分	任務内容
対 策 本 部 長	①情報収集連絡班に地震および津波に関する情報の収集にあたらせること ②南海トラフ地震が発生したことを現地対策責任者に伝達するとともに、当該施設内にその旨および必要な措置について周知すること ③避難誘導班に旅客等の避難誘導にあたらせること ④大津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止または軽減を図るために必要な措置を行わせること ⑤旅客等の避難終了後、社員を集合させ避難させること
現地対策責任者	①本部長の指示により、担当線区に現地災害対策本部を設置し、各班長を指揮し地震および大津波への適切な対応について統括する。 ②管轄内での指示および対応は、本部長の指示により行い、臨時本部長に報告すること
情報収集連絡班	①本部長の指示に基づき、直ちに地震および大津波に関する情報の収集に努め、臨時本部長に報告すること ②本部長の指示に基づき、地震および大津波に関する情報および本部長の命令の内容等防災上必要な情報を旅客、その他社員に伝えること ③あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれ場合に依じた旅客等に対する情報伝達のための例文、手段を定めておくこと
避 難 誘 導 班	①地震の発生または本部長の指示に基づき、避難路の確保および安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等措置を講じ、完了後直ちに本部長に報告すること ②本部長から避難誘導開始の指示を受けた時は、旅客等を避難誘導すること ③避難誘導の際には、放送設備、拡声器を用いて、避難方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること ④旅客等への避難誘導が完了した時は、その旨を確認し、直ちに本部長に報告すること

<情報の収集・伝達報告経路表>



＜運転中の車両に対する津波警報等の伝達経路表＞



※ 運転指令により全車両に列車無線および携帯電話（災害時優先）で伝達する。

＜津波警報（大津波）予報発令時における乗務員の対応＞

1. 乗務員は大地震（南海地震等）が発生または異常を感知したときは、緊急停止し、運転指令の指示に従うこと。緊急停止した後「大津波警報」が発令されことを確認したときは、津波浸水予測区域を走行中の列車は、運転指令の指示に従うこと。
2. 運転指令との連絡がとれないときもしくはそのいとまがないときは、その状況を判断し旅客の避難誘導を行うこと。この時、津波到達時刻に多少の余裕があり、前方または後方の安全が確認できるときは、短急汽笛数声の合図を行いながら前方または後方の安全が確保できる位置、または停車場まで運転し、旅客の避難誘導を行うこと。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
ごめんなはり線の早期復旧への協力	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	施設管理班、建設総務班、本部班、 海上保安庁 高知海上保安部									
・国・県、事業者と連携しながら、ごめんなはり線の早期啓開、早期復旧を図る。 ・ごめんなはり線に被害が生じた際は、早期復旧に向けて、市有地の作業場としての提供など、事業者の応急復旧作業に協力する。										

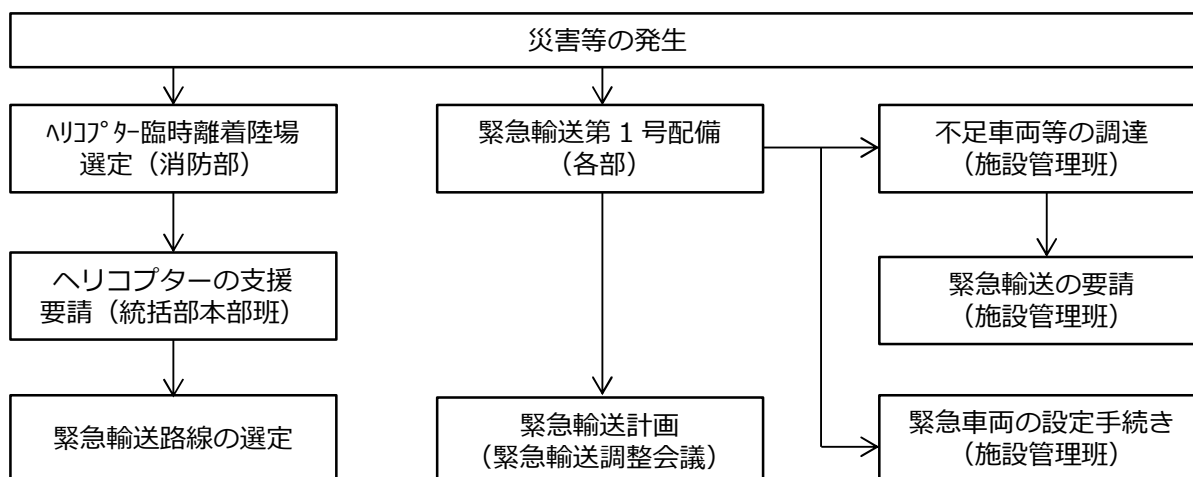
第2節 緊急輸送活動

【基本的な考え方】

被害の状況、緊急度、重要度を考慮しながら交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

災害時に人員や物資を円滑に輸送するため、車両や運転手・搬入出要員、燃料の確保を図るとともに、物資集積拠点の整備を進める。また、集積した物資の適切な管理に努める。

応急対策の流れ



実施責任

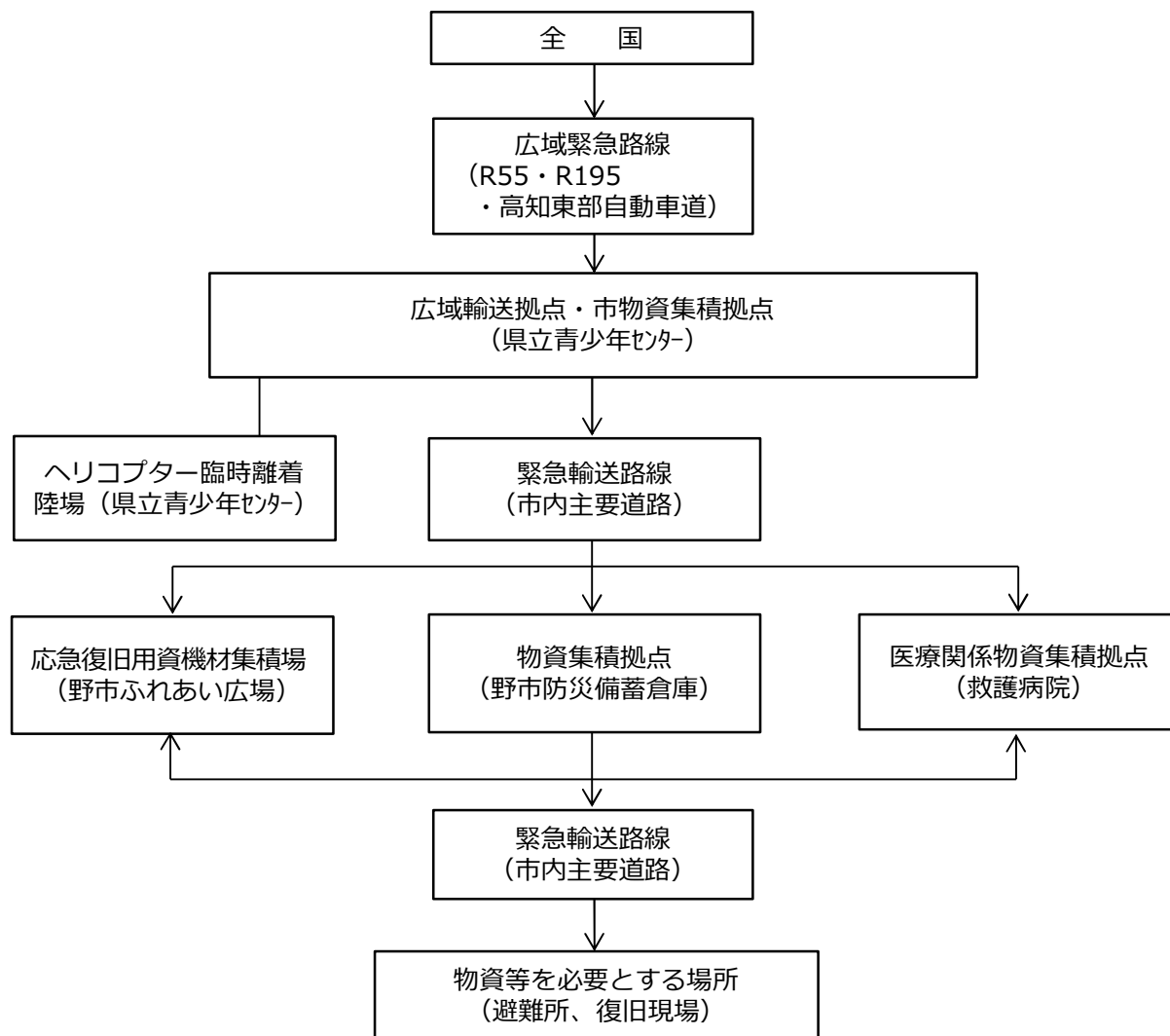
輸送、移送の実施は本部長がこれに当たる。

ただし、本市において処理できないときは、本部長の要請に基づき、県災害対策本部において車両その他の輸送力の確保、調達を行い、輸送移送の応援を実施する。

役割分担

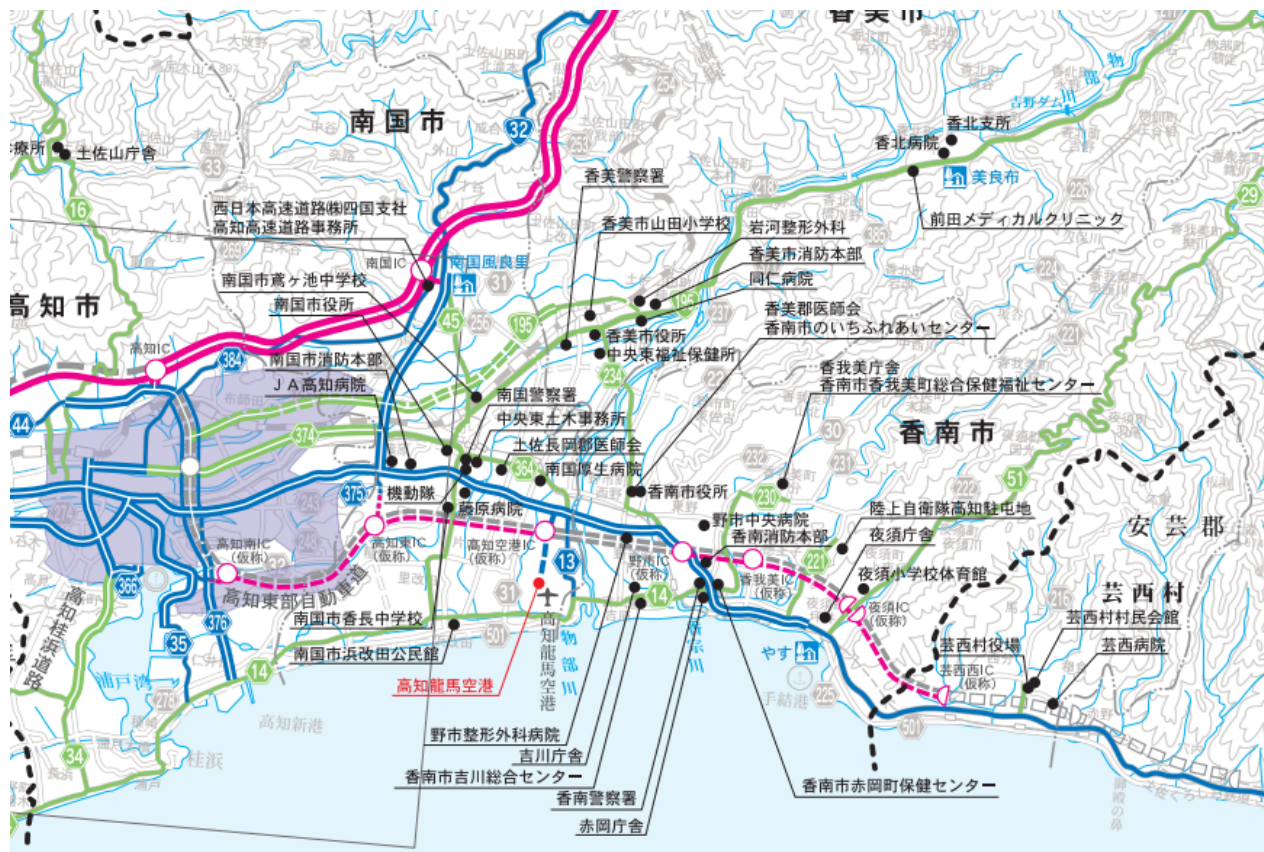
実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	(1) 運輸業者等との協定に関する事 (2) 不足車両等の調達に関する事 (3) 公用車の緊急車両の認定手続に関する事 (4) 緊急輸送の要請に関する事
	各部	資材等搬送車の緊急車両の認定手続に関する事
	消防部	ヘリコプターの臨時離着陸場所の設置に関する事
南国警察署		緊急輸送車両の認定に関する事
自衛隊		緊急輸送の支援に関する事
協定業者		協定に基づく緊急輸送の協力に関する事
民間団体等		緊急輸送の協力に関する事

<緊急輸送システム>



※道路寸断等により陸送できず、近隣都市の港湾岸壁等使用可能で、当該岸壁から香南市域まで陸送が可能な場合、海上保安庁の機関と協議し、救援物資等の緊急海上輸送を要請する。

＜高知県緊急輸送道路ネットワーク計画＞



業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害救助法による輸送費支出		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、施設管理班									
実 施 責 任		災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分および同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。									
災害救助法による基準		①救助のため、次に掲げる事項について移送または輸送を行ったときは、輸送費を支出する。 ○被災者の避難 ○医療および助産 ○被災者の救出 ○飲料水の供給 ○遺体の搜索および処理 ○救助用物資の整理配分 ②救助のために支出する輸送費の額は、通常の実費とする。									
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
交通の確保・基本方針		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、施設管理班									
・ 交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。											
(1) 輸送に当たっての配慮事項											
○人命の安全											
○被害の拡大防止											
○災害応急対策の円滑な実施											
(2) 輸送対象の想定											
段 階		輸 送 対 象									
第 1 段 階		①救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ④後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員および物資									
第 2 段 階		①第 1 段階の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資 ③傷病者および被災者の被災地外への輸送 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員および物資									
第 3 段 階		①第 2 段階の続行 ②災害復旧に必要な人員および物資 ③生活必需品									

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
緊急輸送の要請		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、施設管理班									
(1) 緊急輸送の要請手続き											
輸 送 関 係 機 関 等		①災害時の協力協定に基づき、運輸業者に対して緊急輸送を要請する。緊急輸送の要請は、県が高知県トラック協会と締結した「災害時における救援物資等輸送力の確保に関する協定」および高知県倉庫協会と締結した「災害時における物資の保管等に関する協定」に基づき、輸送手段の確保を図る。 ②必要に応じて、ボランティア委員会に対して車両および運転手の派遣を要請する。要請の方法は「第 2 部 第 1 章 第 5 節 災害ボランティア活動」による。									
県		市保有の車両等および市が調達した車両等だけでは輸送力が不足する場合、県災害対策本部に対して緊急輸送の実施を要請する。要請の方法は「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」による。									
(2) 緊急輸送を要請する場合の措置											
緊 急 物 資 等 の 受 入		食料、物資等の受入は「第 2 部 第 2 章 第 7 節 食料、飲料水および生活必需品の調達、供給活動」によるが、その際、緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保するよう努める。確保できない場合は、その人員もあわせて要請する									
傷 病 者 等 の 市 域 外 へ の 緊 急 輸 送		傷病者を市域外へ緊急搬送する場合は、輸送車両等のほか、添乗する医師・看護師等についても要請する。									

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
緊急輸送の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、施設管理班									
・統括部は、緊急交通路の道路状況、避難場所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。											
(1) 市保有車両等による緊急輸送											
○市保有車両等の現況											
市の保有車両については、市保有車両一覧に示すとおりである。											
○市保有車両等の緊急輸送第 1 配備計画											
統括部施設管理班が、あらかじめ災害発生直後の第 1 配備計画を作成する。											
1	各部所管の車両等は、各部において使用する。										
2	契約管財課所管の車両等は、施設管理班長（契約管財課長）が別に定めておく。										
○市保有車両等の緊急輸送時使用手続											
各部が、契約管財課所管の車両が必要な場合は、統括部施設管理班に申し出て、施設管理班長の承認を受ける。											
(2) 不足車両の調達等											
車 両 の 借 上 げ 等		①市保有車両等で必要な車両等を確保することが困難な場合は、統括部施設管理班が災害時の協力協定に基づき、必要な車両等を借り上げ、また必要に応じて運転手を雇い入れる。									
		②車両等の調達先は、「輸送業者一覧表」に示す。									
(3) 緊急通行車両・規制除外車両の標章の交付											
交通規制が実施された場合、緊急通行車両・規制除外車両の事前届出を行っている車両について、南国警察署または県内の各警察署、県公安委員会で「届出済証」を提示して、所定の標章、証明書の交付を受け、標章を車両前面に貼り付ける。											
事前届出を行っていない車両で、緊急通行に使用する必要がある車両は、新たに届出申請を行い、確認を得て標章、証明書の交付を受ける。											
事前届出済の車両		①緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。 ②警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、警察署、交通検問所において、届出済証による確認が行われ、票章および緊急通行車両確認証明書が交付される。									
災害発生後の届出		災害発生後に、車検証等必要書類を南国警察署に持参し、統括部施設管理班が正規の手続をとる。ただし、市の行う応急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両については、建設部が行う。									
発災後申請による交付フロー 災害発生（緊急交通路の指定） 緊急通行車両申請 車両確認 標章交付 事前申請による交付フロー 緊急通行車両事前申請 車両確認（届出済証の交付） 災害発生（緊急交通路の指定） 標章交付 確認のための発災後の申請事務や審査が省略されるため、確認標章等の交付時間を短縮することができる											
➢資機材－5 公用車保有状況（消防車両を除く） ➢組織－5 防災関係機関の連絡先一覧											

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
ヘリコプターの利用		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、施設管理班									
(1) ヘリコプター利用の基本方針											
発 災 直 後 の 利 用		①被害情報の収集 ②重症者の搬送									
応 急 活 動 時 の 利 用		①重症者の搬送 ②遺体の搬送 ③緊急物資の搬送 ④防災対策要員の搬送									
(2) ヘリコプターの離着陸場											
市内には、常設のヘリコプター離着陸場はない。下記に示す場所を、高知県消防防災航空隊（以下「消防防災ヘリコプター」という）の臨時離着陸場として使用する。											
(3) 臨時離着陸場の設置											
1	消防長は、ヘリコプターを利用する必要がある場合、臨時離着陸場を選定し、統括部本部班に報告する。										
2	消防長は、臨時離着陸場に無線通信員を移動無線設備とともに派遣し、必要な連絡調整を行う。										
(4) ヘリコプターの支援要請											
消防防災ヘリコプターおよび海上保安庁のヘリコプター等の支援要請は「第2部 第1章 第4節 2広域的な応援要請」による。											
➤施設－8 ヘリコプター離発着場の一覧											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		施設管理班									
・施設管理班は、各部からの情報に基づいて、必要な車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保を図る。											

第3節 施設・設備およびライフラインの応急復旧活動

【基本的な考え方】

応急対策活動を迅速に実施していくため、施設、設備の早期復旧を図る。

災害発生後、応急対策活動を実施する上で必要となる施設、設備の被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組む。なお、道路とライフラインの連携した復旧が行えるよう、道路管理者及びライフライン事業者は、関係機関の連携を図るものとする。

役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市 災 害 対 策 本 部	統 括 部	(1) 市および他の関係機関が所管する市内の施設・設備の被害状況の把握 (2) 施設管理班は、市庁舎等防災拠点をも優先に応急復旧する。
	各 部	(1) 各部所管施設、設備の被害状況の把握 (2) 各部所管施設、設備の応急復旧措置に関すること。
建 設 業 協 会 等		(1) 店舗等の早期の営業再開 (2) 物価安定のための営業努力
防 災 関 係 機 関		各機関所管施設、設備の応急復旧に関すること。

1 施設、設備の応急復旧

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
市の施設、設備の応急復旧活動	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	施設管理班、建設総務班、応急仮設住宅班、 倒壊家屋解体撤去班、現地情報班									
・市の管理する施設、設備等の管理者は、公共施設の緊急点検を実施する体制を確保する。 ・災害後、建物の倒壊、土砂崩れ等二次災害の防止対策を実施する。 ・被害の状況に応じて応急復旧にとりかかる体制を確保する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
市の施設、設備の応急復旧活動の支援要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	施設管理班、建設総務班、応急仮設住宅班、 倒壊家屋解体撤去班、現地情報班									
・市の施設、設備において災害応急対策の拠点となるものは、早期の応急復旧を図るため、建設業協会南国支部などに支援要請を行い、復旧を図る。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
防災拠点となる施設、設備の早期応急復旧	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	施設管理班、建設総務班、応急仮設住宅班、 倒壊家屋解体撤去班、現地情報班									
・災害対策本部、避難所、病院等の業務・生活が早期に可能となるように、施設、設備の応急復旧を実施する。 ・災害対策本部、病院等の応急対策活動に必要な拠点施設につながる道路、橋梁など市内の交通関係施設の被害状況の調査と、都市機能の回復に向けての早期復旧を実施する。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
代替施設、設備の確保	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	施設管理班、建設総務班、応急仮設住宅班、 倒壊家屋解体撤去班、現地情報班									
・災害応急対策の拠点となる市の施設、設備で被害状況から早期の応急復旧が困難であると判断される場合、代替施設や代替設備の調達を行う。 ・災害規模が大きく、市だけでは調達できない場合は、県および関係機関、建設業協会南国支部などの協力を得て調達を行う。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
関係機関の管理する施設、設備の応急復旧活動	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	施設管理班、建設総務班、応急仮設住宅班、 倒壊家屋解体撤去班、現地情報班									
・防災関係機関の管理する施設、設備の応急復旧状況を確認する。 ・防災関係機関の施設と市の防災拠点につながる道路、橋梁など市内の交通関係施設の被害状況の調査と、都市機能の回復に向けての早期復旧を実施する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
関係機関の管理する施設、設備の応急復旧の確認	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	施設管理班、建設総務班、応急仮設住宅班、 倒壊家屋解体撤去班、現地情報班									
・防災関係機関の施設、設備において災害応急対策の拠点となるものは、早期の応急復旧を図るため、建設業協会南国支部などに支援要請を行う。										

2 ライフラインの応急復旧活動計画

市民が健全な生活を維持していくために、ライフラインの早期復旧を図る。

災害発生後ライフラインの被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組む。

役割分担

実務担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	(1) ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の収集に関すること (2) ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の広報に関すること (3) ライフライン事業者との復旧方針の調整に関すること (4) ライフライン復旧拠点の選定に関すること
	上下水道部	(1) 上水道施設の応急復旧に関すること (2) 公共下水道の応急復旧に関すること (3) 下水処理場の応急復旧に関すること
高知県 LP ガス協会		ガス施設の応急復旧に関すること
四国電力		電力施設の応急復旧に関すること
西日本電信電話		公衆電気通信設備の応急復旧に関すること

業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
ライフライン情報の収集・提供		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当											
ライフライン被害情報の収集のための体制の確保		各ライフライン関係機関は、「第2部 第1章 第2節 6 被害規模早期把握のための活動」により、市災害対策本部に各所管施設の被害状況、応急対策の実施状況および復旧の見込み等に関する情報を連絡する。統括部情報記録班は、収集した情報を整理し、広報および調整会議等の資料とする。									
市民へのライフライン情報の提供のための広報の実施		統括部広報班は、情報記録班が整理した資料に基づき、市民に広報紙等によりライフライン情報を提供する。									
報道機関へのライフライン情報の提供		統括部広報班は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、ライフライン情報を提供し、報道することを要請する。									
各ライフライン関係機関への情報提供		情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン関係機関の要望に応じて、情報提供に努める。									
業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
ライフライン復旧の調整		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当											
ライフラインの総合的復旧のための調整会議の開催		「第2部 第1章 第4節 1 防災関係機関との連携」に基づき、建設部現地情報班は、必要に応じてライフライン連絡調整会議を招集する。									
ライフライン復旧調整会議での協議事項		①被害状況等の報告 ②工事のスケジュール調整 ③資機材置き場、駐車場等復旧拠点確保の調整 ④その他必要な事項									

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
ライフライン復旧拠点の選定	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、広報班、水道班、下水道班、現地情報班									
・ 復旧基地適地の事前調査の実施とオープンスペースの確保 ・ 地震後の空地利用状況調査の手順の策定 ・ ライフライン復旧拠点の選定 ・ ライフライン復旧拠点運用のための調整事項の整理										

3 電力施設

東日本大震災後の計画停電により、現代の生活がいかに電化機器に多くを依存しているかが再認識された。電気がなくては、電話や水道、トイレなど基本的なライフラインが確保できない。また、市役所の応急活動や通常業務の継続・再開のためには、パソコンによるデータベースが不可欠である。

東日本大震災では、3月11日当日は、450万戸が停電状態となり、発災後3日間は100万戸で、3月中は20万戸で停電状態が続いた。しかし、電力の復旧は、電力会社に全面的に委ねざるを得ず、市は四国電力が行う復旧作業が円滑に行われるよう、可能な協力・支援に努める。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
非常電源の確保	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	避難所管理班、本部班									
・災害により停電が生じた際は、市は、市役所や各庁舎、避難所などを中心に、自家発電装置などによる電源の確保に努める。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
四国電力が行う復旧作業への協力・支援	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	電話対応班、情報記録班、広報班、現地情報班									
・統括部は、県などを通じて、復旧見込みの情報を収集し、市民や報道機関等からの停電に関する照会に対応する。 ・また、道路の優先啓開、四国電力からの広報内容の市民への周知など、四国電力が行う復旧作業への協力・支援に努める。										

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5																										
電力施設の復旧計画	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m																										
担当	四国電力																																			
・四国電力（株）の各機関は、災害により機能が停止した電力の早期復旧のため、次のとおり応急対策を実施することとする。 (1) 対策要員の確保 ○夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 ○対策組織が設置された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出勤する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれがなくなった後に出社するものとする。 (2) 復旧要員の広域運営 他電力会社、電源開発株式会社および電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、または発生したときは応援の要請を行う。 (3) 非常災害時の体制 ア 非常事態が発生した場合 各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合における、当該地域の災害に係る予防または復旧対策活動を統括するための対策組織を、支社等の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。 イ 事業所の名称および所在地 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>連絡電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四国電力送配電（株）高知支社 山田事業所</td><td>香美市土佐山田町宝町2丁目1-22</td><td> 〈お客さまセンター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6430 携 帯：090-5718-5335 〈配電センター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6440 携 帯：090-3783-4225 F A X：0887-53-3868 </td></tr> <tr> <td>四国電力（株）高知支店</td><td>高知市本町4丁目1番11号</td><td> 総務課 課長・副長 電 話：088-821-2057 I P 電話：050-8801-6018 F A X：088-821-2642 </td></tr> </tbody> </table> (4) 災害時における情報の収集、連絡 <一般情報> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1</td><td>気象、地象情報</td></tr> <tr> <td>2</td><td>一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報</td></tr> <tr> <td>3</td><td>対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）</td></tr> <tr> <td>4</td><td>その他の災害に関する情報（交通状況等）</td></tr> </tbody> </table> <四国電力施設の被害状況> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1</td><td>電力施設等の被害状況および復旧状況</td></tr> <tr> <td>2</td><td>停電による主な影響状況</td></tr> <tr> <td>3</td><td>復旧資材、応援隊、食料等に関する事項</td></tr> <tr> <td>4</td><td>従業員等の被災状況</td></tr> <tr> <td>5</td><td>その他災害に関する情報</td></tr> </tbody> </table>										名称	所在地	連絡電話番号	四国電力送配電（株）高知支社 山田事業所	香美市土佐山田町宝町2丁目1-22	〈お客さまセンター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6430 携 帯：090-5718-5335 〈配電センター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6440 携 帯：090-3783-4225 F A X：0887-53-3868	四国電力（株）高知支店	高知市本町4丁目1番11号	総務課 課長・副長 電 話：088-821-2057 I P 電話：050-8801-6018 F A X：088-821-2642	1	気象、地象情報	2	一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報	3	対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）	4	その他の災害に関する情報（交通状況等）	1	電力施設等の被害状況および復旧状況	2	停電による主な影響状況	3	復旧資材、応援隊、食料等に関する事項	4	従業員等の被災状況	5	その他災害に関する情報
名称	所在地	連絡電話番号																																		
四国電力送配電（株）高知支社 山田事業所	香美市土佐山田町宝町2丁目1-22	〈お客さまセンター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6430 携 帯：090-5718-5335 〈配電センター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6440 携 帯：090-3783-4225 F A X：0887-53-3868																																		
四国電力（株）高知支店	高知市本町4丁目1番11号	総務課 課長・副長 電 話：088-821-2057 I P 電話：050-8801-6018 F A X：088-821-2642																																		
1	気象、地象情報																																			
2	一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報																																			
3	対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）																																			
4	その他の災害に関する情報（交通状況等）																																			
1	電力施設等の被害状況および復旧状況																																			
2	停電による主な影響状況																																			
3	復旧資材、応援隊、食料等に関する事項																																			
4	従業員等の被災状況																																			
5	その他災害に関する情報																																			

(5) 災害時における復旧資機材の確保

調 達	対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。 ①現地調達 ②対策組織相互の流用 ③他電力会社等からの融通
輸 送	災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。
復旧資材置場等の確保	災害時において、復旧資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(6) 復旧作業過程

復旧順位	復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。 なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。
災害時における広報	①広報活動 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。 また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。 ②広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や市ホームページ等を通じて行うほか、状況に応じて、サービス車等により直接当該地域へ周知する。

(7) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における電力の融通

災害は発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、災害対策総本部は、電力広域的運営推進機関の指示に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5						
電気通信施設の応急復旧体制	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m						
担当	西日本電信電話株式会社高知支店、ドコモ CS 四国 高知支店															
・災害時における電気通信設備の維持ならびに被害を迅速かつ的確に復旧を行い、通信の確保を図るための災害応急対策に関する計画は、西日本電信電話株式会社災害対策規定の定めるところに従い対処するものとする。																
(1) 担当機関																
香南市地域における電気通信設備の災害予防、準備警戒、情報伝達、復旧活動等の応急対策については、西日本電信電話株式会社高知支店が担当する。																
(2) 災害対策本部の設置																
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>連絡電話番号</th></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社 高知支店</td><td>高知市帯屋町 2-5-11</td><td>災害対策室 088 - 834 - 4246</td></tr></table>											名称	所在地	連絡電話番号	西日本電信電話株式会社 高知支店	高知市帯屋町 2-5-11	災害対策室 088 - 834 - 4246
名称	所在地	連絡電話番号														
西日本電信電話株式会社 高知支店	高知市帯屋町 2-5-11	災害対策室 088 - 834 - 4246														
(3) 災害対策本部の組織および所掌事務																
本部長 副本部長 情報統括班 設備サービス班 お客様対応班 広報班 総務厚生班																
所 掌 事 項	①情報統括班 災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。 また、情報連絡室および災害対策室の設置、運営および調整 ②設備サービス班 被災状況調査、サービス復旧方法の検討および復旧等の実施 ③お客様対応班 ビジネスユーザー班：法人ユーザーへの AM 対応 マスユーザー班：マスユーザー対応、被災地域での広報活動、特設公衆電話の設置場所検討 ④広報班 報道対応 ⑤総務厚生班 社員の確保、福利厚生および健康管理、労務対応、後方支援															

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
電気通信施設の応急復旧活動		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		西日本電信電話株式会社高知支店、ドコモ CS 四国 高知支店									
・災害時により、電気通信施設が被災発生した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話（株）が、次のとおり応急対策および復旧活動を実施する。											
(1) 通信混乱防止											
災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110 番、119 番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信および街頭公衆電話の疎通を確保する。											
(2) 設備の被害状況の把握と防護措置											
災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。											
(3) 通信途絶の解消と通信の確保											
通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。											
1	自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保										
2	衛星通信・各種無線機による伝送路および回線の作成										
3	電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施										
4	応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成										
5	非常用可搬形デジタル交換装置の運用										
6	臨時・特設公衆電話の設置										
7	停電時における公衆電話の無料化										
(4) 通信の利用と広報											
災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対して分かりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。											
1	通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。										
2	非常、緊急電話および非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。										
3	臨時の営業窓口を開設する。										
4	被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。										
5	一般利用客に対する広報活動を実施する。										
6	NTT 西日本高知支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。										
7	「災害用伝言ダイヤル」および「災害用伝言板（web171）」を利用した安否確認。										
災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。 そのような状況下でも、安否確認できるシステムを確立する。											
提供の開始	①災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のため通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合開始する。 ②被災地の方は、本人、家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル」および「災害用伝言板（web171）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取して安否等を確認する。										
伝言の条件等	①災害用伝言ダイヤル（171） ○登録できる電話番号（被災地電話番号）………加入電話・ISDN・ひかり電話番号および携帯番号の電話番号 ○伝言録音時間………1 伝言あたり 30 秒間録音 ○伝言保存期間………提供終了まで ○伝言蓄積数………1 電話番号あたりの伝言数は 1～20 伝言で、提供時知らせる。 ②災害用伝言板（web171） ○登録可能な伝言………定型文およびテキスト情報（伝言 1 件あたり 100 文字） ○伝言登録数………伝言板（伝言メッセージボックス）あたり 20 件まで（20 件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される） ○伝言板（伝言メッセージボックス）数………										

	●利用者情報なしの場合：1件 ●利用者情報ありの場合：最大20件※利用者情報は事前に登録が必要 ○伝言保存期間……………最大6ヵ月 ○伝言のセキュリティ…伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能 ○伝言通知機能……………利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。
提 供 時 の 通 知 方 法	①テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。 ②電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル」をご利用して頂きたい旨の案内を流す。 ③避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。 ④防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

(5) 復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消および重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じて、下記の電気通信サービスの復旧順位を参考として、適切な措置により回線の復旧を図る。

<電気通信サービスの復旧順位>

	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者および第1順位以外の国または地方公共団体
第3順位	第1順位および第2順位に該当しないもの。

4 水道施設

災害により水道施設に被害が生じた際は、速やかに被害内容を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。また、事業者の協力を得ながら、迅速な復旧を図る。

さらに、水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
初動体制		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		水道班									
・ 上下水道部における初動体制によるが、地震発生後は応急給水を優先する。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
市民への広報		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		水道班									
・ 発災直後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急復旧対策を立てる。											
1	応急復旧を実施するに当たり、復旧見込みが判明次第、広報を行う。										
2	災害時には、時間的な余裕がなく市民への情報伝達効率も低下するため、報道機関に協力を依頼し、テレビ、ラジオによる情報提供を行う。										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応援要請		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		水道班									
・ 独自で応急給水が不可能な場合は、高知県内市町村災害時相互応援協定に基づき、高知県に必要な応援要請を行う。民間事業の応援が必要な場合は、「大規模災害発生時の応急対策活動協力に関する協定」に基づき、香南市の水道工事事業者へ応援要請をする。											

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応急復旧活動		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		水道班									
水道班は、工事事業者や他地域からの応援隊の協力を得ながら、応急復旧工事を実施する。											
(1) 取水・導水施設の復旧活動											
取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、復旧は最優先で行う。											
(2) 浄水施設の復旧活動											
浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。											
(3) 管路の復旧計画											
復 旧 計 画		復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度および復旧の難易度、被害箇所の重要度、水源地・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。 なお、資機材の調達、復旧体制および復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管路上配管等の仮復旧を実施する。									
給 水 装 置 の 復 旧 活 動		公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧および通水と並行して実施する。 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。 なお、給水に支障を来すものについては、申し込みの有無に関わらず応急措置を実施する。									
本市水道の貯水池、配水池、送配水管の破損、停電その他の事故による断水等の事故発生に際し、迅速な復旧によって被害の拡大を防止し、配水の円滑を図るため、復旧班の編成連絡等の事項を定める。											
(4) 応急復旧の目標											
阪神・淡路大震災においては、応急復旧に 6 週間を要したが、同規模の災害においても 3 週間で完了することを目標として対策を講ずる。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応急復旧用資機材の備蓄・調達		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		水道班									
応 急 復 旧 用 資 機 材		災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急復旧ができるようにする。応急復旧用資機材設置場所は、上下水道部資材倉庫とする。									
応急復旧用資機材の調達		被災時に必要なすべての資機材を備蓄するのは不可能なので、民間資材メーカーと備蓄協定を結び調達が容易となるようにする。									
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
家庭用水の供給等		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		環境衛生班、避難所管理班、水道班、下水道班									
・ 県の指示に基づき速やかに家庭用水の供給をすることとし、容器による搬送等現地の実情に応じた方法によって行う。											

5 下水道施設

災害により下水道施設（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設）に被害が生じた際は、被害内容を早急に調査し、事業者の協力を得ながら、迅速な復旧を図る。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
初動体制		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		下水道班									
(1) 下水道班の設置 災害発生後は、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、上下水道部に下水道班を設置する。											
(2) 動員体制											
非常配備体制の確立	災害時には、各班において次の対応が必要となるため、これらに必要な要員を確保できる体制を確立する。 ①市民への対応 ②被害状況の把握 ③その他関係機関との情報交換等										
勤務時間外動員体制	勤務時間外に災害が発生した場合、上下水道課では、下水道 BCP に基づきあらかじめ数人の職員を指定しておき、これらの職員を中心として初動体制を確立する。さらに、被害状況に応じ定められた災害時集合場所に参集し、応急対策に従事する。また、下水処理場では、緊急連絡網により、職員の初動体制を確立し、勤務時間外を業務委託している業者と協同し、対応する。										
(3) 情報収集 下水道 BCP に基づき、下水道施設および関連施設からの情報収集を行う。											
下水道施設の情報収集	災害発生後、迅速かつ効果的に被害状況の情報を収集するためには、下水道施設資料の確保が重要な役割を果たす。これらの資料確保を踏まえた上で、以下に示す項目について情報収集する。 ①処理場施設の被害状況 ②管渠施設の被害状況 ③排水設備の被害状況										
関連施設からの情報収集	災害の状況によって、他のライフライン、構造物の状況、道路等の状況が下水道施設の状況を把握するのに有効な手段となることがある。したがって、以下に示す項目を災害の状況にあわせて情報収集する。 ①河川施設の被害状況 ②水道施設の被害状況 ③ガス施設の被害状況 ④道路被害状況および交通情報 ⑤電気通信障害に関する情報 ⑥関連業者の稼働状況										
各ライフライン関係機関への情報提供	情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン関係機関の要望に応じて、情報提供に努める。										
(4) 伝達体制 上記被害情報の収集とともに、的確に被害状況等を職員に伝達するため、あらゆる手段を講じて必要な情報を的確かつ迅速に提供する。											

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被害調査の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		下水道班									
・ 下水道施設復旧チームは、分担して被害状況を調査し、情報を整理して被害の範囲・規模を把握し、必要な応急工事の計画を立てる。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
関係機関への応援要請		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		下水道班									
・ 災害が発生した場合において、本市の体制では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、高知県、他の市町、関係機関、建設業協会南国支部および香南市給水工事事業者等への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応急復旧活動		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		下水道班									
・ 下水道施設復旧チームは、工事事業者や他地域からの応援隊の協力を得ながら、応急復旧工事を実施する。											
災害復旧資機材の整備・調達		災害発生時必要とされる復旧資機材は分割・保管し、災害発生後直ちに使用可能な状況であるようにしておく。しかし、災害復旧時に資機材等が不足した場合は、他の市町、業者等から調達する。									
下水道施設被害調査		処理場および主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、市職員で対応できないと判断される場合は、他の市町職員および施工業者等の支援を求め、緊急に施設調査を行う。									
応急復旧の基本方針		下水道は、市民生活に必要な不可欠なものであり、応急復旧については、緊急性・重要性の高いものから復旧にかかる。 また、復旧に当たっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。									
応急復旧方法		①処理場・ポンプ場 運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。 ②管渠 流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など、二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。 ③排水設備 市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。									
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
下水道施設に関する広報		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		下水道班、広報班									
・ 下水道班は、統括部と連携しながら、下水道施設の被害状況や復旧見通し等を関係機関、報道機関に随時連絡するとともに、必要に応じて市民に広報する。											

6 ガス施設

電力、水道、下水道に加え、ガスや電話など、その他のライフライン施設の応急復旧活動を協力・支援する。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
ガス会社が行う復旧作業への協力・支援	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、現地情報班、広報班									
・ 統括部は、県などを通じて、復旧見込みの情報を収集し、市民や報道機関等からのガスの製造・供給・保安に関する照会に対応する。 ・ また、道路の優先啓開、広報内容の市民への周知など、ガス会社、高知県エルピーガス協会が行う復旧作業への協力・支援に努める。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
ガス施設の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、高知県 LP ガス協会									
・ 災害が発生した場合、「高知県 LP ガス協会災害対策マニュアル」に基づき災害対策本部を設置し、ブロック災害対策委員の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。										
(1) 災害対策本部および現地（ブロック）災害対策本部の設置										
高知県内に震度 5 強以上の地震の発生、または風水害による災害の発生あるいは災害の発生が予想される場合は、災害対策本部を設置する。 また、各ブロックには災害対策班を設置し、各ブロック災害対策委員が統括する。										
(2) 応急対策要員の確保										
災害時は、マニュアルに基づき、ブロック内の LP ガス事業所に参集する。また、休日・夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で供給エリア内で震度 5 強以上の地震が発生したことを覚知した場合、出社するよう定めている。										
(3) 情報の収集伝達										
情 報 の 収 集	各班員（LP ガス事業者）は、自身の安全確保の後、災害発生後直ちに消費先および自店（従業員を含む）の被害状況の把握に努める。									
被 害 状 況 ・ 復 旧 状 況 の 報 告	各班員（LP ガス事業者）は、ブロック災害対策委員に自店および消費先の被害について報告を行う。ブロック対策員は、ブロック内 LP ガス事業者から報告を受けた被害状況・復旧状況を災害対策本部に報告する。災害対策本部は、各ブロックから収集した情報を高知県に報告する。									
(4) 緊急出動用資機材および装備の整備										
平時から復旧用の必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、緊急通行車両事前届出書等）について必要な数量を確保する。										
(5) 災害広報										
災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて消費者に対し、テレビ・ラジオ等の情報機関および工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害および安全装置に関する各種の情報を広報する。										

第3編 公助編
第2部 いのちを守る・つなぐ
第3章 まちの機能をいち早く回復する

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
ガス施設の復旧対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、高知県 LP ガス協会									
復旧計画	災害復旧計画の策定および実施に当たっては、人命に関わる箇所および救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況および被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。									
復旧要員の確保	社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、高知県協会単独で復旧を図ることが困難である場合には、四国各県協会および一般社団法人全国 LP ガス協会等中央団体に対し、人的、物的支援の要請を行う。									
他機関との協力体制	復旧を促進するため、地域防災機関、防災機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。									

高知県 LP ガス協会災害対策本部 高知市大原町 80-2	一般電話 088-805-1622 FAX 088-831-0404 IP 050-3618-6700 Mail kochilpg@extra.ocn.ne.jp

第4節 災害拡大防止活動

1 水防活動

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
出動の指令	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部									
・市は、危険が予想されるときは、消防団に出動を指令する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
危険箇所の監視と水防設備の操作	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部									
・危険が予想される区域を監視し、警戒に努めるとともに、海岸の陸閘・樋門の閉鎖、河川・水路の樋門・水門等の開閉など、水防設備の操作に対する必要な措置を行う。 ・その際、下流地区など、影響が及ぶ地域の市民への的確な周知に努める。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被害拡大防止措置の実施	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部、建設総務班、応急仮設住宅班、倒壊家屋解体撤去班、 現地情報班									
・河川、水路、海岸、ため池等の堤防からの越水や破堤に対する土のう積、内水滞留を緩和するための流路の啓開、傾斜地の土砂崩れを防ぎよするための不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置など、被害拡大防止に対する必要な措置を行う。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
十分な水防体制の確保	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部、建設総務班、応急仮設住宅班、倒壊家屋解体撤去班、 現地情報班									
・消防団長は、人員・資機材の補充の必要性が迅速に判断できるよう、活動の状況を随時、災害対策本部長（市長）に報告する。 ・災害対策本部長（市長）は、配備人員を随時検討し、必要に応じ、追加の職員配備指令や県・他市町村等への応援要請を図る。										

2 土砂災害等防止活動

地震発生後の余震、または降雨等による土砂災害、浸水等に備え、二次災害防止施策を講じる。

余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検は、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市 災 害 対 策 本 部	本 部 長	避難指示等の発令
	統 括 部	避難指示等の市民および関係機関への伝達に関すること。
	建 設 部	(1) 土砂災害等危険箇所の巡視・調査に関すること。 (2) 土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
	消 防 部	(1) 土砂災害等危険箇所の巡視に関すること。 (2) 避難指示等の市民への伝達に関すること。
高知県中央東土木事務所 高 知 港 湾 ・ 空 港 整 備 事 務 所		(1) 土砂災害等危険箇所の調査に関すること。 (2) 土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
消防団・自主防災組織		避難指示等の市民への伝達に関すること。
建 設 業 者 等		土砂災害等危険箇所の調査および応急復旧の協力

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
土砂災害等対策の基本方針	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防部、建設総務班、応急仮設住宅班、倒壊家屋解体撤去班、 現地情報班									
・建設部および消防部は、災害発生直後に県中央東土木事務所と連絡をとりながら、余震等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行う。 ・その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、ブルーシートによる崩壊面の被覆、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。 ・また、地震・津波により、海岸部および河川の護岸施設が被害を受けた場合、浸水被害が発生するおそれがある。このため、建設部および消防部は、災害発生直後に高知港湾・空港整備事務所、県中央東土木事務所と連絡をとりながら、専門技術者等を活用して護岸施設の巡視を行う。 ・危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、水防計画に基づき、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
点検調査および応急工事等の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		消防部、建設総務班、応急仮設住宅班、倒壊家屋解体撤去班、 現地情報班									
1	危険個所の点検は、危険が想定される個所の事前想定を基に調査ルートを想定し、優先順位を決めて対応する。										
2	危険個所点検要員は、市および各機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への事前委託、ボランティア募集等を実施し対応する。										
3	二次災害のおそれがある場合、「第2部 第2章 第1節 2避難の誘導」に基づき、迅速に適切な避難対策を実施する。										
4	二次災害を防止するため、次のような応急工事等を検討、実施する。 ①仮排水路の設置 ②不安定土砂の除去 ③ブルーシート貼り ④土のう積み ⑤仮設防護柵の設置										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
二次災害に関する広報 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		消防部、建設総務班、応急仮設住宅班、倒壊家屋解体撤去班、 現地情報班、広報班									
・二次災害に関する情報は、「第2部 第1章 第3節 1市民への情報伝達活動」に基づき、次の事項を市民に伝達する。 ○二次災害の発生が予想される箇所 ○避難場所 ○避難時の注意事項、携行品等											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
警戒体制 ※リードタイムを考慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		消防部、建設総務班、応急仮設住宅班、倒壊家屋解体撤去班、 現地情報班、本部班									
(1) 量水標等の監視											
監視員の配備		量水標および潮位計の監視には、消防部が当たる。									
量水標等の設置箇所		「注意報・警報の種類、位置および水位」に示す。									
(2) 土砂災害に関する監視											
降雨に対する監視		市内の雨量計設置箇所を「雨量計設置箇所一覧表」に示す。									
土砂災害警戒区域		市内の土砂災害警戒区域を「香南市防災マップ」に示す。									
➤施設－6 雨量計設置箇所一覧表											

3 建築物等の二次災害防止計画

地震により、被災を受けた建築物等において、余震による倒壊等の二次災害を防止することにより、市民の生命を守る。

建築技術者等を活用して、被災建築物に対する応急危険度判定を速やかに行い、被害の状況を的確に把握し、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策および立入禁止等の措置ならびに二次災害防止のための応急措置を行う。

役割分担

実務担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	広報班は、被災建築物応急危険度判定調査の実施区域および趣旨内容等を広報する。
	建設部	(1) 被災建築物応急危険度判定調査の必要性を判断する。 (2) 被災建築物応急危険度判定調査を実施する。 (3) 倒壊が起これそうな建築物等がでた場合は、二次災害が発生しないよう、迅速に対応する。
ボランティア（建築士会等）		被災建築物応急危険度判定調査に協力する。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災建築物応急危険度判定作業の準備	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m	
担当		現地情報班、被害認定調査班									
・被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを下記に基づき準備する											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災建築物応急危険度判定作業の広報	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m	
担当		広報班、現地情報班、被害認定調査班									
・被災建築物応急危険度判定の実施に係わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を広報班に依頼する。											
1	被災建築物応急危険度判定結果標識を事前に広報する。										
2	被災建築物応急危険度判定結果の市民への理解 ①広報紙等により、被災建築物応急危険度判定結果の意味について市民に周知する。 ②被災建築物応急危険度判定士は、市民の求めに応じて、被災建築物応急危険度判定結果の意味を現地において説明する。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災建築物応急危険度判定の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		現地情報班、被害認定調査班									
・香南市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアルに基づき、判定実施計画を作成し建設部現地情報班が地震発生直後に実施する。調査の実施に当たっては、県に登録された被災建築物応急危険度判定士（応急危険度判定が可能な建築技術者）等の建築士ボランティアに協力を要請する。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
市内の状況把握および被災建築物応急危険度判定実施の必要性の判断と被災建築物応急危険度判定士の要請		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班、現地情報班、被害認定調査班									
災害対策本部		①地震発生後の概括的被害情報等に基づき、被災建築物の応急危険度判定実施の必要性の検討を行う。 ②被災建築物応急危険度判定を実施する必要があると判断したときは、本部長は県に対し被災建築物応急危険度判定士（応急危険度判定が可能な建築技術者）の派遣の要請を行う。									
建設部 現地情報班		被災建築物応急危険度判定に係わる調整を実施する。									
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
建築物等の倒壊対策		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		現地情報班、被害認定調査班									
1	被災建築物応急危険度判定の結果に基づいて、倒壊が起こりそうな建築物等の調査を発災後早急に実施する。										
2	危険な建築物等がある場合は、立入禁止等の措置をとるとともに、民間業者に委託して二次災害防止の措置をとる。										

4 被災宅地の二次災害防止計画

災害等により、被災を受けた擁壁・のり面等を含む建築物の敷地等（以下「被災宅地」という）において、余震またはその後の降雨等に対して二次災害を防止する。

建築または土木技術者等を活用して、被災宅地に対する危険度判定を速やかに行い被害の状況を的確に把握し、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策および立入禁止等の措置ならびに二次災害防止のための応急措置を行う。

役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市 災 害 対 策 本 部	統 括 部	広報班は、被災宅地危険度判定調査の実施区域および趣旨内容等を広報する。
	建 設 部	(1) 被災宅地危険度判定調査の必要性を判断する。 (2) 被災宅地危険度判定調査を実施する。 (3) 被災宅地の擁壁やのり面等が崩壊しそうな場合は、二次災害が発生しないよう、迅速に対応する。
高 知 県 災 害 対 策 本 部		被災建築物応急危険度判定調査に協力する。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災宅地危険度判定作業の準備		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		現地情報班、被害認定調査班									
・被災宅地危険度判定作業に必要なものを下記に基づき準備する。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災宅地危険度判定作業の広報		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		現地情報班、被害認定調査班、広報班									
・被災宅地危険度判定の実施に係わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を広報班に依頼する。被災宅地危険度判定作業に必要なものを下記に基づき準備する。											
1	被災宅地危険度判定結果標識を事前に広報する。										
2	被災宅地危険度判定結果の市民への理解 ①広報紙等により、被災宅地危険度判定結果の意味について市民に周知する。 ②被災宅地危険度判定士は、市民の求めに応じて、危険度判定結果の意味を現地において説明する。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災宅地危険度判定の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		現地情報班、被害認定調査班									
・高知県被災宅地危険度判定実施本部業務マニュアルに基づき、宅地判定実施計画書を作成し、建設部が地震発生直後に実施する ・調査の実施に当たっては、県に登録された被災宅地危険度判定士（危険度判定が可能な土木技術者）に協力を要請する。 ・なお、高知県の被災宅地危険度判定士の認定を受けている本市職員は、下記のとおりである。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
市内の状況把握および被災宅地危険度判定実施の必要性の判断と被災宅地危険度判定士の要請		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		現地情報班、被害認定調査班、現地情報班									
災害対策本部		①災害発生後の概括的被害情報等に基づき、被災宅地の危険度判定実施の必要性の検討を行う。 ②被災宅地危険度判定を実施する必要があると判断したときは、本部長は県に対し被災宅地危険度判定士の派遣の要請を行う。									
建設部 現地情報班		被災宅地危険度判定に係わる調整を実施する。									
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災住宅の応急措置		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		現地情報班、被害認定調査班									
・被災宅地危険度判定の結果に基づいて、崩壊が起こりそうな擁壁・のり面のある宅地内の危険な建築物またはその宅地に接し危険な建築物等がある場合は、立入禁止等の措置をとるとともに、民間業者に委託して二次災害防止のための応急措置をとる。											

5 高潮、波浪等の対策計画

高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うことにより、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

実施内容は、「第2部 第2章 第1節 2 避難の誘導」および管理者の計画による。

役割分担

実 務 担 当		実 施 内 容
市災害対策本部	統 括 部	(1) 海岸保全施設等の調査および応急復旧に関すること (2) 浸水危険箇所の巡視に関すること
	消 防 部	(1) 浸水危険箇所の巡視に関すること (2) 浸水危険箇所からの避難誘導の緊急実施に関すること
南 国 警 察 署		浸水危険箇所からの避難誘導の実施に関すること
高知港湾・空港整備事務所		海岸保全施設等の調査および応急復旧に関すること
市 民		高潮および波浪が発生した場合は、直ちに海岸付近から避難する